

中国経済と
日本企業
2020年白書

中国经济与
日本企业
2020年白皮书

目次

ご挨拶-----	4	第3部 -----	103	第8章	
2020年建議の訴求点-----	6	各産業の現状・建議		金融・保険業	
エグゼクティブ・サマリー-----	8			1. 銀行-----	252
第1部-----	19	第1章-----	104	2. 生命保険-----	260
中国経済と日本企業の現状		農林水産業・食品		3. 損害保険-----	264
第1章-----	20	第2章		4. 証券-----	270
中国経済と日本企業の現状		鉱業・エネルギー		第9章	
第2部 -----	27	1. 石炭-----	110	観光・レジャー	
共通課題・建議		2. 電力-----	114	1. 旅行-----	278
第1章-----	28	第3章		2. ホテル-----	286
貿易		建設業		第10章-----	288
第2章-----	34	1. 建設-----	120	高齢者関連サービス・産業	
投資		2. 不動産-----	126	第4部 -----	295
第3章-----	40	第4章		各地域の現状・建議	
競争法		製造業		第1章-----	296
第4章-----	46	1. 繊維・アパレル-----	130	華北地域（北京市、天津市、山東省）	
税務・会計		2. 化学品-----	138	第2章-----	316
第5章-----	52	3. 医薬品-----	144	華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）	
労務		4. 医療機器・体外診断用医薬品-----	150	第3章-----	332
第6章-----	60	5. 化粧品-----	158	華南地域（広東省、福建省）	
知的財産権		6. セメント-----	164	第4章-----	340
第7章-----	74	7. 鉄鋼-----	170	東北地域（瀋陽市、大連市）	
省エネ・環境		8. 家電-----	176	第5章-----	346
第8章-----	80	9. 事務機器-----	182	中部地域（湖北省、湖南省、江西省、安徽省）	
技術標準・認証		10. 電子部品・デバイス-----	188	第6章-----	354
第9章-----	86	11. 自動車-----	192	西部地域（重慶市、四川省、陝西省）	
物流		第5章		索引-----	372
第10章-----	92	情報通信業			
政府調達		1. 情報通信-----	196		
第11章-----	100	2. ソフトウェア-----	202		
商工会組織		3. コンテンツ-----	212		
		4. 広告-----	220		
		第6章			
		運輸業			
		1. 海運-----	226		
		2. 空運-----	232		
		第7章			
		流通・小売業			
		1. 卸売業-----	238		
		2. 小売業-----	244		

ご挨拶

日中両国においては、近年、日中ハイレベル経済対話が重ねられ、2019年には複数回の首脳会談も開催されました。また、2020年においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、日中両国間でマスク等の物資の寄贈が行われるなど、両国間での協力の動きが見られました。

中国日本商会は中国の中央政府および地方政府とのさらなる対話促進を目的として、2010年から本白書を発刊しています。本白書は、中国日本商会および中国各地の商工会組織の日系企業（法学会員8,678社）が直面している課題の分析および解決のための建議を取りまとめたものです。「中国経済と日本企業の現状」「共通課題・建議」「各産業の現状・建議」「各地域の現状・建議」の4部に分かれ、全28章、55の建議項目からなっています。描かれているのは、日本企業の目から見た中国経済の現在の姿にほかならず、中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国でのビジネスの過程で遭遇したさまざまな課題が浮き彫りになっています。

2020年5月に開催された第13期全国人民代表大会第3回会議では、第13次五カ年計画のこれまでの達成状況等を踏まえ、改革によって市場主体の活力を引き出し、発展の新たな原動力を増強すること、より高いレベルの対外開放を推進し、貿易・外資の基盤を安定させることなどが示されました。本白書の主要な訴求点である「公平性の確保」はこれらの実現にあたっての土台となるものであり、中国が発展の質の向上を図るうえで不可欠なものです。本白書の建議には、中国政府が改革の深化を図るにあたり、ヒントとなるものが多く含まれていると確信しています。

中国経済の改革開放において、外資の重要性は計り知れず、中でも日本企業の果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。また昨今、世界を取り巻く情勢の不透明感が高まる中で、中国日本商会は先人の業績を引き継ぎ、日中間の経済協力関係をさらに磐石で強固たるものとし、中国のビジネス環境をさらに良いものとするために、今後も中国の中央政府および地方政府に積極的に建議して参ります。

本白書は、すべて中国日本商会の会員である企業の方々から仕事の傍ら寄せていただいた玉稿から成っています。特に、今回の2020年白書については、新型コロナウイルス感染症等による大変困難な状況の中で原稿の執筆を進めていただきました。また、本白書の取りまとめにあたり、当会の調査委員会事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所）が中心的な役割を担いました。また、中国各地の商工会組織との連携でも上海、大連、広州、青島、武漢、成都の各ジェトロ事務所にも多大なるご協力をいただきました。この場をお借りし、御尽力いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

本白書を通じて日中両国の対話が促進され、両国間の絆が深まり、共にさらなる発展に繋がることを切に願っています。

小川 良典

小川 良典

中国日本商会会長

2020年建議の訴求点

＜全体コンセプト＞

「公平性の確保」

＜建議の三要素＞

1. 対外開放

経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野での外資参入制限の一層の開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望する。

2. 行政の規制運用・手続

法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続の簡素化・迅速化、許認可・認証の大幅な廃止を要望する。併せて、制度の運用・解釈の統一や制度変更の際の十分な準備期間の確保を要望する。

3. 公平な競争

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の阻害となっている各種制度の見直し、国内企業と外資企業への公平な待遇、知的財産権制度の一層の改革を要望する。

＜本年の重点分野＞

1. 「投資」

外商投資法が2020年から施行されたことを受け、引き続き外資参入規制分野のいっそうの開放、グローバルスタンダードのさらなる採用に向けた積極的な取り組みを要望する。外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営について、予見可能性等に資する改善を要望する。明文化されていない口頭での指導や規制の実施は行わないよう要望する。

2. 「技術標準・認証」

標準策定プロセスにおける透明性の向上や公平性の確保、サイバーセキュリティ法の細則、標準等の制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるよう要望する。

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

日系企業にとっての中国ビジネス環境の予見性向上への期待

第13次五カ年規画綱要（以下、13・5規画）では、小康社会の全面的完成に向け、イノベーション発展、調和のとれた発展、グリーン発展、開放発展、共に享受する発展という5つの発展理念の確固たる樹立と徹底した貫徹に取り組むとしている。これにあたり、13・5規画では改革によって構造調整を推進することや市場の役割を重視する方針が改めて強調されている。

2020年5月に開催された第13期全国人民代表大会第3回会議（以下、全人代）の政府活動報告（以下、政府活動報告）では、13・5規画のこれまでの達成状況等を踏まえ、2020年の重点活動任務が定められた。同任務の筆頭には「マクロ政策の実施に力を入れ、企業の安定化と雇用の保障に努める」が挙げられた。このほか、「改革によって市場主体の活力を引き出し、発展の新たな原動力を増強する」「より高いレベルの対外開放を推進し、貿易・外資の基盤を安定させる」ことなどに重点的に取り組むとされた。

米中貿易摩擦や各国による保護主義的行動、新型コロナウイルス感染症等によって、日系企業のビジネスにおける不確実性が高まっている。このような状況の下で、中国におけるビジネス環境の「予見性の向上」に資するような制度の整備や運用が期待される。

2020年1月1日より、外商投資法が施行された。同法には、外商投資に関連する法令を制定する際、外資系企業の意見や建議を聴取しなければならないこと（第10条）、外商投資企業の政府調達活動への公平な参与を保障すること（第16条）をはじめ、日系企業等がこれまで「中国経済と日本企業白書」等において要望してきた内容が多数含まれている。同法は、中国とのビジネスを行う日系企業に大きな影響をもたらすものであり、同法が条文の規定どおり執行されることにより中国市場がいっそう開かれたものとなることを期待する。また、2020年5月に開催された全人代では、中国初となる「民法典」が可決・成立した。こうした法律の制定が日系企業にとっていっそうの「予見性の向上」につながることを期待したい。

日系企業は、2020年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備に繋がる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図る上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

13・5規画およびそれを踏まえた2020年の政府活動報告において、中国政府は近代的な市場体系の完備、行政管理体制改革の深化、全面的開放新体制の完備を目指し、改革を深化させていく方向にあるが、日系企業が中国ビジネス

スの現場で直面している課題を、対外開放、行政の規制運用・手続、公平な競争の観点から整理すると下記の通りである。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

対外開放

13・5規画の中では、公平競争が行われる市場環境、公正透明な法運用の実現、サービス業などの開放とイノベーションの全面的な実行が示された。2019年7月には、「外商投資ネガティブリスト（2019年版）」が公布され、外商投資の制限・禁止条項が48から40に減少し、一部の業種において外資の出資比率制限の緩和・撤廃が行われるなど、中国がより開かれた市場となるための取り組みが進展している。

また、2020年1月1日より、外資企業にとって基本法となる外商投資法と外商投資法実施細則が施行された。今後も関連する法令・規定の改正が行われていくとみられる。引き続き外資参入規制分野のいっそうの開放、グローバルスタンダードのさらなる採用に向けた積極的な取り組みを要望する。

- ・ **投資**：2019年7月施行の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」には、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する発展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、ネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。
- ・ **情報通信**：データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。外資企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制緩和することを要望する。
- ・ **コンテンツ**：中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がる。そこで、外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くことを要望する。

・**損害保険**：「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合併損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合併目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

・**高齢者関連サービス・産業**：大人用紙おむつに関する国際規格 ISO15621 は、介護される方（着用者）、介護する人（病院・介護施設）の排泄ケアの指針として紙おむつの選択から廃棄、費用、環境影響まで網羅し規定化している。中国では一般的にテープ止めタイプ、パンツタイプを単体で使用しているが、ISO15621ではこれらに加えてパッドタイプを補助パッドとして併用する方式を国際規格化している。補助パッドの併用は、テープ止めタイプやパンツタイプを単体で使用するよりも、ごみの軽減、介護者や被介護者の負担軽減、経済的コスト削減等のメリットがあることから、中国においても補助パッド併用方式の標準化を要望する。

行政の規制運用・手続

13・5規画の中では、行政審査・認可制度改革を深化させ、最大限に政府の企業経営への干渉を減らし、審査・認可事項の範囲を最大限縮小すること、公開で透明、高効率で迅速、誰にとっても公平な政府サービスを実現することが強調されている。2020年5月に開催された全人代の政府活動報告においても、2020年の重点取り組みの1つである「改革によって市場主体の活力を引き出し、発展の新たな原動力を増強する」において、「行政簡素化と権限移譲」「緩和と管理の結合」「サービスの最適化」改革を深化させることなどを強調している。行政手続の簡素化・迅速化、必要最低限のものを除いた許認可・認証の廃止、政府サービスの向上は、本白書においても引き続き日系企業が多く分野で求めているものであり、今後もいっそう積極的な取り組みの展開を要望する。

また、2020年においては、新型コロナウイルス感染症を受けて、予防・抑制のために各種の措置が打ち出されたが、それに関連する問題もみられる。今後緊急的な事態が生じた際はこうした問題が極力生じないよう改善を要望する。

・**投資**：新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた予防・抑制措置のうち、公布された後にその措置がいつ終了するか明確でないものがみられる。例えば、北京市などにおける、グループでの会食を禁止する措置について、終了時期が明確でなく外食店舗により対応にばらつきがみられる。各種措置につき、終了時期を明確にすることを要望する。また、新型コロナウイルス感染症の感染流行期間中に各レベルの政府等から発信もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市、郷・鎮レベルでの指示に相互に矛盾があるケースもあり、日系企業が対応に苦慮したケースがある。各レベルの地方政府等に対し、口頭のみでの伝達や指導は避け、通知のWEB上での公開や公文書による通知の

徹底を要望する。なお、下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することにより相互の通知や指示の矛盾を避けるよう要望する。

・**空運**：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政官民が協力し徹底阻止に向けあらゆる策を講じることは重要なことであり、民間企業として各種通達を順守する責務は十分に理解しているところである。しかしながら、感染拡大初期においては、現場当局からの通達については殆どSNSでのチャット機能が用いられ正式書面の開示や標準的なガイドラインが明示されないこともあった。通達発行後、対応までの時間的な猶予が設定されないケースは現時点でも継続している。また、現場責任者の判断により指示が異なる場合や、明らかに企業の役割を越えた指示を強いられる場合もあり、企業と現場で働く従業員の負担、特に新型コロナウイルス感染症対応では安全面が脅かされる場面もあった。通達にあたっては十分に時間的余裕を持って発行すること、発行にあたっては情報開示と書面での正式通知、加えて現場当局の運用責任の明確化を要望する。

公平な競争

13・5規画の中では、統一的な市場や公平競争の障害となっている各種規定や方法を徹底的に整理・取り除き、公平競争が可能な審査制度を実施する点や、市場参入制限を緩和する点が強調されたところである。また、2020年5月に開催された全人代の政府活動報告においては、重点取り組みの1つである「改革によって市場主体の活力を引き出し、発展の新たな原動力を増強する」の中で、「公正な監督管理で公平な競争を維持し、市場化・法治化・国際化されたビジネス環境を持続的に整備する」ことが盛り込まれた。本白書ではこうした方向性に沿って、市場原理が十分に活きるように、公平競争の障害となっている各種制度を見直し、透明性の高い市場経済ルールを整備とその適正な運用を要望する。

・**知的財産権**：外商投資法第22条では、技術提携の条件は各投資当事者が公平原則に従い協議して確定するとある。技術輸出入管理条例におけるライセンス技術の保証期間・範囲等も、公平原則のもと、当事者間の協議により決定できることを明確にさせていただくよう要望する。

・**技術標準・認証**：中国サイバーセキュリティ法について、その具体的な内容は弁法、細則、標準等により明確になると国家インターネット情報弁公室から説明されているが、一部のものを除き、未制定のものや意見募集段階のものが多い。これらの細則、標準等の制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、サイバーセキュリティ等級保護2.0を始めとする各制度の運用等においても、外資企業が不当に差別されることが無いよう、また、暗号法における規定と同様、ソースコードなどの占有情報の開示が求められることの無いよう制度・運用面での改善を強く要望する。

・**政府調達**：2019年、中国では「外商投資法」「政府調達における公平競争の促進およびビジネス環境の最適

化に関する通知」「ビジネス環境改善条例」「外資利用業務をより適切に行うことに関する国务院の意見」「外商投資法实施条例」等の外商投資企業に関する法令が相次いで制定・公布された。これらの法令のほぼ全てにおいて、外商投資企業が法により公平な競争を通じて政府調達活動に参加できることの保障が規定されていることは歓迎される。前述の法規の中で、政府調達に言及する内容についてはやや原則的な規定となっているため、より明確な関連の実施細則が早期に制定・公布され、地方政府レベルでもそれらが徹底して執行されることを要望する。

「安可（安全可控）」または「信創（信息化応用創新）」に係るリストの存在や適用される製品の範囲、要求内容や基準を明確にさせていただき、市場参入の透明性、予見可能性を確保していただくよう要望する。特に情報セキュリティ領域への参入基準や条件について明確な規定がなく、外資系企業による参入を実質上困難にしている。

中国企業の開発・製造であることをもって、情報セキュリティの要求を満たす要件としないいただきたい。中国企業製の製品ではないという理由のみをもって外資企業製品が排除されることにより、高いセキュリティ機能を有する製品までも政府調達から排除されることは、不合理な差別であり、中国の対外開放の政策と相容れない。また、特に情報セキュリティの問題において、外資企業の製品を排除し、中国企業が開発・製造した商品を調達することは、感情的に安全性を高めたように感じられることは理解するものの、日々進化するハッキング等の不正手段に対し迅速に最適な防御を行う上で、中国政府が取りうる選択肢を狭め、かえって脆弱性を生み出す恐れがある。中国における情報システムの安全性を担保するためにも、外資系企業の製品に対して公平な調達を行うよう要望する。

2019年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目

2019年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目を例示すると次の通りとなる。これらの項目では、建議の方向に沿った改善がみられたと考えており、中国政府のビジネス環境改善に向けた取り組みに感謝する。しかし、これらの中にもさらなる改善が求められる部分が残されているものもある。また、これら以外にも改善を期待する分野は依然多く残されており、引き続き、改善の取り組みが行われることを期待する。

- 1) 外商投資における制限・禁止条項の減少（2019年版白書、p34、「投資」建議③）

2019年7月30日から施行された「外商投資参入ネガティブリスト（2019年版）」は、2018年版外商投資産業指導目録と比較して制限・禁止条項は48項目から40項目に減少し、引き続き一定の緩和が進んだ。情報通信業では、付加価値電信業務のうち、外資の出資比率が50%未満でなければならない規制の例外として、これまでもあった電子商取引に加えて、国内でのマルチ通信、データの保存・転送、コールセンターが追加された。

- 2) 外資独資建築企業に対する受注規制（中系顧客工事の受注制限）の緩和（2019年版白書、p35、「投資」建議⑤およびp118、「建設」建議①）

国発〔2019〕23号「外資利用業務をさらに適切に行うことに関する意見」第一条（4）にて「内資外資の建築業企業の請負える業務の範囲を統一する」と明記され、さらに2020年1月17日、住宅都市農村建設部より「外商投資建築業企業管理規定」を廃止する通知が發布された。これにより、外資独資建築企業に対する受注規制が撤廃された。また、外資企業が建築設計、監理業務、ボーリングの資質を取得することについて、常駐外国人比率等の条件を規定する法規が、2018年、2019年と連続して住建部公布の通知により撤廃され、内外資企業での条件差がなくなった。この様に、内外資企業での条件差が撤廃され、国内市場への門戸の解放が着実に進められていることを高く評価する。

- 3) 合弁生保会社を設立した後、中国全土への拠点開設について（2019年版白書、p256、「生命保険」建議①）

外資合弁生保は、元の中国保険監督管理委員会より、複数の支店の設立申請を同時に行なってはならない旨を通達されていた。仮に申請したとしても、同時に審査・承認されることはないと言われており、新たな支店の設立申請過程において、外資合弁生保が中国国内企業と同様な待遇を受けられるとの明確な規定がなかったところ、2019年11月29日日付の「外資保険会社管理条例实施细则」（改定版）では外資系保険会社の支社設立に対して、国内会社と同様に準拠された。

- 4) 証券業、資産運用業への外資参入規制の緩和（2019年版白書p268、「証券」建議①）

2018年4月のボアオ・アジアフォーラム（海南省）で、習近平国家主席が新たな対外開放政策を表明、その後、中国人民銀行総裁が金融業の対外開放に関する12項目を発表し、期限を区切って実施することを確約した。2019年は、7月20日に国务院金融安定発展委員会が金融業の対外開放に関する11条から成る措置を、6月13日に中国証券監督管理委員会（証監会）が証券業の対外開放に関する9項目から成る措置をそれぞれ発表した。さらに、2020年1月16日、米中両国政府は、金融分野も含め、第1段階の経済・貿易協定に署名した。前述の2つの措置と米中協定の結果、証券業および資産運用業（基金管理会社）では、2018年から見て3年後の2021年に外資出資上限を撤廃するとしていた方針を変更し、2020年4月に1年間前倒しして撤廃した。

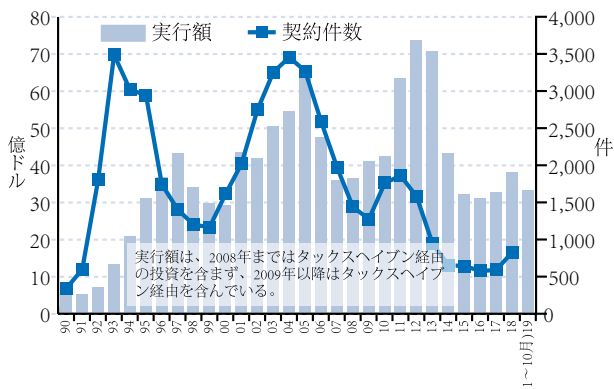
- 5) 外資独資旅行社の中国公民アウトバウンド業務の解禁（2019年版白書、p274、「旅行」建議①およびP288、「北京市」建議③）

先般、国务院より公布された「国务院関于全面推進北京市服務業拡大開放総合試点工作方案的批复」（国函〔2019〕16号）によれば、北京市人民政府が上申ししていた「全面推進北京市服務業拡大開放総合試点工作方案」（サービス産業拡大開放の総合試験プログラム、以下「試験プログラム」という）に同意し実施せよとの指示があった。この試験プログラムには外商独資旅行社に対する出境旅游業務（台湾を除く）開放の項目が含まれており、長年、当白書で要望してきた項目が反映されたことを歓迎するとともに、申請手続を速やかに進めていただくよう要望する。

中国経済における日本

2019年1～10月の日本の対中直接投資実行額は前年比2.9%減の33億3,000万ドルとなり前年から微減となった(図1)。また、2019年の全世界からの対中投資実行額は、前年比2.4%増の1,381億4,000万ドルとなり、前年に引き続き過去最高を記録した。

図1: 日本の対中投資



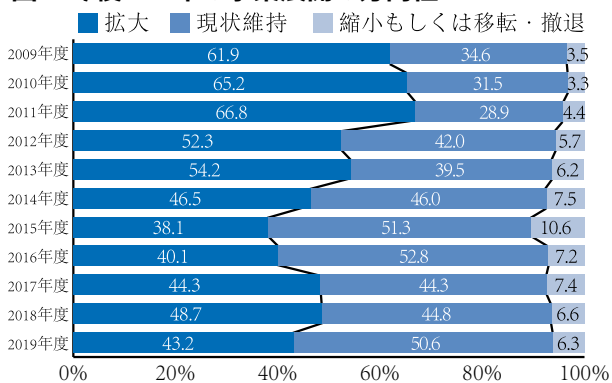
注: 執筆時点で入手可能なデータにより、2019年の投資額は1～10月としている。

出所: 商務部、CEIC

中国に進出している日系企業に対して2019年8～9月にジェトロが実施したアンケート調査では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は43.2%、「現状維持」と回答した企業の割合が50.6%となっている(図2)。中国における事業拡大の意向は、2015年度に38.1%と1998年の調査開始以来、初めて4割を下回っていたが、2016年度は2.0ポイント拡大し40.1%となった。さらに、2017年度は大幅に回復して48.3%となり2018年度も48.7%と増加傾向が続いていたが、2019年度は一転して前年比5.5ポイントの低下となった。

また、「拡大」として回答した企業に対し、具体的に「拡大する機能」を複数回答で尋ねたところ、「販売機能」(61.8%)、「生産(高付加価値品)」(38.2%)が上位2位の回答となった。中国で製造・消費の高度化が進展するなか、優れた商品や技術、ノウハウ等を提供すべく日本企業が市場開拓を強化している様子がうかがえる。

図2: 今後1～2年の事業展開の方向性



出所: ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

また、前述の調査では、経営上の問題点についても選択式で尋ねている。それによると、最も多かったのは前年同様「従業員の賃金上昇」であったが、回答率は前年比2.0ポイント下落し73.7%となった。そのほか、「競合相手の台頭(コスト面で競合)」(50.0%)、「調達コストの上昇」(47.5%)、「環境規制の厳格化」(43.5%)等が問題となっている(表)。

表: 経営上の問題点(中国 全分野上位10項目、複数回答)

回答項目	2019年度調査 (%)	2018年度調査 (%)	増減 (ポイント)
1位 従業員の賃金上昇	73.7	75.7	△ 2.0
2位 競合相手の台頭(コスト面で競合)	50.0	51.7	△ 1.7
3位 調達コストの上昇(製造業のみ)	47.5	53.5	△ 6.0
4位 従業員の質	44.0	42.0	2.0
5位 環境規制の厳格化(製造業のみ)	43.5	45.8	△ 2.3
6位 品質管理の難しさ(製造業のみ)	42.4	48.0	△ 5.6
7位 限界に近づきつつあるコスト削減(製造業のみ)	42.1	43.0	△ 0.9
8位 新規顧客の開拓が進まない	41.4	43.4	△ 2.0
9位 主要販売市場の低迷(消費低迷)	40.2	21.9	18.3
10位 主要取引先からの値下げ要請	39.8	38.3	1.5

出所: ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日系企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。貿易については、日本は2019年の中国の輸出先として国・地域別では第3位、金額は1,432億ドルとなった。輸入でも第3位の1,715億ドルとなっており、中国にとって日本は重要な貿易パートナーとなっている。

投資について中国側の統計をみると、中国への進出日系企業数は2万3,094社(2012年末時点、中国貿易外経統計年鑑2013:注)であり、国別ではトップとなっている(なお、日本外務省の「海外在留邦人数調査統計 令和元年版: 2018年10月1日時点」では中国の日系企業の「拠点数」は3万3,050拠点)。直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇用を生んでいるとされ、雇用創出面での貢献も大きい。

また、優れた技術・ノウハウ等を保有する日系企業が少なくなく、受発注両面で中国企業の技術力や経営効率の向上、競争力の強化に貢献している。また、一部産業のサプライチェーンにおいては、他に代替のききにくいハイテク製品の基幹部品や特殊原材料の供給における日系企業のプレゼンスも高い。

日系企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしている。

中国に進出している日系企業に対して2019年8～9月にジェトロが実施したアンケート調査では、「通商環境の変化に対する対応策」として、「生産地の移管(実施済・予定を含む)」を「あり」と回答した中国進出日系企業は9.2%、調

達先の変更（実施済・予定を含む）を「あり」と回答した企業は9.9%と、いずれも1割に満たない割合にとどまった。一方、中国国内消費市場の成長減速や米中摩擦による先行き不透明感などから、日系企業の中国における事業拡大意欲は2018年と比較して5.5ポイント縮小（現状維持は拡大）した。

上記のアンケート結果からは、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の影響により、日系企業が重大なビジネス上の意思決定を行うにあたっての不確実性が高まっていることがうかがえる。日系企業は今後中国でのビジネスをさらに拡大させ、中国経済および社会の発展に貢献したいと希望するが、そのためにも、中国におけるビジネス環境の改善、予見可能性のいっそうの向上が期待される。

新型コロナウイルス感染症と日系企業

2020年、新型コロナウイルス感染症は在中国日系企業にも大きな影響を与えた。日中経済協会北京事務所と中国日本商会では1月末から計10回にわたり日系企業に対するアンケート調査を実施したが、第10回目（5月11～12日実施）のアンケートでは、多くの企業が操業を再開した一方で、稼働率の引き上げが課題となっている状況が浮き彫りになっている。

在広州日本国総領事館とジェトロ広州事務所が共同で実施した「第2回新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート（華南地域版）」によると、アンケート実施期間（4月2日～10日）においては、回答企業361社のうち98.0%の企業が操業・生産を再開済みとなった。政府の企業支援策への評価は、省・自治区では46.7%、市レベル以下では48.5%が「高く評価する」「評価する」と回答があり、一定の評価をされている一方、「まだわからない」がいずれも4割に上っている。利用している支援策は、「社会保険料の引き下げ」や「税金の減免」といった回答が上位となった一方、「何も利用していない」が省レベルでは3位、市以下レベルでは4位となっており、十分に活用できていない企業も少なくない。「何も利用していない」理由としては「どのような支援策があるか不明」が最も多かった。

華東地域日商倶楽部懇談会が6月28日から7月2日まで同懇談会会員企業に対して実施したアンケート結果によると（アンケート回答企業942社）、回答企業の半数以上が2020年の収益について10%以上のマイナスを見込み、うち約3割の企業は21%超のマイナスの影響を受けると見通していた。事業が正常化する時期については、8割近い企業が2021年以降になると見込んでいる。新型コロナウイルス感染症への中国政府の対応については評価するとの企業が7割超にのぼった。一方で日中間の往来の早期正常化やビザ・居留許可の失効への対応を求める声などがみられた。

中国日本商会では、会員企業を中心に「新型コロナウイルス感染症に関する課題と要望」について意見を募集し、日本貿易振興機構北京事務所、日中経済協会北京事務所の3組織の連名にて、政府機関等に「新型肺炎の感染流行への積極的な対策と企業の正常な生産経営の早期回復に関する日系企業の意見」を提出した。同意見では、省市をまたいだ移動制限に関して一律の隔離ではなく分類管理を行うこと、

操業再開のための申請に係る問題の改善、中央・省市レベルでの通知と現場の運用実態との齟齬について、ウェブサイトでの公開や公文書での通知を徹底し、相互の通知や指示の矛盾を避けること、日本一時帰国中にビザ・居留許可等の期限が切れる問題などを提起した。

また、7月には政府機関に対して、日本企業関係者等の日中間往来に関して、(1)ビザの広範かつ迅速な発給、(2)ビジネス関連の人員のみならず、日本人学校教員へのビザ発給、(3)北京への直行便の再開を含め、日中の旅客便の早期の路線回復・増便を要望した。

第1部
中国経済と
日本企業の現状

第1部
中国经济与
日本企业的现状

第1章 中国経済と日本企業の現状

2019年の中国経済の動向

2019年の中国経済は、米中貿易摩擦に関する協議が進展するも、企業等のマインドが一旦は落ち着き、経済の持ち直しが期待される局面から始まった。中国政府はこうした動きを確実なものとするため、年初より、包括的な消費刺激策や減税・社会保険料の軽減、地方債の前倒し発行等を実施した。もっとも、夏場以降は、米中貿易摩擦の再燃・長期化や中小銀行の経営問題もあって将来への不確実性が強まり、経済への下押し圧力が高まることとなった。こうしたも、企業の収益や資金調達を巡る環境改善が遅れ、消費の伸びの緩やかな減速や投資の伸び悩みは年末まで続いたが、政府が年後半に反循環的な（景気の悪化を押し止めるような）金融調節を強化するなどして景気を下支えた結果、経済成長率は通年で前年比6.1%となり、所期目標（同6.0～6.5%）の達成に漕ぎ付けた形となった。

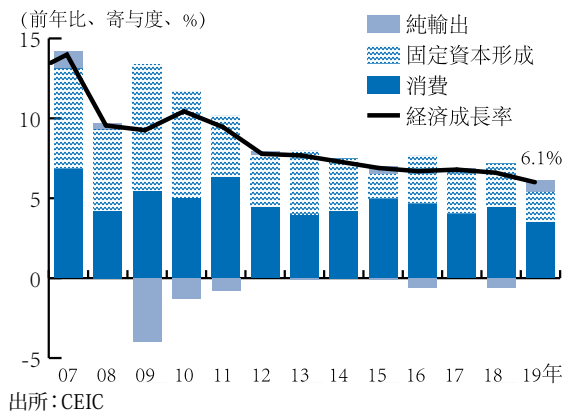
表1：主要経済指標と目標値

	2019年	
	目標	実績
経済成長率（実質）	6.0～6.5%	6.1%
消費者物価指数（CPI）	3.0%前後	2.9%
M2（注）	（8.1%）	8.7%
全社会固定資産投資（名目）	n.a.	5.4%
社会消費品小売総額（名目）	n.a.	8.0%
都市新規就業者数（万人）	1,100以上	1,352
全国住民1人当たり可処分所得（実質）	6.0～6.5%	5.8%

注：M2の目標値は、「国民経済社会発展計画」において、「（その伸び率が）GDP名目成長率と整合的になるようにし、2018年の実績の伸び率と同じ規模になるようにする」との記載を踏まえ、ここでは前年実績の数字を記載。

出所：国家発展改革委員会「2018年国民経済社会発展計画の執行状況と2019年国民経済社会発展計画案についての報告」、CEIC

図1：実質経済成長率と寄与度



需要項目別動向

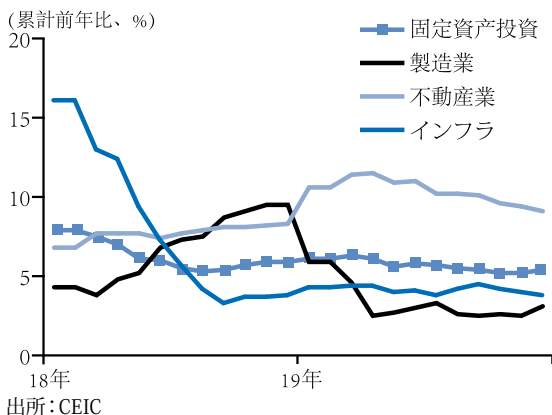
消費は、底堅い雇用環境等を背景に引き続き堅調に拡大したが、所得の増勢鈍化もあり緩やかに減速した。社会

消費品小売総額は、自動車販売等が振るわず、前年比8.0%増（前年9.0%）となった。

投資は、経済成長のバランスへの配慮も残る政策運営のもと、安定的に推移したが伸び悩み、固定資産投資（農家を除く）は、前年比5.4%増（前年5.9%）となった。内訳をみると、製造業投資は、米中貿易摩擦の長期化による不確実性の高まりや企業利益の減少などから、大幅に減速した。インフラ投資は、地方債の前倒し発行などの促進策が採られたが、健全な債務管理も意識され伸び悩んだ。不動産投資は、一頃は伸びを強めたが、政府が住宅投機を許容しない姿勢を堅持する中、増勢は次第に鈍化した。

純輸出は、米中貿易摩擦による関税率の引き上げから輸出の伸び率が縮小したが、輸入の伸び率はそれを上回って縮小したため、経済成長率に対してプラスの寄与に転じた。

図2：固定資産投資の推移



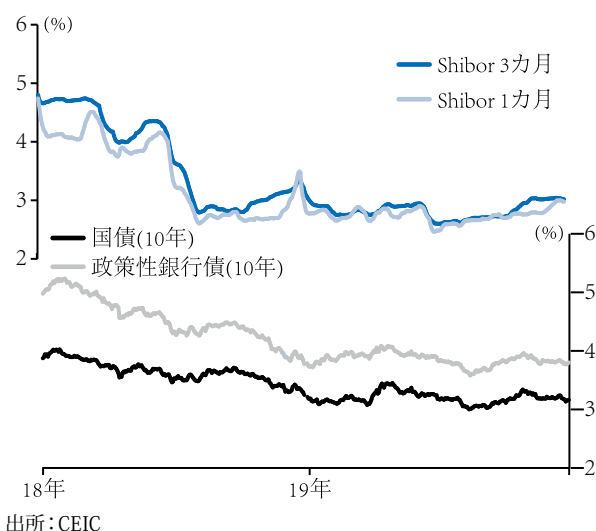
民営企業の資金繰り支援と金融の供給側構造改革

金融面をみると、中小零細を含む民営企業の資金調達難や調達コストの高止まりに対応するため、政府は数値目標を設けて国有大型銀行に中小零細企業向け貸出の増加を求めた。また、中国人民銀行は3度にわたって預金準備率の引き下げを行ったほか、貸出参照金利LPRの見直しを通じて貸出金利を効果的に低下させるメカニズムを整備するなどし、民営企業等の資金繰り支援を一段と強化した。

金融システムについては、地方の金融監督管理の強化等を含む金融の供給側構造改革が進められ、政府は2019年5月に包商銀行を公的管理下に置くなど、中小銀行の経営等の改善に取り組んだ。また、中国人民銀行は商業銀行の永久債発行による資本拡充を支援した。

市場金利は、中国人民銀行による潤沢な流動性供給を背景に、低位横這いで推移した。

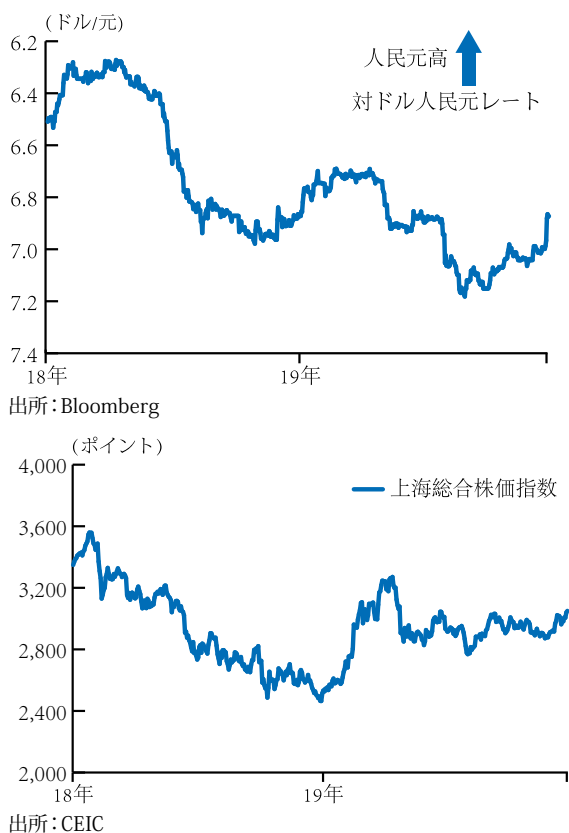
図3: インターバンク金利と債券金利 (10年)



人民元および上海総合株価指数の動向

人民元対ドルレートは、米中貿易摩擦を巡る動向に振られる展開となった。すなわち、2019年年初以降、米中協議の進展を受けた元安修正の流れが4月まで続いたものの、5月初に貿易摩擦の再燃により急速に元安が進行した。また、米国による対中追加関税「第4弾」の導入が発表された8月初には、7.0の節目を超えて2008年以来11年ぶりの水準にまで元安が進行した。その後、年末にかけては、米中協議のいわゆる第一段階合意もあって元高が進行し、一時6台に戻す局面も見られた。

図4: 人民元対ドルレートと上海総合株価指数



上海総合株価指数は、年初に2,400台にまで下落する場面がみられたが、米中協議の進捗期待のほか、政府による景気刺激策や中国人民銀行による金融緩和に支えられる形で、通年でみると上昇した。なお、3月にはハイテク企業の資金調達を後押しする科创板が創設された。

2020年の展望

中国政府は、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため強力な防疫措置を実施し、経済活動は幅広い分野で停止・縮小を余儀なくされた。その後、新規感染者数の減少傾向が明確になる中で経済活動は徐々に正常化に向かっており、3月の経済統計は持ち直しに転じたが、2020年第1四半期の経済成長率は前年同期比6.8%減と1992年の四半期の統計公表開始以来で初のマイナス成長となった。

2月の中共中央政治局会議では「積極的な財政政策は一段と積極的に為すべきことを為す」「穏健な金融政策は一段と柔軟かつ適正に運営する」とされ、マクロ経済政策の一段の強化が示唆された。その後、4月の同会議で、財政赤字GDP比率の引き上げや特別国債の発行などが決定された。

先行きのリスク要因としては、①国内における新型コロナウイルス感染症の再拡大やその懸念の高まりに応じた経済活動の再縮小、②海外における新型コロナウイルス感染症の拡大が外需や国際物流に及ぼす影響の長期化、③人々の慎重な行動様式の長期化によるサービス消費の回復の遅れ、④企業の信用力の悪化と金融システムへの影響、⑤雇用・所得環境の悪化、⑥貿易等を巡る米中摩擦の再燃などを指摘でき、引き続き注意深くみていく必要がある。

在中国日系企業の経営状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、毎年「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」を実施し、中国を含む海外への進出日系企業の活動実態について調査・公表している（2019年度調査の中国の有効回答企業数694社）。同調査によると、2019年度の営業利益（見込み）を「黒字」と回答した在中国日系企業の割合は前年度比3.2ポイント減の68.5%となった。2015年以来4年ぶりに前年度比減となったものの、過去10年間では3番目に「黒字」との回答の割合が高い水準となった。

製造業を対象にした国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2019年度 海外直接投資アンケート結果（第31回）-」においては、中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域の中で、中国は前年まで2年連続で1位だったが、インドが首位となったため2位となった。同報告書では、その要因として、米中摩擦の激化や景気減速で市場の成長期待が陰ったことを挙げ、慎重な見方が広がっているとした。一方で、中国が抱える巨大市場を無視はできず、サプライチェーンの組み換えや米中摩擦の回避策を講じつつ、現地事業は引き続き強化するとの声が多く聞かれていると指摘した。

前述のジェトロ日系企業調査では、経営上の課題についても選択式で調査をしている。それによると、日系企業の経営上の課題で最も回答率が高かったものは、「従業員の賃金上昇」(73.7%)で、前年度調査比で2.0ポイント減少したものの、項目別では引き続き最大となった。第2位は、「競合相手の台頭」(50.0%)となった。

このほか、上位10項目の中では、「主要販売市場の低迷(消費低迷)」(40.2%)が前年度比で18.3ポイント増と最も大きく増加したほか、「主要取引先からの値下げ要請(39.8%)」が新たに上位10項目に加わった。景気が減速する中で、これら販売・営業面における課題が浮き彫りになった。

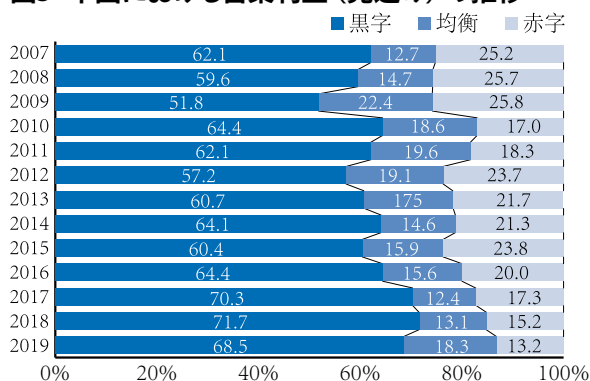
また、2020年1月以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびその予防・抑制措置に起因する課題が在中国日系企業の経営に大きな影響を及ぼした。

例えば、2020年2月に中国日本商会、日本貿易振興機構北京事務所、日中経済協会北京事務所が新型コロナウイルス感染症の影響や在中国日系企業が直面する課題について意見を取りまとめ、中央・地方政府等に提出した意見書では、中国で就労、生活していた日本人(企業従業員、家族、学生等)が感染流行のために中国に帰ることができなくなり、ビザ、就労許可・居留許可で認められた中国を離れている期間中に期限が満了するものの、延長手続を行うことができない問題や、14日間の隔離措置等による省市を跨いだ移動制限に付随する問題、操業再開のための申請と審査に係る問題、中央政府や省・市政府が公布した通知等の内容と現場での運用実態の齟齬の問題などが改善・解決を希望する事項として挙げられた(注1)。

その後、中国国内での新規感染者数が減少した2020年4～5月時点で、中国各地の日系商工会組織等が実施したアンケート結果を概観すると、操業を再開したものの国内需要や海外需要の減少により稼働率(操業率)が低下しているという状況が共通の傾向としてみられた(注2)。

このほか、中国政府が3月28日から、現在有効な訪中査証および居留許可を有する外国人の中国への入境を暫定的に停止、3月31日から中国滞在15日間までの査証免除措置すべてを暫定停止したため、日本に滞在中の駐在員とその家族、出張者や新規赴任予定者等が中国に入国できなくなり、在中国日系企業の経営に大きな影響を与えた。

図5: 中国における営業利益(見込み)の推移



出所: ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

表2: 在中国日系企業の経営上の問題点

	回答項目	回答率(%)		増減 (ポイント)
		2019 年度	2018 年度	
1位	従業員の賃金上昇	73.7	75.7	▲ 2.0
2位	競合相手の台頭(コスト面で競合)	50.0	51.7	▲ 1.7
3位	調達コストの上昇(製造業のみ)	47.5	53.5	▲ 6.0
4位	従業員の質	44.0	42.0	▲ 2.0
5位	環境規制の厳格化(製造業のみ)	43.5	45.8	▲ 2.3
6位	品質管理の難しさ(製造業のみ)	42.4	48.0	▲ 5.6
7位	限界に近づきつつあるコスト削減(製造業のみ)	42.1	43.0	▲ 0.9
8位	新規顧客の開拓が進まない	41.4	43.4	▲ 2.0
9位	主要販売市場の低迷(消費低迷)	40.2	21.9	▲ 18.3
10位	主要取引先からの値下げ要請	39.8	38.3	▲ 1.5

出所: ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

注1: 中国日本商会、日本貿易振興機構北京事務所、日中経済協会北京事務所「新型コロナウイルス感染症の感染流行への積極的な対策と企業の正常な生産経営の早期回復に関する日系企業の意見」

注2: 日中経済協会北京事務所、中国日本商会「新型コロナウイルスに関する第10回アンケート結果」、華東地域日商倶楽部懇談会「新型コロナウイルスの企業活動への影響について(華東地域の日系企業アンケート結果)」、在広州日本国総領事館、ジェトロ広州事務所「第2回: 新型コロナウイルスの影響に関するアンケート結果(華南地域版)」



第2部 共通課題・建議

第2部 共同问题及建议

第1章 貿易

2019年の中国の貿易総額は前年比1.0%減の4兆5,753億ドルとなった。うち輸出は0.5%増の2兆4,984億ドル、輸入は2.8%減の2兆769億ドルとなり、輸出は3年連続の増加、輸入は3年ぶりの減少となった。海関総署は2019年の貿易について、世界経済の成長鈍化や内外におけるリスクの高まりの中でも安定成長を保ちつつ、輸出単価の上昇や高付加価値品の輸出増加など質の面でも向上したと評価した。2020年については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や継続する米中摩擦の動向が貿易に大きく影響を与えるとみられ、こうした状況を受けて中国政府がどのような取り組みを進めるか注目される。

2019年の日中貿易を双方輸入ベース（注1）でみたところ、総額は前年比3.7%減の3,407億3,296万ドルとなり、3年ぶりに減少に転じた。日本からの輸出（中国の対日輸入、以下同じ）は4.8%減の1,715億1,465万ドル、輸入は2.5%減の1,692億1,830万ドルとなった（注2）。その結果、日本の中国に対する貿易収支は22億9,635万ドルと、3年連続で黒字となったが、黒字幅は前年比で大幅に縮小した。

日本からの輸出を品目別にみると、構成比が最大である電気機器のうち、集積回路（HSコード8542）や化粧品類（HSコード33類）が増加したものの、機械類（HSコード84類）、自動車の部分品および付属品（HSコード8708）等が減少したことにより、全体としては減少に転じた。

日本の貿易に占める中国の構成比は、輸出が19.1%で前年比0.4ポイント縮小した一方、輸入は23.5%で0.3ポイント拡大した。その結果、貿易総額に占める中国の構成比は21.3%と、前年比0.1ポイント縮小した。日本の対世界貿易において、中国は輸出額で2018年に2012年以来6年ぶりに米国を上回り第1位となったが、2019年は再び第2位となった。日本の対世界輸出の減少（4.4%減）に対する寄与度（マイナス1.3ポイント）は最大だった。一方、貿易総額と輸入額では引き続き第1位となった。それぞれ2007年以降13年連続、2002年以降18年連続で第1位となっている。

中国の統計によると、2012年末の在中国日系企業数は2万3,094社（中国貿易外経統計年鑑2013：注3）と2万社を超えている（なお、日本外務省の「海外在留邦人数調査統計 令和元年版：2018年10月1日時点」では中国の日系企業の「拠点数」は3万3,050拠点となっている）。日系企業は中国に生産・販売拠点を設置し、中国での競争力強化と内需開拓に向け経営資源を配分しつつ、積極的に事業を展開し、グローバルなサプライチェーンの中で日々貿易に従事している。

注1：JETROが財務省貿易統計と中国海関統計を基に分析したもの。貿易統計は輸出を仕向地主義、輸入を原産地主義で計上しており、

香港経由の対中輸出（仕向地を香港としている財）が、日本の統計では対中輸出に計上されない。一方で、中国の輸入統計には日本を原産地とする財がすべて計上されることから、両国間の貿易は双方の輸入統計のデータがより実態に近いと考える。なお、中国の輸入統計はドルベース発表値、日本の輸入統計は Global Trade Atlasによるドル換算値を用いている。

注2：財務省貿易統計の円ベース（輸出確報、輸入9ヶ速報）では、総額が33兆1,273億円（前年比5.6%減）、輸出が14兆6,827億円（7.6%減）、輸入が18兆4,446億円（3.9%減）となった。

注3：中国貿易外経統計年鑑では、2014年版以降は国別の企業数の統計が発表されていない。

貿易における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。同一商品が通関担当者によって異なるHS番号区分と判定され、関税や輸出増値税還付率が異なるケースも発生している。

通関手続および運用に関する問題

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種の努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。通関のペーパーレス化などの進展を評価する日系企業の声も聞かれる。

海関総署が2017年12月26日に公布した「海関予裁定管理暫定弁法」（以下「管理暫定弁法」、海関総署令第236号）は、事前裁定について、その申請や認可範囲と手続等について規定しており、2018年2月1日から施行された。同法の施行により輸出入貨物の商品分類や原産地等資格ならびに課税価格にかかわる要素等について事前の裁定が認められることになった。また、2018年10月には「税関事前分類決定後の関連事項に関する公告」（海関総署公告[2018]138号）が公布され、「管理暫定弁法」実施後の措置の詳細が明らかとなった。今後、企業が税関商品分類の事前裁定を申請する必要がある場合、「管理暫定弁法」および「『税関事前裁定管理暫定弁法』の実施に関する事項についての公告」（税関総署公告[2018]14号）の関連規定に従うことになる。

さらなる貿易自由化への期待

中国政府が貿易のさらなる自由化のため、近年諸外国・地域とFTA締結に向けた取り組みを積極的に進めていることを歓迎する。今後も引き続き貿易自由化に向けた取り組みの進展が期待される。他方、FTAを実際に利用するにあたっては、条文と矛盾したり、記載のない要求が行われている事例もあるため、運用面の改善が期待される。

米中貿易摩擦による影響

ジェトロが2019年8月から9月にかけて在中国日系企業に対して実施したアンケート調査（618社が回答）では、「通商環境の変化が与える現時点の影響」について、35.4%が「マイナスの影響がある」と回答した（プラスとマイナス両方の影響があるとの回答は11.2%）。影響が及ぶ主な対象としては、現地市場での売り上げ（66.5%）、調達・輸入コスト（37.7%）、輸出での売り上げ（28.8%）などが挙げられた。

また、同調査で「通商環境の変化に対する対応策」として、「生産地の移管（実施済・予定を含む）」を「あり」と回答した中国進出日系企業は9.2%、「調達先の変更（実施済・予定を含む）」を「あり」と回答した企業は9.9%となった。米中貿易摩擦など通商環境の変化を受けながらも、実際に「生産地の移管」あるいは「調達先の変更」を検討（実施）する企業はどちらも1割に満たない結果となった。

新型コロナウイルス感染症による影響

中国政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する強力な防疫措置を実施し、経済活動は幅広い分野で停止・縮小を余儀なくされた。その後、中国国内の多くの地域で経済活動は復調の傾向を見せているが、中国にとっての主要な輸出先である欧米地域においては、感染拡大の影響による需要の減少がみられた。

今後も流行状況によっては外需の回復に時間を要する可能性もある。加えて、米中貿易摩擦による関税の引き上げ措置等も継続しており、2020年の中国の貿易はこの両者の動向に大きく左右される可能性が高い。このような状況の下、2020年5月に開催された全人代では、外資および貿易の安定が重要な取り組みの1つとして挙げられた。外資系企業にとって将来の不確実性が高まる中、中国政府が今後貿易に関してどのような取り組みを進めていくかが注目される。

<建議>

①通関に関する規制・制度の変更が直前に周知されるケースがある。WCO（世界税関機構）改正京都規約の一般付属書第9章では、税関はすべての利害関係者が関連情報を容易に入手できるようにすること、変更が発生した際には事前に十分な余裕を持って情報を入手できるようにすることを規定している。ついては、海関総署などの関連部門に対し、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合には、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法について配慮するよう要望する。

②同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園區または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈も、地域や担当者により異なる。通関一体化の推進に伴い改善が見られる部分もあるが、海関総署等の関連部門に対して、窓口人

員等への研修の強化やより詳細なマニュアルの整備などにより全国で統一的な運用を行うよう要望する。また、全国統一的な運用の実効性を高めるため、税関間の調整機能の強化を要望する。

③WTO貿易円滑化協定第7条では努力規定として所要時間調査（TRS）を定期的の実施し公表するように求めている。各税関の通関所要時間を可視化することにより、通関効率化への取り組み向上にもつながるため、税関ごとの通関所要時間を調査し公表するよう要望する。また、上記で収集したデータに基づき、引き続き通関、商品検査に係るリードタイムの短縮に取り組むよう要望する。

④輸入商品の法定検査について、「輸出入商品検査法实施条例」第16条に基づき通関申告地の出入境検査検疫機構へ検査申請することになっており、かつ同条例第18条により目的地での検査を受けなければならないが、通関申告地と目的地の検査検疫組織間で申請情報の連絡がうまくできておらず、検査まで非常に時間を要したケースがあった。海関総署等の関連部門に対して、通関申告地においても法定検査を受検できるよう要望する。併せて商品検査検疫の迅速化、手続の簡素化、通関・検疫のペーパーレス化を早期に実現し、同一港湾のみならず全国で検疫一体化を実施するよう要望する。

⑤HS番号の対象品目を詳細に解釈した資料の公開を要望する。また、入港、接岸、荷役許可時の必要書類、所要時間も可能な限りの統一を要望する。

⑥「税関輸出入貨物通関申告書修正および取消管理弁法」第7条により、修正事由が通関業者に起因する場合は申告事項を修正できるが、それ以外の中国輸入者や海外輸出者等に起因する場合には修正の可否が規定されておらず、修正が認められない場合が多い。海関総署等の関連部門に対して、通関後の輸出入申告事項の修正の可否を明確にするとともに、FAQ等において自主的な修正申告が認められる事例を例示するよう要望する。

⑦天津爆発事故以降、各港によりIMDG（国際海上危険物）の取扱いCLASSが制限され、全CLASSの取扱いが可能な港は上海港のみとなった。その結果、上海での輸入を余儀なくされコスト上昇を招いている。他港でも従来通り全CLASSの取扱を可能とするよう改善を要望する。

⑧近年、税関によるロイヤルティ支払いや特殊関係間の取引価格にかかわる調査が強化されている。しかし、個々の案件について、税関からどのような根拠・基準に基づいて課税の必要性や価格の妥当性を判断しているのかの情

報が企業に十分に開示されていない。また、企業の主張および説明に対して、税関が同意しない場合、その理由を明確にせず、企業に主張を立証するように一方的に求める事例がある。企業の対応負担を減らすため、海関総署から各地税関に対して、課税の可否や課税価格の判断根拠を明確に提示するよう、指導することを要望する。

- ⑨中国からASEANや中南米向けに自由貿易協定（FTA）を利用する際、その施行細則上に、原産地証明書に記載するHSコードを輸入国のHSコードとする旨の規定がある。しかし、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目について、中国各地の原産地証明書発給機関が自国（中国）のHSコードを記載するよう要求している。発給機関の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTAが利用できない、あるいは発給機関との交渉に時間を要しFTAの利用に遅れが生じる場合がある。この問題は2016年白書で提起しており、その後も解消しておらず、最近においても同様な問題が発生しているため、中央政府から各地の原産地証明書発給機関に対して、FTAの条文と矛盾したり条文に記載のない要求を行わないよう、指導徹底いただく事を強く要望する。
- ⑩日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期締結を要望する。
- ⑪「輸出監督管理倉庫および所蔵貨物の管理規定」によれば、中国の輸出監督管理倉庫のうち、国内結節点型倉庫は最低申請面積が1,000平方メートルとなっているために保有が困難となっている。海関総署等の関連部門に対して、最低申請面積の縮小を要望する。
- ⑫2019年1月より施行された「税関認証企業標準」によって、これまで輸出入者、輸送会社、通関業者がすべて1つの基準であったものが、個別に基準が定められた点は評価できる。しかしながら、基準を満たすための条件が画一的であり柔軟性に欠けている。例えば、二段階申告への変更や事前申告への対応等については、発生の都度総経理等に報告をしており、総経理も内容を認識しているが、輸出入認証企業の基準では、総経理等に対する定期的な研修が求められており、別途改めて研修を開催しなければならない。また、同じ輸出入者でも、自社工場で貨物を生産しているメーカーと生産工場を持たない貿易会社では、安全上の問題が発生する可能性が異なるため、求められるセキュリティレベルは異なってしまうべきである。したがって、海関総署においては、認証企業の判断基準を細分化するなど実態に合った対応を行うよう要望する。

⑬AEO（Authorized Economic Operator）制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化措置を提供する制度であるが、2018年の法改正以降、再認定作業が優先される傾向にあると思われるため、新規受付・承認・認定に時間を要しており、改善を要望する。また、再認定に伴う提出書類が多いことから、その簡素化も要望する。

- ⑭自社中国工場と中国顧客が登録している同一製品（部品）に対するHSコードが異なる場合、中国内で同製品（部品）の保税工場間の移動ができないため、一度香港・日本等へ輸出し、再輸入している。EU内やマレーシアと同様、保税工場間は双方のHSコードが異なる場合でも、内陸輸送ができるよう改善を要望する。
- ⑮国内保税工場から物流園區等の保税地域を利用し中国国内へ貨物を輸入する場合の運用条件が厳しく、活用できない事態が発生しやすい。具体的には入区（輸出）と出区（輸入）の両者間で「HSコードが同一であること」「申告価格がマイナスではないこと」の両者を満たさない限り、貨物を出区（輸入）させることができないとされている。法令上の根拠が必ずしも明確とは言えない中で、長年そのような運用が続いていると理解しているが、法令根拠を含めた活用条件の明確化と、条件を満たさない場合に例外的に活用を行うためのルール整備を要望する。
- ⑯米中貿易摩擦の継続により、関税率の複数回にわたる引き上げが事前に十分な周知期間なく実施されていることにより、関税の引き上げに伴う負担の増加が継続している。このことにより、収益の悪化など深刻な影響を受けている企業もあり、早期の問題解決が望まれる。両国政府間で摩擦解消に向けた協議を加速することを要望する。また、昨今の香港をめぐる米中間の問題は、中国に拠点をおきグローバルでの活動を展開する企業各社にとって深刻な問題であり、香港がグローバル貿易におけるハブ機能をしっかり堅持し、安定的で予測可能な位置づけを堅持することを要望する。

第2章 投資

商務部の発表（2020年1月21日）によると、2019年の対内直接投資は、前年比5.8%増の9,415億2,000万元となった（ドルベースでは2.4%増の1,381億4,000万ドル）。世界的には直接投資が縮小する一方、対中直接投資は過去最高を再び更新した。商務部の担当者は、中国への対内直接投資の金額は開発途上国では最大となり、世界においても米国に次ぐ世界2位の投資受け入れ国の地位を維持したとしている。

中国政府は、外資に対するビジネス環境改善や法整備などを進めている。法制度面においては、外商投資法が2019年3月に成立し、2020年1月から施行された。同法の関連細則等の制定動向などについては、日系企業も注目しており、特に、同法において定められた方針が有効に実施されるよう、関連法規の制定が着実に進むことが期待されている。

商務部の発表（2020年1月21日）によると、2019年の新設外資企業数は4万1,000社で、累計の外資企業数は2019年末において100万1,377社となり100万社を超えた。うち貿易業は8万4,000社で中国の対外貿易企業総数の16.8%、貿易額では39.9%を占めており、貿易の安定を支えている。

対中直接投資を業種別に見た特徴として、情報・ソフトウェア・情報技術サービスやリース・商業サービス業などを含むサービス業が前年比12.5%増の6,817億7,000万元と好調だった。製造業では、医薬製造業（前年比61.3%増）、電気機械・機材製造業（41.2%増）、検査・計測機器製造業（48.2%増）などが好調だった。

国・地域別にみると、投資元の国・地域は合計179カ国・地域となり、前年より5つ増加した。シンガポール（前年比51.1%増）、オランダ（43.1%増）、韓国（21.7%増）などの一部先進国からの投資額が顕著に増加したほか、一帯一路沿線国家（36%増）、ASEAN（40.1%増）なども増加した。

なお、日本側の統計（財務省発表の国際収支統計）で2019年の日本の対中直接投資額（フロー）を見ると、前年比21.6%増の1兆3,992億円となった。分野別にみると製造業が全体の74.1%（1兆364億円）を占め、構成比は前年より3.6ポイント上昇した一方、非製造業は25.9%となった。製造業のうち、構成比が最も高い輸送機械器具（構成比28.8%）が前年比24.5%増と全体の伸びをけん引した。非製造業では、卸売・小売が前年比23.4%減と不調で、全体を押し下げる形となった。

国際収支統計ベースの日本の対中投資額に占める製造業の構成比の推移をみると、2009年には71.1%であったが、2010～2016年の期間は60%前後に低下していた。そ

の後2017～2018年にかけては再び製造業への投資の構成比が上昇した。2019年においても引き続き製造業の構成比が上昇し、投資額全体の7割を超えた。世界の対中投資においては非製造業が7割近くを占めるなか、日本の対中投資は自動車関連を中心とした製造業が主となる傾向が続いている（注）。

なお、中国商務年鑑2018によると、日本の投資は2017年末までの累積値で1,082億ドルとなっており、香港、英領バージン諸島を除くと国・地域別でトップである。全体の投資額に占めるシェアは5.7%となっている。

ジェトロの「2019年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査（2019年8～9月実施）」によると、今後1～2年の中国事業展開の方向性について、「拡大」と回答する企業の比率は、43.2%となり、前年度調査より5.5ポイント下落した一方、「現状維持」が5.8ポイント上昇した。なお、「縮小」と「第三国（地域）へ移転・撤退」の合計は、6.3ポイントで、過去5年間で最も低い値となった。

今後1～2年の中国事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業に対し、具体的に「拡大する機能」を複数回答で尋ねたところ、「販売機能」（61.8%）、「生産（高付加価値品）」（38.2%）が他の国・地域に比べ多かった。また、「研究開発」（21.2%）との回答は調査対象国・地域の中で1位、「地域統括機能（10.9%）」との回答は同3位であった。中国で製造・消費の高度化が進展する中、そこへ優れた商品・技術・ノウハウ等を提供すべく日本企業が市場開拓を強化している様子がうかがえる。

また、同調査において、米中両国の関税引き上げなどの通商環境の変化がもたらす影響について聞いたところ、在中国の日系企業では「マイナスの影響がある」と回答した企業の割合が35.4%で、「影響はない」が26.2%、「分からない」が25.7%だった。マイナスの影響があると回答した企業のうち、66.5%が現地（中国）市場での売上げに影響があるとした。直接的な影響（輸出）よりも、中国経済の減速や中国国内のサプライチェーンなどを通じた影響への懸念が大きいことが見て取れる。

人件費の上昇等の投資環境の変化や米中摩擦による不確実性の高まりなどをふまえ、対中投資リスクが指摘される場面は依然あるものの、日本企業が中国を世界有数の巨大市場と捉えていることに変わりはなく、内販型の企業・業種を中心に拡大する中国市場の開拓を強化する動きは今後も継続するとみられる。

中国政府は、外資企業に対する法制度の整備などを含むビジネス環境の整備を継続している。2019年3月には、第

13期全国人民代表大会第2回会議において、外商投資法が成立し、2020年1月1日から施行された。同法は、これまで外資企業の投資に対して適用されてきた外資企業法、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法の外資3法に代わる、外資に関する統一された基本法とされる。

同法では、外商投資に関連する法令を制定する際、外資系企業の意見や建議を聴取しなければならないこと（第10条）、標準化業務に外資系企業も等しく参与すること（第15条）、外商投資企業の政府調達活動への公平な参与を保障すること（第16条）、外国投資者の利益、資本収益などについて、法に基づき人民元または外貨により自由に海外送金することができること（第21条）など、中国日本商会在「中国経済と日本企業白書」などにおいて中国政府に要望していた内容も含まれた。

投資における具体的問題点

公平な競争

2020年の政府活動報告では、民営企業の生産要素・政策支援の平等な獲得の保障や不合理な規定を整理・廃止するほか、国有資産・国有企業改革の効果を高めることが示された。

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の問題が改善されるよう要望する。法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善が引き続き望まれる。

行政の規制運用・手続

2020年の政府活動報告では、「行政簡素化と権限委譲」、「緩和と管理の結合」、「サービスの最適化」改革を深化させ、常態化した感染症対策に取り組むなか、措置の調整を行って手続を簡素化し、全面的な操業・生産・業務の再開を促進しなければならないとされた。また、より多くのサービス事項で「オンライン・ワンストップであらゆる手続ができる」ように推進し、企業開業手続の全過程オンラインサービス化を実行することにも言及した。

こうした方針に基づき、会社の設立や通関等の手続が従来より簡素化されることを歓迎したい。ただ、運用面でのばらつき、システムのバグなどを指摘する声がある。今後の実務において、全国で統一的な運用、利便性の向上が図られることが望まれる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染流行期間中に各レベルの政府等から発信もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市、郷・鎮レベルでの指示に相互に矛盾があるケースもあり、日系企業が対応に苦慮したケースがある。通知のWEB上での公開や公文書による通知の徹底を要望するとともに、下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することにより相互の通知や指示の矛盾を避けることが求められている。

対外開放

2020年の政府活動報告では、外部環境の変化に直面して、揺らぐことなく対外開放を拡大し、産業チェーン・サプライチェーンを安定させ、開放をもって改革と発展を促さなければならないとされた。また、国内企業と外資企業が分け隔てなく平等に遇され、公平に競争する市場環境を整えることも言及された。その具体的な措置として、外資参入のネガティブリストの項目を大幅に減らし、クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストを公布すること、自由貿易試験区に対し、より大きな改革開放の自主権を付与すること、サービス業の開放拡大を目指して総合的試行を増やすことなどが示された。

このほか、市場の原則と国際的に普及しているルールにしたがって、企業の主体的役割を發揮させることや、貿易と投資の自由化・円滑化を促すこと、米中第1段階経済貿易合意を共同で徹底することが示された。

より多くの分野における外資参入制限の一層の開放が示されたことは歓迎したい。2020年は、外商投資法の施行にともない、関連法規を早急に整備するうえで外資企業の意見を十分に聴取することや同法が有効に実施されるよう、矛盾する関連規定の改正を行うことを願いたい。

注：日本と中国の投資統計には乖離があるが、その大きな理由として統計範囲や作成方法の違いなどが考えられる。日本側の統計では、直接投資は(1)「株式資本」（投資企業の株式、支店の出資持ち分、その他資本拠出金）、(2)「再投資収益」（投資企業の未配分収益のうち、投資家の出資比率に応じた取り分と投資家に未送金の支店収益）、(3)「その他資本」（前述2項目に含まれない投資家と投資企業または支店との資本取引。例えば、親子間の資金貸借や株式以外の証券の売買など）からなるが、中国側の統計では日本側統計という株式資本の部分の比重が高くなっているのが理由とみられる。

<建議>

- ① 外商投資法および外商投資法実施条例が2020年1月より施行された。既存の外商投資企業は2025年1月1日より前に、組織形態や組織機構の調整を完了する必要があるとされるなど、実務上、大きな制度変更直面することになる。一方で、こういった個別の変更に対する実務上の細則等の法令が十分に整備されていない。商務部、国家発展改革委員会、司法部など関係機関に対して、実効性のある相応の関連法令が迅速かつ明確に制定されることを要望する。また、細則の整備にあたっては、外商投資法に則り、外国商会や外資企業の意見を聴取し、反映するよう要望する。
- ② 外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営について、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。また、明文化されていない口頭での指導や規制の実施は行わないよう要望する。
- ③ 2019年7月に施行された「外商投資参入特

別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」では、制限・禁止条項が2018年版の48項目から40項目に減少し、一定の緩和が進んだことを評価するが、国家发展改革委員会および商務部に対して、さらなる制限、禁止項目の減少を要望する。

- ④2019年7月施行の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」には、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する发展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、ネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。
- ⑤各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参入を模索する中で、上記④のように「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」や「市場参入ネガティブリスト（2019年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参入が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参入前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家发展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。
- ⑥外商投資法に定められた、外商投資企業の苦情通報メカニズムの構築と運用にあたり、外商投資企業が直面する問題の管轄が政府関連部門の一部に限定されない場合も想定されるため、部門横断的に対応できる相談窓口を整備するよう要望する。また、相談窓口においては、企業からの通報のほか、ネガティブリスト以外の他法令等による外商投資企業の参入制限等の問題についても取り扱うよう要望する。
- ⑦国有資産の譲渡手続につき、「会社法」、「企業国有資産取引監督管理弁法」等に基づき、通常の特分譲渡手続に加え、国有資産譲渡の審査・認可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされ、実務上で所用期間が

相当必要となるため関連手続の簡素化を要望する。また、国有資産譲渡に該当するかの判断基準をより明確にするよう要望する（例えば、重大資産の定義の明確化など）。

- ⑧市場経済化が進展する中で、競争の活性化を通じて、事業再編を余儀なくされる企業が出ることは自然な流れであり、撤退、分割、合併といった事業再編にかかわる時間的、費用的負担を軽減する制度整備を要望する。2020年1月に施行されたビジネス環境改善条例においても関連する方針が示されているが、税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や、登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正などが求められている。こうした措置により、予見可能性が向上し、却って新たな投資をもたらすことや、中国の産業構造の適正化につながるものが期待される。
- ⑨2019年5月31日に商務部の報道官が、「信頼できないエンティティ・リスト」制度を策定すると発表した。同制度の詳細が未だに正式に発表されていない。商務部等の関連部門においての同制度の検討にあたり、日系企業が米中間の対抗措置や恣意的な運用の対象とならないよう、また、手続の透明性や公正性の確保、並びに日系企業の意見に十分な配慮を要望する。
- ⑩新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた予防・抑制措置のうち、公布された後にその措置がいつ終了するか明確でないのがみられる。例えば、北京市などにおける、グループでの会食を禁止する措置について、終了時期が明確でなく外食店舗により対応にばらつきがみられる。各種措置につき、終了時期を明確にすることを要望する。
- ⑪新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた予防・抑制措置において、各地において「健康コード」による認証システムが導入された。一方、地域によっては運用開始後も外国人に対しシステムが対応していないという状況が発生した。このようなシステムの導入にあたっては、運用開始時に外国人に対しても平等に利用できるような配慮を要望する。
- ⑫新型コロナウイルス感染症の感染流行期間中に各レベルの政府等から発信もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市、郷・鎮レベルでの指示に相互に矛盾があるケースもあり、日系企業が対応に苦慮したケースがある。各レベルの地方政府等に対し、口頭のみでの伝達や指導は避け、通知のWEB上での公開や公文書による通知の徹底を要望する。なお、下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することにより相互の通知や指示の矛盾を避けるよう要望する。

第3章 競争法

2018年の中国独占禁止法執行機構の一本化改革を受け、2019年において、国家市場監督管理総局（SAMR）は、独占禁止法執行ルールの統一化と執行職責担当の明確化を進めてきたほか、公平競争審査制度の徹底についても改善されつつある。また、独占禁止法の運用ガイドラインについて、国レベルのガイドラインは未だ公布されていないが、一部の地方では、独占禁止法順守ガイドラインを公布している。2019年度には、SAMRは医薬原料、建材、公共事業業界を中心に独占禁止法違反行為についての取り締まりを強化してきた。同年の立件件数は103件で、そのうち44件が既に決定され、合計で3億2,000万円の制裁金と違法所得没収が課されている。企業結合案件については、未申告案件への処罰が引き続き強化されているとともに、条件付認可の案件も数件が挙げられる。商業賄賂については、医薬品等の業界に対する規制強化が続いている。

執行細則の統一化と明確化

2019年には、SAMRは、「独占的協定の禁止に関する暫定施行規定」および「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規定」等の公布により独占禁止法ルールを統一化したほか、「市場監督管理総局の独占禁止法執行権に関する通知」をもって地方への独占禁止法執行権制度についても明確にした。

リーニエンシー制度および承諾による調査中止、自動車産業に対する独占禁止法の適用、独占協定の適用除外、違法所得および制裁金の確定、知的財産権の行使に関するガイドライン等国レベルの具体的運用指針は未だ正式には公布されていないが、上海および浙江省等の地方がそれぞれ独占禁止法順守ガイドラインを公布した。

電子商取引の発達に伴うプラットフォーム業者にかかわる独占行為について、2019年1月1日より施行された「電子商務法」等には、電子商取引における独占行為への規制が明確にされており、取り締まりも強化されてきた。

また、公平競争審査制度の実施を徹底させるため、SAMR「公平な競争審査の第三者評価実施ガイドライン」等を公布し、施行した。

独占協定行為への規制動向

2019年には、SAMRは、28件の独占協定行為案件を立件したが、12件が既に決定済みで制裁金も課されている。具体的にいうと、カルテル（水平型の独占協定行為）について、湖北省の自動車検査業界協会、浙江省・山西省・陝西省

のコンクリート業界協会、内モンゴル飲食業界協会、重慶市のレンガ業界協会、山東省の自動車業界協会によるカルテル行為に対し制裁金等が課されている。垂直型の独占的行為としては、上海市のメガネ業者案件、米系自動車業者案件、日系自動車業者案件等が摘発されている。また、独占禁止法執行機構が業者の制裁金の支払い拒否について裁判所に対し強制執行を申請した案件も出ている。

市場支配的地位の濫用行為への規制動向

市場支配的地位の濫用については、SAMRは、15件を立件したが、4件が既に決定済みで制裁金も課されている。江蘇省のガス業者案件と医薬業者案件、上海市の外資系化学業者案件、天津市の水道水業者案件と江蘇省の水道水業者案件等の処罰または調査中止の決定書が公表されている。

さらに、SAMRは、「行政権力による競争排除・制限行為の制止に関する暫定規定」を公布し、地方行政機関等による行政権力・法定授權の濫用行為に対する規制をさらに強化した。また、貿易摩擦等の影響を受け、中国は信頼できないエンティティ・リスト制度を検討している。

企業結合行為への規制動向

2019年にSAMRへ提出された企業結合申告案件は、合計503件で、その中で462件が正式に受理され、465件の審査決定が下された。前年における審査決定件数（468件）に比べ、横ばいになっている。また、事前申告をしなかった企業結合案件（ガン・ジャンピング）に対する処罰が強化され、36件が調査され、16件の処罰決定を下している。

2019年には、条件付認可の決定案件は5件あり、そのうち、4件には、一定期間内の関連業務運営の独立性保持（hold separate）の制限条件が付けられている。

独占禁止法関連の司法動態

2019年1月1日より施行された「最高人民法院の知的財産法廷の若干問題に関する規定」は、中国版の飛越上告（leapfrog appeal）制度を確立した。同年9月24日には、当該制度が初めて最高人民法院知的財産法廷の案件審理に運用された（某自然人が滴滴出行社の市場支配的地位の濫用行為を訴えた案件）。また、フフホト匯力物資社がシェル（中国）社を訴えた案件において、最高人民法院は、独占禁止に関する紛争が仲裁の対象に該当しないという裁定を下している。

商業賄賂への規制動向

「不正競争防止法」（2019年4月23日最新改正）は2017年11月4日の改正をもって、商業賄賂制度がある程度整備されたが、元国家工商行政管理总局の「商業賄賂行為禁止に関する暫定施行規定」（1996年11月15日より公布・施行）等の重要な実施細則は、未だ改正されていないことから、各規定の間に不整合が生じている。

なお、2019年には、SAMRがインターネット業界、医薬品等業界を商業賄賂取り締まりの重点対象とする旨の通知を公表したことを受け、上海等地方の市場監督管理部門は、かかる業界の商業賄賂について取り締まり活動を強化した。

<建議>

<独禁法ガイドラインの早急な公布および法律執行ルールの明確化>

- ①2018年に実施された中国政府機構の改革により、独禁法執行権限が新設の国家市場監督管理総局に集中してきた後、独占的協定および市場支配的地位の濫用に関する国家發展改革委員会のルールと元国家工商行政管理総局のルールがある程度統一されたが、行動指針としては十分であるとは言えない。特に独占的協定の適用除外制度、リニエンシー制度、知的財産権濫用の独占禁止法規制制度、事業者の独占行為への処罰制度等について、ガイドライン等の早急な公布を通じて、判断基準をより明確化することを要望する。
- ②2019年7月1日に国家市場監督管理総局が公布した「独占的協定の禁止に関する暫定施行規定」および「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規定」は、制裁金を確定するにあたって考慮すべきファクターを定めているが、その内容が曖昧で執行機関に大きな裁量権を与えるものとなっている。ガイドライン等により、その運用基準をさらに明確化することを要望する。
- ③ガイドライン等をもって自動車等重要な業種における独禁法規制の運用基準を明確にするのは、世界中に採用されているものである。2016年3月23日に国家發展改革委員会が「自動車産業に関する独占禁止ガイドライン」の意見募集稿を発表したが、純正同質部品の認定基準および運用等を明確化する公式なガイドラインが未だに公布されておらず、企業の行動上の障害となっているので、ガイドライン等を早急に公布することを要望する。
- ④2019年7月1日に国家市場監督管理総局が発表した「独占的協定の禁止に関する暫定施行規定」について、調査対象当事者からの調査協力において、書面での確認・資料の提出が必要となる。その結果、他国の民事訴訟での

ディスカバリーの対象となりうるため、十分な調査協力を躊躇するケースが生じうる。他の主要各国と同様、口頭報告を認める運用の徹底化を要望する。

- ⑤行政調査手続について、例えば、国家市場監督管理総局の「市場監督管理行政処罰手続暫定施行規定」第51条等では、事前告知書を受領してから3営業日以内に申し出なければならない等、非常に短い期間が設定されているが、特に外国企業の場合は、翻訳を踏まえて検討する必要があるので、当該期間内の対応が困難である場合もある。当事者の陳述、弁明の機会が実質的に保護されるように法令を運用することを要望する。

<市場支配的地位の濫用>

- ⑥2019年7月1日に国家市場監督管理総局は「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規定」を公布したが、「独占禁止法」第17条（市場支配的地位の濫用）の規制に関する詳細なガイドラインが存在せず、違法となる場合の境界線が不透明となっている。これは、当局の裁量を大きくし、企業の行動上の障害となっているので、ガイドライン等の公布により明確化することを要望する。
- ⑦「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定施行規定」は、知的財産権の権利行使の際に考慮すべき独禁法運用のファクターを定めているが、判断基準が明確ではなく、実際の執行において当局の裁量を著しく大きくする懸念があるので、縦割りではなく、司法機関を含む各部門間において統一的かつ明確な基準を作成し、早急に公布するよう要望する。また、特許権はそもそも独占的、排他的権利であるところ、FRAND宣言をしていない標準必須特許にFRAND条件でのライセンスを強制している等、知的財産権を過度に制限し、イノベーションを阻害する懸念もある。世界各国の法令の制定および運用を踏まえて、整合的な法令およびガイドラインを制定することを要望する。
- ⑧下請業者に対する代金支払いの遅延等市場における優越的地位の濫用行為の防止策として、工業情報化部は2019年9月4日に「中小企業への適時支払管理弁法（意見募集稿）」を発表したが、正式に公布・実施されていない。早急に正式な法律規定を公布し、市場における優越的地位の濫用行為に有効な制約を設けることのほか、中央企業をはじめとする大手企業に対して、売掛金回収、代金支払いを取引契約通りに履行するよう、政府の強い指導を要望する。
- ⑨2019年5月31日に商務部の報道官は、「信頼できないエンティティ・リスト」制度を

策定すると発表した。同制度の詳細が未だに正式に発表されていない。正常な国際貿易および他国でのコンプライアンス順守を阻害しないよう整合的な法令およびガイドラインを制定することを要望する。

＜事業者結合＞

- ⑩事業者結合の届出の要件とされる「結合」または「支配力」の要件が不明確であり、当局は相当の裁量権を有していると言える。特にマイノリティー出資の場合の届出義務の有無について、事業者側の判断が困難となるケースがある。事業者側にとって予見可能性のあるガイドラインを早急に公布することを要望する。また、事業者結合の届出基準となる事業者集中当事者のグループ全体の売上高基準について、中国国内外の経済発展情勢に応じて適宜引き上げるよう要望する。
- ⑪事業者結合の届出における簡易手続関連法令に定められているように、中国国外における結合行為で中国市場に対し全く影響がない場合（例えば、外国で実施される、外国企業間の合併会社設立において合併会社が中国向けの輸出を全く想定していない場合）でも、中国での届出が義務づけられている。中国市場に全く影響がないような取引類型を届出の対象から除外する例外規定を設ける等、一定の法制度の改善を行うよう要望する。
- ⑫企業が届出基準に達しているか否かの判断基準について、届出が必要な場合については網羅的に広く記載されている一方、届出が不要な場合の基準には触れられていない。届出が不要な場合の基準の明確化を要望する。
- ⑬事業者結合の届出において、書類の提出から正式な立件までの期間がケースによって異なり、また、長すぎる。実務上、当局の審査時間が法定基準を超過しないよう、案件が正式に受理された後にも当局に申告の撤回・再申告を要求されることがある。簡易届出制度の実施および事例の蓄積により若干迅速化しているものの、同一案件での世界各国での届出の際に中国での届出のみがスケジュール上遅滞することがあるため、さらなる運用の改善を要望する。
- ⑭事業者結合審査の透明性向上の観点から、承認するか否かの根拠、条件付承認をする場合における根拠に関する規定、市場範囲の画定方法等企業結合審査の基準、特に「業務または資産の独立性維持」という制限条件の付与と解除に関する基準を明確化し、純粋に競争制限効果の観点から審査を行うことを要望する。
- ⑮一部業種については、国家安全審査を受ける必要があるところ、対象業種、審査認可プロセスが不明確であり、また、審査期限も明確

ではない。対象業種および審査プロセスを明確にすることを要望する。

＜商業賄賂＞

- ⑯2019年4月23日に改正された「不正競争防止法」により、商業賄賂防止制度がある程度整備されたが、商業賄賂の認定にかかわるコミッションおよび割引の「事実通りに記帳」の基準ならびに「職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす単位または個人」の範囲等の文言が曖昧であり、商業賄賂と認定された場合に科される「違法所得の没収」および「10万元以上、300万元以下の罰金」について違法所得の認定および罰金の運用基準も不明確であるので、関連実施細則またはガイドラインを早急に公布し明確化するよう要望する。また、商業賄賂に該当する場合の行政責任および刑事責任その他の法的責任の適用基準の明確化と、企業が商業賄賂防止体制を徹底化し、従業員個人の賄賂行為を当局に通報した場合における責任軽減・免除制度の明確化を要望する。
- ⑰現行の「商業賄賂行為禁止に関する暫定施行規定」は、「不正競争防止法」の2019年の改正と同時に改正されていないので、一定の条件を満たす値引き、コミッションおよび付帯的贈与を除く、販売に伴う取引相手方に対する一切の物品・利益の提供が違法となる余地が未だ残されている。企業の経済活動を過度に萎縮させないためには、合理的な利益提供を適法化する法令改正を行うべきであり、改正後の「不正競争防止法」に基づく当該暫定施行規定の改正を可及的速やかに実施することを要望する。

第4章 税務・会計

税務・会計上の問題点

2019年の中国における税収は引き続き15兆元を超え、前年比1%の伸びを記録した。新個人所得税法の施行など一連の措置により伸び率は大幅に鈍化した。一方、徴税強化の動きは継続しており、移転価格税制、出向者給与の立替送金に絡むPE課税など企業が直面する課題は少なくない。

税務上の問題点

制度運用面

税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって解釈がなされることがある。このため、税務当局の運用には地域差があり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。また通達の公布に関しては、突発的に公布もしくは改定されていることから対応への準備期間がないケースも少なからず存在する。さらに、企業の移転に伴い徴税管轄間の税収変動が生じる場合などにおいて税務当局の対応に遅れがみられるという声も聞かれた。納税者の利便性をさらに高め、さらにスムーズな産業振興を遂行するために、税務問題について全国各地の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行うとともに、ルールの制定にあたってはある程度実務面まで配慮した細則と時間的猶予を確保するなど、納税者の対応に十分に配慮することを引き続き希望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する救済措置として上級税務機関への不服申立、さらには最高人民法院への提訴に加えて、国家間での二重課税が生じている際には相互協議に持ち込む方法が挙げられる。しかしながら、税務訴訟は税務当局との交渉にて解決されるケースも見られ、また相互協議に委ねて問題解決するには多くの時間を要する状況が続いている。結果として、調査案件による二重課税の継続や、長期間にわたり不安定な状況が続く事態にもつながっている。税務当局への不服申立の実務運用への配慮および相互協議がよりスピーディーに機能することを引き続き希望する。

流通税（増値税）

営業税から増値税への移行改革が2016年5月以降、建設業、不動産業、金融保険業、生活関連サービス業にまで拡大され、増値税改革が全国的に完了した。流通税改革以降、増値税に関しては特定の業種における減税効果および還付手続の効率化向上などを評価する声があり、2019年度においても税率の低減、不動産の増値税仕入税額の一括控

除など、引き続き増値税の負担軽減が進められたことは評価に値する。

一方、日系企業からは、対象取引範囲や控除可能項目分類の解釈等で統一的な運用がなされていない、税率変更の通達から実施までの期間が短く社内体制構築が困難であったという声が聞かれる。

増値税改革に対応する運用面での統一化を要望するとともに、法改定に先立って実務上の解釈や取扱方法などについて具体例を挙げた運用指針を作成するなどいっそうの改善を希望する。

所得税（個人所得税・企業所得税）

個人所得税は、大幅な改正が実施されている。基礎控除額の引き上げ、新たな「専門付加控除」の導入、そして一部税率の実質的引き下げなど、特に中国籍人員に対して減税効果をもたらした。一方、今回の個人所得税法改正は、日本人を含む外国籍従業員にとっては、新たに導入された居住者の概念や国外源泉所得の免税の取扱い、ならびに外国籍従業員への免税手当など留意すべき事項も多い。うち、外国籍従業員の免税手当の制度は時限的に保留され、2022年より廃止されることになっている。この結果、企業の納税負担が大幅に増加することが想定されることから、現行の優遇措置の継続を希望する声が聞かれる。

企業所得税の分野では、税務当局による移転価格調査において、企業の機能およびリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追及する税務調査のケースが見受けられる。また、地域によっては税務当局が低利益率（もしくは赤字）のみの理由で企業に自主調整を促す事例も出ている。税務調査の現場においては利益率の水準のみをもって追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮し、税法の解釈方法も統一した上で、移転価格税制を運用することが望まれる。とりわけ、国際課税の管理強化（BEPS:税源浸食と利益移転）を受けて、中国の移転価格税制の基本ルールである特別納税調整実施弁法が改正された。これにより、現地法人が作成するローカルファイルに関して、文書の記載事項が増加することになった。このような流れの中で、近年、企業グループに税務当局から求められる情報提供の量が増えていることから、企業の負担を考慮したうえでOECDの規定に応じた執行が望まれる。

さらに日系企業の中には、重複した機能を統一して事業の効率的な運営を図るために、グループ企業間での組織再編を検討する企業が増えている。具体的には、会社の分社化、持分譲渡、合併、傘型会社を利用した組織再編を検討

するケースがある。こうした組織再編を進めるにあたり企業の負担を軽減するために課税繰延となる特殊税務処理の適用条件のさらなる明確化を望む声も聞かれる。

恒久的施設 (PE) 課税

各地でPE課税の認定における税務問題が発生している。1つ目は、日本をはじめとする海外からの出張者に対するPE認定である。日本から中国への長期出張者に対して、コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間をめぐってPE課税される事例が発生しており、技術移転の阻害要因となる可能性がある。PE課税要否の判断における事実確認手続についても、いっそうの統一化と制度化を望む声が聞かれる。2つ目は、国外本社からの派遣駐在員に対するPE認定である。国外本社が立替払いした駐在員の人件費を中国子会社から日本本社へ送金するにあたり、PE課税を受けたうえで納税しないと送金に支障を来すケースが見られる。2013年に税務局および外貨管理局から通達が公表され、出向者の真の雇用者が中国子会社であると判定されればPE課税が回避されることが規定上明確となり、かつ必要書類を税務局へ登記することにより制度的には立替送金が可能となった。出向者の送金の手続については、必要とされる書類等に関して地域また担当者による要請内容に違いがみられ、資料の要求が煩雑であるとの声も聞かれる。今後、駐在員の人件費の立替送金が速やかに国外送金できるような統一的な実務対応が望まれる。

関税

ここ数年間で税関に関する改正法令が複数回にわたり公布・施行されている。その結果、企業からは税関対応にかかる負担が重くなったという声が聞かれる。具体的には、主にロイヤルティ等の扱いに関して、税関申告書の記載に関し税関との見解相違による税関対応コストが増えたとの指摘がある。今後、引き続き実務の視点に立った運用と対応が望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年1月末以降、中国では税務面での優遇策が相次いで出されている。全中国単位での主な施策は表の通りである。

会計上の問題点

新会計準則と国際財務報告基準の関係

現行の新会計準則（以下、新準則と略称）は2006年に公表され、2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用している。新準則は、2006年当時の国際財務報告基準（以下、IFRSと略称）を参考に作成された会計基準であり、IFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的にアップデートされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについて順次、新準則本文の追加、修正が行われており、2018年以降の新準則の主な改正として、2019年1月に、IFRS16号への対応として「企業会計準則第21号リース」が施行されている。

表：新型コロナウイルス感染症に関する税務面の主な優遇策

企業所得税	(1)企業が疫病に起因して取得した政府補助金あるいは特別な資金援助は企業所得税が免除される
	(2)企業の疫病防止のために発生する研究開発費用について実際発生額の75%を追加で損金算入、あるいは無形資産の取得原価を175%として減価償却ができる
	(3)重要な疫病防止物資を生産する企業が生産能力を拡大するために取得する設備の取得価額について一括で損金算入ができる
	(4)疫病の影響により生じた資産損失は、企業所得税計算の際に損金算入できる
増値税	(1)企業が疫病防止のために提供する無償の公益役務につき、増値税を免除する
	(2)条件を満たす内資研究開発機構および外資研究開発センターが国産設備を取得する場合に増値税を全額還付する
	(3)疫病防止において重要な物資を生産する企業が生産能力拡大のために取得する設備につき、当該期間の増値税未控除税額の全額を還付する
個人所得税	(1)疫病防止活動に従事する医師および従業員が政府の規定に基づき取得する臨時補助金および手当金につき個人所得税を免除する
	(2)企業が個人に配布する新型コロナウイルス感染症を予防するための薬品、医療用具および防護用具等の物資につき個人所得税を免除する
寄付行為	(1)公益法人、県以上の人民政府およびその部門等の国家機関を通じて寄付する現金および物資あるいは疫病防止活動に従事する医療機関に寄付する物資につき、企業所得税および個人所得税の課税所得計算にて全額損金算入できる
	(2)企業および個人経営者が県以上の人民政府およびその部門等の国家機関を通じて、または直接に疫病防止活動に従事する医療機関に対して、自ら生産・委託加工・購入する物資を寄付したり、或いは新型コロナウイルス感染症による肺炎に対応する現金および物資を無料で寄付する場合、増値税・消費税・都市維持建設税・教育附加税・地方教育附加税を免除する
その他	(1)疫病に関する寄贈物資につき、輸入関税を免除する
	(2)疫病に起因して企業に大きな損失が発生して生産経営活動に重大な影響を受ける場合、不動産税・土地使用税の減免を申請できる

中国財政部による2010年の「中国企業会計基準のロードマップ」によれば、中国ではIFRSを直接採用（アドプション）せず、新準則にIFRSの内容を取り込むことにより同等性を維持するコンバージェンス（中国語原文では「趨同」）を採用している。経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのようにコンバージェンスするかは、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えられと考えられており、その動向が注視されている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業は中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は「旧企業会計準則」および「企業会計制度」（両基準を合わせて、以下、旧準則）を採用してきた。しかし、近年、各地財政当局の指導により、非上場の大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。今後も順次新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことが予想される。

さらに、2015年2月に財政部より発表された「财会2015.3号」では、旧準則適用企業が準拠していた「旧企業会計準則」が全て廃止された（旧準則体系中の、「企業会計制度」は残存）。同通達は、元々2つの会計準則が運用されている

状況を是正するためのもので、早晚「企業会計制度」も廃止される可能性がある。財政部も新準則の適用を推奨しており、旧準則を採用している日系企業も新準則の適用が強制されると予想される。なお、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業には簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点は、(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計が採用されている、(4)旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定められている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表および注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担が増えることになる。

また、中国企業会計制度の特徴として、近年グローバルでIFRSへの移行が検討されている中、現状、中国では12月決算しか認められていない点も特徴として挙げられる。

<建議>

<税務>

- ① 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し、地域差や当局担当者による解釈の差異をなくし、法規の解釈に混乱が生じないような対応を引き続き要望する。
- ② 二国間相互協議について、納税者の長期にわたる不安定な状況を排除するために相互協議がより円滑に機能することを要望する。
- ③ 移転価格調査において企業の主張があまり認められず、課税ありきの姿勢で調査が展開されているケースがある。BEPSを受け企業グループが多くの情報提供を行っており、OECDの規定に応じた執行を行うことを要望する。
- ④ 政策的な減税対応については、2019年度においても増値税率の低減や仕入税額の追加控除などを含む増値税制度改革が進展した。結果として、幅広い業界において減税効果がみられた。現状増値税法の法制化およびそれに伴う各種改定が進められているところであるが、法改定に伴い、納税者が適切に対応するための周知期間を十分とるよう要望する。
- ⑤ 本社からの出向者に対するPE（恒久的施設）課税の扱いにつき、企業の申請に基づく事実関係を遅滞なく判断し速やかな海外送金を実現する対応を要望する。
- ⑥ 個人所得税法が大幅に改正され、2019年度

において企業および個人は新ルールの下で納税対応を開始した。新ルールでは外国人が適用可能な現行の優遇措置が2021年末に取り消されることが明記されている。しかしながら、もし規定通りに取り消された場合には、企業負担が大幅に増加することから優遇措置の継続を要望する。

<会計>

- ⑦ 現在グローバルベースでIFRS（国際会計基準）への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より、現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定を可能とする中国企業会計制度の柔軟な適用を要望する。
- ⑧ 新しい企業会計準則への移行措置が各地で異なっており、今後義務化するにあたり事前準備期間を考慮したうえで全国一律の対応を要望する。また、当該準則は2012年に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたが、一部の処理において依然として差異が存在する。今後よりいっそうのコンバージェンスへの取り組みを要望する。

第5章 労務

新型コロナウイルス感染症の突発的な感染爆発に、中国政府が直ちに多くの強制的な防疫措置を取ったことにより、多数の企業が生産・操業停止の苦境に陥り、生産経営の困難が急速に増大し、過去にない規模のダメージがもたらされた。これにより労働者が職場に戻ることができなくなったり、自宅待機、収入減少、失業等を余儀なくされ、雇用関係の不安定要素が増加し、あらゆる業界の企業が困難と試練に直面することになった。このような状況に対し、中国政府は緊急に企業支援、就業安定のための一連の政策措置を打ち出すことで、労働関係の安定維持、失業率の引き下げに全力で対処した。

このほか、中国国外からの感染流入リスクが高まると、中国政府は外国人のビザおよび滞在制度の執行方法を調整したため、中国への入国を希望する多くの外国人が入国できなくなり、人の移動が大幅に減少した。

2019年以降に公布、施行された主な政策と行政措置

企業の操業再開時期の遅延

感染対策として、国務院が2020年1月27日に公布した「2020年春節休暇の延長に関する国務院弁公庁の通知」（国弁発明電〔2020〕1号）の規定により、全国で2020年の春節休暇が2月2日まで延長され、出勤開始は2月3日からとされた。その後、各省級政府が管轄省市に適用する操業再開規定を相次いで公布した中で、都市の運営に必須となる水、電気、通信等の供給、感染対策に必須となる医療機器、医薬品等、大衆の生活に必須となるスーパー、市場等ならびにその他国民の生活にかかわる重要産業以外の企業について、大部分の省市では、2月10日まで操業を再開しないとする規定が設けられた。このほか、企業の操業再開を認める期限が到来しても、現地政府の要求により企業が相応の条件を満たさなければ操業を再開できなかったところがあり、実際には多くの企業が2月下旬や3月中旬まで、遅いところでは4月に入ってからにならないと操業を再開できなかった。このような状況によって企業収入が大幅に低下し、資金繰りが厳しい状態となった。

感染対策期間の賃金待遇および労働関係処理についてのさらなる明確化

人力資源社会保障部（以下「人社部」という）は2020年1月24日に「新型コロナウイルス感染症の感染流行対策期間における労使関係問題の適切な処理に関する通知」（人社庁発明電〔2020〕5号）を公布し、隔離治療、医学観察期間、

隔離措置のため正常に労働を提供できない従業員との労働関係の処理方法、感染対策期間中の賃金待遇の支給方法等について規定を設けるとともに、生産経営の困難な企業でも就業安定に尽力し、人員削減は極力行わないか、行っても削減人数を少数に抑える指導方針を提起した。

その後、人社部は全国总工会、中国企業聯合会、中国企業家協会、中華全国工商業聯合会と合同で、2020年2月7日に「新型コロナウイルス感染症の感染流行対策期間における労使関係安定の取り組みを適切に行い、企業の操業・生産再開を支持することに関する意見」（人社部発〔2020〕8号）を公布し、労使双方が協議に基づいて感染対策期間中の賃金待遇および休暇適用等の問題を解決するという指導意見を規定した。人社部より相次いで公布された2通の指導性文書は、感染対策期間における賃金待遇の取り扱い、労働関係の維持等に重要な参考基準を提供するものとなった。

社会保険料の一時的な減免に関する政策の公布

2020年2月20日、人社部、財政部、税務総局は合同で「企業社会保険料の一時的な減免に関する通知」（人社部発〔2020〕11号）を公布し、次のことを規定した。

- ①2020年2月より、湖北省以外の中小・零細企業の基本養老保険、失業保険、労災保険（以下「社会保険3項」という）の保険料徴収を免除し、免除期間は5カ月を超えない。その他大型企業等の保険加入者（政府系事業組織を含まない）の社会保険3項について、保険料の企業負担部分の徴収額を半減できるものとし、減額徴収期間は3カ月を超えない。
- ②2020年2月より、湖北省の各種の保険加入者（政府系事業組織を含まない）の社会保険3項の企業負担部分の徴収を免除することができ、免除期間は5カ月を超えない。
- ③感染流行の影響を受け生産経営に深刻な困難が生じた企業は、社会保険料の納付猶予を申請することができ、猶予期間は原則として6カ月を超えず、猶予期間中は延滞金を免除する。感染対策期間においては企業の経済面の困難が顕著であるため、社会保険料減免の施策は企業コストの低減、企業の費用負担軽減に有効な作用を発揮するものとなっている。

「外国人永久居留管理条例（意見聴取稿）」へのパブリックコメント

2020年2月27日、司法部より「外国人永久居留管理条例（意見聴取稿）」（以下「意見聴取稿」という）の全文が公表され、パブリックコメントが行われた。2004年に公布された現行の「外国人中国永久居留審査認可管理弁法」に比べると、意見聴取稿では新たに一部の外国人の永住条件が追

加された。例えば、①中国国内で連続4年間就労し、その間実際の中国滞在期間が2年を下回らず、賃金による年収が前年度における所在地の都市部在職従業員の平均賃金の6倍を下回らない外国人、もしくは②中国国内で連続8年間就労し、その間実際の中国滞在期間が4年を下回らず、賃金による年収が前年度における所在地の都市部在職従業員の平均賃金の3倍を下回らない外国人、のいずれかに該当する外国人は永住を申請できるとされている。パブリックコメントが終了して本条例が正式に施行されると、外国人の永住申請に便宜がもたらされるため、早期の整備と公布が期待されている。

外国人のビザおよび居留/滞在制度への最新の調整

新型コロナウイルス感染症対策の方針が「国内の流行抑制」から「国外からの流入防止」に切り替えられた後、中国政府では外国人のビザおよび居留/滞在許可についても即時調整が行われた。

外国人のビザおよび居留/滞在許可証の有効期間を自動的に2カ月延長

2020年3月1日に行われた國務院の記者会見上で、国家移民管理局国境警備検査管理司司長より、感染対策期間において、中国に滞在する外国人の所持するビザおよび居留/滞在許可証の期限が到来するものは、中国での居留/滞在期間を自動的に2カ月延長し、延長手続は不要とすることが発表された。現在この政策は、感染対策期間において中国国内に居住する外国人にのみ適用され、国外にいる外国人のビザおよび居留/滞在許可証の有効期間については自動延長されない（2020年4月29日時点）。

有効な中国ビザ、居留許可証を所持する外国人の入国の暫定停止

外交部、国家移民管理局が合同で2020年3月26日に公布した「中国の査証、居留許可を所持する外国人の入国の暫定停止に関する公告」により、2020年3月28日0時より、次の措置を取ることが決定された。①外国人が現有の有効な訪中ビザ、居留許可により入国することを暫定停止する。②外国人がAPECビジネストラベルカードにより入国することを暫定停止する。③寄港地ビザ、24/72/144時間のトランジットビザ免除、海南省からの入国ビザ免除、上海クルーズ船ビザ免除、香港・マカオの外国人団体の広東省からの入国にかかる144時間ビザ免除、ASEAN各国の旅行団体の広西チワン族自治区からの入国ビザ免除等の政策について、暫定停止とする。なお、次の場合については影響を受けない。①外交、公務、礼遇、C（乗務員）ビザによる入国。②外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合、および人道主義上の緊急の必要がある場合には、中国の在外公館にビザを申請することができる。③外国人がこの公告以降にビザの発給を受けた場合。

この政策の実施により、外国人の中国入国が実質的に制限されているため、中国政府がビザ、居留許可に関して今後公布する公告には十分注目する必要がある。

2020年の展望

外国人の入国に関する政策の早期正常化への期待

ビザ、居留許可の効力を暫定的に停止する政策の影響を受け、中国国外にいる外国人が予定通りに入国できなくなる状況が多数発生し、企業の正常な運営、国内プロジェクトの実施等にも支障が出ている。これから国外の感染情勢が落ち着けば、有効な中国ビザや居留許可を持つ外国人の入国に関する政策が徐々に正常な状態を取り戻すという期待もあり、これらに関する動向が非常に注目される。

就業安定手当の受給要件のさらなる緩和への期待

就業安定のために、最近多くの地方の人力資源社会保障機関が就業安定手当の申請要件を緩和しており、失業保険料の還付政策における人員削減率の制限条件の緩和、還付政策の実施期間の延長といった措置が取られている。また、一部の地方の人力資源社会保障機関では手続が簡素化されており、企業による申請や書類提出を廃止し、データ照合により、条件に適合する企業には直接就業安定手当を給付するといった措置を取り、企業負担が軽減されている。関係機関により申請条件がさらに緩和されたり、手当を受給できる企業の範囲が拡大されるものと期待される。

<建議>

(1) 就労・出入国関連

- ①外国人の訪中就労に必要な各種の行政手続（就労許可、居留許可の新規取得、延長、抹消等）には、いずれも手続プロセスが複雑で、審査の所要時間が長いといった問題が存在しており、外国人の赴任勤務、出張移動、銀行口座開設に不便をもたらしている。外国専門家局および公安機関に以下の点の改善を要望する。
 - 各種の行政手続にかかる所要時間をさらに短縮いただきたい。特に、外国人のパスポート原本を公安機関に預ける時間が短縮されるよう、プロセスの最適化を要望する。
 - 現在一部の都市または地域においては「ワンストップ」方式のサービス窓口や1つのプラットフォームであらゆる手続を行えるサービスも利用できるようになっており、外国専門家局、公安機関等の機能が有効に統合されていることで、申請者の就労許可、居留許可の申請に要する手順が大幅に縮減されたことは歓迎する。これらの改革措置が速やかに全国にも普及され、より多くの外国人が利便性と恩典を享受できるようになることを要望する。
 - 今なお有効期間が1年間の就労許可および居留許可しか発行されない都市や地域があるが、統一して2年間もしくは3年間有効の許可発行に変更されることを要望する。また、公安機関には「外資利用業務をより適切

に行うことに関する国务院の意見」（国発【2019】23号）に言及されている「すでに連続して2回就労類居留許可を取得した外国人には、3回目の申請時において、規定により5年間有効の就労類居留許可を発給することを認める」との目標が早期に実現され、外国人の居留許可申請回数が少なくなるよう要望する。

- ②各地の外国専門家局および公安機関で行政手続が受理される際、審査認可の手順、書類要件、審理の所要時間等が完全に統一されておらず、外国人は対応に困っている。各地の実務基準が統一されるとともに、問合せ窓口やホットラインが設置され、外国人が関連の政策や手続を確認しやすくなるよう要望する。
- ③外国人がZビザを取得して中国に入国した後、居留許可を取得するまでの手続期間中に、海外出張等により出国し再度中国に入国する際、ビザの取り直しが必要となることが多く（Zビザは通常一次ビザとされるため）、非常に不便である。公安機関により、当該期間中に出国する必要のある外国人用に短期居留許可証を発行いただけるよう要望する。また、外国人の中国国内における移動や生活上の便宜のため、公安機関にて中国国内でのチケット予約、銀行口座開設等に使用できるカード型の身分証明書の発行を要望する。
- ④外国籍の専門技術をもつ人材に対する企業のニーズが高まっていることから、B類外国専門人材について、60歳の年齢制限および大卒以上の学歴に関する要求を全国範囲で緩和していただくよう要望する。

（2）社会保障

- ⑤実務の取り扱いにおいて、保険加入地とは異なる場所で勤務する従業員について、企業が当該従業員の勤務先現地で社会保险を付保しようとする、分公司を通じて、もしくは人材仲介機関に代理を委託する方式でしか付保することができないとされている。このことは人員の正常な流動の妨げとなっているだけでなく、企業の経済的コストを増大させてもいる。この状況が改善され、適法に設立された企業において支社を設けなくても、勤務地で従業員の社会保险を付保することが認められることを要望する。また、社会保险システムの全国ネットワーク化、全国共通処理化が実現し、社会保险の実務処理の差異の問題が解決されるよう希望する。
- ⑥2019年5月1日より施行開始された「社会保险料率引き下げ総合案」は、社会保险料率が引き下げられる一方で、社会保险基数についても合理的に引き下げられたことは歓迎する。今後も引き続き社会保险の納付率が引き

下げられて企業の負担がより軽減されるよう要望する。

- ⑦日中両国政府により締結された「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（日・中社会保障協定）」がすでに発効し実施されていることは歓迎する。現在同協定は中国の基本養老保険のみに適用されているが、その他の社会保険項目についても早期適用を要望する。

（3）労務派遣

- ⑧「労務派遣暫定施行規定」（人社部2014年第22号）等の文書で、派遣労働者の人数は従業員全体の10%を超えてはならないと規定されているが、企業が割合を適切に調整できるよう、規定が緩和されることを要望する。

（4）工会

- ⑨上級工会組織への経費上納比率の低減と、上級工会組織の経費使用状況に関する情報の透明化を要望する。
- ⑩「中華全国総工会の工会会費の徴収・納付に関する通知」（工発【1978】101号）には、工会会員は、毎月工会組織に本人の毎月の賃金収入の100分の0.5の会費を納付しなければならないと規定されている。この規定により、賃金収入の異なる従業員が納付する工会会費は同額でないにもかかわらず、最終的に享受する工会サービスは同等のものとなることは公平性を欠いている。工会会員の会費計算方式の規定を変更または廃止し、各工会と企業が協議により合理的な計算方式を決定することが認められるよう要望する。

（5）その他

- ⑪業界や職種によって残業時間に対するニーズが異なるため、「労働法」に所定の、月あたりの残業時間が36時間を超えてはならないという強行規定を調整し、各界の意見を広く取り入れたうえで合理的な月あたり残業時間の上限を確定するよう要望する。
- ⑫労働社会保障部（現「人力資源社会保障部」）より1999年に公布された「国の規定に違反する企業従業員の早期定年退職手続の制止、是正にかかる問題に関する通知」（人社部発【1999】8号）の規定により、国の定める企業女性従業員の定年退職年齢は、女性一般労働者が満50歳、女性幹部が満55歳とされている。一般労働者と幹部を区別する基準が法律で明確に規定されていないため、各地の社会保障機関による執行基準が統一されず、企業では大変困惑している。社会保障機関により執行基準が統一され、一般労働者と幹部を分ける明確な判断基準が示されることを要望する。

⑬労働仲裁機関と司法機関が、労働者と企業双方の權益を平等に扱い、事実および法律に基づいて公平かつ公正な裁定・判決が行われるとともに、有効な提携メカニズムが確立されて審査の所要時間が短縮されることを要望する。例えば会社が移転する場合、一部の地方ではこのような状況が「労働契約法」第40条および第46条に規定される「客観的状况に重大な変化が発生した」とは認められず、企業の経営調整計画に大きな不便をもたらしている。人力資源社会保障部により全国統一の解釈が制定されるか、各地の人力資源社会保障機関によりそれぞれ明確な解釈が制定されることを要望する。

⑭人材流出の問題は日増しに厳しくなっており、企業（特にハイテク・先端技術分野の企業）の正常な発展に制約を与えている。人力資源社会保障部が他の行政機関と手を携えて就業環境の最適化に取組み、人材育成、従業員へのインセンティブ等の面でより多くの政策によるサポートが提供されることを要望する。また、人材優遇政策の適用範囲を拡大し、ハイレベル人材、緊急に必要とされる人材への補助金提供、個人所得税の減免などの政策により、人材の流出が防止されることを要望する。

第6章 知的財産権

現状の概要

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう2020年4月20日、国家知識産権局は、重大知財イベントと位置付ける「2020中国知財宣伝ウィーク」を開幕した。新型コロナウイルス感染症の影響が最初に出た中国では、知的財産に関する救済措置を世界に先駆けて打ち出し（2020年1月28日）、影響を最小限に抑え込んできたが、そのような中国の新型コロナウイルス感染症への対応策の充実ぶりと、新型コロナウイルス感染症の問題をはねのけるほどの近年の知財分野における中国の勢いを、「知的財産と健康中国」と銘打った一大キャンペーンにより、国内外に宣伝している。

近年の知財分野における中国の発展の背景には、中国政府の知的財産重視の政策が大きく影響している。このことは、機会があるごとに、習近平国家主席が知的財産保護の重要性に言及していることにも表れている。中国政府は、国家の重要政策として知的財産保護強化の目標を掲げるとともに、その実現に向けた諸々の施策を講じ、着実に実績を積み上げてきた。その最たる例が、2019年における中国のPCT出願であり、約5万9,000件に及んだ出願件数は、遂に米国を抜いて世界一になるまでに至っている。このことは、知財分野における中国の存在感をいっそう高めることにつながっており、今後、より中国の知的財産動向に着目するべきと言える。

知的財産保護強化の法制面では、2019年4月、商標法および反不正競争法が改正された。それにより使用を目的としない悪意の商標出願の取り締まり、営業秘密の保護が強化されたほか、権利侵害への懲罰的賠償金額が最大5倍まで引き上げられるなど知的財産保護の充実化が図られた。2019年1月に公表された第4次専利法改正案は依然、全人代常務委員会で検討が進められる一方、専利審査指南は2019年11月および2020年2月、2度の改正が施行され、審査遅延制度の導入、また人工知能などの新分野・新業態にかかる審査手法を追加した。

司法分野においては、2018年2月公表の「知識産権裁判分野の改革・イノベーション強化における若干の問題に関する意見」に基づいて、知財訴訟制度の充実化や司法体制の整備が進められてきた。目指す先は国際知的財産紛争の好適地であり、例えば最高人民法院に知識産権法廷を設置し専門技術性の高い知的財産権の処理体制を整備し、また技術調査員の活用促進を目指して2019年11月、全国法院技術調査人材共有メカニズムを開始し、併せて技術調査官ハンドブック（2019）を発表するなど、審理品質の充実化に向けた歩みを着実に進めている。

科学技術イノベーションの発展を目指す中国にとって、知財活用面の取り組みも特筆すべきである。例えば、2020年2月、科学技術部は2019年全国技術市場取引状況を発表した。知的財産技術契約にかかわる取引金額は約9,300億元（前年比38%増）におよび活況である。また、知的財産担保融資を見ても、専利、商標の担保融資総額は約1,515億元（前年比24%増）であり活発な取引がなされている。この点は2019年8月、中国銀行保険監督管理委員会、国家知識産権局などが連名で発表した「知的財産担保融資業務のさらなる強化に関する通知」において、融資能力開発（金融機関格付けなど）、知財評価（DBなど）、流通市場への課題認識が示されており、実態面での充実化が今後期待される。

このように、知的財産の保護・活用面が着実に進展している一方、中国における模倣品の問題は依然として残されており、国家市場監督管理総局、国家知識産権局、海関総署、公安部を中心に対策が進められている。特に、ECサイトを利用した取引が拡大する中、オンライン上の模倣品対策の必要性が高まっており、知的財産権法執行「鉄拳」行動計画（2019年4月発布）においても、2019年1月に施行となった「電子商務法」を推進すべく、ECプラットフォームでの模倣品の取り締まりが強調された。その後の2019年11月には、国家市場監督管理総局により「全国ネット取引監視プラットフォーム」が正式に立ち上がるなど、オンライン上の取り締まりが強化されている。また、行政処罰文書のネット検索環境（行政処罰文書網）が整備されるなど、この分野における行政サービスは急速に充実化されてきている。

その他、海関総署では、2019年7月より、知的財産保護キャンペーンとして「龍騰行動2019」を実施するなど小口宅急便・輸送を含む各輸送ルートや越境ECなどの貿易取引における取り締まりを強化している。また、公安部では、組織再編を機に、知的財産保護業務を取り扱う食品薬品犯罪侦查局を新たに設立し、体制の強化を図るとともに、中国全土を対象に「崑崙行動」を展開し、知的財産権侵害と粗悪品・模倣品の製造販売関連犯罪の取り締まりを強化した。

さらなる知的財産保護を推し進めるために、中国共産党中央弁公庁と國務院弁公庁は2019年11月、「知的財産権保護強化に関する意見」を公表した。本意見では、知的財産権保護強化に関する全99項目にわたる提案がなされ、努力目標としてまずは2022年までに知財侵害の頻発化を抑制し、権利者保護に向けて検挙困難性、処理長期化、高コスト、低額賠償にかかわる状況を改善するとし、2025年にはイノベーション推進のための知財制度の完成を目指すことを明らかにした。

また2020年1月15日、中国および米国は経済貿易協議（第一段階）の合意文書に署名したが、知的財産に関する章では、専利全般、医薬特許、悪意商標、ECプラットフォーム上の模倣品対策、地理的表示（GI）、知的財産訴訟における司法執行と手続などに関する全11節にわたる対応策が詳述されている。それらを踏まえ、2020年4月21日、上記意見の徹底実施のための推進計画が国家知識産権局から発表されており、今後その実施状況には注目すべきである。

以上のとおり、中国では知的財産を巡る状況が大きく変化する中において、着実に保護強化に向けた政策を推し進めており、新型コロナウイルス感染症問題の影響を受けながらも重大知財イベントの開催にこぎつけるなど正常化へと舵を切り始めている。PCT出願件数が世界一になった上でも、知的財産保護強化に向けた取り組みに関する政府の姿勢にぶれはなく、その実現に向けた歩みは着実に進められると言える。その点も踏まえ、今後の方向性としては諸外国の知的財産制度・運用とさらに調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。その観点から以下の課題について建議する。

知的財産の保護の現状と課題

職務発明条例草案

2015年4月、中国国务院法制弁公室により職務発明条例草案に関する公開意見募集が行われた。職務発明規定は従前から専利法および同法実施細則において、専利については規定されているが、この職務発明条例草案は専利以外の技術秘密、植物新品種権、集積回路配置権等の他の権利についても職務発明の取り扱いを規定するものである。また、「取り決め優先の原則」を規定した条文がある一方、「取り決め優先の原則」とするのが望ましいものの、「取り決め優先の原則」を規定していない条文もある。

出願権利化プロセス

意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の意匠は初歩審査のみで登録を行い十分な実体審査が行われないため、創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。専利審査指南が改正され、2014年5月から画面意匠（グラフィカル・ユーザー・インターフェース）の保護が導入されたが、意匠の保護の対象や態様について、さらに柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。また、2019年11月1日施行「専利審査指南」での遅延審査の導入（第五部分第七章）は歓迎

されるところではあるが、遅延期間が年単位の固定で設定されており、また、遅延の停止も認められていないため、製品の開発や市場環境の変化に的確に対応できず、十分な制度の活用ができない事が懸念される。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標の第三者による出願を排除するためには、中国内での著名性を立証しなければならない。これらの出願による商標は市場を混乱させるとともに著名な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これらの出願による商標を排除するには、著名性を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

専利権の冒認出願

他人の発明創造を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

専利審査

専利の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組みに感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国企業と比べて外国企業が実質的に不利に扱われるおそれがある。例えば、優先審査は中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、一般的に中国以外の国に初出願を行う外国企業はこの制度を十分には利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。そして、専利出願集中審査については、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法（試行）」により導入が進んでいる事は歓迎されるが、集中審査請求の条件が厳しく制限され内容も不明確であるため、十分な制度の活用ができない事が懸念される。

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

2017年4月1日施行の専利審査指南では、ビジネスモデル発明とコンピュータプログラム発明の審査基準が緩和され、登録後特許文書の特許請求範囲の補正方式も緩和さ

れた。これらの点については当局の取り組みに感謝している。一方、特許請求の範囲および明細書の記載要件は、いまだ諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に協力しているが、模倣業者は処罰を回避するため、手法の多様化、複雑化等さまざまな施策を講じている。一方で、模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して制裁が十分なされない、再犯行為の定義が不明瞭、当局間の連携や情報共有の体制が不十分等、複数の要因により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者に対する十分な抑止効果が機能していない。

違法経営額の算定

模倣品の摘発については、違法経営額の算定が処罰決定の基礎となり、刑事移送の判断基準となるが、押収数量に比較して極端に低い算定額により、不適切と思われる処罰や刑事移送の不成立といった、権利者にとって不本意な結果に終わる案件も依然として存在する。また、電子商取引（EC）市場の急速な普及拡大に伴い、ECサイト運営者保有の販売記録を違法経営額算定の根拠とする運用が散見されるようになってきているが、全国各地においてその運用は統一されているとは言い難い。

模倣巧妙化

模倣品を異なる場所に分散させて生産、保管したり、部品単位で出荷し市場の近辺で最終組立、梱包を実施したり、商標表示を切り替え可能な措置を講じて、保管時、輸送時にはノーブランドもしくは別ブランドにしたり、ビジネス（生産、輸送、販売等）自体を摘発執行機関の勤務時間外である夜間や休日に行う等、摘発回避の手段も多様化が進んでいる。またビジネスネットワークの複雑化・細分化により首謀者の特定を困難にしているという課題も存在している。

違法看板

権利者の登録商標を無断で自社店舗の看板、装飾等を使用し、恰も当該権利者と何らかのビジネスまたは授權関係があるかに装い、消費者に誤認・混同を与えている店舗は、従前に比較して減少はしているものの依然として散見される。また、行政指導、摘発を受けても、看板を布等により覆うだけでその場は回避して、その後で元に戻したり、文字の一部だけ削除したり、故意に是正期間を引き延ばしたり等、確実な執行ができないといった悪質な再犯事例も散見される。なお、違法看板の認定やその執行手段に明確な基準が公示されていないことから、地域ごとに執行機関の対応が異なるという課題も依然として存在する。

さらに前述のようなオフライン現場での問題が、EC市場の急速な普及拡大に伴って、オンライン上の店舗でも拡大しつつあり、早急な関連法規の整備およびその統一的運用の徹底が望まれる。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち相当数の模倣品が販売されているともいわれている。各ECサイト運営者は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追いつかない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、オフライン取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネット上で、外国企業名の代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

電子商取引事業者、電子商取引プラットフォーム事業者およびプラットフォーム内の事業者の負う義務および法的責任について規定した電子商務法が2019年1月1日に施行されたが、その実効性について未だ不透明である。

模倣品の海外流出

インターネットは海外からもアクセスが容易で、小口郵便ルート等を介して海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。

知的財産に関する紛争処理の公平化・合理化

専利権侵害に対する行政権限の適正化

国务院法制弁公室「専利法改正草案」等においては、行政機関（専利行政部門、専利事業管理部門、専利法執行担当部門）が専利権侵害行為を積極的に取り締まることが企図されている（専利法改正草案第69条、同第70条など）。

しかしながら、専利権の有効性判断や侵害判断は容易ではなく、所定の行政手続や司法手続を経て、最終的に権利が無効と判断される場合や権利非侵害と判断される場合も多い。ここで、専利侵害についての判断については、当事者双方の主張を十分に勘案し、専門的かつ客観的なプロセスを経て慎重に行なわれるべきである。また、当事者間に専利権の有効性や専利権侵害の有無などに争いがある場合は、最終的な判断は司法に委ねられるべきであると考えられる。

したがって、専利権侵害において、専利権の有効性や専利権侵害判断について当事者間に争いがある場合、専利行政部門が司法判断を待たずに早急に取り締まり（執行）を行うことは問題であると考えられる。

知的財産権の濫用となる場合の基準明確化

国务院法制弁公室「専利法改正草案」第20条、国家工商

行政管理総局「知財濫用に関する独占禁止法執行指南（第7稿）」、國務院独占禁止委員会「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」においては、「専利権の濫用」について、「公共の利益への損害」や「競争の排除、制限」との関係で説明がされている。

これらは独占禁止法（55条）の知的財産の濫用に関しての解釈規定であり、このうち國務院独占禁止委員会「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」では濫用の分析・判断要素などが記載されているものの、判断基準の細則、サンプルケースを用いた具体的分析、事例集等が十分でないため、企業側としてどう判断されるのかが合理的に予測し難い状況となっている。

また、現在は前記ガイドライン（意見募集稿）を含め、複数の機関から別途に類似であるが相互に相違するガイドラインが公表された状態であり、このままでは却って混乱を招くことが懸念される。國務院の機構改革により新設された国家市場監督管理総局から統一的な基準が示されることが期待される。

司法機関・行政機関の期日・期限設定

知的財産紛争において、在外者や意思決定機関が中国外にある当事者、意思決定が中国語以外の言語でなされる当事者（以下、在外者等）は、地理的・言語的負担を強いられることになる。ここで、中国の行政・司法実務においては、当事者の対応期日が期限・期日直前に設定されることが多々見受けられる。このような場合、在外者等は、中国国内にあり中国語で組織内の意思決定がなされる一般的な在内地者に比べ、地理的、言語的に著しく不平等な状況で、困難な対応を求められることになる。このような在外者等の地理的・言語的な不平等を救済するため、十分な期間を置いて期日・期限を設定する国や、当事者からの申し立て等により期日・期限を調整可能とする国もある。中国の知的財産紛争においても、司法機関や行政機関が期日・期間を設定する場合、在外者等に対して、負担軽減の救済策が考慮されるべきと考える。

知的財産訴訟における技術調査

知的財産訴訟の専門性や重要性に鑑み、近年主要3都市（北京市、上海市、広州市）へ知識産権法院が新設されると共に、多くの既存法院において知識産権法廷が設置されてきている。これらの法院や法廷の特徴の一つに、技術調査官制度の導入がある。現在の知的財産訴訟、特に専利関連訴訟においては、技術の高度化・複雑化の観点から、知的財産訴訟制度のユーザーたる当事者の技術調査官制度に対する期待は高い。しかしながら、現在の状況では、技術調査官の関与の有無や、関与した内容、技術調査官の心証や意見については、当事者は十分に把握することができない状況である。すなわち、技術的に高度な理解が必要とされる知的財産訴訟案件（専利有効性判断、専利侵害判断）においても、当事者は技術調査官が関与しているかどうか把握できない。したがって、各当事者は明示的には技術調査官に対する技術説明の機会を与えられておらず、技術調査官の見解を直接確認して意見を述べる機会も明示的には与えられていない。

実用新案権および意匠権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案および意匠権は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または権利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎない。同じ発明を利用した改良製品やその後拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行人の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとし、また、2016年4月に「『2、3年間で執行難の問題を基本的に解決すること』の実行に関する業務要綱」の通知を発行したが、その実効性は不透明である。

情報公開

専利復審委員会の審決や知的財産事件の人民法院の判決の公開の促進、および公開促進に向けた当局の努力は評価できるものである。しかしながら商標評審委員会による審決は未だ十分に公開されておらず、専利復審委員会の審決や人民法院が公開した判決書のみでは内容把握が難しい場合や公開に時間を要する場合がある。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めているが、予見可能性を高めて公平性を担保するためにも、各案件についてさらに迅速かつ適切な範囲での公開がなされることが必要である。

ライセンス技術の保証期間等

技術輸出入管理条例では、ライセンサーに対して技術の完全性や有効性等の保証義務を課しているが、その期間・範囲については明確に定義されておらず、永久に広範囲の保証義務が課せられているとも解釈し得る。これは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

懲罰的賠償

2019年1月に意見募集の行われた専利法改正案などにおいて、知的財産権の侵害に対して懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権に対する保護の強化が提案されている点は評価される。しかしながら懲罰的賠償の判断基準について具体的分析や、事例などが十分ではなく、どのような状況がどのように判断されるのかが合理的に予測し難い状況となっている。

<建議>

1. 知的財産の適切な保護の促進

(1) 職務発明条例草案の再考（建議先：科学技術部）

職務発明制度は、そもそも専利法および同法実施細則において包括的に規定されており、専利法のような上位規定がない植物新品種権や集積回路配置権等の他の権利まで適用範囲を広げることは、法体系上の混乱を招くことから、本条例を制定する必要はない。また、仮に制定されるとしても、上記に鑑みて本条例の対象を専利権のみに限定していただくとともに、事業体と発明者との間で合意された「取り決め優先の原則」を徹底していただくよう要望する。

(2) 出願権利化プロセス・保護期間の合理化・適正化（建議先：国家知識産権局）

① 意匠制度の見直し

意匠について、審査主義（実体審査制度）を導入していただくよう要望する。併せて、この実体審査を前提とした部分意匠制度を導入していただくよう要望する。また、2019年11月1日施行「専利審査指南」での遅延審査に関する運用（第五部分第七章）について、遅延期間が年単位で設定されているが、より柔軟な遅延期間の設定を可能とし、遅延期間中の期間延長、および、期間短縮、遅延停止が可能となるよう要望する。そして、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただくよう要望する。

② 適切な商標審査

外国で著名な商標の第三者による出願を排除するため、当該商標の外国における馳名（著名）性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、異なる商品役務区分の馳名商標も考慮した類否判断を行っていただくよう要望する。さらに、馳名商標の認定審査および法院審理においては、現在のビジネス形態に鑑み、中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等の資料を出願人が提出した場合であっても、審査と審理の対象と

していただくよう要望する。

③ 商標審査における情報提供制度の導入

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただくよう要望する。

④ 専利権の冒認出願への対策

他人の発明創造を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法には直接の排除規定がなく、専利実施細則に専利権等の帰属について各地域の知財業務を管理する部門が調停を行うことができるとの規定があるのみである。専利権の帰属については当事者間のみならず、社会的な影響を及ぼす虞もあるため、統一的な判断や、真の権利者からの移転請求権の明確化が好ましいと考える。

⑤ 特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度において、外国企業が実質的に不利に扱われないよう基準の明確化や公平な取り扱いを要望する。特に、2017年8月1日付施行の「専利優先審査管理弁法」第八条第一項および第二項では優先審査請求書に対して国务院関係部門または省級知識産権局の推薦意見記入が要求されているが、このような要件を削除いただくか、推薦基準を明確化いただくよう要望する。また、本弁法第三条（五）では「中国に初出願し外国出願するもの」が優先審査の条件に挙げられているが、この条件を緩和し、中国初出願でなくても外国関連出願が存在すれば優先審査の対象としていただくよう要望する。また、日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただくよう要望する。

⑥ 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくよう要望する。

⑦ 専利出願集中審査についての条件明確化と条件緩和

専利出願集中審査について、2019年9月3日に発表された「専利出願集中審査管理弁法（試行）」第3条の集中審査請求の条件として、（二）国家重点優位産業に係り、又は国の利益、公共の利益に対して重大な意義を有することが要求されているが、具体的な基準の明確化を要望する。また、（三）1回の集中審査出願件数が50件を下回らず、かつ実体審査請求の効力が発生してからの期間の幅が1年を超えていないことが要求されている

が、集中審査出願件数が50件の条件を緩和いただく事を要望する。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

① 再犯防止（建議先：国家市場監督管理総局、海関総署、公安部）

国务院の機構改革を契機として、再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む市場監督管理局、海関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安機関との間で刑事移送のいっそうの円滑化をお願いするとともに、海関が所有する輸出入者情報を権利者に提供する等、権利者との連携もいっそう密にさせていただくよう要望する。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行っていただくよう要望する。

② 違法経営額の統一的で適正な算定（建議先：公安部、国家市場監督管理総局）

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、違法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図っていただくよう要望する。特に、電子商取引（EC）市場は今後もさらに拡大していくことが見込まれるため、電子商取引（EC）サイト運営者保有の販売記録を違法経営額算定の根拠として統一的かつ積極的に採用していただくよう要望する。

③ 模倣巧妙化への対処（建議先：国家市場監督管理総局、国家知識産権局）

行政機関に模倣品業者の分業の繋がりを捜査する権限を付与すること等の法整備を進めていただくよう要望する。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つかった場合であって、商標ラベルが商品に付されることが客観的に判断できる場合には、商品も押収できるようにしていただくよう要望する。さらに、模倣品の生産、輸送、販売等を摘発執行機関の勤務時間外にのみ実施して摘発を巧妙に回避するケースに対しても、柔軟に摘発を実施していただくなど、何らかの対応を可能としていただくよう要望する。

④ 登録商標等を不当に使用した看板への対応（建議先：国家市場監督管理総局、国家知識産権局）

消費者保護の観点からも、他人の登録商標を不当に使用し、消費者の誤認混同を誘発する違法看板を速やかに撤去・是正させる仕組みを確立するとともに、違法性認定基準を明確にし、それを全国各地にて統一運用するように指導していただくよう要望する。

(2) インターネットを介した模倣品販売の対応

① 知的財産保護プログラムの整備強化（建議先：国家市場監督管理総局、国家知識産権局、工業・情報化部）

電子商務法の施行に伴い、電子商取引（EC）サイト運営者による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、模倣品販売サイトや他人の登録商標を不正に使用したサイトの迅速な削除や再犯抑制の仕組み作りおよびその運用がどのサイトにおいても均一になされるよう関係部門の指導が強化されることを要望する。さらに、電子商務法の施行のみでは実効性の担保が十分ではないことから、同法細則の早期策定および公布を求める。

② 模倣品の海外流出への対応（建議先：海関総署）

電子商取引（EC）サイト運営者に対して、海関との連携を強化し、電子商取引（EC）サイト運営者保有のビッグデータを活用した「海関布控」等、現状に即した海外への模倣品流出を抑止する仕組みづくりを強化することを要望する。

3. 知的財産にかかわる紛争処理の公平化・合理化

(1) 専利権侵害に対する行政権限の適正化（建議先：国家市場監督管理総局、国家知識産権局）

専利権の有効性や侵害性について、当事者間に争いがある場合、行政機関は職権等に基づいて決定・執行を行うことは避け、法院との連携を取って司法判断に基づいて慎重に対応していただくよう要望する。

(2) 知的財産権の濫用となる場合の基準明確化（建議先：国家市場監督管理総局）

独占禁止法違反となる知的財産権の濫用については、「知的財産権濫用に関する独占禁止指南（意見募集稿）」などで濫用などの分析・判断要素が検討されている。これに対しては、公平性の確保などの観点から、濫用の分析・判断要素のみならず、その要素の具体的判断基準を明確にし、独占排他権たる知的財産権の一般的な正当な行使が安易に知的財産権の濫用と判断されることがないように要望する。また、知的財産権の濫用に関する基準判断規定・指南につき、現在複数の政府関係機関から類似の案が示されている。国务院の機構改革により、各委員会、省、局に分散していた独占禁止法の執行権限が新設の国家市場監督管理総局に一本化されたことに伴い、過去の運用基準を整理し、唯一の統一的な基準（指南・ガイドライン）を作成していただくよう要望する。

(3) 司法機関・行政機関の期日・期限設定における配慮（建議先：最高人民法院、国家市場監督管理総局、国家知識産権局）

知的財産紛争において、地理的・言語的不平等を解消するため、当事者の一方が外国企業・在外者の場合、司法機関・行政機関は相当な余裕を持って期日・期限の連絡を行うこと（例えば最低半月～1カ月前に当事者に連絡して調整）、または、当事者の申し立てにより期日・期限を調整可能とすることを要望する。

(4) 知的財産訴訟における技術調査官制度の拡充（建議先：最高人民法院）

技術的に高度な理解が要請される知的財産訴訟案件（専利有効性判断、専利侵害判断）においては、原則として技術調査官を関与させることを要望する。この場合、当事者双方による裁判官および技術調査官に対する技術説明の機会を設けると共に、技術調査官の見解を双方当事者に開示して、双方当事者に意見の機会を与えることを要望する。

(5) 実用新案権および意匠権行使時の注意義務化（建議先：国家知識産権局）

意匠制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案と合わせ、実用新案権および意匠権行使時の評価報告書提出の義務付けを要望する。それが難しい場合も、第三者による評価報告書請求を可能にする等、実用新案権および意匠権共に権利行使に一定の法的小および行政的制限を課していただくよう要望する。

(6) 先使用権制度運用の適切化（建議先：国家知識産権局）

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）を拡大していただくよう要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただくよう要望する。

(7) 判決の執行強化（建議先：最高人民法院）

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただくよう要望する。

(8) 情報公開の促進（建議先：国家知識産権局、最高人民法院）

国家知識産権局・商標評審委員会の審決および人民法院の判決の公開をさらにかつ速やかに促進していただくと共に、これら資料の電子版を各当局・人民法院のホームページ等

から閲覧・取得できる仕組みの整備を要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の全部資料の閲覧を可能とする制度を設けていただくよう要望する。さらに、重要な情報（全部もしくは要部）については英語などの他の言語での情報提供も検討いただくことを要望する。

(9) ライセンス技術の保証期間等（建議先：国家市場監督管理総局）

外商投資法第22条では、技術提携の条件は各投資当事者が公平原則に従い協議して確定するとある。技術輸出入管理条例におけるライセンス技術の保証期間・範囲等も、公平原則のもと、当事者間の協議により決定できることを明確にさせていただくよう要望する。

(10) 懲罰的賠償（建議先：国家知識産権局）

専利法改正案などにおいて懲罰的賠償の規定が提案されており、専利法改正案第71条では、故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができるとある。このように懲罰的賠償による賠償金額の変動範囲は大きく、訴訟結果に大きく影響を与える規定となっている。訴訟結果の予見性の確保などの観点から、懲罰的賠償の倍率適用の根拠や基準を具体的に、かつ、明確にさせていただくことを要望する。

第7章 省エネ・環境

2020年は、「青空防衛戦に勝つための3年行動計画」の最終年であり、環境対策の成果が求められる1年となる。また、2020年9月には「固体廃棄物汚染環境防治法」が施行される見通しであり、今後も法整備が進むと考えられており、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、日系企業としては法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、対応する際に問題点が発生することもあるため、関連業界・企業との情報交換、関係国の政府機関との調整も十分に行うことを要望する。

環境汚染問題の現状

2020年の政府活動

2020年5月に開催された第13期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告は、2019年3月の政府活動報告に比べ分量が少なくなっている。2019年は汚染対策が持続的に推進され、主要汚染物質の排出量が引き続き減少し、生態環境が全体的に改善したとしている。その上で、2020年の政府活動報告では、環境問題について、①生態環境対策の効果を高める、②法に基づく科学的的確な汚染対策を際立たせる、③重点地区の大気汚染対策の難関攻略を深化させる、④汚水・ゴミ処理の関連施設の整備を強化する、⑤危険化学品生産企業の移転・改造を加速する、⑥省エネ・環境保護産業を大いに成長させるとしている。

依然深刻な大気汚染の現状

生態環境部の発表によると、2019年における大気汚染の状況は中国全体で見ると前年に比べて改善されている。全国337都市を対象としたPM2.5の1㎥当たりの平均濃度は36マイクログラムと、前年比横ばいとなっており、PM10の濃度は63マイクログラム/㎥と前年比1.6%減少した。各地域のPM2.5の平均濃度をみると、京津冀および周辺地域は57マイクログラム（前年比1.7%減少）、長江デルタ地域は41マイクログラム（同2.4%減少）、汾渭平原は55マイクログラム（同1.9%減少）となっており改善はされているものの、省・市の中には国家基準を達成できていない地域もあり、依然として健康に影響を及ぼす深刻な状況が続いている。

環境関連制度の状況と政策動向

2021年までの環境汚染対策目標

2020年1月に全国生態環境保護活動会議が開催され、そ

の会議の中で2020年の環境保護にかかわる重点活動について生態環境部長より発表された。大気汚染対策においては、「青空防衛戦に勝つための3年行動計画」の目標を達成し、重点地域の秋および冬の汚染総合対策に力を入れて攻勢を強める。水質汚染対策においては、「水質汚染防止行動計画」を深く実施し、飲用水の水源地の環境整備対策を強化し、都市の汚染水対策を継続的に実施し、揚子江、渤海の汚水排出口の改善を推進し、黄河の汚水口の排出調査・整備を開始し、農村生活排水と汚染水の管理を統一的に推進する。土壌汚染対策においては、「土壌汚染防止行動計画」を実施し、農地の土壌汚染状況の詳細な調査結果に基づき、建設用地の土壌汚染リスク管理と修復を強化し、「無廃棄都市」の建設試行を深化させ、固体廃棄物ゼロを実現し、危険廃棄物特別調査・整備を行う。これら目標に対して、日本企業も誠心誠意取り組んでいくが、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、生態環境部、应急管理部、地方政府当局が企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

「固体廃棄物汚染環境防治法」の改正

「固体廃棄物汚染環境防治法」は1996年に施行され、これまで4度改正されており、2019年12月に再改定をすべく第2回目のパブリックコメント募集が行われた。同法は、現状の環境関連法令に基づいた修正がなされるとともに、①生産者責任の拡大、②固体廃棄物の転送にかかわる関連当事者の義務および責任の明確化、③危険廃棄物の段階的管理システムの構築、④罰金金額の引き上げの点が前法より修正されている。第2回パブリックコメント草案は9章120条からなり、第1回パブリックコメントに比べて38条が追加されており、特に大きな変更点として、生活ゴミ分別にかかわる章が新たに追加されている。

改正「固体廃棄物汚染環境防治法」は2020年9月には施行される見通しとなっており、同法の導入にあたっては、生態環境部より、影響が出る部分について企業に対する説明会を開催する等、事前に情報周知が徹底されることを強く要望する。

危険廃棄物については、2015年以降の環境保護にかかわる取り組みの強化に伴い、地域によっては多くの危険廃棄物処理業者が廃業し、産業廃棄物処理業者および処理可能量が慢性的に不足する状況となり、処理価格の高騰、処理待機時間の延長といった問題が生じている。そのため、地域の企業ニーズを把握した上で、処理業者の誘致や、環境と安全に配慮した一時保管場所の提供等に取り組むことを要望する。

また、2020年の第13期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告において、危険化学品生産企業の移転・改造を加速するとされているが、「一刀切（一律の取り締まり）」を行わないよう、客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

第2巡目中央環境保護監督査察

2016年から2017年まで約2年間にわたり行われた第1巡目の中央環境保護監督査察に続き、2019年7月より第2巡目の中央環境保護監督査察が行われた。第1巡目の査察では、日系企業も含めた外資系企業にも定期的に当局からの査察が入り、中には一部の担当者から法令に基づかず、必ずしも必要とは考えられない設備設置等の命令を受けるケースも報告されている。政府は「一刀切」は厳に禁じると発表しているが、生態環境部および地方政府当局による行政指導においてはその根拠法令やデータ等での違反根拠を書面で示すとともに、外国企業向けの相談窓口を設置し、第三者による厳正な審査を行うとともに適切な処分を実施する等の配慮をいただきたい。

電器電子製品有害物質使用制限管理法（中国版RoHS）

大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し環境汚染を低減することを目的に2007年から施行されていた「電子情報製品汚染制御管理法」（旧中国版RoHS）に代わり、「電器電子製品有害物質使用制限管理法」（現行の中国版RoHS）が2016年1月21日に公布、同年7月1日に施行されており、その対象は、電子情報製品だけでなく、白物家電製品、照明機器、電動工具等を含む電器電子製品に拡大され、次のような制度となっている。

(1)対象有害物質：鉛、水銀、カドミウム（およびそれぞれの化合物）、六価クロム化合物、PBB、PBDE

(2)対象品目：電器電子製品

旧中国版RoHSの電子情報製品に加えて白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されている（Q&Aで例示や対象外となるものの説明はあるが、目録指定はない）

(3)制度の概要：すべての対象品目に適用される「第1ステップ」と目録により指定された品目が対象となる「第2ステップ」がある。

〔第1ステップ〕

対象製品の設計および生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等を採用し市場に投入する場合、製品あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量等を注記すること

〔第2ステップ〕

- ・汚染制御を重点管理すべきものとして製品を指定し、その製品での有害物質の使用を制限し、含有したものの製造・販売を禁じる
- ・有害物質使用制限について合格認定制度を設け、認証機関による認証の他に、企業の自己適合宣言も認められる制度が構築されている。
- ・対象品目は2018年3月12日付工業情報化部公告第15号で冷蔵庫、エアコン等12品目が示されている。

現行中国版RoHSでは、第2ステップの制度が強制認証から合格認定制度に変更されたところであるが、2019年7月25日と26日に陝西省西安市で開催された「中日RoHS国際フォーラム」にて合格認定制度の理解を深めるため交流会が開催され、今後もこうした交流の継続が期待されている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE）は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は当初の5品目に加え、2015年2月に温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月から実施されることとなっていたが、2019年3月時点では対象品目の詳細な定義、賦課金の徴収基準、補助金の額等が示されておらず、賦課金徴収等は開始されていない。

リサイクル工場に対する補助金については、リサイクル事業者が補助金申請後、交付が約1年以上遅延しているなど、制度の仕組み自体に改善を要する事項が残っている。

<建議>

①中国各都市における大気汚染は年々改善されているものの、健康的に事業活動が行えない重度汚染の日もある。また、水質汚染、土壌汚染などの環境問題も早急な対策が求められる。今後、中国の環境問題改善のためには、生態環境部および各省・市のプロジェクトへの日系企業の参加とその技術・設備の導入・普及がさらに求められる。その際に、優れた製品や技術を普及させる観点から、プロジェクトに関する情報を早期に公示するなど、企業が申請や提案を検討するための十分な時間を持てるようにすることを要望する。

②環境保護法の改正等によって、法令違反をした企業に対する罰則は強化されている。日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、生態環境部、应急管理部、地方政府当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。生態環境部は、「一刀切（一律の取り締まり）」は厳に禁じると発表しているが、天津市や汾渭平原などの地域では、環境監査が突発的に

実施され、明確な理由なく工場の一時的な休業もしくは営業停止指示を受け顧客の信用を失っている企業があるといった事例も見受けられる。また、地域の大気汚染濃度が一時的に高まった、もしくは高まる可能性がある場合の操業停止等の措置について、任意の工場に突発的に指示することは避け、操業停止の対象となる事業者を選定する際の客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

③生態環境部等において省エネ・環境関連の政策・法律・計画の策定をする際、外資企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引き続き必要である。また、新たな規制を執行する際、地方毎、局毎のGB、DBとの統一性を持たせたいと、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。

④危険廃棄物について、資格のある業者への委託処理が必要となるが、業者の処理能力が不足しており、また、市外への持出処理については「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」等により受入地での承認が必要となっていることから、企業活動に影響を与えている。そのため、「国家危険廃棄物目録」に記載の危険廃棄物の区分別に処理ニーズ把握を行い、需要のある区分・地域に処理業者を早急に誘致し、市外、省外移転の審査手続をできるだけ簡易にすると同時に、危険廃棄物自社リサイクルへの規制緩和・奨励策の導入について要望する。

⑤省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストがかかる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。さらに、環境配慮製品を普及させるため、政府調達額などの計画目標や実績の公開を要望する。

⑥2017年12月に国家発展改革委員会より発表された排出量取引制度の全国導入については、まずは電力業界のうち年間エネルギー消費量が1万トン標準炭（CO2換算で約2万6,000トン）を超える事業者約1,700社が対象となるが、今後他の業種にも拡大される予定となっており、外資系企業も含めて広範囲に影響を及ぼすことが想定される。2019年のテスト運営段階では、各都市における対象業種、基準が統一されておらず、関係事業への影響についての予見性、蓋然性を持つことができないため、今後とも外資企業を含む関

連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めることを要望する。

⑦電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 （中国版RoHS）

・2019年7月25日「中日RoHS国際フォーラム」において、日系電機電子4団体より、合格評定制度における4件の建議を行った。特に電池を含む目録掲載製品に対して、市場抜き取りや通関による製品の販売差し止めや通関停止などの問題が生じないために、中国の各関連機関に対して「合格評定制度における電池の扱いが明確化されるまでの間は、電池を含む目録掲載製品について、電池部分においては従来どおりのGB規格のみに従う」との文書による通知を発行していただくよう要望する。

・対象品目の制定や追加・拡大等を検討される場合には、これら対象品目における対応時間を考慮し、実施まで十分な猶予期間を設定するよう要望する。

⑧廃棄電器電子製品回収処理管理条例 （中国版WEEE）

・リサイクル制度において、処理基金の徴収額の設定（決定）根拠、処理実態、補助金の支給やその他の基金使途の状況について不透明であり、公平性を確保するために公表を要望する。

・対象品目が追加され、2016年3月1日から適用されることとなったが、これらの追加品目を含め、品目の対象とその徴収基準額が処理実態を反映させ、公平性を確保するために、品目毎に基金が管理されること、また、その実態に合わせて補助金額や徴収金額の見直し、対象品の削除も含めて対象品目の見直しが行われるよう要望する。

・また、当該制度に参加している事業者間の公平性を確保するためにも、認定リサイクル事業者への補助金の支払いが速やかに行われるよう要望する。

第8章 技術標準・認証

国務院は2015年8月に「標準化事業の改革深化にかかるプランの徹底実施のための行動計画（2015～2016年）の通知」（以下「行動計画の通知」）を發表し、また同年12月には、「国家標準化体系構築發展計画（2016～2020年）」を發表した。この標準化事業にかかる改革は、標準化の全体調整のための仕組みづくりのほか、①国、業界、地方のそれぞれが制定している強制的標準規格の統合と簡素化、②推奨標準規格の統廃合・重複排除などの改善と産業・技術の發展状況に適合しない標準の見直し、③学会、協会、商会、連合会といった民間の組織や産業技術連盟などの標準化団体による標準規格制定の奨励、④企業標準規格の規制緩和と活性化、⑤標準規格の国際化レベル向上、などがまとめられている。

外資企業の中国における標準化活動への公平な参加に関しては、2017年11月に「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」が公布され、中国の標準化活動において外商投資企業も内資企業と同等の待遇を得るとの方針が示された。また、2019年3月15日に全人代で可決・成立した外商投資法の第15条においても外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれた。

新規標準化法の概要

新規標準化法では、標準の制定機関によって標準を国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準に分類している。

国家標準

国家標準とは、全国の経済、技術發展に重要な意義を有し、国務院標準化行政主管部門が批准して公布し、全国で統一的に適用する標準としている。また、国家標準は強制標準、推奨標準に分けられている。

強制国家標準

強制国家標準は、人身健康および生命財産安全、国家安全、生態環境安全および経済社会管理の基本的な需要を満たすために制定され、対象範囲内の製品やサービスなどに強制的に適用されている国家標準とされている。もし製品やサービスなどが強制国家標準に合致していない場合は製造・販売・輸入または提供・供給を行ってはならない。

強制国家標準は国務院、または国務院が授權した機関の批准後に公布される。

推奨国家標準

推奨国家標準は、基礎・通用の必要に応じて、または強制国家標準とセットで、あるいは各種関係業界に指導的

な役割を果たす必要な技術要求を満たすために制定された国家標準とされており、対象範囲の製品やサービスに強制的には適用されていない。通常、推奨国家標準は企業に強制的な拘束力がなく、企業が自主的に選択して採用するが、企業が推奨国家標準の採用を選択した場合は当該企業の製品やサービスは当該推奨国家標準の拘束を受ける。

業界標準

業界標準は、推奨国家標準が制定されておらず、関連業界範囲内で統合すべき技術的要求を満たすために制定された基準である。新規標準化法の実施前に制定された業界標準は強制標準および推奨標準があるが、新規標準化法の実施後に制定する業界標準は全て推奨標準になる。

業界標準は国務院関連行政主管部門が制定し、国務院標準化行政主管部門に届出する。

地方標準

地方標準は、地方の自然条件、風習などの特殊な技術的要求を満たすために制定される標準を指す。新規標準化法の施行前に制定された地方標準は強制標準および推奨標準があるが、新規標準化法の実施後に制定する地方標準は全て推奨標準になる。

地方標準は省、自治区、直轄市、区を設置している市（批准後）の人民政府の標準化行政主管部門が制定し、国務院標準化行政主管部門に届出し、かつ国務院標準化行政主管部門が国務院関連行政主管部門へ報告する。

団体標準

団体標準は、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連市場主体と共同で、市場およびイノベーションの需要を満たすために制定する標準とされる。団体標準は、新規標準化法で新たに定められた標準であり、新規標準化法の実施前には団体標準は存在していない。

団体標準の制定については事前に行政許可を得る必要がなく、社会团体や産業技術連盟が自主的に制定して公布することができる。国務院標準化行政主管部門と国務院関連行政主管部門は共同で団体標準の制定に対してその規範化、指導、監督を行う。

企業標準

企業標準は、企業の社内で統合を必要とする技術的要求、管理的要求および業務的要求を満たすために制定される標準とされる。国家は、企業が国家標準・業界標準・地方

標準より高く、競争力を有する企業標準を制定することを奨励している。

企業標準は企業が制定し、企業の法定代表者または授権された主管責任者が承認して公布する。

中国における標準化活動における外資企業の参加

2017年11月に国家標準化管理委員会、国家發展改革委員会、商務部は連名で「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」を公布した。当該指導意見では、外商投資企業（外商投資企業は、中外合弁企業、中外合作企業および外商全額出資企業であって、海外の企業またはその他の海外の経済組織が中国国内に設置した支店機構を含まない。）は中国の標準化活動に参加する場合、内資企業と同等の待遇を得るとされている。これにより外商投資企業は

- ①国家標準の起草活動と国家標準の外国語版の翻訳活動への参加、
- ②全国専門標準化技術委員会（サブ技術委員会、活動グループなどを含む）に委員または観察員として参加、
- ③ISOの関連活動への参加などが可能であると規定されている。

また、2019年3月15日に全人代で可決・成立した外商投資法の第15条においても外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれた。

標準に関わる特許に関する規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的権益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。その後、当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続 第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

また、標準必須特許の扱いについては、最高人民法院から公表されて2016年4月1日から施行された「専利権侵害紛争事件の審理における法適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈（二）」の第24条に記載されているほか、國務院反独占委員会（当時）が2017年3月23日公表した「知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン」においても検討がされている。その後、同ガイドラインの進展はないところ、国家市場監督管理総局から公表された「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定」（2019年9月1日施行）では標準必須特許に関する規定が期待されたが、独占禁止行為一般への言及に留まるものであった。引き続き、同ガイドライン策定の動向を注視する必要がある。

個別事例（情報セキュリティ関係）

サイバーセキュリティ法関連規程の整備

情報セキュリティの基本法として、2016年11月に「中国サイバーセキュリティ法」が公布され、2017年6月から施行されている。同法の規定では、ネットワーク運営者に対するサイバー攻撃への安全保護の履行、提供されるネットワーク製品・サービスに対する国家規格への適合等が求められているが、実際の対応にかかわる関連規程について未整備の状況が続いていた。2019年は、これら関連規程のパブリックコメントが相次いで行われたほか、同年12月に同法に基づく新たなサイバーセキュリティ等級保護制度（等級保護2.0）がスタートした。

具体的には、2019年5月にデータトラフィックを国内に制限する旨を規定した「データ安全管理弁法」のパブリックコメントが行われたほか、同5月に重要情報インフラで利用されるインターネット製品・サービスの調達におけるセキュリティ審査について規定した「データ安全審査弁法」のパブリックコメントが行われた。また、個人情報の取得について、中国国内に保存することや国外に提供することを制限する「個人情報越境安全評価弁法」のパブリックコメントが2019年6月に行われた。特に、「データ安全管理弁法」や「個人情報越境安全評価弁法」において規定されるデータの越境制限（データローカリゼーション）が、そのまま施行された場合、グローバルでのビジネス継続が求められる企業には、大きな影響を及ぼすものと考えられ、今後の動向が注視される。

一方、2019年5月、国家推奨標準として「サイバーセキュリティ等級保護基本要求」が發布され、同標準に基づくサイバーセキュリティ等級保護2.0が同年12月よりスタートすることとなった。これにより、新たにクラウド等の新興分野において、保有する情報システムの等級分けおよび等級に応じたセキュリティ対応が事業者課せられることとなった。

このほか、全国信息安全標準化委員会（TC260）より、多数のサイバーセキュリティ関連標準のパブリックコメントや、正式版の發布が行われている。

暗号法の成立

1999年に導入された商用暗号管理条例では、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みや使用についても申請・許可が必要とされ、また、その対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトのみに限るとされていたものであったが、国家暗号管理局は、この商用暗号管理条例を改正すると2011年に声明を発出していたところである。この法改正の動向については、2017年4月および2019年7月に「中国暗号法（案）」として2度のパブリックコメントが行われ、2019年10月に正式發布、2020年1月より施行された。

同法においては、規定の1つとして商用暗号が位置づけられ、商用暗号製品の販売・提供に当たり、資格を有する機構による検査・認証を受けることが求められている。また、当該検査・認証について、サイバーセキュリティ法で規定される検査・認証制度の適用・制度の重複回避や、国による検査機構へのソースコード等の専有情報の開示要求の禁止が規定されている。

＜建議＞

標準化法改正により、強制標準の国家標準への一本化、団体標準の制定、各種標準間の整理、統廃合の取組といった制度改善に向けた進展があったことは評価できる。また、2017年11月に公布された「外商投資企業の中国標準化作業への参与に関する指導意見」（以下「外商投資企業標準化作業指導意見」）や2019年3月に成立した外商投資法第15条において外商投資企業の標準化活動への平等な参加を保障することが盛り込まれたことは評価できるが、実態的な運用面でこの法律の精神に則った運用が保証されることを望む。

サイバーセキュリティ法に関する説明会も実施されており説明する努力は認められる。引き続き、国際的にオープンな形で透明性を高め、公平性を確保し、イノベーションを阻害しかねない制度や運用が改善されるべく、下記を要望する。

＜透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）＞

- ① 国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等にかかわる、さらなる手続透明化と合理化を図ることを要望する。
- ② 国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作組によって運営方法が統一されておらず透明性に欠ける。外商投資企業標準化作業指導意見が公布され外商企業と内資企業が標準化活動で同等の待遇を得るとの方針が示されたことは高く評価するが、この方針に則った対応が徹底されるとともに、標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作組などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。
- ③ 強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時かつ正式に公布するよう要望する。また、新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただくよう要望する。
- ④ 標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年間ないしは2年間の猶予期間を確保するべきである。

＜イノベーションの基盤として（※標準内容への要望）＞

- ⑤ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。技術水準や社会状況が考慮されない標準は、技術進歩や自由な競争を阻害しかねず、イノベーションを進める中国の政策の方向性にも反する。
- ⑥ 推奨標準の扱いについて、法令法規で引用されることにより強制化している懸念がある。標準作成を検討する際、事前に制度との関係が説明される仕組みの構築を要望する。

＜情報セキュリティ認証制度＞

- ⑦ 中国サイバーセキュリティ法について、その具体的な内容は弁法、細則、標準等により明確になると国家インターネット情報弁公室から説明されているが、一部のものを除き、未制定のものや意見募集段階のものが多い。これらの細則、標準等の制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度の制定や運用面での配慮を要望する。
- ⑧ サイバーセキュリティ等級保護2.0を始めとする各制度の運用等においても、外資企業が不当に差別されることが無いよう、また、暗号法における規定と同様、ソースコードなどの占有情報の開示が求められることの無いよう制度・運用面での改善を強く要望する。
- ⑨ 個人情報や重要情報インフラデータの国境移転制限（データローカライゼーション）規制は、グローバルな企業活動を阻害する恐れがある。データの流通は信頼に基づき自由に行われることが重要であり、データセキュリティにかかわる政策は、2019年6月のG20大阪サミットで提唱された「データフリーフローウィズトラスト」のコンセプトに基づき策定されることを要望する。
- ⑩ サイバーセキュリティ法に関する規制において、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展に妨げとならないよう、また、これらのビジネスで外資企業が不当に差別されないよう、制度設計や制度の運用に配慮されるよう要望する。
- ⑪ 2020年1月に施行された中国暗号法について、商用暗号については、その運用に際し1999年10月に発出した商用暗号管理条例に関する通知を尊重するとともに、同条例改正の検討に際しては手続の透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを要望する。

第9章 物流

国家統計局の発表によれば2019年の実質GDP成長率は6.1%となり、目標の最低ライン6.0%はクリアしたものの2018年に引続き成長率は鈍化した。米中貿易摩擦の影響もあり、中国経済は減速傾向が鮮明となった。四半期別で見ると、2019年第1四半期～第4四半期はそれぞれ6.4%、6.2%、6.0%、6.0%と減速が続いた。経済関連政策の方向性を決める中央経済工作会議が2019年12月に北京で開催され、第13次5カ年計画の最終年度となる2020年の経済運営方針として、国内外の情勢により経済成長の下押し圧力の高まりを強く意識し、社会の安定と景気の下支えに取り組むことが強調された。

中国経済が減速傾向にある中、対米通商交渉の第一段階の合意が好材料とされていたが、新型コロナウイルス感染症は中国経済へ大きな打撃を与えた。新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的で国内道路交通は各地で通行禁止等の措置が取られたことにより、道路交通網は一時寸断された。2020年上半年に予定されていた展示会や国際会議などの大型イベントは中止あるいは延期となり、世界的な生産地として地位を高めた自動車関連産業にも影響を及ぼしサプライチェーンの再構築を検討する動きも見受けられた。

新型コロナウイルス感染症はアジア、欧州、北米と世界的に拡大し、人的移動の制限と生産活動の停滞に伴う貨物船や航空便の減便により輸送力は大きく低下した。全世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症の早期終息と蔓延防止策により停滞している経済活動の早期正常化が国際社会共通の最重要課題となった。

経済環境

表1: 中国の輸出入総額 (単位: 億ドル)

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)
2015年	22,765	△ 2.8	16,820	△ 14.1	39,586	△ 8.0
2016年	20,974	△ 7.7	15,874	△ 5.5	36,849	△ 6.8
2017年	22,635	7.4	18,401	15.9	41,036	11.4
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8	46,230	12.6
2019年	24,984	0.5	20,769	△ 2.8	45,753	△ 1.0

出所: 税関総署

表2: 2019年の国・地域別貿易額 (単位: 億ドル)

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)	金額	前年比 (%)
日本	1,432	△ 2.6	1,718	△ 4.9	3,150	△ 3.9
米国	4,187	△ 12.5	1,227	△ 20.9	5,414	△ 14.5
EU	4,996	5.3	3,769	△ 0.7	8,765	2.6
アフリカ	1,132	7.9	955	△ 3.8	2,087	2.2
ASEAN	3,594	12.7	2,820	5.0	6,414	9.2

出所: 税関総署

2019年の貿易総額は前年比1.0%減少し、輸出入別ではそれぞれ0.5%増、2.8%減であった。貿易収支は4,215億ドルとなり19.8%増加した。日本との貿易は前年比3.9%減少し、輸出入別ではそれぞれ2.6%減、4.9%減となった。貿易収支は285億ドルの赤字となったが赤字額は14.8%減少した。米国との貿易は前年比14.6%減少し、輸出入別ではそれぞれ12.5%減、20.9%減となった。貿易収支は2,958億ドルの黒字となり、黒字額は8.5%減少した。中国の貿易額は過去2年連続のプラス成長であったが、米中貿易摩擦の激化により米国との貿易が大幅に減少し、貿易総額に影響を与えた。ASEANへの輸出は3,594億ドルと前年比12.7%増加し、米国向けの減少を補う形となった。対米貿易黒字は減少したものの、依然として不均衡な状況は続いている。2020年1月、米中経済貿易協議の第一段階合意が署名され、合意には中国の米国技術窃取に対する取り締まり強化および中国による2,000億ドル相当の米国からの購入計画が盛り込まれた。合意が履行できなかった場合、米国との摩擦が激化し対米貿易のさらなる冷え込みが懸念される。

表3: 2019年の中国の輸送モード別貨物輸送量

輸送モード	貨物輸送重量 (単位: 億トン)		貨物回転量 (単位: 億トン・キロ)	
	重量	前年比	回転量	前年比
鉄道	43	7.2	30,182	4.3
道路	416	5.1	74,836	5.0
水運	75	6.3	103,963	5.0
民間航空	0.08	2.0	263	0.3
合計	534	5.5	209,244	7.7

出所: 2019年国民経済と社会発展統計公報および交通運輸部

2019年の貨物輸送量はGDP成長率の減速に伴い引き続き減速した。道路輸送は圧倒的なシェアを持つ輸送方法であり、域内配送では唯一の輸送方法である。環境に対する取り組みとコスト削減のニーズから、長距離となる拠点間輸送においては、道路輸送と鉄道、水運などその他のモードを組み合わせた複合輸送の需要が増加する趨勢である。航空輸送は世界的な景気減速の影響により需要が低迷し微増

であった。鉄道輸送の大幅な伸びは中国当局が提唱している「中欧班列」の利用拡大が大きな影響を与えたと考えられる。

物流情勢

2019年9月、国務院から「交通強国建設綱要」が発表され、2035年までに交通強国としての基礎を確立し、21世紀半ばまでに世界トップレベルの交通強国を目指す発展計画が示された。要綱では第13次5カ年計画で掲げられた道路の総延長距離や鉄道の営業距離、等の目標は2020年に完成させ、輸送機器の技術研究開発の強化および国産技術と利便性の向上を目標としている。具体的には、高速鉄道のさらなる高速化（時速400キロメートル）、リニアシステム導入（時速600キロメートル）、大型貨物列車（3万トン重量積載）と高速貨物列車（時速250キロメートル）、スマート運航、自動化港湾、スマート倉庫や仕分システムなどの輸送関連設備やシステムの開発が示されている。交通網の整備では「全国123交通圏」として、都市内通勤1時間、都市間2時間、全国主要都市間3時間の移動を実現し、貨物輸送においても同様に快速貨物物流圏を構築する計画である。中国版GPS（北斗衛星）の利用や5Gなど次世代通信ネットワークの実用化を視野に「天地一体」の交通制御ネットワークによるスマート交通の発展を目指している。

生活水準の向上と利便性の追求によって小口貨物輸送やクーリエサービスの需要が急増し、インターネット通販や宅配の大手企業は積極的に物流の技術革新を進めている。ロボット導入による無人化倉庫が実現し、AIを活用した配送・調達の高度自動化への取り組みが進み、「ラストワンマイル」でも自動運転トラックやドローンが研究開発段階からすでに運用試験段階に入っている。労働力人口が減少傾向にあり、人件費も年々上昇する中、上述の「交通強国建設綱要」に沿った自動化・効率化による物流革新はこれからも急速に進むことが見込まれる。

経済発展計画として推し進められている「一帯一路」構想に伴う物流インフラの整備は引続き行われており、「中欧班列」というブランドに統一された国際鉄道ルートは現代版「シルクロード」として確立されつつある。2011年3月から運行が開始された中国-欧州間の鉄道輸送は、各種ルートが新設され便数が急速に増加している。大陸橋物流連盟の発表によると、2019年の運航実績は年間8,225便で前年比28.9%増となり、2011年からの累計では約2万1,000便となった。問題とされていたコンテナの輸送バランスは、中国発欧州行き便と欧州発中国行き便の割合が6:4と均衡し、実入り（貨物が積載されている）率も94%に達し確実に改善が進んでいる。「中欧班列」の発着駅は中国63都市、欧州18カ国57都市で、それら都市が各種ルートで結ばれて、利便性が急速に高まっている。

中国と旧ソ連圏のボーダー、旧ソ連圏と欧州圏のボーダーで各軌道幅の違いにより、台車へのコンテナ積替え作業が必要となることから、急増するコンテナに対応しきれず積替え地点での滞貨が問題となった。これにより、現在の満州里（東ルート）、二连浩特（中央ルート）、阿拉山口・ホルゴス

（西ルート）に加えて、新疆自治区の吐爾尕特を起点としてキルギス、ウズベキスタン、トルクメニスタン、イラン、トルコを経由し欧州へ向かう南ルートの開設が検討されている。また、かねてより要望されていた海外から到着した保税貨物の「中欧班列」への乗り継ぎ条件について、近く改善されるなどの情報があり、国外の利用者拡大が期待される。

現在、中欧班列オペレーターは地方政府の補助金に対する依存度が高く、経営の自立化を求める意見も多い。財政部は2018年より地方政府に対し、運賃に対する補助金を段階的に削減するよう要求し、2020年度の補助金額は全行程運賃の30%を超えてはならないとした。しかしながら、「一帯一路」は国家により提唱されているため、地元「中欧班列」のシェア拡大が政治的業績を示す意味もあることから、何らかの方法で地方政府による減少した補助金の補填が続いていると言われている。補助金の取り止めは、海上輸送との運賃格差拡大に繋がり、利用者の減少を招く事が予想されるため、将来的には市場メカニズムによるオペレーターの淘汰は避けられないと思われる。需要に合致した高品質なサービスと合理的な運賃を提供する事により、航空輸送や海上輸送を補完する第3の国際輸送手段として広く利用され、健全な発展を遂げることを切に期待する。

最後に、政府が取り組みを強化する環境対策にも着目しておく必要がある。特に大気汚染対策は急務としてNEV生産助成などの政策が推し進められているが、物流分野でも環境対策の推進に同調する動きが見られる。モーダルシフトやコンテナラウンドユースなどに代表されるCO2削減を始め、「グリーン物流」をキーワードとした取り組みは拡大することが見込まれる。

<建議>

- ①全国的に通関一体化の実施が推進され、これまで地域によっては通関手続の処理スピードや解釈が異なっていた状況がこの通関一体化により手続の標準化が進み、申告時間についても以前より短縮が見られ、改善が認められる。しかしながら、各地域での習慣や見解の違いで運用上統一されていない状況も依然として見受けられる。引続き全国標準化へ向けて改善を要望する。
- ②税関特殊監督管理区域で2019年から新しい税関システム（金関二期）が導入された。新システムは同区域の搬出入貨物が、複数インボイスに1台のトラックあるいは1インボイスに複数台のトラックは対応できるが、複数インボイスを複数台のトラックに積み込む混載に対応できない。また、1申告で日を跨ぐ分割の搬入が認められない。特に混載は積載効率を高める有効な方法であり、輸送コストの低減が可能となることから、システム改善を要望する。
- ③税関は全国的に通関手続迅速化を推進しているが、京津冀地区の事例では外国貨物到着

後、48時間以内の輸入申告許可が求められており、48時間以内に申告されない場合、申告不受理、積戻しの指示がなされた事例がある。利便性向上のために推進している迅速化が、かえって不便を招く結果となるので柔軟な対応を要望する。

- ④大気汚染対策として都市部へ進入する車両にナンバー規制が設けられている。走行車両の総量規制は理解できるが、平日5日間で1日は社用車が使用できず、運転員も同様に休業となるため、非効率的である。排ガス基準に違反する車両を集中的に規制する方法への切替を要望する。
- ⑤別送品の輸出入手続については、これまで緩和措置が取られてきた部分もあるものの、依然として外国人工作許可証および外国人居留許可の有効期間に制限があり、通関時にこれら書類等の原本を税関に提示しなければならない等、通関手続における煩雑さは今なお解消されていない。また、地域により運用ルールの差異も発生しており、通関手続の簡素化と運用ルールの標準化を早急に進めるよう要望する。
- ⑥空港や港のCFSにおいて扱われる輸出入貨物は、施設の整備不良や指定業者の手荒なハンドリングによるダメージのほか、税関検査時での商品の汚損・紛失、検査後の梱包不良などの問題が依然として頻発している。また、北京首都空港など一部の空港貨物施設では、貨物荷受けエリア（輸出ターミナル）における搬入混雑に加え、雨天時のウェットダメージ対策も課題としてあることから、荷役品質の改善と貨物施設および周辺の整備、また、物流業者の立ち入り・立ち合い規制の緩和を要望する。
- ⑦危険品、化学品の製造・蔵置中による事故の影響を受けて、危険品の輸送手配は不便を強いられる状況が続いている。それまで危険品の取り扱いが可能であった地域で突然取り扱い禁止の通知が出されるという状況も発生しており、規制内容や運用ルールが不明確な上に地域によって運用が異なる状況である。また、危険品ライセンスを有する業者や蔵置スペースにも限りがあるため、非効率な輸送手段につながっている。適度な規制緩和のほか、透明性のある運用ルールとインフラ面の整備を早期に進めるよう要望する。
- ⑧公用行事に伴う臨時の交通規制がショートノーティスまたは事前通知なしで実施される状況が最近でもよく見受けられ、トラックなどの商用車両が急遽ルートの変更を強いられるなど、リードタイムの延長や輸送コストの増加に繋がっている。今後、北京冬季オリンピック開催など大型行事を控

え、交通規制による経済活動への影響を考慮し、十分な周知期間を経たうえで実施するよう改善を要望する。

第10章 政府調達

2019年に中国財政部が公表したデータによると、2018年の全国の政府調達規模は成長が鈍化し、購入規模は3兆5,861億元に達し、前年より11.7%成長し、全国の財政支出とGDPに占める比率はそれぞれ10.5%および4%であった。過年度に比べると、2018年の政府調達において、貨物、工事の調達規模は穏やかに成長したが、サービス類では調達規模の成長が急速となった。また、集中的な調達の占める割合が低下した反面、分散的な調達の規模には持続的な上昇が見られた。外商投資企業の政府調達への参与については、2020年1月1日から施行された「外商投資法」および「外商投資法实施条例」ではともに、外商投資企業の公平な競争を通じた政府調達活動への参与の保障について規定されたが、詳細な関連実施細則はまだ制定されておらず、解決を待つ問題として注目されている。

2019年に公布された関連政策および動向

中国政府よりWTOに「政府調達協定」(GPA) 加盟の第7次オファーを提出

2019年6月に中国財政部の代表団がベルギーを訪問し、中国のGPA加盟についてEUとの交渉を行った後、同年10月、中国政府はWTOに対しGPA加盟の第7次オファーを提出した。今回のオファーリストでは初めて軍事部門が加えられ、7省が追加されたことにより、オファーの範囲は各自治区以外の26の省・直轄市をカバーするものとなったほか、16社の国有企業、36校の地方大学等が新たに対象範囲に含まれた。また、サービス項目が増やされ、同協定の対象外とするケースが調整された。

「外商投資法」「外商投資法实施条例」等の関連法令の公布

2019年、中国では「外商投資法」「外商投資法实施条例」「政府調達における公平競争の促進およびビジネス環境の最適化に関する通知」「ビジネス環境改善条例」「外資利用業務をより適切に行うことに関する國務院の意見」等の一連の外資による投資に関連する法令が相次いで制定・公布された。これらの法令のほぼ全てにおいて、外商投資企業が公平な競争を通じて政府調達活動に参加できることの保障が規定されている。これまで、中国の外商投資企業が中国国内の政府調達プロジェクトに参加する場合、多くの障害に直面する状況がしばしば起きてきたが、「外商投資法」等の関連法令の制定・公布は、外商投資企業が平等に政府調達活動に参加できる状況への改善に極めて重要な意義をもつものとなった。

「政府調達公告・公示情報発表管理弁法」の公布

政府調達の情報公表行為について規範化し、政府調達の透明性を高めるために、財政部より2019年11月27日に「政府調達公告・公示情報発表管理弁法」が公布され、2020年3月1日から施行されている。当該「管理弁法」では、政府調達情報の範囲、発表の原則、監督管理、書式・編制、指定メディア、身分の確認審査、責任負担等について明確に示し、政府調達情報を発表する行為の規範化に積極的な影響をもたらすものとなった。その後2020年3月18日には、財政部より「政府調達公告・公示情報の書式にかかる規範(2020年版)」という通知が公布され、政府調達の公告・公示情報の書式についてより詳細な規定が設けられた。

政府調達の意向公開を推進

2020年3月2日、財政部は「政府調達の意向を公開する取り組みの実施に関する通知」を公布した。政府調達の透明性をさらに高め、政府調達をめぐるビジネス環境を改善することを趣旨とし、サプライヤーが事前に政府調達の情報を把握しやすくなり、各市場主体の平等な政府調達への参与を保障し、費用対効果のより高い購入を実現し、汚職を防止・抑制するために重要な役割を果たすものとなっている。

政府調達への監督管理の強化と整備

法により政府調達への監督管理を強化・整備し、政府調達の代理機関による業務執行行為を規範化し、政府調達のビジネス環境のさらなる改善をはかるため、2019年8月30日に財政部より「2019年全国政府調達代理機関への監督検査の実施に関する通知」が公布され、同年10月より全国の政府調達代理機関に対する監督検査を実施することが決定された。当該「通知」では、検査の範囲、内容および実施時期、実務要求の面から、政府調達代理機関に対する監督検査について明確に規定しており、政府調達代理機関の規範的發展を促進するものとなった。

感染対策期間における政府調達関連政策

新型コロナウイルス感染症が全国的に流行するようになったことを受け、2020年1月26日、財政部より「感染対策にかかる購入の利便化に関する通知」を公布し、感染対策のニーズを満足することを最重要目標に、政府調達関連法規に規定された方式およびプロセスによらず、審査認可を受けずに輸入物資を購入することができる「優先ルート」を設けることが明確に記載された。続いて同年2月6日には「感染対策期間における政府調達活動の実施にかかる事項に関する通知」が公布され、政府調達活動の合理的な手配、購入活動を行う場所の防護強化、購入プロジェクトの電子化推進等に関する事項について規定した。当該「通知」では、感染対

策措置の終了した日から、ただちに正常な購入活動を再開することが明確に記載されている。これらの政策が公布されたことで、感染対策期間における政府調達活動の実施に重要なガイドラインが提供された。

安可（安全可控）/信創（信息化応用創新）制度について

2019年より一部の日系企業より、政府調達において外資企業製品であることを理由に政府調達を失注、あるいは入札に参加できなかったとの声が多数挙がっている。中国政府からの正式な通知等は出されていないが、地方政府においては、国産品を要件とする調達が実施されているほか、中国米商會白書等によれば、「安可（安全可控）」あるいは「信創（信息化応用創新）」と呼ばれる制度が2019年より施行され、何等かの基準を満たした製品が当該制度に基づきリスト化され、当該リストに掲載されたものしか政府調達において採用されないとの情報が寄せられている。

そもそもリストに関する正式な情報は外資企業には開示されておらず、また政府調達対象品に選定されるための条件や基準も同様に開示されておらず、著しく外資企業にとって不利な状況であるという指摘もある。

また、安可/信創に関する中国国内の報道においては「国産品による（外国製品の）代替」が主張されており、この点からも外資企業に対し差別的な制度となっている恐れがある。

CPU・SoC等の集積回路、オペレーションプログラム・アプリケーションプログラム等、製品の基幹部品/技術が中国企業により独自に開発・製造されたものであることがリスト掲載の要件とされている。現在、どの政府機関にどのような商品を提供する際にこれらリストに掲載された基幹部品やソフトウェアの使用を義務付けられるのかが明確ではないが、産業のIoT化が加速した現在、多くの商品・サービス分野に対し、これら基幹部品/ソフトウェアに中国企業が独自開発・製造したものの使用の強制が広がることも懸念される。リストの存在が一般的に確認可能な範囲で広く公開されていないこと、またその掲載要件が不透明であるが故に、外資企業は不当に広く排除されているのではないかと、不利益を被っているのではないかと懸念を抱かざるを得ない。

制度が正式に発表されたものではないことに起因する諸問題

しかし、中国国内では関連する多数の報道がなされており、事実として、外国資本企業の製品であることを理由に、調達に公平に参入できず、失注するケースがみられる。

他国における調達対象を限定する制度は、WTO政府調達協定に加盟した上で、その制度が公表されており、調達基準も示されている。さらに、国家安全保障にかかわる場面において限定的に運用されている。

また、中国においては、政府調達の範囲が国営企業による調達や政府補助を受けた企業による購買なども含み、その範囲が他国における政府調達の範囲よりも広いために、政府調達全体に安可/信創制度に基づくリストによる国産代

替を適用した場合、外資企業の経営に大きな影響を与えかねない。不当な競争制限、あるいは貿易障壁と外国政府に捉えられる懸念もある。

2020年の展望

GPA加盟への各種取り組みの実行継続

2019年の中国のGPA加盟を目指す各種の取り組みには一定の進展が得られ、2020年も引き続きGPA加盟に向けた各種の取り組みが推進されることが期待される。このためには、各加盟国との積極的な交渉を行い早期に各加盟国と合意する一方で、その他の加盟国と経験を共有し合うことによって、中国の政府調達制度を不断に改善していくことが考えられる。こうした取り組みには、政府調達の範囲に対する認識、政府調達方式やプロセス、政府監督体系を統一し、政府調達の対外開放への動きを加速させること等が含まれる。

政府調達に関連する法令の改訂

財政部が2020年2月26日に公布した2020年の立法計画には、「政府調達法」、「政府調達法实施条例」およびその他多くの政府調達に関連する法規を改訂する計画が含まれており、これらの進展状況が注目される。

外商投資企業の平等な政府調達活動への参与

2019年に公布された「外商投資法」、「外商投資法实施条例」、「政府調達における公平競争の促進およびビジネス環境の最適化に関する通知」、「ビジネス環境改善条例」、「外資利用業務をより適切に行うことに関する国务院の意見」等の法令は、いずれも外商投資企業の平等な政府調達活動への参与について規定したものとなっているが、より明確な内容の関連実施細則の制定・公布状況や、地方政府レベルにおいて徹底した執行がなされるかが注目される。

政府調達の意向公開の先行試験運用

2020年3月に財政部より公布された「政府調達の意向を公開する取り組みの実施に関する通知」では、政府調達の意向を公開する取り組みにつき、中央予算機関および北京市、上海市、深セン市の関係予算機関での試験運用実施が提起された。2020年、これらの試験運用地以外の条件を具備する地域において調達意向を公開する取り組みが早期に実施され、サプライヤーにとり政府調達の情報がより入手されやすくなるのか、注目される。

政府調達の透明性のさらなる向上

2019年も中国政府の政府調達の透明性が引き続き向上し、情報発信や電子取引のプラットフォームが日増しに整備され、ビジネス環境の改善に顕著な促進効果をもたらしている。2020年中に、地域的な発展の不均衡、地方から中央への情報転送および市・県レベルにおける情報公開の不完全性や時間差、一部の政府調達情報の公開において関連規定が厳格に守られていないといった問題が解決されるかが注目される。

発展を成し遂げ世界をリードする中国にふさわしい政府調達制度への期待

中国が、その著しい発展の結果により世界経済をけん引する存在であることに疑いの余地はない。今や多くの国や地域が中国のやり方に倣って自国の発展を図ろうとしている。そのような国際環境下において、中国企業が開発・製造した物のみが安全と評価され、政府調達の対象となることは、他国に誤った認識を与え、ひいては中国製品の他国の調達における排除に繋がる可能性がある。

即ち、諸外国からは安可/信創制度による国産化を前提としたリストに基づく調達がローカライゼーションによる国内産業の保護育成のために有力な手段とみなされ、それらの国々が同様のリストの作成を形式的に模倣する恐れがある。今や中国は技術先進国であり、中国企業の製品は多くの国々で使用されている。これらの国々が同様に国産製品のみを政府調達の対象とした場合、中国製品が排除される側となる。自由貿易を守る世界のリーダーにふさわしい、外資企業にも開かれた政府調達制度の導入・実施を期待する。

<建議>

①引き続きWTO「政府調達協定」(GPA)加盟交渉の推進、早期のGPA加盟を要望

2019年10月、中国政府はWTOに対しGPA加盟の第7次オファーを提出した。今回のオファーリストでは初めて軍事部門が加えられ、7省が追加されたことにより、オファーの範囲は各自治区以外の26の省・直轄市をカバーするものとなったほか、16社の国有企業、36校の地方大学等が新たに対象範囲に含められた。また、サービス項目が増やされ、同協定の対象外とするケースが調整された。このオファーリストは、中国政府の積極的なGPA加盟への取り組みの誠意と決心の表れたものとして歓迎される。引き続き、中国政府があらゆる措置を講じてGPA交渉を積極的に進め、早期のGPA加盟が実現することを要望する。

②政府調達の関連基準の拡大持続と、統一されかつ開放的な、秩序ある競争の行われる政府調達の市場体系の構築を要望

現在、中国において製品生産に従事する日本企業の一部においては、制限を受けるために米国の政府調達に参加できないという状況が依然存在する。中国政府により政府調達の関連基準が引き続き拡大され、しだいに国際社会のレベルに到達すべく、統一されかつ開放的な、秩序ある競争の行われる政府調達の市場体系が構築されることを要望する。

③早急に「外商投資法」等の関連法令となる実施細則が公布され、外商投資企業の平等な待遇が保障されることを要望

2019年、中国では「外商投資法」「政府調

達における公平競争の促進およびビジネス環境の最適化に関する通知」「ビジネス環境改善条例」「外資利用業務をより適切に行うことに関する国务院の意見」「外商投資法实施条例」等の外商投資企業に関する法令が相次いで制定・公布された。これらの法令のほぼ全てにおいて、外商投資企業が法により公平な競争を通じて政府調達活動に参加できることの保障が規定されていることは歓迎される。前述の法規の中で、政府調達に言及する内容についてはやや原則的な規定となっているため、より明確な関連の実施細則が早期に制定・公布され、地方政府レベルでもそれらが徹底して執行されることを要望する。

④現行の「政府調達法」中の制限性条項を改訂し、輸入品の政府調達市場における待遇が改善され、輸入品と国産品の公平な競争が実現されることを要望

現在なお、中国の政府調達においては主として中国産の製品が購入され、輸入品の購入に対しては厳格な審査管理が行われている。2019年10月22日に公布された「ビジネス環境改善条例」の中では、政府調達は、公開され、透明で、公平かつ公正に行うべきであり、法により平等に各種の所有制や地域の異なる市場主体を扱うものでなければならないとされ、不合理な条件や製品の原産地等によって制限、排斥してはならないと規定されている。しかし、製品の原産地として国外は含まれるのかどうか、即ち輸入製品が政府調達に平等に参加できるかについては、いまだに明確な規定がなされていない。現行の「政府調達法」第10条等にある、政府調達の対象範囲を中国産の製品およびサービスに限定する内容を早期に改訂していただき、輸入製品の政府調達市場参入に対する制限を減らし、政府調達市場の範囲をさらに開放し、輸入製品と国産製品が平等に政府調達市場の競争に参加できる環境が作られることを要望する。

⑤政府調達の省エネ製品、エコマーク製品の認証実施機関の範囲を拡大する管理メカニズムの確立と整備

2019年2月1日に公布された「省エネ製品、エコマーク製品の政府調達執行メカニズムの調整・最適化に関する通知」では、政府調達の省エネ製品、エコマーク製品の実施品目についてリスト管理を行うことが規定され、「省エネ製品政府調達リスト」や「エコマーク製品政府調達リスト」は以後公布しないとしたうえ、省エネ製品、エコマーク製品の認証実施機関の範囲を徐々に拡大するとしたことは歓迎される。政府調達の省エネ製品、エコマーク製品の認証実施機関の範囲を拡大する管理メカニズムが確立され、整備されると

ともに、新規認証実施機関が政府調達認証情報のシステムとの連携を早期に完了できるように、促進措置が取られることを要望する。

**⑥東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）
協議文書の発効の早期実現、日中韓自由貿易
協定（日中韓FTA）交渉において政府調達に
関する章節が盛り込まれることを要望**

2019年11月6日に行われた国務院政策定例説明会で、インド以外のRCEP参加15カ国が、全20章からなる条文についての交渉と、実質的に全ての市場参入の問題に関する交渉を終結したことが、商務部の関係責任者より発表された。この協定では、政府調達についても相応の規定が設けられている。引き続きRCEP条文の審査確認、承認、調印へと進められ、当該協定が早期に発効することを要望する。

2019年11月27日、日中韓FTA第16回交渉会合がソウルで開催され、意見交換が行われ、以後の取組みについて合意に達したことは、歓迎される。今後の日中韓FTA交渉においても、政府調達に関する章節についての協議が段階的に行われることを要望する。このことは、政府調達市場の相互開放につながるだけでなく、政府調達のコストを低減し、汚職等の不当な現象を防止するうえでも、良好な補助効果を発揮するものとなる。

**⑦「安可」または「信創」に係るリストの存在
や適用される製品の範囲、要求内容や基準を
明確にいただき、市場参入の透明性、予
見可能性を確保していただくよう要望する。
特に情報セキュリティ領域への参入基準や条
件について明確な規定がなく、外資系企業に
よる参入を実質上困難にしている。**

**⑧中国企業の開発・製造であることをもって、
情報セキュリティの要求を満たす要件としな
いでいただきたい。**

中国企業製の製品ではないという理由のみをもって外資企業製品が排除されることにより、高いセキュリティ機能を有する製品までも政府調達から排除されることは、不合理な差別であり、中国の対外開放の政策と相容れない。また、特に情報セキュリティの問題において、外資企業の製品を排除し、中国企業が開発・製造した商品を調達することは、心情的に安全性を高めたように感じられることは理解するものの、日々進化するハッキング等の不正手段に対し迅速に最適な防御を行う上で、中国政府が取りうる選択肢を狭め、かえって脆弱性を生み出す恐れがある。中国における情報システムの安全性を担保するためにも、外資企業の製品に門戸を開くよう要望する。

第11章 商工会組織

2019年3月の全人代で可決・成立した外商投資法（2020年1月より施行）では外商投資企業による商会の設立・参加が認められているが、中国における日本の商工会組織のうち、中国日本商会が唯一の民政部から認可された商工会組織で、各地の多くの日系商工会組織は未公認組織のため活動に大きな制約がある。

また、外国商会管理臨時規定により、日本人であっても中国企業在籍者は、外国商会への加入が認められていない。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上も存在する。会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,291)、大連(733)、香港(648)、蘇州(631)、広州(625)、北京(614)、深圳(411)、昆山(380)、天津(334)となる（出所：2019年全国日本人交流会会議資料）が、それぞれが独自に発足し、地域に根ざして独立して運営されている。

各商工会は、会員への情報の周知や事業支援、会員間の交流のみならず、地元政府・経済界との交流、地元社会への貢献なども行っており、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化、ひいてはグローバル経済の進展に大きな役割を果たしている。

また、専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、各地の商工会を通じて地域を越えた交流へと発展しているケースもある。知的財産権（商標・特許等）に関するグループでは、北京市・上海市・広州市で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。化学品業界やライフサイエンス業界（医薬品・医療機器・化粧品）の三分野）においては中国の関係当局との交流・対話を積極的に行い、ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流・対話がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みにつながっている。

このように重要な役割を担っている中国各地の商工会組織だが、外国商会管理臨時規定で各国の商工会組織は1つしか認可されないため、そのほとんどが未公認組織の位置付けとなっており、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

- (1) 未公認組織であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。
- (2) 当該組織としての銀行口座を開設できない。
- (3) 事務所借用や専任職員の身分保証、ビザ取得などに苦慮する。

外商投資法第27条では、外商投資企業が商会・協会を設立・参加し、自らの適法な権益を維持・保護できることが規定されており、各地域においてそれぞれ実情に合った商工会

組織の設立・運営が可能となるような規制の緩和、あるいは融通性のある運用を要望する。中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も大都市に広がっている。中国への投資を検討する企業にとって、当該地域に安定した自国商工会組織があることは、進出の大きなインセンティブとなり、企業の誘致につながると考える。

また、中国における在留邦人数は2018年10月現在12万76名（出所：令和元年版外務省 領事局政策課 海外在留邦人数調査統計）となっている。この多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族であるが、高度な技能を買われて中国の企業に勤める者もいる。中国企業に勤務する日本人が、邦人との交流や母国語での情報を求めて商工会活動への参加を希望する場合に、外国商会管理臨時規定第5条で個人会員資格が「商業機構と外商投資企業の非中国国籍の従業員」に限定されているため、この法令の下にある限り参加を認めることができない。高度技能人材が心身の健康を保ち、その能力をいかに発揮するとともに、商工会活動がよりいっそう活発なものとなるよう規定の改正を要望する。

<建議>

- ① 各地域の商工会および日本人会が、それぞれ独立した組織として銀行口座の開設や各種の契約等を行えるよう、外国商会管理臨時規定の改正あるいは柔軟な運用を要望する。
- ② 中国企業（非外商投資企業）に在籍する非中国国籍の従業員が商会に加入できるよう外国商会管理臨時規定の改正を要望する。



第3部 各産業の現状・建議

第3部 各产业的现状及建议

第1章 農林水産業・食品

中国における生活水準は引き続き向上している。2018年のエンゲル係数は、都市部27.7%、農村部30.1%とさらに低減し、日本の26%超に近づいた。また、2019年に日本を訪問した中国人観光客数は年間959万人に達し、過去最高記録を更新した。その訪日観光客に日本でしたいことを聞くと、第1位の「遊園地で遊ぶ（60%）」に続き、第2位は「食事（51.7%）」となっている。加えて、輸入食品を購入したことがある中国人のうち、日本産食品の購入率が54.9%となり、原産国別で3年連続第1位となっている。中国消費者の日本食・日本産食品への関心の高さがうかがえる（出所：国家統計局・国土交通省・ジェトロ）。

よって日系食品関連企業にとっては販売拡大のチャンスと捉えられと共に、日本と異なる法規制・工場事情・流通事情・商習慣に対応し、中国消費者の食生活の向上に貢献すると同時に、中国の食品関連政府部門に協力し、より健全な市場環境作りに尽力していきたいと考える。

農林水産業・食品の現状

食品製造業・小売業について

中国における食品製造業の販売総額は2004年の約1兆1,000億元から、2017年には約10兆5,000億元と約10倍になっており、大きく拡大している。2018年の小売業の売上総額は約38兆1,000億元（前年比9.0%増）。うち、2018年第4四半期には国慶節休暇・双11キャンペーン・年末商戦などの大型イベントがあり、10兆元以上を売り上げた。また、外食産業の売上総額は約4兆3,000億元（2018年・前年比10%増）に拡大した。

一方、中国の外食市場では、食の多様化・高級化が進むにつれて、IoT関連技術の発展を背景に、「スーパー・外食」を中心に新小売業態が急増しており、代表例として、アリババ系の「盒馬鮮生」が2019年時点で200店舗以上出店している。同チェーンは高級海鮮類等を店頭調理し、その場ですぐ食べられることや、3キロ圏30分以内の無料配送が特徴となっており、配送圏内の不動産の賃貸料が上昇するほどの社会現象も起きている。

また、既存外食店もIoT技術による革新を試みている。2018年11月には、有名火鍋チェーン「海底ロウ」がスマートレストランを北京で初出店、店内にスマート倉庫、自動調理機械、ロボット・ウェーター、無人酒類販売機など数多くの技術を導入した。

加えて、モバイルネットユーザー数の増加を背景に、オンライン注文による外食宅配市場が急速に拡大している。「美

団」、「餓了麼」といった外食宅配業者が市場をほぼ占め、消費者は業者のアプリを利用して既存外食店のメニューからスマホで注文する仕組みになっている。オンライン外食宅配市場の規模は2018年には2,400億元を超え、2019年は約2,845億元になるとみられる。既存外食店も宅配業者とのコラボレーションを加速している。

食品関連政府部門の機構改革

2018年12月29日、「食品安全法」の修正案が全国人民代表大会で可決された。改正食品安全法では、保健食品、オンライン上の食品売買、食品添加物など今までカバーされていなかった内容が含まれたほか、消費者利益を侵害した場合、小売業者も責任を負うことが明確になっている。また、監督管理機関を明確にし、オンライン上での販売者実名登録を義務付け、食品安全管理責任を明確にしている。

食品関連法規について

国务院食品安全委員会より2019年5月30日に「2019年食品安全重点作業計画」が発表された。食品安全強化、現代的な食品安全管理体制構築など食品安全に関する10大行動計画を含む21項目を発表し、食品安全に対する仕組み作りや管理強化策を打ち出している。

表：食品安全に関する法律および組織体制の整備

2009年：中国食品安全法施行、中国食品安全法实施条例施行
2013年：国家食品藥品監督管理総局（CFDA）設置。食品生産の衛生安全の一元管理
2015年：改正中国食品安全法施行
2016年：改正中国食品安全法实施条例施行
2018年：国家市場監督管理総局（SAMR）設置。流通分野も加え食品安全を一元管理
2019年：再改正中国食品安全实施条例が2019年12月1日施行。

日本食レストランの動向

中国における日本食レストラン数は近年で急増し、2017年に約4万1,000店と2015年から約2倍に拡大し、国別では日本以外で世界1位となっている。また、省（直轄市含む）別では、広東省（6,500店）、江蘇省（3,800店）、上海市（3,300店）が上位に位置し、市別ではトップ3が上海市、広州市、北京市の順となっている。（出所：在中国日本国公館）

ただし、2018年には、中国の日本食レストラン数は約3万6,000店になり、約1割減になったとみられる。上海・北京・広州など主要都市では微増だったが、東北・中部・西南などの地域では大きく減少した都市もあった。その要因として、景気動向や日本食の受入度の地域差が推測される（出所：大衆点評）。

中国の農林水産物貿易統計

2018年、中国の農林水産物の輸入総額は702億ドルになり、総輸入額の約3.3%を占めた。輸出総額は1349億ドルで、総輸出額の約5.4%を占めた。輸入品で多い品目は大豆、牛肉、油用種子、および育児食料品、輸出品ではニンニク、野菜、果物などである（出所：中国統計年鑑）。

対日農林水産物貿易の現状

2018年、中国から日本への農林水産物の輸出額は、1兆2,478億円と2017年より368億円増加し、米国から日本への1兆8,078億円に次ぎ2位になっており、日本の農林水産品輸入総額の12.9%を占めている。品目は多岐にわたり、金額順では鶏肉調製品、うなぎ（活魚・調製品）、野菜（生鮮・冷蔵）が上位になっている。

一方、日本からの輸入額は1,337億円と2017年より329億円（前年比1.3倍）と大きく増加し、日本の農林水産品輸出先では、香港の2,115億円に次ぎ2位になっており、日本の輸出総額の14.8%を占めている。品目は水産物、製材・加工材、菓子、飲料（酒類を含む）などが多い（出所：農林水産省）。

中国FTAの状況

2019年12月時点で中国は自由貿易協定（FTA）をASEAN、チリ、パキスタン、モルジブ、ニュージーランド、ペルー、コスタリカ、アイスランド、スイス、韓国、オーストラリア、ジョージア、モリシャス、香港、マカオ等の国・地域と締結しており、その他多数の国・地域と交渉中である（2019年12月現在・出所：新浪経済）。

日系企業が直面している問題点

生産許可関係

①中国消費者の食生活が飛躍的に向上しており、多くの外国から食品や食スタイルが中国に入っている。その中に、中国の既存分類にない食品分野または新規開発商品が数多く存在する。現状では、それらの食品の生産認可は従来の基準に準拠せざるを得ず、これでは食品本来の風味や品質をすべて再現するのが難しくなる。中国消費者への海外食の広がりが制限されている現状である。

②中国では、フローズンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）の販売は食品経営許可書の複熱商品の許可申請が必要であり、複熱商品取扱の場合保管、調理エリア、人員管理などの条件がある。現状流通過程での解凍作業を認める前例はなく、商品提供の選択の幅を狭くしている。

食品輸出入関係

①2011年3月の東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響で、10都県産の多くの食品品目において輸入制限が行われているが、2018年11月28日公布の海関総署公告により、新潟産米の輸入が許可された。しかし、一般的にリスクが低い酒類など、ほかの多くの品目についてはまだ輸入許可がされていないので、引き続き政府関連部門に規制緩和を働きかけなければならない状況である。

②輸入食品添加物は通関の際、規定に則った検査に合格しなければならない。中国国家標準（GB）において、規格・基準・試験方法が策定中の食品添加物については、試験方法が未定との理由で検査が実施されず、衛生証明が発行されない可能性がある。策定中の場合の救済措置も現状確認できない。

③2017年11月公布の「出入境檢驗檢疫管理規定」で食品輸入手続のガイドラインが具体化された。これは地域によって通関業務の運用統一性が欠けていたことに対して、当局が対策を講じたものである。このガイドラインの徹底実施を引き続き期待したい。輸入食品の流通には、衛生証明書が必須になっているため、通関ができていても証明書の手続に時間を要すると、賞味期限の短い商品は廃棄せざるを得ない。現状では、輸入食品が中国の港についてから、実際流通するまでに1カ月以上を要しており、同じ品目を複数回輸入しても同様の手続を踏まねばならず、短縮されていない。これでは、日本から欧州（例えば英国）に船便で輸出するリードタイムと大差がない。

④2019年12月19日中国海関総署と農業農村部の公告により、2001年から継続されていた牛肉輸入禁止について、生後30カ月以内の牛肉であれば輸入規制緩和対象となった。しかしながら検査検査要求は別途決めるとの内容であり、早期の対応が望まれる。

飲食業関係

中国では飲食店で食事をする際、酒類を持込むことを許す商習慣が昔から存在する。酒類を飲食店に持ち込む行為は、当然飲食店の利益にダメージを与える。しかし、2013年12月9日、北京市工商局が「飲食店における六種の不公平行為の禁止」の通達を発表し、酒類および飲料の持込禁止が解除された。この通達に対して、消費者は歓迎するが、中国調理協会・中国観光ホテル協会などの業界団体は猛反発し、当時は激しい議論が続いた。

2014年2月14日、最高人民法院が最終見解を公表し、飲食店による酒類および飲料の持込禁止は違法との認識を明確にした。持込禁止は「契約法」および「消費者権益保護法」に違反する行為に当たり、消費者は飲食店に対して持込禁止は無効だと主張できるとしている。

一方、北京市工商局の見解によれば、持込禁止は違法だが、消費者から合理的な持込サービス料を徴収することは違法ではない。日系飲食店においても、非常に納得しがたい商習慣ではあるが、自己保護のためにも対応策を考える必要がある。

保質期の表示問題

中国では、食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に「保質期」の表示が要求される。これは日本の「消費期限」に相当する。一方、日本では腐敗しやすい食品には「消費期限」を表示し飲料や缶詰など比較的長期保存（3カ月以上が目安）できる食品には「賞味期限」を表示している。日本の食品関連企業は、食品の風味が変わり始める期限を賞味期限であると認識している。中国で食品の保質期を決める際、日本の賞味期限の考え方をそのまま保質期に適用すると、不利に保質期を短くしてしまう恐れがあるので、よく調査したうえ現地事情にあった対応を行うことが望まれる。

＜建議＞

1.生産許可関係

①ラベルの原料記載内容の見直し

食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装のラベル記載事項に、原料欄には「その構成物質および配合量」等を表示する旨が明記されている。しかしその表示は企業ノウハウの漏えいにつながる恐れがあるので、詳細をラベルに記載せず、別途生産標準や製造規格書の提出等の対応を要望する。

②新しい食品分野の基準策定

食品分野の許認可申請に関して、海外由来食品や酒類などの拡大のためにも、既存の食品分類にない新分類（日本式食品や清酒・みりんなど）の認可基準の策定を要望する。

③食品工場の立ち入り検査の基準統一

新しい法律、条例および通達等の施行に伴う政府関係各部署の生産現場立ち入り検査の際、担当者毎に、基準が異なる案件が度々発生している。食品工場への立ち入り検査は頻繁に実施されるため、基準の相違は、生産性の低下および大きな設備投資案件となり、非常に対応しにくい。担当者への研修強化などを通じた基準の統一を要望する。

2.食品輸出入関係

④10都県産食品輸入制限のさらなる緩和

2011年3月の東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響で、10都県産の多くの食品品目において輸入制限が行われているが、一部産品は解除されたものの、今後も中国の消費者の食生活を豊かにするため、一般的にリスクが低い酒類などのほかの品目についても引き続き科学的な根拠に基づいて究明を早めていただき、早期の規制解除を要望する。

⑤輸入食品添加物のGB策定の加速

2018年6月公布の「GB 1886.301-2018 食品添加物 ガラクトマンナン」により、該当食品添加物の規格・基準・試験方法が策定されたことを評価したい。今後も中国の消費者の食生活を豊かにすべく、より多くの食品添加物（例えば金箔など）が輸入できるよう、ほかの輸入食品添加物のGBの策定も早期に進めるよう要望する。

⑥食品輸入手続の全国統一運用

食品輸入手続のガイドライン「出入境検疫検査管理規定」の具体化から2年が経過するが、例えば同品目を複数回輸入しても同様の手続が必要、関税率の事前告示制度も確立できておらず、輸入時の担当官個人による結果が散見される。統一性や効率的かつ迅速な運用がなされるよう引き続き要望する。

⑦不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化

食品は消費者の健康に直接かわかるため、正規輸入によって検査検疫を受けることが非常に重要となる。密輸品、個人輸入品や越境ECの転売等により、市場では未だに輸入ラベルのない商品や偽造の輸入ラベルを貼ってある商品などが販売されている。このことは特に日本料理店など仕入れルートが監督管理しにくい販売先で見られる。不正規輸入食品の取り締まりのさらなる強化を要望する。

3.食品物流関係

⑧食品物流車両の例外措置

大気汚染・赤色警報などの発令の際、急な車両規制は食品業界では賞味期限の課題があり、流通も在庫が最低限のため、輸送の遅れは国民生活へ直結する。日常では車輻GBに違反する車両の排除を優先し食品物流車両については規制対象から除外する等の例外措置を要望する。

⑨物流過程での温度帯変更

中国では、フローゼンチルド商品（冷凍状態で保管された食品を、流通段階で解凍し、チルドの温度帯で販売する商品）は現状流通過程での解凍作業を認める前例はない。日本では、メーカー、中間流通業者は冷凍で商品を保管し、流通段階で自然解凍して店舗では冷蔵で販売する事で食提供の幅が拡大している。中国消費者の食の選択肢の拡大となるため、中国でも同様の対応を要望する。

4.消費者対応関係

⑩悪質クレーマー行為に対する公正な判断

近年、人為的な賞味期限の消去や故意の異物混入等悪意のあるクレーマー行為が散見。2020年1月、国家市場監督管理総局が発行する「市場監督管理投訴挙報処理暫行弁法」は、苦情専門のプロが行う職業上の主張を規制するものであり、企業における監督管理部門の負担が軽減できると考えられ、暫定弁法より一歩踏み込んだ対応を要望する。

⑪保質期の考え方の見直し

昨今の世界的な流れは、長期保存できる食品の賞味期限を柔軟に考える流れがある。一方、中国では食品安全国家標準「GB7718-2011 包装済食品ラベル通則」の規定により、食品包装には一律に日本の「消費期限」の概念に近い「保質期」の表示が要求される。食糧を無駄にしないためにも、「保質期」を「消費期限」と「賞味期限」に分けるなど、考え方の見直しを要望する。

第2章 鉱業・エネルギー

1. 石炭

2019年の中国のGDPは前年比で6.1%増加し、年間目標の6.0%～6.5%を辛うじて達成した。しかし、四半期ごとの成長率は第1四半期の6.4%から第4四半期の6.0%と鈍化しており、経済の減速傾向が明らかとなった。

マクロ経済の減速傾向を反映し、2019年の電力消費量は4.5%増と小幅な上昇に留まった。石炭の使用量は5.6%増加したものの、一次エネルギー消費に占める割合は57.7%となり、2020年までに同割合を58%以下にするという政府目標を1年前倒しで達成した。

2016年から実施されている供給側（サプライサイド）改革は2019年も実施され、国内では1億1,000万トンの生産能力が削減された。石炭価格（NAR5,500kcal、秦皇島FOB）は年間を通じて安定的に推移した。

2017年4月から実施されている海外炭の輸入制限は2019年も継続し、国内炭価格の調整弁としての役割を果たしている。一方で、通関業務の遅れや港毎の輸入枠管理に伴い、輸入業務に大きな悪影響が生じている。

供給側改革と石炭生産量

政府は供給側改革の一環として、石炭の生産能力削減を進めている。第13次5カ年（2016～2020年）計画では、2020年までに石炭生産能力を合計8億トン削減する事としている。石炭業界では、特に安全性や環境対策に問題のある小規模炭鉱を中心に能力削減が進められており、2016年から2019年にかけて合計7億1,000万トンの生産能力が削減された。2020年にも残りの9,000万トンを削減するべく、各地の政府が削減目標を掲げ、供給側改革が継続される見込みである。一方で、安全性、環境保護に対応した新たな生産能力の増加も進められており、石炭の生産量は38億5,000万トンと前年比で4.0%増加した。供給側改革を通じて、より安全、安定的に石炭を供給する体制が構築されている。

表：石炭生産能力の年別削減量

	石炭生産能力削減量
2016年	2億9,000万トン
2017年	1億6,000万トン
2018年	1億5,000万トン
2019年	1億1,000万トン
合計	7億1,000万トン

輸入制限の継続、厳格化

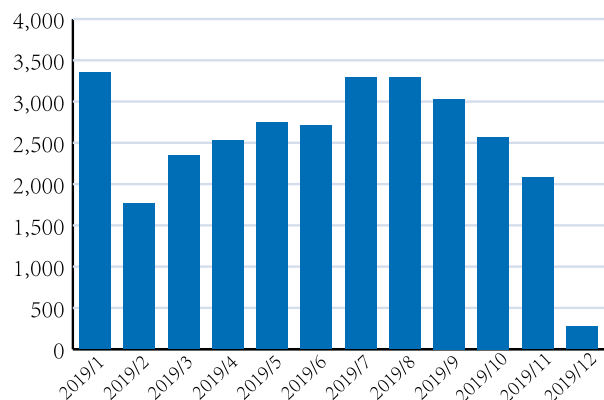
2017年より頻発している石炭の輸入制限は、2019年も継続された。政府は公式に輸入制限の存在を認めていないが、実際には各港湾に輸入可能な数量を通達し、輸入者に事前の申請を実施させる形で、数量の管理を行っていると言われる。また、通関に掛かる時間を延長する事で、輸入者のコストを増加させる、輸入される数量を制限するなどの措置も引き続きとられている。特に2019年は以下の通り年の早い段階より各地で具体的な輸入制限が実施された。

- 2月 大連税関管下の港湾は一定数量を超えて石炭を輸入する事ができない、輸出国別に輸入枠を設けるとの通知
各地で豪州産石炭の通関時間が2カ月程度延期される
- 6月 日照、福州など、異地通関（通関場所と実際の荷向け地が異なる）を禁止
- 7月 曹妃甸、京唐港など、通関可否に就き、石炭需要家は1船ごとに協議、トレーダーは通関不可。異地通関は一律不可。
平果県政府より、書面にて欽州、防城港、北海港に対し、輸入量上限に近づいており、輸入通関および荷下ろしも停止との通知
- 8月 広州、広西、太原、アモイなど各地の税関にて異地通関が禁止
- 11月 全国規模で異地通関が禁止
- 12月 ほぼ全ての通関が禁止

このような輸入制限政策は不自然な数字として、通関統計に表れている。

2019年1月の輸入数量は3,350万トンと年間最大となったが、これは、2018年12月の輸入量が1,020万トンと大幅に少なかった事の反動と考えられる。一方で、2019年12月の輸入数量は277万トンと極端に低い数字となり、実態を反映しているとは考えにくい。

図1：2019年石炭輸入数量の推移（単位：万トン）



出所：中国海関総署

そもそも、輸入炭は国内供給を補助する調整弁の役割が期待されている。輸入制限には、海外炭の無計画な輸入を防ぐ事で国内の石炭価格を合理的水準に維持し、国内供給を保障する目的が有ると考えられる。こういった政策上の目的を踏まえると、今後も輸入制限は継続されると考えられる。

国内価格の安定

国内における供給側改革、政府による輸入制限、国内炭長期契約割合の増加などの政策により、国内の石炭価格は安定的に推移した。過去、夏と冬の需要期には大きく価格が上昇する事もあった国内炭（NAR5,500kcal、秦皇島FOB）価格だが、2019年は変動の少ない一年だった。1月、2月と600元以下で推移していた価格は、3月に640元程度の高値を付けたが、その後、緩やかに下落。夏の需要期に若干の上昇が見られたが、その後は大きな振れ幅無く緩やかな下降線を辿った。安定的な国内生産、輸送を実現し、折に触れ輸入規制を実施する事で国内価格の安定化が実現されている。

図2：2019年秦皇島FOB価格の推移（単位：元/トン）



出所：煤炭市場網

新型コロナウイルス感染症による影響

20年1-3月のGDP成長率は前年同期比6.8%減と大幅な下落となった。電力需要も大きく減少し、2020年1～3月の全国の電力消費量は前年同期比4.2%減となり、実体経済の需要、生産活動の落ち込みを反映した数字となった。

一方で、供給側では、3月における国内石炭の生産量が前年同期比9.6%増の3億3,726万トンとなり、新型コロナウイルス感染症による影響からいち早く回復した。また、1～3月の実績でも8億2,991万トンと前年同期比での減少幅は0.5%に留まった。さらに、1～3月の石炭輸入量は9,577万トンと前年同期比で28%増加した。

需要の減少と、生産、輸入の好調が重なり、国内炭価格（NAR5,500kcal、秦皇島FOB）は大きく下落し、政府の定める適正価格を下回って推移している。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響からいち早く生産回復を実現した国内炭鉱に対しては、政府も配慮をせざるを得ず、価格を維持するために輸入制限が強化される恐れが強い。

<建議>

<石炭輸入に関する問題、要望>

①豪州産石炭の輸入品質検査正常化

2019年2月以降、豪州産石炭に対する品質検査が厳格化されている。結果として、豪州産石炭の輸入や通関に掛かる時間が通常の2週間程度から、最大で3カ月程度まで増大し、需要家は代替ソースの手当てを行うなどの対応を迫られている。産炭地に関わらず、商品煤質量管理暫行弁法（2015年1月1日）に基づく石炭の品質検査は、各国等しく行われるべきだと考える。豪州産石炭に対する必要以上に厳格な品質検査を取りやめ、その他産地の石炭と同様の扱いとして輸入を正常化される事を要望する。

②不透明な石炭輸入総量規制の廃止

2018年に引き続き、2019年も国内石炭マーケットの需給を調整するため、港湾や税関毎に年間の輸入可能数量を割り当てる形での輸入規制が実施された。安価な海外炭の輸入量を制限する事で、国内の石炭会社の経営を安定化させる効果は認められるが、特に輸入石炭の競争力のある南部では石炭の調達に大きな影響を及ぼしている。また、年初には限られた輸入枠を早く利用するために、石炭輸入量が年初に偏るなど、年間を通じた石炭の輸入量が不安定になっている。加えて、輸入枠を確保するため、実際の使用地と異なる税関で通関を実施するなど、通関統計の正確性と有用性にも影響を及ぼしている。正常な市場経済原則を歪め、結果として中国のエネルギーコストの増大に繋がる輸入総量規制の廃止を要望する。

<石炭利用関連技術に関する問題、要望>

③低灰分、低硫黄分、高発熱量の高品位炭の活用、輸入促進

世界最大の石炭消費国として、石炭の高効率利用やCO2対策に関して、さらなる改善とCO2貯留などの新技術への投資を通じて世界をリードして欲しい。中国の発電企業は、厳しい競争環境の下で、石炭使用の効率性よりも経済性を優先している面もあり、政策面で高品位、低汚染の石炭を効率的に利用するための支援を検討いただきたい。また、CO2の捕獲、地中への貯留技術は中国企業も研究を進めており、世界の最先端を歩んでいる。引き続き、技術を通じて世界の温暖化対策を支援する事を要望する。

2. 電力

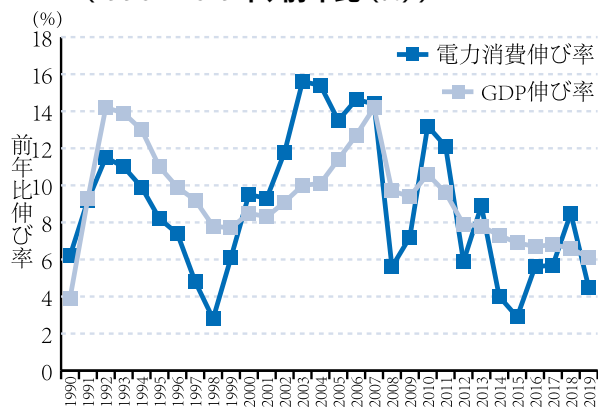
2019年の中国の電力消費は前年比4.5%増と堅調な伸びが継続している。一方、発電設備の増強も石炭火力発電とともに風力・太陽光発電の導入が積極的に行われ供給不足は生じていない。電気料金単価の引き下げに加え、電力取引の市場化、自由化も進展しており、電力ユーザーの電力コスト引き下げに結び付くこれらの施策はユーザーに歓迎されている。

一方、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策にともなう影響で、第1四半期の電力消費は大きな落ち込みをみせている。一方、感染症対策で業績の落ち込んだ事業者を救済する観点から、2020年末まで、工業・商業分野の電気料金を5%引き下げる措置がとられている。

2019年の動向および回顧

2019年の中国国内の電力消費量は7兆2,300億キロワット時、前年比4.5%の伸びを示すと速報されている。この伸び率は、2018年実績の8.5%をかなり下回る結果となり、一部報道では、この伸び率の低下について「腰折れ」との表現も使われているが、図1に示すように2018年の伸び率が突出して高かったことを考慮すれば、年4～6%の安定的な伸びが継続しているとの見方でもできる。

図1: GDP、電力消費の前年比伸び率推移
(1990～2019年、前年比(%))



出所：2018年までは中国統計年鑑2019表9-8、2019年は速報値

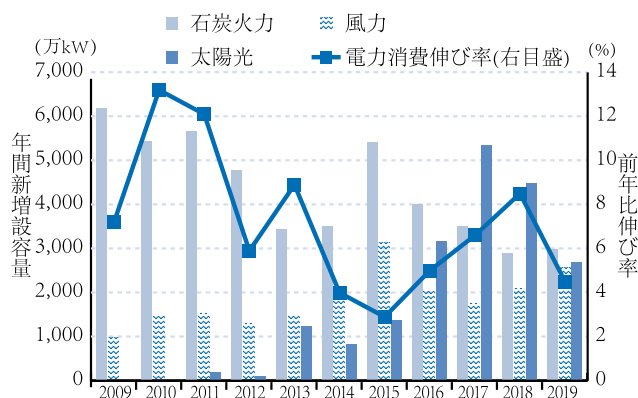
これらの電力需要に応えるため、中国国内では引き続き大規模な発電所の増設が行われている。2019年の1年間に発電容量は1億1,000万キロワット増加し、2019年末の総発電設備容量は20億1,000万キロワットとなっている。

2019年末時点の電源構成は発電容量ベースで、石炭火力発電が全体の51.7%を占め、石炭以外の天然ガス、石油等を燃料とする火力発電が7.5%、水力発電が17.7%、原子力発電が2.4%、風力発電が10.4%、太陽光発電が10.2%となっている。

なお、2019年の年間発電電力量では石炭火力発電の比率は62.3%となり、近年その比率は低下を続けているものの、石炭火力発電は依然として全体の1/3弱を占める中国の主要な電源となっている。

2019年の1年間に新規に投入された発電設備の容量を種類別にみると、石炭火力が2,990万キロワット、水力発電は420万キロワット、原子力発電が410万キロワット、風力発電が2,570万キロワット、太陽光発電が2,680万キロワットとなっている。(図2参照)

図2: 毎年の新規投入発電設備容量の推移:
2009年以降の石炭火力・風力・太陽光発電



出所：中国電力企業連合会HP掲載の全国電力工業統計各年版から作成

電力価格の動向

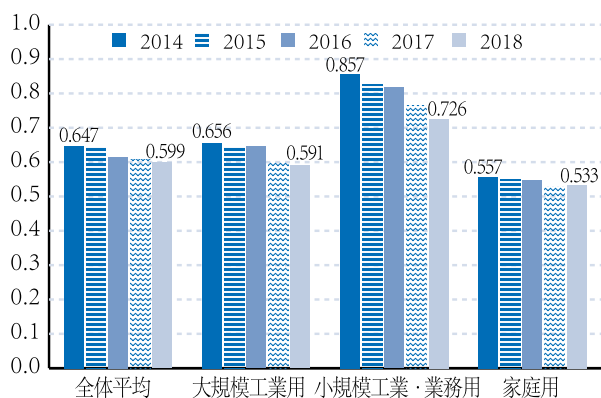
電力ユーザーが負担している電気料金の単価は省／自治区／直轄市ごとにその区域を管轄する電網企業(国家电网／南方電網の省公司)が定めているが、その料金システムは地域により大きく異なっている。都市部では、家庭用料金に電力使用量が増えるほど料金単価が高くなる逓増制が適用されるとともに、スマートメーターの普及を背景に時間帯別、季節別の料金設定がなされている区域がある。一方、東北地方などでは逓増制も導入されず、電灯、動力などの区分ごとに単一の単価となっている。料金レベルは総体として、都市部が高く、農村・辺境部では低く設定されている。なお、一部の大口需要家については、この料金単価、いわゆる規制料金によらず、電力市場経由あるいは発電事業者との相対取引による電力購入が認められている。

用途別では、家庭用、大規模工業用、小規模工業・業務用の順に料金が高くなるよう設定されている。2018年の全国平均では、家庭用が0.533元／キロワット時、大規模工業用が0.591元／キロワット時、小規模工業・業務用電力が0.726元／キロワット時となっている。(図3参照)

家庭用電気料金は、一戸あたりの電力使用量が少なく電力供給側にとってはコストがかかるため、日本をはじめ世界的に最も高く設定されるのが通例となっているが、中国では歴史的な経緯から低く抑えられている。

この電気料金体系に対しては、大口需要家からの不満は根強いものがあり、この5年間のトレンドをみると、家庭用がほぼ横這いであるのに対し、大規模工業用、小規模工業・業務用では引き下げが続いている。特に小規模工業・業務用電気料金について中国政府は、2018年、2019年と2年連続して、それぞれ平均で年間10%引き下げるとの方針をそれぞれの年の政府活動報告に明記し、実行に移している。

図3：2014～18年の全国平均電気料金の用途別推移
(単位：元／キロワット時)



出所：国家能源局「全国電力価格状況監督管理通報」各年版

電力価格自由化の進展

大規模工業用の電力取引について、2020年1月3日に開催された国務院常務会議において、「一定規模以上の工業企業の電力市場への参加を全面的に開放し、製造業の電力コストの低減を進める」との方針が示されている。これは、大規模工業用料金単価を引き下げる直接的な措置ではなく、大口の電力需要家には市場を通じてより安い電力を調達する選択肢を与えユーザーとしての自助努力を促す政策であるとみられている。

さらに、国家発展改革委員会が2020年3月16日に公表した政府による価格規制リストの改訂版によれば、電力関係については、託送料金（送配電網の使用料金）のみが規制リストに残り、発電企業が電網企業に売電する際の卸電力料金や小売電気料金は規制リストから除外されている。これは、電力取引の自由化をさらに推進するための政策と説明されている。なお、新たな規制リストは2020年5月1日から適用とされているが、石炭火力発電および原子力発電の卸電力料金、家庭用および農業用の電気料金はただちに自由化されず、市場化の進展をみながらの適用となるとされている。

次期五カ年計画に向けた動き

中国政府部内では既に次期第14次五カ年計画策定に向けた議論が開始されている。2019年10月11日に開催された「国家エネルギー委員会」では、エネルギー供給について、中国が石炭主体の資源構造であることを踏まえた石炭と電力の大輸送ルートの建設、石炭火力発電所のいっそうの高効率・クリーン化等が先ず掲げられ、あわせて水力発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの発展、クリーンエネルギーの供給と消費の拡大が基本的な方針として示されている。

第14次五カ年計画策定に向け、この方針のもと、石炭を中心とする化石燃料、再生可能エネルギーおよびクリーンエネルギーに位置づけられる原子力発電のそれぞれの役割、導入比率などについて、今後議論が進められるものとみられる。

2020年第1四半期の電力需給動向

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策にともなう影響で、第1四半期の電力消費は大きな落ち込みをみせている。速報によれば、2020年第1四半期の電力消費は前年同期比で6.5%減と大幅な減少となっている。

月別にみると、2月の電力消費が前年同月比10.1%減、特に第二次産業の電力消費が同14.6%減と大きく落ち込んでいる。3月の電力消費は前年同月比4.2%減、第二次産業が3.1%減となっており、経済活動の再開にともなう電力消費の持ち直しの傾向がみられる。

ただ、4月以降の世界経済の急速な落ち込みによる輸出への影響を考えると、この先第二次産業の復調が順調に続くのかどうかについて疑問を呈する見方もある。

在中国日系企業が直面している問題および中国政府への改善要望

電力ユーザーとしては、かつて電力不足が表面化していた時期には、電力使用枠の確保に加え、計画的な供給カットや突然の停電への対応に苦慮していた。しかしながら、近年大幅に改善された電力需給状況のもと、かつての量的な電力確保から電力供給の質、コストおよび供給メニュー選択肢の多様化に関心が移ってきている。

電力ユーザーにとっては、電網企業による電気料金の引き下げのほか、外資の参入も含めた配電・小売事業の自由化の進展により電力の供給元およびその料金プログラムの選択肢が広がることは大変好ましい方向といえる。さらに小売事業者が提供するサービスの間に市場による競争が行われ、電気料金のいっそうの低廉化とサービスの向上が図られることが期待される。

<建議>

①電力ユーザーの電力コスト負担低減の継続

2019年政府活動報告に示された一般工業・商業用電気料金の2年連続となる平均10%の引き下げが2019年内に実現されるとともに、2020年は電力多消費業種を除く工業・商業用電気料金の5%引き下げが年末まで実施されることは、電力ユーザーの負担低減の観点から大いに評価できる。今後、製造業などの電力ユーザーが市場で電力を調達できる機会を拡大し、電力コスト負担をさらに低減できるよう要望する。

②電力自由化の継続

2015年11月の国家発展改革委員会および国家能源局による「電力小売事業改革の推進に関する実施意見」に基づく電力小売り自由化が着実に進められていることは、電力ユーザーの負担低減の観点から大いに評価できる。また、電力ユーザーのニーズとしては、

低廉な電気料金を求めるだけでなく、再生可能エネルギー電源を中心とするグリーン電力の購入を希望するなど多様化している。このような状況を踏まえ、電力小売り自由化を進めるにあたっては、外資も含めた多様な事業者による一層の競争が期待できる市場化の推進とともに、電力の供給源やサービスの選択の幅がさらに広がるような制度の制定・運用を要望する。

③電力供給品質の高度化の継続

電力発展第13次五カ年規画に示された配電網の高度化の進展により、中国における電力供給は質・量ともに改善が進んでいることは、電力ユーザーの立場から評価できる。今後は、瞬時停電の発生防止などのさらなる電力供給の品質向上とともに、料金徴収の透明化を進めるなど電力ユーザーへのサービス向上を要望する。

第3章 建設業

1. 建設

中国の建設市場は世界最大の規模であり、2019年も高い成長率を維持しているものの、成長率は低下傾向にある。

2019年の建設業にかかわる主要な経済指標をみると、中国建築業の新規受注額は前年比6.0%増（2018年：7.1%）の28兆9,235億元、建築業総生産額は5.7%増の24兆8,446億元、建築業施工面積は5.1%増の144億1,600万平方メートルとなった。また、マクロ経済の指標をみると、都市部の固定資産投資額は5.4%増の55兆1,478億元、不動産投資額は9.9%増の13兆2,194億元となっている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、着工予定プロジェクト（計画の延期・凍結等）においても、着工済プロジェクト（厳格な全面停止後の急な再着工のプレッシャー、労務・材料の調達難等）においても、建設業界に対する直接的な打撃となった。

政府の対策のうち、建設業界に関連性が大きいものとしては、財政部門で約1兆8,000億元の政府投資債券の発行・前倒し実施が中央から地方に下達され、実際に前倒し実施されて、インフラ投資の喚起が図られている。また、住宅都市農村建設部、各地方政府部門は、増加した防疫関連費用の負担や工期の調整などに関し一定の具体的な指針を公布し、各工事プロジェクト進行の正常化を支えた。

建設業にかかわる問題点と改善要望

建設業が直面する問題には、外資系企業に特有の問題と業界全体としての問題がある。

日系企業を含む外資系企業特有の問題

外資企業の受注規制・設計等の資質取得条件についての問題

従前より、外資独資建築企業については、「外商投資建築業企業管理規定」により、請負可能な工事について、①100%外資、海外無償援助、②国際金融機構による借款、③外資50%以上の中外聯合建設、外資50%未満ではあるが技術的に困難で、省、自治区、直轄市政府が許可した中外聯合建設等の工事に限られており、その多くが外資独資企業である日系企業は国内建設投資の大部分を占める中国資本の工事への取り組みを大きく制限されていた。この制限の撤廃について例年建議を続けてきたが、2019年自由貿易試験区内において制限が撤廃されたのに続き、「外資利用業務をさらに適切に行うことに関する意見」（国発〔2019〕23

号）第一条（4）にて「内資外資の建築業企業の請負える業務の範囲を統一する」と明記され、さらに2020年1月17日には、住宅都市農村建設部より「外商投資建築業企業管理規定」を廃止する通知が公布された。

また、外資企業が建築設計、監理業務、ボーリングの資質を取得することについて、常駐外国人比率等の条件を規定する法規が、2018年、2019年に連続して出された住建部公布の通知により撤廃され、上記の点について内外資企業での条件差がなくなった。

この様に、内外資企業での条件差が撤廃され、国内市場への門戸の解放が着実に進められていることを大きく評価する。

なお、依然として、外国設計事務所が中国国内で設計業務を請負う場合、建市〔2004〕78号により、中国での設計資質を有する中国の設計事務所（設計院）との合作が必要とされているが、これについても緩和されてゆくことを希望する。

外国人の関連資格取得に関する問題

建設工事の設計、施工の実施については、工事規模に応じた等級の「建築師」「建造师」資格保有者が設計者、現場責任者にならなければならないが、外国人が中国人と同じ条件（言語、学歴、中国での実務実績等）で試験を受験、合格しこの資格を取得することは困難である。そのため、「一級建築士」「一級施工管理技士」など日本の公的資格を保有し、中国人の資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者の工事現場での位置付けが不安定となり、またその扱いそのものが不平等となっている。

「房屋建築と市政基礎施設プロジェクトの工事総請負管理弁法」（建市規〔2019〕12号）では、設計施工一括方式・EPC方式で工事を進める方法が規範化されると共に、一級施工資質保有企業が施工実績を以て甲級設計資質を得ること、甲級設計資質保有企業が設計実績を以て一級施工資質を得ることを推奨している。海外では設計施工一括方式・EPC方式の普及が早く、外資企業はこの方式の経験がある人材を自国に抱えるが、それら人材は資格保有者と看做されないため、外資企業が資格保有者条件数を確保し資質取得に進むことは難しい。外資企業が自国で持つ経験を中国国内で十分に発揮できないのは、中国の建設市場の発展、工事品質の向上にとっても不利であると思われる。

建設業界において普遍的に生じている問題

工事登記人員（現場施工管理有資格者）の社会保険証明についての問題

2018年に「工事建設領域の専門技術人員の職業資質の『名義貸し』等違法行為を取り締まる通知」（建弁市

〔2018〕57号)が住建部から公布された後、各地で、現場施工管理有資格者が自社職員であることの証明として該当者の社会保険納付証明が求められるようになった。各職員の社会保険費は、マンション購入や教育、医療等の便宜に配慮し、当人の希望する地で納付するため、全て本社登録地で納付する訳ではない。これに対し、通知の実施当初は各地で審査判断基準が異なり、一部の職員について「名義貸し」とみなされ資格を凍結され、工事の円滑な進行に支障が生じるような混乱を生じた。

その後、各地とも分公司名義での社会保険納付であれば「名義貸し」ではないと認められるようになり、運用において一時期の混乱は解消され、工事進行への大きな影響がなくなったことは評価する。

しかし一方、同通知では資格取得についても厳格に管理することを命じており、関連資格受験者が所属企業の職員であることの証明として社会保険納付証明が求められるようになった。二級建造師の資格受験に際しては特に厳格に「本社登録地での」社会保険納付証明を要求されており、上述の通り工事地の分公司で社会保険費を納付している職員は本社登録地での資格受験、登録に進むことができない。工事地で受験しようとしても、分公司は建設業関連資質を持たないため分公司名義での工事実績がなく、二級建造師の合格条件である実務経験として認められないため、受験合格できない。

二級建造師は建設業に従事する技術系若手社員の最初の重要な成長目標であり、その可能性をそがれている現状は、該当職員自身の成長と企業の発展にとって大きな阻害である。違法行為を取り締まるという同通知の主旨・精神には多いに賛同するものであるが、建設業で働く若者の成長意欲が保証されるよう、調整されることを期待する。

品質終身責任追及制の問題

「建築プロジェクト五方主体プロジェクト責任者の品質に関する終身責任を追及する暫定弁法」(建質〔2014〕124号)により、五方(発注者、勘察、設計、施工、監理)の担当責任者個人は、工事対象物の設計使用年限(通常50年)において品質に関する終身責任を負うこととなった。

この責任は個人が所属企業を離職した場合でも、継続して追及され、品質問題が生じた場合は、資格停止処分等の行政罰の他、刑事罰を負うことも規定されている。

工事品質を重視するという政策意図は理解できるものの、経済のソフト化進展により建設業への従事希望者が年々減少している中で、このような政策はさらに建設業が敬遠される一因となることを懸念しており、規定の撤廃を含め、今後の見直しに期待したい。

施工許可申請における諸問題

建設工事施工許可は、施工地の建設行政機関に申請を行うが、地方により以下のような各種要求・指導が行われ、工事スケジュール、工事費に影響が出ている。

工事ボンド(保証状) についての問題

工事ボンド(保証状)とは、工事費支払ボンド、請負者契

約履行ボンド等、請負契約当事者双方の債務不履行を担保するものであり、契約条件により相手方に差入れるものである。しかし、当事者間で差入不要と約定しても、一部地域では建設行政機関より差入(契約条件の変更)を指導されることがある。

要求されるボンドの種類・金額は地域により異なるが、契約当事者双方で一工事1,000万円以上の費用(ボンド費用)が発生する地域もあり、工事費増加への影響があるため、契約当事者間の合意を尊重した運用を期待したい。

施工契約モデル書式についての問題

上記と類似の問題であるが、一部の地域では工事請負契約約款について、施工地行政機関から「モデル書式」(住建部・各地建設局制定)の使用を強制されることがある。一方、日系を含む外資系工事の発注者からは、全世界の拠点で統一して採用している契約約款(FIDIC約款等)の使用が強く主張され、建設企業もこれに応じることが多い。しかし、当事者間で合意して発注者指定の契約約款を使用して契約締結しても、さらに当局要求により、「モデル書式」による申請用契約の締結が必要となることがある。これにより、両者の整合性確認に多大な時間・労力を要するほか、紛争発生時に混乱が生じるリスクがあるため、これも、契約当事者の合意を尊重した運用を期待したい。

農民工給与不払い防止政策に関する問題

農民工の処遇改善については中国政府が継続的に取り組んできている課題であるが、建設業界は農民工の給与が支払われない事件の発生頻度が高く、特に重視されてきた。2020年5月より施行の国务院「農民工給与支払条例」の中でも工事建設分野は特別に重点を置かれ、厳しい給与支払制度と監督責任体制が規定された。その給与支払制度では、建設プロジェクト毎に元請業者名義の農民工給与支払専門口座を開設し(施工許可要件の条件の1つともされる)、発注者は工事代金の他の部分とは分けてその口座に農民工給与を支払い、元請業者は給与を農民工各個人の口座に直接支払うとしている。

農民工の権利保護という立法の目的には大いに賛同するものではあるが、専用口座の開設に当たっては、一方で金融監督要求への対応もあり実務上の不便と時間ロスが生じている。工事プロジェクトのスムーズな進行のため、調整改善されていくことを期待したい。

<建議>

① 建築業に従事する外国人社員と現地社員の資格取得制度の不平等な取り扱いと法令の整備、具体的には日本の一級建築士、一級施工管理技術士などの資格を中国の建造師資格等と同等に取り扱うことを要望する。

② 二級建造師の資格試験受験が制限されている事象の解消を要望する。

まず、「工事建設領域の専門技術人員の職業資質の『名義貸し』等違法行為を取り締ま

る通知の補充通知」（建弁市函〔2019〕92号）の第1条に「社会保険費を納付した単位と登録している単位が一致していなくても原則として「名義貸し」と看做さない行為」が列挙されているが、「本社と分公司が同一法人に属する場合」の追加を要望し、さらに運用面での調整も要望する。

③中国における建築技術水準向上に資する建設関連資格制度の広範な普及を促進するという観点から、「プロジェクトに携わる発注者・勘察・設計・施工・監理責任者個人に対する品質終身責任制」の撤廃を要望する。

④各地域進出時、および施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用のばらつきの改善を要望する。

- ・当事者間（発注者-請負者）では不要と合意している工事ボンドの発行要求。
- ・請負契約締結にあたっての「施工契約モデル書式」の使用強制
- ・法人身分証明書（外国人の場合パスポート）の提出。

⑤事故や規範違反によらない工事停止命令の抑制を要望する。公共イベント、大気汚染予防等、理由はさまざまであるが、地域一帯の工事停止命令や施工制限を突然命令されることがある。工事の停止は労働力・物資の経済的損失に直結する。事故や規範違反のない場合には発注者・請負者がその損失を負担すべきではない。抑制を要望する。やむを得ない場合も期間の短縮、相当前もっての通知を要望する。

⑥農民工給与専門口座について、以下を要望する。

- ・農民工給与専門口座の開設に関して、企業法定代表人の確認（法定代表人自身が銀行支店を訪問する、身分証明書原本を持参する、銀行の専用アプリによる顔認証、等）の調整に時間とコストを要しており、特に法定代表人が国内常駐でない企業においては実現が非常に困難である場合もある。

例えば、Skype等世界で広く使用されているアプリでの遠隔での本人確認や、同目的での法定代表人確認を2度目以降不要とするなど、口座開設手続の簡易化を要望する。

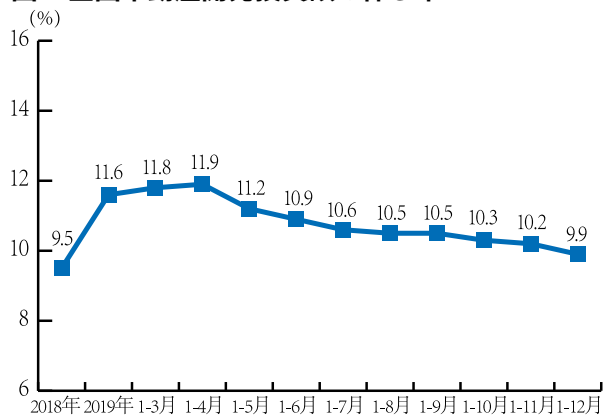
- ・また、現在、口座を開設する銀行は工事建設地毎に少数指定された銀行の中からのしか選択できないが、企業の財務管理の観点から、自由に選択できるようになることを要望する。

2. 不動産

中国政府が不動産に対し厳格に調整を実施している政策環境の中、2019年、中国の不動産は全体的に価格を高値で安定させ、かつ発展させた。市場集中度はさらに高まり、主な企業の大部分は年度計画の目標を完成し、中部および南部の都市は最も発展度の高い地域となった。

新築不動産物件の投資状況

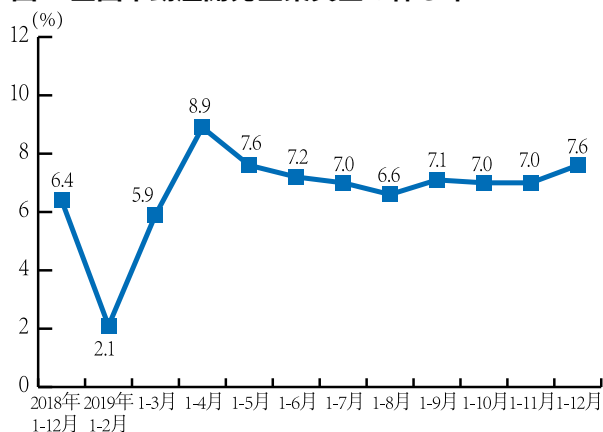
図1：全国不動産開発投資額の伸び率



出所：国家統計局、以下同様

2019年の不動産開発投資額は前年比9.9%増の13兆2,194億元となった。うち、住宅物件投資額は前年比13.9%増の9兆7,071億元となった。オフィス物件投資額は前年比2.8%増の6,163億元、商業用物件の投資額は前年比6.7%減の1兆3,226億元と縮小した。

図2：全国不動産開発企業資金の伸び率



東部地域の不動産建設投資額は前年比7.7%増の6兆9,313億元、うち住宅物件投資額は前年比9.9%増の4兆9,839億元となった。中部地域の不動産建設投資額は前年比9.6%増の2兆7,588億元となった。うち住宅物件投資額は前年比14.0%増の2兆1,439億元となった。西部地域の不動産建設投資額は前年比16.1%増の3兆186億元となった。うち住宅物件投資額は前年比24.7%増の2兆1,946億元となった。東北地域の不動産建設投資額は前年比8.2%増の5,107億元となり、うち住宅物件投資額は前年比12.1%増の3,847億元であった。

建設状況

2019年の不動産建設の施工総面積は前年比8.7%増の89億3,821万平方メートルとなった。うち、住宅物件は前年比10.1%増の62億7,673万平方メートルとなった。オフィス物件は前年比3.9%増の3億7,252万平方メートルとなった。商業営業用物件は前年比2.2%減の10億389万平方メートルとなった。

2019年の不動産建設の着工総面積は前年比8.5%増の22億7,154万平方メートルとなった。うち、住宅物件は前年比9.2%増の16億7,463万平方メートルとなった。オフィス物件は前年比17.1%増の7,084万平方メートル、商業用物件は5.6%減の1億8,936万平方メートルとなった。

2019年の不動産建設の竣工総面積は前年比2.6%増の9億5,942万平方メートルとなった。うち、住宅物件は前年比3.0%増の6億8,011万平方メートルとなった。オフィス物件は前年比1.0%増の3,923万平方メートルとなった。商業用物件は前年比3.9%減の1億814万平方メートルとなった。

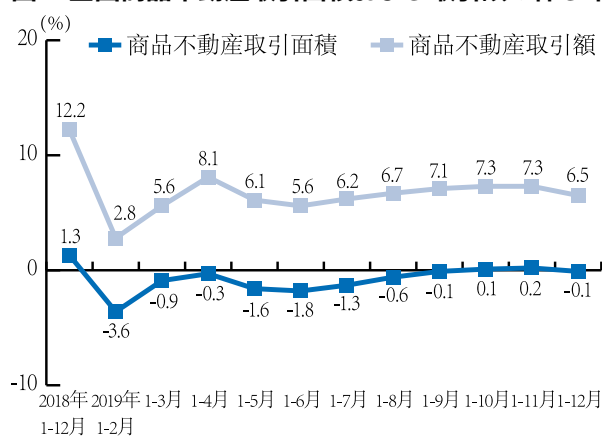
取引状況

2019年の不動産建設の売買取引総面積は前年比0.1%減の17億1,558万平方メートルとなった。うち、住宅物件は前年比1.5%減の15億144万平方メートルとなった。オフィス物件は前年比14.7%減の3,723万平方メートルとなった。商業用物件は前年比15.0%減の1億173万平方メートルとなった。

2019年の新築不動産建設の売買取引金額は前年比6.5%増の15兆9,725億元となった。うち、住宅物件は前年比10.3%増の13兆9,440億元となった。オフィス物件は前年比15.1%減の5,329億元となった。商業用物件は前年比16.5%減の1兆1,141億元となった。

2019年末時点の、新築竣工查收後の売買取引未成立の不動産総面積は、前年比4.9%減の4億9821万平方メートルとなった。うち、住宅物件は前年比10.4%減の2億2,473万平方メートルとなった。オフィス用物件は前年比4.1%増の3,800万平方メートルとなった。商業用物件は前年比3.7%減の1億3,283万平方メートルとなった。

図3：全国商品不動産取引面積および取引額の伸び率

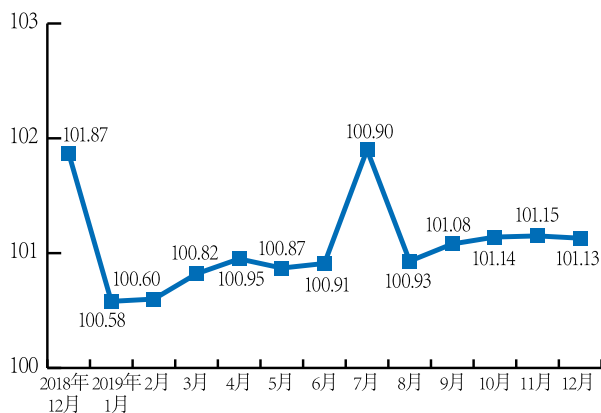


2019年の不動産売買取引の中国東部、中部、西部、および、東北地域の状況は以下の通りである。東部地域の新築不動産売買取引面積は前年比1.5%減の6億6,607万平方メートル、新築不動産売買取引額は前年比5.8%増の8兆3,833億元となった。中部地域の新築不動産売買取引面積は前年比1.3%減の5億37万平方メートル、新築不動産売買取引額は前年比4.9%増の3兆5,505億元となった。西部地域の新築不動産売買取引面積は前年比4.4%増の4億7,410万平方メートル、新築不動産売買取引額は前年比10.8%増の3兆4,488億元となった。東北地域の新築不動産売買取引面積は前年比5.3%減の7,503万平方メートル、新築不動産売買取引額は前年比2.8%増の5,899億元となった。

新築不動産の市場平均価格

2019年の全国の新築分譲住宅物件の平均価格は1平方メートル当たり9,287元（住宅物件売買取引総額は13兆9,440億元/住宅物件売買取引面積15億144万平方メートル）となった。2018年と比べ、全国新築分譲住宅物件平均価格は1平方メートル当たり8,544元と、2018年に比べ8.7%上昇した。

図4：国内不動産市場景気指数



<建議>

- ① 政府に対し不動産賃貸、販売の関連法細則の整備を要望する。
- ② ある企業の納税管轄区税務局と現在の事務所所在地が異なる場合、この問題が中国の法律に反するか不明である。納税に関しての明確な法律に基づく説明を要望する。
- ③ 伝統的なオフィス面積では会社登記に数量制限があるが、「連合オフィス」のような新型オフィスは、SOHO（小規模）企業の会社登記において難しく悩ましい問題があるため（一般的に不動産所有登記証1つに1カ所のオフィスしか登録できず、複数のオフィスが共同で入居する場合、企業登記ができない）、政府には相応の解決法案を発表してもらうことを要望する。

④ 2014年に国務院が発表した文書で不動産仲介人職業資格許可と認証を取り消しにしたため、不動産仲介会社は毎年主管部門へ不動産仲介人の資質認可申請をしなくてはならない状態になっている。企業の負担を減らすためにも、関連法律規定を同一に整えることを要望する。

⑤ 消防審査のための改築、改修、修繕工事等に長期間を要する場合、施工日程を確定するのは非常に困難な場合がある。建築基準法における消防審査は厳格にすべきではあるが、これまで不透明であった施工日程をより明確化し、指導サービスの提供を要望する。

⑥ オフィスの所在地、商工税務の変更手続がとても複雑である。特に納税区変更に関する法律改善を要望する。

⑦ オフィス移転の際、住所変更申請の事務手続、スケジュールがとても不明瞭である。政府管理窓口で相談するが窓口担当者からの返答が異なる。手続の方法の簡素化と効率化、それにおける担当者の知識およびサービス等のレベルの向上を要望する。

⑧ 不動産所有権登記証の抵当権が設定された不動産の賃貸において、例えばオーナー（賃貸人）側が銀行支払い未払い等の問題を起こした際に、賃借人側は当該物件において賃貸人自身が破るリスク（設定不動産抵当権の没収など）に対して、それを受け入れることができない問題がある。政府機関は立法化し賃借人の権利を守ることを要望する。

⑨ 工業団地内の不動産売却の際、工業団地管理者側が売却に関するさまざまな制限条件を提出してくるが、法律が不明確なところもある。これを明確化し、同様な問題の処理がスムーズになるように要望する。

⑩ 外資の不動産建設業への投資における制限の緩和、特に外商投資不動産企業に対する国外借入禁止条項の撤廃および独禁法審査基準の明確化を要望する。

⑪ 不動産賃貸の成約後、現登記所と異なる区へのオフィス移転を検討した際、政府機関より当該物件は外資が登録できないと指導されたケースがあるが、明確な法に基づく根拠がないため、政府事務機構の法律に基づく対応を要望する。

⑫ 不動産開発にかかわるプロジェクト会社の清算手続の迅速化を要望する。

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

2019年の中国の繊維・アパレル産業は、中国の経済成長の減速や米中貿易摩擦を背景に内需、外需ともに振るわなかった。同年の国内小売総額全体の伸び率は8.0%だったが、うちアパレルの伸びはそれを大きく下回る2.9%となった。ネット通販のアパレル販売も成長が鈍化した。繊維品の輸出額は前年比1.9%減の2,719億ドルで、2016年以来3年ぶりに前年割れとなった。政情不安に陥った香港や、米中貿易摩擦の影響を受けた米国向けが落ち込んだ。

2020年に入ると新型コロナウイルス感染症が拡大し、1月24日の春節休暇から繊維・アパレル各社は工場の操業停止や店舗閉鎖に追い込まれた。中国の社会・経済状況は足元で正常化に向かっているが、海外での感染拡大で輸出型企業は打撃を受け、アパレル消費の回復スピードも遅い。

中国の繊維・アパレル産業動向

2019年の生産動向

国家統計局によると2019年1～11月の繊維主要品目の生産量は、紡績糸が2,679万トン（前年同期比0.5%減）、生地が443億メートル（2.2%減）で、共に前年割れとなった。2015年から双方の伸び率は10%台前半から中盤で推移し、18年（1～11月）はそれぞれ0.6%、1.4%に縮小していたが、ついに両者とも前年を下回った。

化学繊維は5,493万トンで13.5%増加した。大手メーカーが川上、川中投資を積極化したことが影響し、伸び率は前年同期に比べ5.9ポイント拡大した。

一方ASEANへの移管が続いている衣類生産は、布帛製が98億点で6.0%減少した。ニット製は122億点で0.5%増とわずかながら前年同期を上回った。

2019年の国内消費

国家統計局によると2019年の社会消費品小売総額（小売店やネット通販の売上合計）は41兆1,649億元で、前年比の名目伸び率は8.0%だった。うち衣料品（衣類・靴・帽子・ニット品）は、1兆3,517億元で2.9%増加した。伸び率は前年から5.1ポイント低下した。ネット通販の衣料品の伸び率は15.4%で、前年同期より6.6ポイント低下した。

政府系調査機関の中華全国商業情報センターがまとめた、百貨店を中心とする全国重点小売企業100社の2019年の衣

類販売額の伸び率は0.7%だった。2018年は百貨店不振を受け2.3%減だったが、わずかながら盛り返した。同販売額は、社会消費品小売総額とは異なりネット通販を含まない。

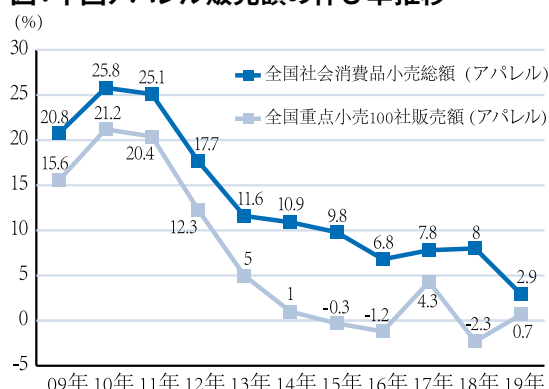
アパレルを分野別でみると、スポーツブランドの独り勝ちの様相を呈している。健康志向の高まりやスポーツ人口の拡大、アパレルにおけるスポーツテイストのトレンド等を追い風に「アディダス」「ナイキ」他の海外のメガスポーツブランドに加えて「アンタ」や「リーニン」など国内ブランドの販売好調が続いている。

表1: 2019年（1～11月）繊維製品生産量

品目	単位	生産量	前年同期比増減 (%)
紡績糸	トン	26,788,845	-0.5
うち綿糸	トン	15,349,158	-0.4
綿混糸	トン	5,672,854	-2.6
化繊糸	トン	5,763,034	1.1
生地	万メートル	4,433,091	-2.2
先染め※	万メートル	169,642	-11.8
うち綿製	万メートル	2,098,272	-5.4
綿混製	万メートル	1,203,946	-3.2
化繊短繊維製	万メートル	1,130,225	5.6
後染め	万メートル	4,904,706	4.4
ニット系製	トン	179,202	-10.1
毛織物	万メートル	41,098	11.3
リネン（55%以上）	万メートル	31,247	6.8
ラミー（55%以上）	万メートル	10,509	2.3
シルク	トン	63,851	-16.4
うちシルク糸	トン	4,047	-19.7
シルク交織（50%以上）	万メートル	43,822	-2.8
シルク掛け布団	万枚	1,080	-2.5
不織布	トン	4,533,447	11.1
タイヤコード	トン	567,168	-7.7
衣類	万着	2,193,456	-2.5
布帛製	万着	975,656	-6.0
うちダウンウェア	万着	14,233	-20.1
セットアップスーツ	万着	27,023	5.8
シャツ	万着	58,940	-4.3
ニット製	万着	1,217,292	0.5
化学繊維	トン	54,928,359	13.5
再生繊維	トン	4,669,795	5.3
うちレーヨンS	トン	3,542,097	-1.1
レーヨンF	トン	193,651	-2.8
アセテートF	トン	401,451	8.7
合繊繊維	トン	50,166,544	14.3
うちナイロン	トン	3,575,131	14.8
ポリエステル	トン	43,606,757	14.8
アクリル	トン	617,459	4.3
ビニロン	トン	87,995	-12.4
ポリプロピレン	トン	373,711	13.8
スパンデックス	トン	737,129	1.9

注：年商2,000万元以上の企業が対象。 出所：国家統計局
※デニムを含む。

図：中国アパレル販売額の伸び率推移



注：年別、前年比% 出所：A) 国家統計局 B) 中華全国商業信息中心

2019年の貿易動向

中国紡織品進出口商会によると、紡織品（紡績糸・生地）と衣類（服飾雑貨含む）を合わせた2019年の繊維品輸出額は前年比1.9%減の2,719億ドルとなり、2016年以来3年ぶりに前年割れとなった。政情不安に陥った香港や米中貿易摩擦の影響を受ける米国向けの落ち込みが足を引っ張った。ベトナム向けも3年振りに前年を下回った。

下落幅が最も大きかったのが香港であった。輸出額91億ドルで前年から27%減少、下落幅は前年に比べて21.8ポイント拡大した。主因は逃亡犯条例改正案をきっかけに2019年春から始まった香港市民の香港特別行政区政府への抗議活動である。輸出額トップの米国向けは452億ドルで7.7%減少した。米中貿易摩擦をきっかけとしたASEANへの生産シフトが影響し、貿易摩擦を警戒して2018年に駆け込み輸出が増えたことも落ち込み要因となった。「チャイナ・プラス・ワン」を牽引するベトナム向けの輸出は6.0%減となり、2016年以来3年振りに前年割れとなった。現地で素材生産が充実してきたことが背景として考えられる。輸出額2位の日本向けは4.7%減の199億ドルと、アパレル不振やベトナム等への生産移管を反映している。

中東とアフリカ向けの輸出は好調であった。双方とも200億ドルの台を超えて日本向け輸出額を抜いた。両地域では中国政府の広域経済圏構想「一帯一路」に呼応して欧米向けの縫製工場など中国企業の進出が続く。

一方、2019年のアパレル（服飾雑貨含む）輸入額は、前年比8.0%増の89億ドルとなったが、伸び率は18年に比べて7.3ポイント縮小した。EU、ASEAN共に堅調を維持した。最も伸びたフランスは17.7%増だった。国・地域別輸入額でトップのベトナムは、16億3,900万ドルで11.4%増えた。タイも16.7%増の2億6,600万ドルで、欧州や日本のメガSPAの製品を中心に、ASEAN生産品の流通が増えていることがうかがえる。

一方、消費のアップグレードを背景に高級ブランド品の輸入も堅調を維持した。イタリアは16億ドル、フランスは1億9,400万ドルでそれぞれ15.4%、17.7%増加した。9位の日本は、1億4,300万ドルで9.9%増だった。

地域別ではEU（13.1%増）、ASEAN（9.8%増）が伸長した半面、中国からの紡織品（紡績糸・生地）の輸出が増えているアフリカと中東からの輸入は、前年割れとなった。両地域の縫製工場が、欧米向けを中心に手掛けていることを示している。

表2：2019年中国繊維品輸出入（単位：億ドル）

	2019年	前年比増減 (%)
繊維品	1202.9	0.9
衣類	1516.0	-4.1
合計	2718.9	-1.9

	2019年	前年比増減 (%)
繊維品	157.2	-12.2
衣類	89.4	8.0
合計	246.6	-5.8

注：紡織品（糸、生地、2次製品）、衣類（付属品含む）

出所：中国紡織品進出口商会

表3・4：2019年中国繊維品輸出入（商品別）

2019年繊維品輸出（商品別）

商品名	単位	数量	前年比増減 (%)	金額 (千ドル)	前年比増減 (%)
繊維原料					
生絲	トン	4,305	-6	228,991	-21.3
カシミヤ	トン	2,940	-8.4	210,637	-11.5
綿花	トン	52,143	10.1	89,581	-4.3
紡織品				120,199,152	0.9
綿糸	トン	375,036	-6.7	1,589,248	-10
シルク織物	—	—	—	597,465	-7.7
毛織物	—	—	—	453,548	-7.6
綿織物	—	—	—	13,350,333	-6.9
リネン・ラミー織物	万メートル	33,807	-2.9	1,052,628	-1.3
合繊紡績糸・綿混織物	万メートル	168,283	-0.4	1,940,841	-8.1
絨毯	万平方メートル	65,238	2.6	2,919,267	-1.9
アパレル	—	—	—	151,367,594	-4
布帛・ニット製衣類	—	—	—	120,691,970	-5
うち布帛製	—	—	—	60,167,032	-6.7
ニット製	—	—	—	60,524,938	-3.3
皮革	万着	455	-17.6	141,435	-30.8
ファー	トン	8,086	11	4,114,158	16.3
	万着	655	11.4	4,114,158	16.3
革製手袋	万双	24,928	-15.1	615,322	-11.2
編物手袋	万双	677,362	-1.7	3,319,664	0.3
編物靴下	百万足	16,304	0.5	6,248,930	0.9
帽子	万個	1,170,481	-1.6	4,535,631	-1

2019年繊維品輸入（商品別）

商品名	単位	数量	前年比増減 (%)	金額 (千ドル)	前年比増減 (%)
繊維原料					
羊毛	トン	275,251	-25.6	2,395,608	-25.7
羊毛トップ	トン	10,994	46.2	79,355	41.9
綿花	万トン	185	17.4	3,570,484	12.6
二酢酸セルロース	トン	25,644	10.8	123,644	12.2
紡績用合繊繊維	万トン	42	-5.3	873,036	-19.1
うちポリエステル	トン	219,377	14.5	252,003	-11.3
ポリアクリロニトリル	トン	89,541	-40.1	249,321	-41.2
化学繊維短繊維	トン	227,812	16	602,235	7.7
紡績糸					
うちウール糸	トン	8,027	-24.2	169,654	-17.7
綿糸	万トン	195	-5.4	4,949,282	-15.5
合繊糸	トン	300,952	-14.6	1,463,041	-9.8
うちポリアミド長繊維糸(ミシン糸を除く)	トン	96,783	-23.7	587,626	-11.8
ポリエステル長繊維糸(ミシン糸を除く)	トン	111,345	-13	313,261	-11.3
織物・編み物					
シルク製織物	—	—	—	30,703	-9.1
綿製織物	—	—	—	730,385	-17.7
合繊長繊維織物	万メートル	71,354	-12	1,250,021	-9.4
合繊・綿混紡織物	万メートル	5,069	-16.1	99,642	-7.8
化繊パイル織物	万メートル	344	-11.2	22,056	-11.6
ニット・手織り編み物	万メートル	64,534	-13.5	1,370,959	-16.3

出所：中国海関統計

表5: 2019年の中国繊維品輸出 (国・地域別)

順位	仕向地	億ドル	前年比増減 (%)	シェア (%)
	全世界	2,718.94	-1.9	100.0
	うち欧州連合 (EU)	472.50	-4.7	17.4
	ASEAN	391.19	2.3	14.4
	アフリカ	201.51	8.7	7.4
	中東	200.03	16.1	7.4
①	米国	452.06	-7.7	16.6
②	日本	198.98	-4.7	7.3
③	ベトナム	149.65	-6.0	5.5
④	香港	90.76	-27.0	3.3
⑤	ロシア	88.31	-4.8	3.2
⑥	韓国	87.16	8.1	3.2
⑦	ドイツ	78.52	-7.2	2.9
⑧	英国	70.24	-7.4	2.6
⑨	バングラデシュ	65.81	-4.8	2.4
⑩	フィリピン	59.31	6.6	2.2

出所: 中国紡織品進出口商会

表6: 2019年の中国アパレル輸入 (国・地域別)

順位	仕向地	億ドル	前年比増減 (%)	シェア (%)
	全世界	89.36	8.0	100.0
	うちASEAN	30.74	9.8	34.4
	欧州連合 (EU)	25.38	13.1	28.4
	アフリカ	2.59	-5.2	2.9
	中東	2.50	-4.7	2.8
①	ベトナム	16.39	11.4	18.3
②	イタリア	16.01	15.4	17.9
③	インドネシア	3.82	-1.0	4.3
④	タイ	2.66	16.7	3.0
⑤	韓国	2.27	-7.5	2.5
⑥	マレーシア	2.03	5.7	2.3
⑦	フランス	1.94	17.7	2.2
⑧	インド	1.85	-8.2	2.1
⑨	日本	1.43	9.9	1.6
⑩	米国	1.26	7.9	1.4

2019年の投資動向

2019年の固定資産投資額（農家を除く）は、55兆1,478億円で前年比5.4%増となった。通年の伸び率としては同統計が始まった1995年以来過去最低で、前年の伸び率から0.5ポイント縮小した。繊維分野では、紡織が8.9%減、服装・服飾が1.8%増、化繊が14.1%減となった。服装・服飾のアパレル製造における投資増は、人件費の高騰や人手不足の中で引き続き自動化や省力化関係の設備への投資が牽引したとみられる。

2020年の展望

新型コロナウイルス感染症の拡大で2020年は内外需ともに非常に厳しい立ち上がりとなった。海関総署の貿易統計速報によると、2020年1～3月の中国繊維品輸出は、前年同期比17.7%減の452億ドルで、紡織品、衣類とも大幅に減少した。

新型コロナウイルス感染症対策のため中国全土で春節休暇以降長期の自宅待機が続く、商業施設では閑古鳥が鳴いた。消費への影響も甚大であった。2020年1～2月の社会消費品小売総額は、前年同期比で2割減少と、統計を取り始めた1994年以降初のマイナスだった。うち衣料品は3割も落ち込んだ。

春節連休の延長や移動制限などで、連休明けの繊維工場の操業再開は遅れたものの、3月に入ると多くが正常化した。ところがその後、海外での感染が深刻化し、輸出型の縫製工場などが海外顧客から発注を取り消された。こうした中、再開

した工場の操業を再び休止する動きもある。中国繊維産業が出足の遅れを取り戻せるかは、国内外での新型コロナウイルス感染症の収束と、消費マインドの回復にかかっている。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって中国は最大の貿易相手であり、日本企業による中国への投資やサプライチェーン形成においても最重要国である。また中国側としても日本は主要な輸出先であり、近年では重要な投資対象国となっている。この様に相互に最重要パートナーという認識の下、両国業界は日本繊維産業連盟（日本繊維産連）と中紡聯による業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始、各種情報、意見の交換を行ってきた。

その後アジアの繊維先進国として韓国を加え、3カ国で率直に議論を行うプラットフォーム「日中韓繊維産業協力会議」を発展的に2010年から立ち上げ、3カ国に共通するテーマを取り上げて専門家委員会による交流、協力関係をさらに発展させ、より掘り下げた活動を継続している。

経済連携協定 (EPA/FTA等) に向けた取り組み

前述の通り日中間の繊維貿易および投資流通による経済規模は巨大であり、貿易自由化による効果も大きい。日本の繊維産業界は2012年11月に合意された日中韓FTAの交渉開始を歓迎、その重要性を認識し「日中韓繊維産業協力会議」でも専門家委員会を通じて情報交換を行い、マーケットアクセス、原産地規則に関する意見の整理を進めている。

一方で2018年は、米国の動きがグローバルな自由貿易に大きな波紋を起こす中、日本としてはCPTPP、日EU・EPAというメガFTAが発効に向けて大きく進展した画期的な年となった。日EU・EPAの繊維分野の合意は業界の意見を適切に反映しており高く評価される。日本繊維産業界としては引き続きグローバル自由貿易体制を補完・維持するためのメガFTA推進について関係政府の取り組みに期待する。

この観点で中国は現時点で、米中問題に取り組む他は、一帯一路地域とのFTA交渉が進み、メガFTAと言えるのはRCEPのみとなっている。RCEPはアジア16カ国が参加し、世界の繊維生産の大半をカバーするため交渉の難度は高い。従ってまずは日中韓FTAにおいて、RCEPの手本となるような原産地規則を練り上げる等ハイレベルな内容の自由化を早期に取りまとめ、RCEPにおいても三国がリーダーシップを発揮しなければならない。アジアにおいてはすでにASEAN自由貿易地域 (AFTA) を核とするFTAネットワークが形成されている中、米中問題もドライブとなってベトナムを中心に繊維サプライチェーンの東南アジアへのシフトが加速する可能性が高い。膨大な川上の生産能力を擁する中国としても、米国～東南アジア～一帯一路～アフリカまで見据えた多角的視点で、日中韓FTAの早期締結からRCEPに至るアジアのメガFTAに積極的に取り組まれるよう希望する。中国政府として高レベルの自由な貿易と投資体制の構築に加えて、知的財産権保護の問題、製品安全基準の統一等についても日本政府、業界との情報交換や共同研究の推進に対する積極的支援を要望する。

繊維産業としてのサステナビリティへの取り組み

2015年に採択された国連SDGs、さらには2017年公表の「衣類・履物についてのOECDデュ・ディリジェンスガイダンス（以下「DDガイダンス」）」を契機として、世界の繊維産業に対する環境・安全問題を始めとしたサステナビリティへの関心が大きく高まっている。昨年まで「環境保護、省エネを織り込んだ産業政策と製品安全対策」としていたものを、より包括的な内容に改めて建議する。

環境問題については次の2点を指摘したい。i)染色を始め製造業としての繊維産業に対して中国政府はすでに厳しい環境規制を実施し、有害化学物質の排出削減、大気汚染・水質汚濁防止等への対策を徹底しており、省エネ・リサイクル、再生可能な繊維製品の開発にも積極的に取り組んでいる。進出日系企業もこれを高く評価し、全面的協力を惜しまない。ただしその運用に際しては、適切な時間的余裕や事業運営の実態にも配慮した実施をお願いしたい。ii)環境対策に関して、日本の繊維業界は世界に先駆けて問題に直面した実績があり、長年培った技術や特殊機能製品は大気・水環境の保全、浄化に大いに貢献するものである。政府としても環境対策のため有効な繊維技術、製品が導入、活用されるようなさらなる制度作りを要望する。

OECD「DDガイダンス」は衣類・履物セクターに対して12項目にわたるリスクへの対応を求めている。個々の企業ベースでの対応が主体になるものも多いが、日本繊維産業界としては、環境問題に加えて製品安全にかかわる業界基準と運用に関する情報共有を推進し、共有の懸案課題の検討から着手して行きたい。

繊維産業のサステナビリティに関して、中紡聯は2018年1月にOECDとMOUを締結し、国内では中国紡織サプライチェーン化学品環境委員会が設立される等、中国における対応も着実に進展している。この点でも両国の繊維産業間で情報の共有を図り、「日中韓繊維産業協力会議」の場でもテーマアップして、協同で取り組める分野の検討を希望する。

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題については、2008年末に日本繊維産業連と中国紡織工業協会（現中紡聯）の間で覚書を締結した。知的財産権の侵害で繊維産業においてもいまだに深刻なのは、i)商標の冒認登録 ii)インターネットサイト等での模倣品横行の2点である。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が中国の第三者によって中国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障を来すものである。また、模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品がそのブランド価値や企業イメージを毀損するものである。日本アパレル産業協会によるとECの急激な増加を受けて偽ブランドがネット上でも増加している。2019年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

- ・中国を産地とした三国貿易での外貨決済において、仕入先に対する決済のタイミングを、売り先からの入金確認がない段階でできるよう改善を要望しているが、

現状変化はない。引き続き規制緩和を求める。

- ・輸出増値税の還付手続について、生地取引の商売においてすでに仕入れて在庫しているものから輸出するケースもあるが、その場合には還付対象外となる現行ルールを緩和してもらうよう要望する。また輸出入手帳に関しては、開設に要する期間の短縮（現状1カ月）を、ならびに恒常的にロスが発生する生地の輸出入取引については、1契約においてある程度の許容数量を設ける事を検討いただくよう要望する。
- ・アパレル製品に関する品質表示基準は依然として商品下げ札に記載する品質表示基準が不明確で、各省で異なったルールが運用されている。また品質表示は混率や組成および商品品質の分類も必要以上に細かく記載が求められている。全国統一の基準制定を要望すると共に、品質表示の簡素化等、より適切なルール運用をしていただきたい。
- ・品質管理基準について、自社基準を企業基準として登録できる対象を、生産型企業に限定せず、非生産型企業も対象とするルール改正を引き続き要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格認定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）双方から認定・認証を受ける必要があり、これにより企業はほぼ同内容の監査を2度受けなければならない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAのどちらか片方で済むような改正を要望する。

<建議>

- ①繊維・アパレル製品の経済連携協定、特に日中韓FTA交渉からRCEPに至る取り組みに関し、関税の相互即時撤廃を含めた高いレベルを目指して、中国政府として積極的な支援を要望する。
- ②国連、OECDの動向もあり昨今関心が高まる繊維産業のサステナビリティへの対応という観点からも、従来からの環境対応、製品安全面での協力、情報交換を継続したい。製造業における環境対策、排出規制には全面的に賛同するが、事業運営の実態にも配慮の上での政策運用を希望する。また環境保護に有効な繊維製品・技術の積極的な導入、製品安全にかかわる情報交換、制度情報の公開も引き続き要望する。
- ③知的財産保護については商標の冒認登録ならびにネットサイト等での模倣品に対する取り締まり強化を要望する。
- ④外貨決済、輸出増値税に関する事務処理について、より現実の取引に即した改善を要望する。
- ⑤アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化された形での適切な制度運用を要望する。
- ⑥品質管理基準について、生産型企業以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証はCNASまたはCMAいずれかとするよう要望する。

2. 化学品

2019年の中国の石油・化学工業全体の売上総額は、前年比1.3%増の12兆3,000億元と比較的安定して伸長したが、伸び率は過去4年で最低で、利益総額は製品市況の下落等の要因のため、同14.9%減の6,683億元と大幅な減益となった。石油・化学工業の輸出入総額も米中貿易摩擦を受け、前年比2.8%減と低迷した。一方、2019年の化学工業分野の固定資産投資額は、前年比4.2%増であった。

2020年の石油・化学工業は世界経済の下押し圧力の拡大、グローバル経済の不確定要素の増加、新型コロナウイルス感染症の蔓延等の負の要因があるものの、「前低後高」で、年の後半にかけて穏やかに回復してゆくとの見通しで、全体の利益総額は8%増と前年（14.9%減）からの回復が見込まれている。このような逆風下、過剰生産能力の解消や安全生産管理・環境保護への取り組みをさらに強化し、科学技術の革新を促進して外部環境の変化に強い産業構造への転換を図っていくことが期待されている。

原油輸入依存度は引き続き上昇

2019年の中国の原油需要は、前年比約7%増の6億9,700万トンに達した。国内生産は前年比1.1%増の1億9,100万トンにとどまる一方、原油純輸入量は前年比9.5%増の5億600万トンと過去最高を更新し、輸入依存度は72.6%に高まった。

表：原油（単位：億トン）

	2016年 実績	2017年 実績	2018年 実績	2019年 実績
原油生産量	2.00	1.92	1.89	1.91
純輸入量	3.78	4.19	4.62	5.06
消費量	5.78	6.11	6.51	6.97
輸入依存度(%)	65%	69%	70.8%	72.6%

出所：中国国家统计局、中国海関統計

エチレン生産量は2,000万トン台に

化学品の基礎原料であるエチレンの2019年の生産量は、前年比9.4%増の2,052万トンとなり、初めて2,000万トンを突破した。エチレン需要量も7.9%増の2,302万トンと過去最高を更新した。エチレングリコール（EG）などの需要は夏場以降鈍化したものの、スチレンモノマー（SM）などの誘導品の需要が年を通じて旺盛だったことに支えられた。2020年には恒力石化や浙江石油化工の大規模設備の稼働が計画され、計500万トン超が上乗せされる見込みである。エチレンのマージン低下局面での個々の投資の進捗が市場に大きな影響を及ぼしそうだ。

安全意識の向上、環境保護対策のさらなる強化

2019年3月21日、江蘇省塩城市の江蘇天嘉宜化工で発生

した爆発事故は、78人の死者、76人の重傷者を出す大惨事となり、化学工場、化学園区の全国的な安全生産管理の強化に発展し、工場や生産基地の生産停止、淘汰などの余波は大きな広がりを見せた。

江蘇省では一時、化学企業を4分の1に削減するなどの方針が示されたが、批判を受けてその数値目標は撤回された。その後、9月には「化学工業産業の安全環境保護整備向上に向けた2019年の目標任務」が発表され、省内およそ4,000社の化学生産企業のうち1,431社が淘汰されたり、化学園区についてもまずは9カ所の認定を取り消すなどの方針が打ち出されている。11月に塩城事故調査チームによって調査報告が公開された。報告書は同社が「硝化廃棄物」を危険廃棄物の貯蔵に適さない倉庫に、かつ長期にわたって貯蔵していたと指摘しており、2020年は危険廃棄物の扱いが従来以上に厳しく管理され、より安全意識の向上が図られることになりそうだ。

また環境規制について政府は、主要汚染物資の排出総量の削減目標を定め、環境規制強化の姿勢を強めている。2019年には土壤污染防治法が施行され、生態環境部による第2巡目の中央環境保護監督査察が開始され、着実な法執行と癒着撲滅、合理的で透明性の高い環境対策を推進している。2019年3月の政府活動報告でも、環境汚染対策を含む、三大堅塁攻略戦をしっかりと進めるとし、大気・水、土壤汚染対策を強化するとして一方で、地域や園区の一斉操業禁止である「一刀切」は禁止するとして、2020年の目標達成とその後の第14次5カ年計画に向けて、さらに合理的で透明性のある環境保護対策が強化されてゆくだろう。

2020年、第14次5カ年計画に向けて

2020年は1月から蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響のため、石油・化学産業の川下の販売や物流が停止し、消費も落ち込み、エンドユーザーの稼働が低下したため、川上の大手企業は生産調整を余儀なくされた。さらに、世界経済の下押し圧力の強まり、米中貿易摩擦や産業全体のコスト増、製品市況の下落等の負の要因があるものの、下期にかけては持ち直し、石油・化学工業全体の利益総額は前年比8%増まで回復することが予測されている。

石油・化学大国となることを目標に掲げ、1) 知的財産権やハイテク技術の確保、2) 国際水準の企業集団の形成、3) 国際投資・貿易・経営能力の強化、4) 世界一流の技術者・管理者・企業家の人材育成の4点を重視して進めてきた第13次5カ年計画においては、設備過剰問題の解消や競争力優位な産業構造への転換を図る等の施策を遂行し、概ね達成しつつあると評価しながらも、2030年に石油・化学産業で世界トップになるための第2ステージである、2021年から始まる第14次5カ年計画の策定にも着手した。1) 計画目標のイノベーション、2) 技術イノベーション、3) 産業配置の最適化、4) 一帯一路の革新、5) グリーン発展をキーワードに掲げ、2020年末までに完成させる予定である。

＜建議＞

近年、国務院は政府職能の転換を重視し、「放管服」（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）を重要項目として持続的かつ全面的に深化させている。また、地方の「一律生産停止」や「取りあえずの生産停止」等の「一刀両断（中国語：一刀切）」的措置の禁止も継続し、企業の分類別、等級別規制を取り入れるなど、管理と緩和のバランスを取った適切な施策を図っている。

中国で事業活動を行う日本の化学企業は政府の管理理念の転換と関連措置の実行を歓迎しており、法規制のさらなる合理化および明確化を希望する。特に、法規間や法規制と実作業間の整合性、部門間での調和を取ることにについて要望する。

一方、レスポンシブル・ケアの活動は近年中国において着実に普及しつつあり、化学品安全生産のための従業員の安全意識向上に資するだけでなく、事業者、行政および社会の相互理解促進の有力な手法であるとの認識が広がってきている。化学産業が社会と調和共存し、持続的な発展ができるよう、引き続き関係当局の理解と積極的な支援を要望する。

以上の観点から、化学産業にかかわる政策、法規制とその執行に関して以下の通り建議する。

1. 環境の保全

1) 危険廃棄物処理

循環型経済の推進、特に廃棄物の3R（Reduce・Reuse・Recycle）の確立は環境保護の観点からも非常に重要である。しかし、技術的に3Rが可能であっても危険廃棄物に該当する場合は利用価値の高い構成部品・材料の有効活用や再利用が現実的にはできていない。また、少量の危険化学品が付着した容器など危険性が低いと考えられる廃棄物であっても危険廃棄物としての規制を受ける。

循環型経済の推進に向け、危険廃棄物に該当する場合でも再使用、再生利用できる制度の運用および、危険廃棄物か否かを実際の危険性に依拠して判定する制度の導入を要望する。また引き続き、地域毎の危険廃棄物処理能力と需要のアンバランスを解消し、どの地域においても危険廃棄物の速やかな処理を可能として長期滞留を防止する施策を講じることを要望する。

2) VOC（揮発性有機化合物）削減

VOC削減は環境保護に重要であり削減努力の効果が徐々に表れている。2019年に公表された「重点業界揮発性有機物の総合管理方案」では科学的な解析が進展している。一方「揮発性有機化合物の無組織排出制御基準」では多項目にわたる設備対応の1年以内完了など、短兵急な規制が公表されている。

方案に示された科学的根拠に基づいた考えが浸

透し、確実な対策が定着するよう、時間軸よりも成果を継続させる施策の実施を要望する。

3) 海洋プラスチック問題

プラスチックはその有用性により社会生活において必要不可欠なものとして幅広く利用されている。一方で、耐久性が高いがゆえに製品ライフサイクルにおいて適切な取り扱いがされない場合に、環境中に長く滞留する。海洋プラスチック問題はその一例である。本問題は科学的に、論理的に検討され、有用な解決策を求めるべきである。今後施策立案時には、理性的な検討を要望する。

2. 化学品管理

1) 危険化学品登記制度関係

① 少量の危険化学品の鑑定免除

安監総局令第60号第4条(3)に定められた物理危険性鑑定の対象に「輸入量年1トン超の場合」を追加することを要望する。

② 安全試験用途の鑑定・登記免除

法規制で定められている安全性試験用途目的で少量の生産・輸入する場合、鑑定・登記を免除することを要望する。

③ 物理危険性鑑定および分類免除リストの見直し

物理危険性のリスクが低いと考えられる化学物質、例えば中国新化学物質環境管理弁法における低懸念ポリマーなどは鑑定免除リストに収載することを要望する。

④ 物理危険性を確定する方法の改善

信頼性の高い情報源から物理危険性を引用した場合や海外で認められている方法で算出した類推値の場合（鑑定を経て、危険化学品確定原則に属さない場合を除く）、物理危険性が確定しているとみなすことを要望する。また、物理危険性を確定するため、登記中心による審査確認意見の作成発行業務を早期に再開することを要望する。

⑤ 鑑定手法の統一と開示

GHS分類で使用が認められているデータの測定方法や情報源は複数あり、どの測定方法・情報源を使用するかは各鑑定機関に一任されている。このため、鑑定結果が鑑定機関により異なる場合や、企業による分類結果と異なる場合がある。測定方法（含む測定方法決定の手順）、情報源を統一し、それらを開示し、鑑定結果の差をなくすよう要望する。

⑥ 化学品鑑定の合理化

化学品を適切に取り扱うためには、鑑定により危険有害性を確定することが重要である。現在、通関、危険化学品等の法規制で個々に鑑定方法・鑑定機関を定めている。各法規制に従い複数の鑑定結果を入手した際に、鑑定結果が同一ではないなど、危険有害性を確定することが困難な場合がある。化学品の危険有害性を円滑に確定するために、鑑定結果を相互利用できる体制整備を要望する。

2)化学品法規制

①危険化学品法規制の制度上の齟齬の解消

危険化学品法規制に関する法規制、通知は数が多く、必ずしも整合性がとれていない。危険化学品法規制に関して厳格な運用を求められることが多くなっているため、制度上の齟齬の早急な解消を要望する。

②情報開示に際しての企業秘密への配慮

「国家危険化学品安全公共サービスプラットフォーム」等、化学物質管理に関するさまざまなプラットフォームが構築されつつある。プラットフォーム構築にあたっては、企業の要望をもとに、企業秘密に該当する情報は公開しないことを要望する。

③易制毒化学物質の輸出入と国内流通の備案手続の統一

混合物が対象になるかどうかの規定が「易制毒化学品進出口管理規定」と「易制毒化学品管理条例」とで異なるため、易制毒化学物質を輸出入する際に手続が滞る事例が発生している。輸出入と国内流通の易制毒の定義を統一することを要望する。

3)危険化学品の取扱い・貯蔵

①危険化学品の貯蔵に関する改善

危険化学品は専用倉庫に貯蔵することが求められているが、現状専用倉庫として認められているのは火災危険性類別に応じた設計基準に適合した倉庫（丙類以上）となっている。そのため、健康有害性のみを有しているような火災危険性がない物質についても火災危険性類別に応じた設計基準に適合した倉庫（丙類以上）に保管することになり必要以上のコストが発生している。危険化学品の危険性・有害性に応じて適切に貯蔵できるよう、法規制の整備や安全技術基本要求を明確にすることを要望する。

②少量の危険化学品の取扱い・貯蔵における緩和措置の導入

取扱いや貯蔵に関して「少量」の定義が無い。そのため、少量（微量）であっても、過剰に重厚な設備や管理基準が要求されている。化学品の危険性に鑑み、「指定数量」を定義し、それ以下の取扱い・貯蔵に関して規制緩和と処置の導入を要望する。

③危険化学品的安全法の早期制定と策定時の業界の参画

危険化学品・危険貨物に関する規制を体系的に整備するため、枠組みとしての危険化学品的安全法の早期策定を要望する。また、危険化学品的安全法の策定および関連法規制の制改定の際には、関連業界の意見を十分に聴取し、行政部門毎の職責範囲を一層明確にすると共に、危険化学品および危険貨物の二重規制とならないよう要望する。

4)新化学物質環境管理登記制度関連

①新化学物質環境管理并法の改正案の早期施行

改正法案は、現行法の問題点を解消し、企業の負担軽減についても配慮された内容となっている。これにより、企業活動の活性化が期待されるた

め、早期に公布・施行することを要望する。施行にあたっては、登記等の手続が滞らないよう移行措置、移行期間の設定と周知の徹底を要望する。

②申告人等の変更・登記証取消申請の早期完了

申告人等の変更や登記証の取消について、対応期限を明確にし、早期に対応を完了することを要望する。

5)化学物質環境リスク評価および管理条例(案)

①基本情報報告制度の報告対象の適切な設定

一般的に環境リスクが低いとされる物質、たとえば低懸念ポリマーに該当するような物質については、報告制度から除外することを要望する。また、報告対象は10%以上含有する成分に限定するなど、閾値を設定することを要望する。

②審査基準の明確化

審査、リスク評価を行う担当官により判断が異ならないよう、審査基準、リスク評価手法を明確にすることを要望する。

3. その他

1)法規制の周知方法の充実

法体系が複雑で理解し難いため、中央政府および地方政府の所管部門のwebsite内に法規制等をすべて公開し一元的に調査・検索できるシステムの構築を要望する。また本文のほかに公的な解説書の充実を要望する。さらに、法規制の制改定時には十分な周知・移行期間を設定し、周知・指導が確実になされることを要望する。

2)関係当局による監査の効率化

環境保護と安全確保の視点から省、市、県などの行政区または工業園区により各種の監査が数多く実施されている。必要性は理解しているが、監査の項目が重複・類似している事例も多く、行政のスリム化と逆行している上に、監査ごとに異なる指摘を受けると対応できない。監査の実効を上げるため監査全体の構成を再整理し各行政区と工業園区の監査の役割分担や監査基準等を明確にすることを要望する。

3)化学工場の事故事例の水平展開

2019年3月21日に江蘇省塩城市で発生した爆発事故の報告書では、事故原因を特定した点で大きな意義がある。しかしどのように類似事故を防止するべきか明示されていない。化学物質の危険性は、数量や濃度、保管状態により大きく変化する。事故防止のためには、取り扱っている化学物質の危険性を正しく把握し、それに応じた対応をとることが重要である。この事故後、化学企業に対して度重なる監査が実施されているが、安全管理技術面では科学的根拠に基づかず合理性の低い指導も散見される。事故の本質的な問題を理解し、予防に役立つ施策の展開を要望する。

3. 医薬品

新型コロナウイルス感染症への大型かつ迅速な対応に感謝し、中国政府・医療従事者・関係者に対して御礼申し上げます。2019年は、11月28日に国家医療保障局等より「完全版2019年国家医療保険リスト」が発表され、11月29日には国务院深化医药卫生体制改革指導グループにより「医薬品の集中購買と使用を突破口とした医药卫生体制改革的さらなる深化のための若干の政策措置に関する通知」が公布されたほか、薬品管理法が2019年12月1日から施行されるなど医療分野における改革が多く実行された。これらの改革のなかで日本企業にとって影響が大きく関心が高かったものは、許認可・薬価・入札・医療保険償還リストであり、新しい政策について国家卫生健康委員会・国家医薬品监督管理局・国家医療保障局他の機関と官民相互訪問等を通じての深い交流ができたことに、厚く感謝申し上げます。また、ICHガイドラインの実装に関する取り組みにも同様に、深い関心を持っている。さらなる、日中の官民交流の深化への協力をお願いしたい。中国において新型コロナウイルス感染症は収束したが、医薬品業界を含む関連業界においてはその影響はいまだ残っている。速やかな正常化への対応をお願いしたい。

日本企業が直面する問題点

日本の医薬品企業は多くの革新的で有効性が高い医薬品を中国の医療機関、患者に提供しており、また、中国の改革開放に伴い、多くの日本医薬品企業が積極的に中国に投資してきた。2013年に設立された中国日本商会メディカルグループは、2014年に化粧品企業団体の正式加盟によりライフサイエンスグループとなり、2019年12月現在では同グループ52社の内、医薬品企業は23社となっている。これらの企業は事務所・研究開発・生産・販売または投資会社を設立し、中国の医療と人々の健康と福祉に積極的に貢献している。

今後も、中国日本商会は政策交流会・官民訪中などの活動を通じて、日本の経験を共有することにより、中国の医療改革に役立つよう積極的に交流活動を行っていく予定である。

現在中国で活動し、中国の医療に日々貢献している日系医薬品企業は発展と同時に以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を要望する。

法規の実施細則作成と改正時の対話促進

ここ数年、日中間の政府・民間レベルでの交流は深まっており、中国関係当局も日本との対話に前向きである。官民訪中や中日健康医薬交流会、国家医療保障局の訪日などを通じ民間との対話も促進されている。引き続き、日中衛生分野関係当局による対話・交流の継続、さらなる当局と民間の交流深化を要望する。

2019年は全国人民代表大会（全人代）において、「ワクチン管理法」および「薬品管理法」が可決され、いずれも2019年12月1日より施行されている。これらの法令に基づき各種法規・ガイドラインの作成・整備を進める際、中国当局は事

前に意見募集稿を公開し、業界をはじめとして意見を広く求めている状況であり、過去に発生していたような法規、ガイドラインの変更による混乱防止に向けた取り組みが行われている。医薬品の安定供給を達成するためには、各種法規、ガイドラインに適時対応する必要があることから、引き続き、中国日本商会を窓口とした対話の実施を希望する。加えて、法規やガイドラインの施行にあたっては必要に応じて経過期間・措置および救済措置を設定するなどの配慮を要望する。さらに地方では中央の意見募集稿段階の通知案の適用を要求し、企業の業務遂行に支障を来している事例がある。施行前の法規やガイドラインが先走って運用されないよう、意見募集稿の位置づけを明確にするとともに、そのような事例に対しては中央官庁からの管理・指導を要望する。

新たな薬品管理法の理念に基づき、安全性を確保しながら革新的な医薬品の開発を推進するためには、企業と医療機関間の連携を円滑にする必要がある。例えば臨床試験の倫理審査や治験終了の手續が医療機関ごとに異なっている場合、企業としてはそれぞれに対応しなければならず開発の効率が低下する一因となっている。このような状況を解消するために、臨床試験業務に関するガイドラインの公示や手續の標準化を希望する。

新薬開発における審査・許認可制度の改善

2019年は中華人民共和国成立70周年であり、また新たな機構改革後の薬品監督管理システムが業務を全面的に展開するスタートの年であった。2019年には10品目の1類新薬、16品目の臨床急用海外新薬が上市承認された。また国家薬品监督管理局（NMPA）の公式ウェブサイトによると、2019年に245個の公告通知、63個の規制書類、22個の意見募集稿が発表されている。

改革の主な成果は以下の通りである。

法律法規の改訂

2019年6月29日、「ワクチン管理法」が第十三回全人代常務委員会第十一次会議の審議で承認され、ワクチンに対して全過程、全ステップ、全方位の厳格な監督管理を実施することになった。2019年8月26日には、「薬品管理法」が第十三回全人代常務委員会第十二次会議の審議で承認された。同法では、MAH制度を全面的に実施、市販後研究と管理を厳格に要求、偽薬と悪質薬品の製造販売への処罰を強化、中央と地方管理当局の責任を強化、薬品安全の「四つの最厳格」要求を確実に実施する。上記「両法」を有効に実施するにあたり、NMPAが関連規制の改訂に着手し、順次、意見募集が実施された。

2019年9～12月に、「薬品登録管理弁法」「薬品生産監督管理弁法」「薬品経営監督管理弁法」について意見募集が実施された。2019年11月6日には、NMPAが「薬品サンプリング原則および手順」の意見募集稿を発表し、2019年12月末に正式に施行された。また、2019年11月18日、国家市場監督管理総局が「生物製品のロットリリース管理弁法」の意見募集を実施した。

審査承認制度の改革加速

NMPAは臨床急用のニーズを満足するため、生命を脅かすまだ有効な治療手段のない疾病の創新治療薬に対し条件付きでの承認を行い、2019年に「地舒单抗」など5品目の条件付き上市を承認した。

2019年5月には国家薬品监督管理局薬品審評中心（CDE）が第二回臨床急用海外新薬リストを公布、また、臨床急用海外新薬の申請ルートと審査手順が改善された。2019年、CDEは216品目の優先審査リストを公布した。

2019年7月16日には、NMPAが「薬品の関連審査と管理改善に関する公告」を公布し、原料薬、添加剤と包装材料の関連審査についてより明確に規定された。

医薬品品質向上

2019年11月27日のNMPAの発表によると、ジェネリック薬の品質と効果一致性評価活動は定常状態になり、123品目の323規格の薬品がジェネリック薬一致性評価を通過し、66品目の113規格はオリジナル薬品と同じ基準に従って承認された。2019年にNMPAはこのプロジェクトを推進し、「化学薬品ジェネリック薬のReference Drug製剤の選択と確定手順」として公布した上で、3回に分けて748規格のReference Drugを発表した。第二弾としてより詳細に注射剤の一致性評価を推進した。10月15日には、NMPAが「化学薬品注射剤ジェネリック薬の品質と効果一致性評価に関する技術指導ガイドライン」「市販化学薬品注射剤ジェネリック薬の品質と効果一致性評価の申請資料要求」の意見募集を実施した。

申請者との交流を促進するために、CDEはコミュニケーションルートを設定し、事前相談会議、ウェブサイトでの相談（一般的な技術問題）、電話相談、Eメール相談および対面相談などの方式を取り入れているが、2019年7月に発表されたCDEの2018年薬品審査年報によると、技術内容について相談可能な事前相談会議については、申請した1,982件のうち322件（16.25%）しか会議が開催されていないため、事前相談会議の開催を要望する。関連する明確かつ詳細な規制や指導ガイドラインが存在しない場合、申請者の疑問を解決するために、CDEが全ての申請区分において申請前の相談の機会をタイムリーに提供することを期待する。

2019年5月28日、科学技術部が「人類遺伝資源の管理条例」を公布し、2019年7月1日より実施された。また、2020年1月7日に中国人類遺伝資源管理弁公室が「一部の行政審査批准項目に簡素化申請手順を実施することに関する通知」を発表したが、海外への臨床検体の輸出については、どのような検体であれば輸出許可を得られるのかなど基準が依然不明確である。このことが中国の早期ステージでのグローバル治験への参加に影響を及ぼしている。

2018年5月11日、国家衛生健康委員会、科学技術部、工業情報化部、国家薬品监督管理局、国家中医薬管理局が連名で「第一回希少疾病リスト」を発表したが、今後もこのリストの適時更新および希少疾病医薬品認定システムの構築を要望する。

イノベーションを促進する薬価形成システムの構築

2018年11月に公表された帯量入札制度「4+7量的購買」は2019年9月に2回目、2020年1月に3回目が対象地域を拡大して実施され、品質保証と価格抑制を達成したことにより、中国国民に大きな恩恵を与えたと考える。しかし、一方で過度な価格競争は企業による市販後調査の品質や安定供給に影響を与えるため、公平なる運営を要望する。また、全国各地の入札においてオリジナル薬の評価基準を明確にすることを要望する。オリジナル薬の証拠として物質特許が求められるが、開発の時期によっては物質特許がないものもあり、その他の資料によってオリジナル薬を証明することを認めていただきたい。なお、入札後の二次価格交渉による薬価（病院購入価格）引き下げが行われる地域もあり、入札の意義がなくなっている。このような二次価格交渉の廃止を要望するとともに価格交渉のプロセスの明確化と有効期間の延長を要望する。

2019年11月に国家医療保険償還リストが公表され、新たに当局から指定され交渉プロセスを経て新規収載された70品目については平均60.7%の価格低下となった。保険収載品の増加は、中国国民にとって医薬品アクセス向上となる良いことと考える。しかし、一方で新薬開発企業にとっては、開発費・市販後調査等の負担を反映した薬価設定がなければ、事業予見性が確保されず、イノベーションの促進とは反対の方向へ進む恐れがある。よって、イノベーションを考慮した償還基準の設定を要望する。また、「政協第十三回全国委員会第二次会議第3015号（医療体育類327号）提案に関する回答書」によると、今後3年で中国全土の医療保険償還リストを統一化する方針が打ち出されている。当該方針は、中国国民にとって標準的および公平な医療サービスの享受につながる。引き続き、医療保険償還リスト収載プロセスの透明化を要望するとともに、医療保険償還リストの収載品目以外の品目についても医療貢献の機会を得られるような制度設計を要望する。

また、医薬品試験データ保護実施法は、2018年4月に意見募集稿（暫定）が公表されたが、正式な実施法の公表を要望するとともに、2018年4月の國務院常務会議で言及された「新薬の5年間特許保護の補償（延長）」について、明文化を要望する。

医薬品の安定供給およびその適正な情報の提供・収集

従来の個々のGLP、GCP、GMPおよびGSP認証をする監督管理体制からライフサイクル管理に移行することは、医薬品企業の資質向上や品質安全保証のレベルアップにつながる。このような理念をより業界に浸透させるために、製品ライフサイクルにかかわるGXP（GLP、GCP、GMPなど）の現場査察に関する細則の制定を要望する。

また、2019年12月より施行された新版医薬品管理法に輸入医薬品を含めたMAH制度の実行が記載されたため、輸入医薬品の安定供給を確保するために、MAH制度に基づき

輸入医薬品も複数の製造所での製造を可能にいただきたい。2017年12月に公表された「医薬情報担当者登記届出管理弁法（意見募集稿）」は現在も確定されていないが、副作用情報等の共有において医薬情報担当者が果たす役割は重要である。医薬情報担当者が医療従事者と円滑に交流できる環境を保証する制度となることを要望する。

抗生剤に関しては耐性菌の出現リスクを抑えるため、抗生剤臨床使用管理に関する法律で病院での採用品目数制限などの規制が行われているが、耐性菌対策という面では実効性のある運用とは言えず、適正な使用ガイドラインの制定が求められる。

<建議>

1. 法規作成・改正時につき以下の改善を要望する。

- ① 日中衛生分野関係当局による対話・交流の継続、さらに当局と民間の交流深化を要望する。
- ② 法規公布・改正時、在中国日本商會を日系企業との窓口とした対話の強化を要望する。
- ③ 新規法規およびガイドライン施行時の経過措置および救済措置に関して配慮を要望する。
また、意見募集稿の地方における運用に関しては中央官庁からの管理・指導を要望する。
- ④ 施設の臨床試験の倫理審査およびHGRAC審査の指導ガイドラインを作り、統一の臨床管理システムを構築することを要望する。
- ⑤ 治験実施医療機関のself QCなどのクローズ手続の標準化を要望する。

2. 医薬品価格改革につき以下の事項を要望する。

- (1) イノベーションを促進する薬価形成システムの構築
 - ① 帯量入札制度の公平なる運営を要望する。
 - ② 全国各地の入札においてオリジナル薬の評価を明確にすることを要望する。
 - ③ 価格談判のプロセスの明確化と有効期間の延長を要望する。
- (2) 医療保険償還制度の整備
 - ① イノベーションを考慮した償還基準の設定を要望する。
 - ② 医療保険償還リスト収載プロセスの透明化を要望する。
- (3) 知財保護制度の整備

イノベーションを考慮したデータ保護期間の設定、特許延長制度の導入を要望する。

3. 新薬開発の審査・許認可制度につき以下の改善を要望する。

- ① 全ての申請区分において、国家薬品监督管理局（NMPA）・国家薬品监督管理局薬品審査

中心（CDE）申請前相談制度の有効な活用を要望する。

- ② 検体の海外輸送規制の簡素化を要望する。
- ③ 希少疾病リストの定期的な更新およびオフアンドラッグ認定システムの構築を要望する。

4. 医薬品の安定供給およびその適正な情報を提供・収集するために以下の改善を要望する。

- ① 輸入薬品の安定供給を図るために、MAH制度に基づき輸入薬品にも複数の製造所を承認してもらえることを希望とする。
- ② 医薬品に関する十分な情報を提供・収集するためのMR活動の保証を要望する。
- ③ 耐性菌の発生を防止するための、抗菌剤の適正な使用ガイドラインの制定を要望する。

4. 医療機器・体外診断用医薬品

中国の医療機器・体外診断用医薬品産業の現状

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、大変難しい状況でありながら大規模かつ迅速な対策を行って感染拡大を封じ込めた、中国政府、医療従事者、各関係者の方々に、真に感謝申し上げる。

現在、中国は世界第2位の経済規模となるまでに発展を遂げ、国民の生活レベルが向上し生活習慣が変化したことと急速な高齢化に伴い、その疾病構造が変化している。日本と同様に悪性腫瘍、心臓病、脳血管疾患による死亡原因が上位を占め、高血圧、糖尿病、心臓病等の慢性病が増加し、より高度化する医療ニーズに加え、予防、早期診断・治療、リハビリ等に対する基礎的医療のニーズも拡大している。これらの状況に対し、政府は国家ビジョン「健康中国2030」の実現に向けて、さらなる医療制度改革を推進し、医療環境・医療技術の発展、医療品質の向上ならびに増大する医療費の抑制に積極的に取り組んでいる。同時にそれを下支えするヘルスケア産業の市場規模を2030年には16兆元にすることを目指しており、医療機器・体外診断用医薬品の需要はさらに拡大していくことが見込まれている。

医療機器市場の健全な発展には、公正な市場競争を維持しながら、デバイスラグをなくし、より良い医療機器を早く安定的に医療従事者や患者に届け、その品質を維持することが重要である。

その意味で、国家医薬品监督管理局の継続的な審査・承認制度の改革、品質を監視する市販後監督管理に対する改革等への努力に深謝したい。また、国家医療保障局による医療報償や医療保険政策、医療機器・医療消耗材の安定供給にかかわる制度等、継続した改革努力に感謝する。

2019年も国家衛生健康委員会・国家医薬品监督管理局・国家医療保障局他、官民の相互訪問等を通じ、有効な交流ができたことに深く感謝申し上げる。今後も、これまでの日本の経験を共有し、日本企業の革新的で品質の高い医療機器・体外診断用医薬品が、中国の医療発展に貢献できるよう積極的な交流活動の継続を希望する。

一方、日本企業が日々中国の医療に貢献しようと活動しているなかで、以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を要望する。

日本企業が直面する問題点

審査承認制度の審査期間短縮

過去数年、国家医薬品监督管理局は、医療機器・体外診断用医薬品の審査制度の改革に取り組まれており、2019年は電子申請システムの開始、登録人制度の拡大がされた。

また、さまざまな標準、ガイドラインの整備も進められている。申請制度改革の着実な推進に感謝したい。新しい監督管理条例の発行も控える中、これらの新制度が確実に技術審査期間短縮に繋がるよう要望する。また、現行相談制度の地方審査センターへの導入、指摘事項の相談回数増加や時間延長制度、日本のような事前相談制度の開始や環境の改善等、さらなる相談制度の拡充を要望する。

臨床評価のさらなる改善

「臨床試験免除の体外診断試薬同類対照技術指導原則」を含め、臨床評価指導原則についても企業意見を取り入れながらさらなる修正中であり、その取り組みに深謝したい。継続して臨床試験免除リストの拡大により企業負担を減少させることを期待する。また、体外診断試薬製品も医療機器同類製品比較方法を参考に、同類体外診断試薬臨床試験あるいは臨床使用時獲得したデータ使用による分析評価方法の検討と製品の臨床試験方案事前審査制度の導入を希望する。

規格法規の国際調和と整合性確保

近年、中国は第24回アジア医療機器法規協議会（AHWP）への参加や、議長国としてIMDRFの標準ワーキンググループの活動を推進し、「標準認可と使用状況分析報告」および「認可標準リスト」の研究成果を委員会満場一致で通過させるなど、法規の協調作業にも取り組まれている。国際活動を通じた国際調和への尽力事に感謝したい。

近年の国内法規制・規格の制改訂では国際調和の流れがみられ、具体的な実施計画公表や影響度に応じた猶予期間の設定、段階的な施行などもされるようになった。国際規格とのタイムラグが存在するものもあるが、2020年には強制性国家標準管理弁法が発行され、仕組み改善も進んでいる。継続して国際調和の促進、国際規格とのタイムラグ緩和、また地方間、当局間で法令法規の整合性が守られるよう要望する。

政府集中購買

各直轄市あるいは省レベルの医療機器消耗品の購入プロセスにおいて、集中購買の対象とされる製品に対しては、製品価格と品質のバランスを考慮すること、また臨床現場への供給不足や手術品質への影響の観点を考慮すべき内容とするかどうかなど、対象製品の選択は慎重に行なう事が望まれる。購買数量と支払期間は集中購買の核心であり、支払期間によっては、企業側が自発的に利益を下げる（入札価格を抑える）ことを後押しする効果が期待でき、不完全な支援政策は市場秩序を乱す可能性がある。

医療レベル全体の向上を推進する上で、革新的な製品と高性能医療機器は極めて重要な位置付けにある。革新的で高性能な製品は、それが上市されるまで（研究開発、生産、トレーニング、プロモーションなど）には高いコストがかかっており、短期間での適用範囲や使用数量の拡大はごく限られている。また、その多くが医療保険の適用範囲外であるため、医療保険基金全体に占める割合は小さいため、参入時のハードルを適宜緩和することが望まれる。

集中購買政策の普及に伴い、イノベーションによる産業発展に対する業界の認識は明確になりつつある。しかし、集中購買におけるイノベーション型医療機器の価値はまだ明らかではなく、多くの企業は、医療効果に対する患者の需要が製品の最終目標であることを知りながら、病院側の治療コスト削減の要求に直面した時、イノベーションではなくコスト要求に合わせた妥協を行う可能性がある。もし合理的な革新的医療機器の価格調節メカニズムを検討することができれば、多くの医療機器企業はイノベーションに積極的になり、患者と病院の異なる主体のニーズをより的確に解決することができる。

医療保険支払い

現在、中国では混合（ハイブリッド）式の医療保険支払方式を実施しており、疾患別支払方式に対応する管理手段がなければ、コスト抑制や収支バランスの重視による患者の受け入れ拒否や、最適な処置をとらない行為を生じさせる可能性があり、患者の医療安全と医療保険基金に損害を与えない。

中国国内のDRG（Diagnosis Related Groups）に対する認知、情報化、および人材不足のため、複数のDRG支払手段が大きな課題になっている。使用量を確定できない、また品質差異が大きい医療用消耗品は、疾患別支払方式あるいはDRG支払方式の範疇に含まないことを要望する。支払方式の改革政策を発表するとともに、医療品質管理の強化が望まれる。同時に、DRGの試行から全面的に実施するまでにさらに一定の長い移行期間を与えることにより、関連政策の完備と医療品質制御の確保を建議する。また、健全な資金調達体制の完備かつ管理効率向上のため、商業保険会社が社会医療保険に参加することを奨励し、多段階の医療保険制度を確立させ、さまざまな人々の医療ニーズを考慮でき、患者の疾病負担がさらに下げられ、衛生サービスへのアクセスがより改善されることを要望する。

有効な市販後監督管理システムの構築

近年、市場抜き取り検査が強化されているが、一部の市場抜き取り検査が不合格であるのは製品そのものが不合格ではなく、検査機構の判断基準が統一されていないためであり、これは企業に大きな困惑とブランド上の悪影響をもたらした、企業の発展に不利である。例えば、酸素発生機の騒音は最大値か等効値かで判断するか、電源アダプタに通電指示を入れるかどうか等一般的な問題がある。市場抜き取りの判断基準は国際基準の実行と異なり、リスク、有効性、安全性に基づいた基準による判断ではなく、文字面だけで行っている。責任部門が疑義のある判断基準に対して統一的に事前通告および説明を行い、企業に是正の期限を与え、不合格の罰金ではなく予防を主とする「放管服」政策を着実に実行し、ビジネス環境を向上させることを要望する。

「医療機器監督管理条例」の改訂稿によると、自己検査報告および第三者機関での審査が登録検査に利用できる場合、市場抜き取り検査の不合格に対する説明と再検査は登録者より行うべきである。また、生産企業と経営企業の間、国家・省市・地区の間で同じ品種のサンプリングが繰り返されることが多く、リスク、製品の特性により合理的な抜き取り

り検査計画を作成することを要望する。また、国家による抜き取り検査を除いて、省レベルの抜き取り検査を減らし、地方の抜き取り検査を取り消し、国家による経費使用の有効性を高め、大量の検査資源を占有することを避けることを要望する。

「医療機器有害事象監視と再評価管理弁法」の実施以来、施設からの有害事象の報告件数は大幅に増加したが、報告された事象の質が不十分であり、明らかに登録者による調査の必要がない案件が多いため、教育などの方法を通じて施設の有害事象に対する認識レベルを高めることを提案する。明らかに登録者による調査の必要がない案件に対して、初歩的な選別を行うことができる。各種医療機器の特性に基づいて、各機器の有害事象の判断基準が明確になり、地方監督管理部門の有害事象に対する把握力を高め、初歩的な選別を強化することを要望する。誤報案件に対して、登録者が現実的な方法で立証できるよう、操作可能な有害事象モニタリング細則の策定を要望する。現在、施設が一定件数に達するために有害事象を提出する場合があります、その結果、報告された有害事象は情報が不正確または不十分で、連絡できず、調査が困難な場合もあり、有害事象収集の基本的な情報要求を明確にし、各方面の処理効率を高めることを要望する。

現在、NMPAは市販前の外部コンサルティングサービス制度を確立している。しかし、市販後監督管理の問題については、まだ制度がないので、相談窓口を開設して、ホームページでQ&Aを公示することを要望する。共通する問題についての統一解釈または説明を要望する。例えば、一、新旧登録証の切り換え過渡期に関する問題である。審査・承認制度の改革に伴い、延続登録審査の効率が大幅に向上し、延続前後の製品に変化がない場合、「延続後のラベルと説明書の適用期間」「元登録証の有効期間内に生産する予定の製品が販売できるかどうか」などの問題について、統一的な指導意見が出されることを要望する。二、ソフトウェアアップグレードの認可取得後、「すでに販売されている製品に対して直接ソフトウェアのアップグレードできるか」「アップグレードされた部品でアップグレードされた前の製品をメンテナンスできるか」などの問題について、統一的な指導意見が出されることを要望する。

UDIの推進はすでにパイロット企業で実行されており、この措置は医療機器企業が注目しており、企業内でのUDIの推進事項を検討するようになるが、明確な実施案がないため、企業の切り替え計画を明確にすることも困難である。パイロットから全面的に実施するまでの計画を企業に公開し、企業がスムーズで効果的な移行を達成するため、十分な切り換え時間を与えるよう要望する。パイロットに参加していない企業が入手できる情報が制限されているため、教育を追加し、パイロット中の問題と解決策を共有することを要望する。

通関関連

2020年初頭より新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、物流の混乱や通関担当官自身が罹患の脅威にさらされる中、医療機器の製品、原材料等の輸出入に対し献身的、

かつスピーディーに業務を遂行していただいたおかげで、医療機器、診断機器、試薬等が中国国内はもとより世界の患者にタイムリーに届けることができ、多くの人命を救うことができた。さらに、保税加工貿易業者に対しての手冊保証金免除の優遇措置、マスクの無料支給等の心温まる支援に対し、心より感謝申し上げたい。

一方、今後もさらに進化したウイルスの出現、地震、水害などの広範囲な災害の発生が予想され、今回の問題をきっかけとして、現在各企業は、顕在化した業務の脆弱な部分の対応を新たにBCPに盛り込む等の改善活動に取り組んでいる。

通関業務においても、今後起こりうる広範囲な有事に備え、輸入国や輸入原材料の選択肢が広がるよう、またさらにスピーディーに業務が遂行できるよう、事前に原材料の輸入規制の緩和、輸出入手続の簡素化、商検業務の効率化、実績等を考慮した通関手続基準の緩和等について要望したい。

<建議>

この一年間、中国行政の努力で体制強化、登録期間の短縮など、製品登録に関して色々な面で改善されつつある。これからもより多くの安全性、信頼性の高い製品をいち早く中国医療市場に提供するため、下記要望を提案する。

1.薬事登録申請

①相談制度のさらなる充実に関する要望

- ・申請前の相談、確認サービスを拡充して、PMDAのイメージで開発前相談なども取り入れるよう要望する。また、個室の設置など相談環境の改善を要望する。
- ・国産品の登録申請を受ける省級(省、直轄市)医療機器審査センターも、事前相談制度を実施するよう要望する。
- ・現状の現場相談は製品ごとに3回、毎回5問までと制限があり、新製品あるいは複雑な変更申請の場合足りない可能性がある。適宜、時間延長あるいは回数増加ができるよう要望する。

②電子審査受理要求の明確と統一に関する要望

- ・電子申請の受理要求を明確にし、審査者が異なっても審査基準が一致するよう要望する。
- ・受理審査の追加が確実に技術審査期間の短縮に繋がるよう要望する。

2.臨床評価

- ①体外診断試薬も医療機器の同類製品による比較方法を参考にし、同類体外診断試薬による臨床試験或いは臨床使用時の獲得データを使用した分析評価方法を受け入れることを要望する。

- ②臨床試験プロトコルの事前審査制度の導入を要望する。

3.法令法規

- ①計量器具に該当する医療機器で、国と地方で審査基準や要求が異なることがある。国と地方が統一された基準に従って審査されるよう要望する。

4.政府集中購買

- ①政府集中購買の際に、製品の価格と品質のバランスを考慮して、購買数量と支払い条件の履行を保障することを要望する。
- ②イノベーション製品とハイエンド商品の市場参入規制を緩和して、適切な価格調節システムの検討を要望する。

5.医療保険支払い

- ①医療機器の特性に合わせて医療保険支払い管理体系を構築し、徐々に診断別定額支払方式とDRG (Diagnosis Related Groups) 支払に移行し、商業保険の参入規制を緩和することを要望する。

6.市場抜き取り検査

- ①抜き取り検査の頻度を最適化、適度に低減することを要望する。
- ②リスク、製品の特性により合理的な抜き取り検査計画を作成することを要望する。
- ③製品登録の判定基準と合った統一基準での評価を行うよう要望する。一致しない場合、NMPAが判定基準を統一、最新解釈を公布することを要望する。第三者機関での審査を認可する時点で、判定基準の統一は特に重要である。

7.有害事象モニタリング

- ①施設からの有害事象報告の質を改善するよう要望する。
- ②有害事象処理プロセスの最適化を要望する。明らかに登録者による調査の必要がない案件に対して、初歩的な選別を行う、あるいは誤報案件に対して、登録者が現実的な方法で立証できるようにすることを要望する。
- ③不正確で不十分な報告情報による登録者または有害事象監視センターへの負担を軽減するため、適切な対策を立てるよう要望する。

8.市販後監督管理の相談ルート

- ①NMPAに市販後監督管理に関する相談ルートの設置を切に要望する。
- ②共通する問題についての統一解釈または説明があるよう要望する。

例：新旧登録証の切り換え過渡期に関する問題や、ソフトウェアアップグレードの認可取得後、すでに販売されている製品に対して直接ソフトウェアのアップグレードできるかといった問題や、GB9706.1-2020の過渡期実施方法の問題がある。

9.UDI (Unique Device Identification)

- ①UDI推進計画を事前に発表して、企業に十分な切り換え時間を与えるよう要望する。
- ②UDIに関する教育に力を入れて、問題点を共有することを要望する。

10.生産研究用原材料の輸入規制

- ①IVDの安定剤等で使用されているBSA（ウシ血清アルブミン）原料は、現在オーストラリア、ニュージーランド産に限られているが、複数の調達リソースの確保を目的として、輸入を緩和し広範囲な地域からも輸入可能となるよう要望する。
- ②研究等に使用する患者由来検体、血液について、現在は中国と外国での輸出入は全面禁止されているが、中国での研究を加速するため、輸出者側の検疫証明などの簡易的な手続によって輸入手続を日本/欧米諸国並みに緩和できるよう要望する。

11.輸出入時に必要な証明書類

- ①中国国内に輸入する際に、一部品目（ネジ類等）については輸入毎に輸出側で原産地証明を取得・申請する必要がある、輸出側の工数負担がかかっている。必要書類の簡素化、または電子化等による申請方法の簡易化を通じて、申請者側および通関関係者の工数を減少させ、中国と外国間でスムーズな貿易につながることを要望する。
- ②電池等を搭載している製品について、輸送上の安全性確保を目的として、中国からの輸出毎に「貨物輸出条件認定書」が必要となり工数負担がかかっている。現在は輸出毎の取得が必要となっているが、同じ型式であれば申請頻度を減少させることを要望する。
- ③一部の医療機器では「医療機器として求められるラベル（梱包箱毎）」の他に「危険化学品として求められるラベル（商品のパッケージ毎）」を貼付するよう要求されている。この2種類のラベルには一部内容が重複することがある。各管轄省庁間で統一して一枚にしたいことを要望する。

12.商検、通関等輸出入関係の当局の対応

- ①貨物の通関完了後、商検が必要な貨物に対して、商検局の商品検査待ち時間が長くなることがある。商品検査が終わるまで当該貨物は

使用（生産あるいは販売）できないため、出荷ラグ等が生じる。市場が必要とする製品をタイムリーに提供できるよう、検査の待ち時間の短縮を要望する。

- ②通関での抜き取り検査において、製品の外装にマーキングをされることがあるが、外観不良につながり製品を廃棄しなければならず、市場で必要とされる数量を確保できない問題が生じている。まず、既に登録認可されている医療機器である場合、検品は免除することを要望する。また検品が発生する場合においても、マーキングなどの製品外観に直接影響する方法は避けることを要望する。

13.加工貿易

- ①工場を賃貸している企業に対して、現状手冊保証金（税金担保）の事前納付が要求されており、中国での設備投資等に支障が出ている。各企業の中国への工場移転、設備投資を促進するためにも、信用調査機関の調査書等で税金の回収リスクが低いと判断された場合は、手冊保証金の納付を免除することを要望する。

5. 化粧品

2020年年初、新型コロナウイルス感染症への大胆かつ迅速な対応に感謝申し上げます。また、中国政府・医療従事者・関係者の皆様におかれては、政府主導で国を挙げた大規模な対処を進めて頂いたことに心よりお礼申し上げます。2020年年初は新型コロナウイルス感染症による肺炎拡大に伴い、経済全体も大きな影響を受けたことと思われるが、一刻も早く経済状態も回復して世界を牽引する一帯一路が堅実に進むことを期待している。また、化粧品業界としても、「美」の力を持って中国消費者の皆様の生活を豊かにしていただけるようさまざまな形で取り組んでいく。

2019年度の回顧

2019年の中国化粧品市場に目を向けると引き続き好調に伸長した。中国経済全体に不透明感はあるものの、化粧品業界においては、所得向上に伴う消費のグレードアップ意欲は健在で、輸入化粧品を中心に大きく成長した。

若年層の購買力拡大、地方都市の成長、EC市場が化粧品市場全体を牽引しているが、税制改革や健全なEC市場成長の促進など、政府の政策や規制緩和も後押ししている。

また、2019年は化粧品行政の改革過程における非常に重要な年となった。2018年の国务院機構改革により化粧品監督管理司が組織され、新条例を筆頭に新しい時代の化粧品関連法規の革新が、国内外の産業界への意見募集の下、精力的に進められている事に敬意を表する。上市前の審査管理から企業責任の原則に基づく市販後管理への舵切に大いに期待するところである。

市場動向

中国の化粧品市場規模の成長性は中国経済成長に呼応し、2007年をピークにその成長性は巡航速度に移っている。しかし、2017年からは所得向上による消費のグレードアップや、リップを中心としたメイクアップの流行もあり、直近2年間は2ケタ成長を記録している。中国化粧品市場は、2018年には米国（18.2%）に次ぐ世界シェア13.1%に達し、2019年の市場規模は約4,029億元、約6兆2,369億円（2019年年間平均レート）と推定されている（ユーロモニター）。米中貿易摩擦に伴う景気全体の不透明感により、他業界では成長の鈍化も見られるものの、化粧品消費への影響はまだ見られておらず、2019年も安定した成長を続けている。今後も、若年層の消費拡大、3-4級都市の成長、世界最大規模にまで成長したEC市場が市場を牽引していくと見込まれる。若年層の中でも、特に90年代以降生まれの“90後”が購買力を増している。豊かな経済環境でインターネット文化と共に育ってきたこの年代は消費に対して積極的で、SNSを通じて自分の判断基準で商品やサービスを選択する目を持っている。自分の価値観にあうものであれば、大手ブランドだけでなくニッチなブランドも積極的に試す。また固定観念に囚われないことから、この年代の男性を中心に美容意識が急速に高まっており、スキンケアだけでなく、メイクアップを試す消費者も

増えている。この年代に支持されるかどうかは成功の鍵であり、多くの化粧品ブランドがこの年代をターゲットに、セレクトリティを活用したキャンペーンや体験型のプロモーションといったマーケティング活動に力を入れている。

行政上の動向

2019年は化粧品行政の改革が大きく進められ、大きな幕開けとなる2020年につながる重要な1年であった。2018年12月から2019年2月にかけて、「化粧品監督管理条例」（草案）がWTO/TBT通報となり、公布・施行に向けた最終段階に至った。「化粧品監督管理条例」は化粧品業界の上位法として、業界すべてがその正式な公布を心待ちにしている。5月には、NMPAが特殊用途化粧品更新申請承諾制管理の実施についての公告（2019年第45号）を公布した。承諾制審査は企業の主体责任を強調し、許可後の監督管理に重点を置くもので、審査の形の変化により、企業と行政の双方に利便性・効率性をもたらすものであった。そして、6月には、「非特殊用途化粧品届出管理弁法（意見募集稿）」が、9月には「化粧品登録または届出するための試験業務規範」等の法規が公布され、新法規体系の特徴として「国産品・輸入品に関する管理理念の共通化」と「企業責任の原則に基づく市販後管理」への舵切を全ての化粧品企業が実感し、大いに期待している。

2020年度の展望と課題

市場展望

2020年前半は新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、長期的にはこれまでの市場トレンドが継続していくとみられる。若年層の購買力は引き続き拡大し、消費を牽引していく。また、全体でも、所得の向上にともなう生活水準の向上、消費のグレードアップを背景に、消費者の化粧品に対する支出は増加すると予測される。しかし、米中貿易摩擦等に伴う景気全体の不透明感により、価格に対してより敏感になっている消費者が増えている傾向がみられる。例えば、婦人節や11月11日のECプロモーションなど、同じ商品でもよりお買い得に買える時に買い溜めをする、流行に乗って闇雲に高い商品を買うのではなく、価格にあった価値を感じられる商品を選ぶ、といった行動をとる消費者が増えている。こうした市場動向から、消費者にとっても、企業にとっても、プロモーションの日の重要度がより高まっていくが、これは、特定の月や日の売上が大きな構成比を持つといった市場の不均衡性に繋がる懸念でもある。商品カテゴリーで言えば、ここ数年、話題性や流行を背景に急拡大していたハイエンドの輸入品やメイクアップ商品の成長が落ち着き、消費者の支出が中価格帯の商品やスキンケア商品に戻ることも考えられる。

化粧品企業を取り巻く課題

化粧品監督管理条例および主要下位法対応

2020年1月3日、国务院常務会議で「化粧品監督管理条例」（以下条例）が可決され、当該条例が正式に公布後、関連する「化粧品登録管理弁法」「化粧品ラベル管理弁法」「化粧品生産経営監督管理弁法」などの関連法規について

も意見募集の後、2020年中に正式公布されることが予想される。特に条例については、WTO/TBT通報なども踏まえて長年に渡り、企業へのヒアリングや情報公開を繰り返し、検討を進めて頂いたことを厚く感謝する。

一方で条例は、WTO/TBT通報以降の改定情報、および前述の主要下位法規の具体的な内容は公開されておらず、法改正に伴う化粧品企業の事前対応も進められず、各企業は苦慮している状況である。

化粧品分野においても中国関係当局と日本との対話をいっそう促進することで、当局による対話に加え、民間との交流深化も進め、各種法令公布にあたり、企業の意見にも耳を傾けていただき、既承認製品と審査中の製品に対する適用が適切に配慮され、合理的な猶予期間を設けることで、新旧法規の代替を実現させるよう要望する。

＜建議＞

①化粧品監督管理条例に関して

化粧品監督管理条例に関しては、2014年11月のパブコメ募集に始まり、長年にわたり、企業へのヒアリングと情報公開の上で検討が進められたことに厚く感謝する。

条例と関連法規への企業意見の反映

- ・監督管理部門が企業意見に耳を傾け、化粧品業界の現状と、既承認製品と審査中の製品に対する適用が適切に配慮され、企業が変化を受容できるレベルで進行することを要望する。

移行期間・導入時期への配慮

- ・条例は、WTO/TBT通報以降の改定情報が公に公開されておらず、当該草案との差異が不明であり、各企業は事前対応に苦慮している。下位法規では、化粧品登録または届出するための試験業務規範の発布および実施についての公告（2019年第72号）のように公布2カ月後に施行され、具体的な美白試験法も公開されないまま、執行が進む例もある。条例の施行は、関連法規、細則も考慮し市場に混乱が起きないように十分な移行期間（短くとも1年）を設けることを要望する。また、公告施行日前の執行や施行以前に手続が進んだ案件へ遡っての執行がないように要望する。

②化粧品ラベル管理弁法に関して

- ・化粧品ラベル管理弁法に関しては広く意見募集され、企業側の要望が適切に盛り込まれることが期待される。とりわけ輸入品の原包装が原産国法規に基づくことは、企業のみならず、消費者も十分理解しており、本法規への適合のために原包装を変更することは、中国消費者が海外や越境ECを通じて購入する製品との齟齬が生じ、真偽についての疑念等中国消費者への混乱が懸念される。従って、原包装は審査の参考情報ではあるものの、中国語での表記をしない場

合は審査対象から外し、製品原包装内容への管理を緩和するよう要望する。

③化粧品行政審査に関して

- ・NMPA2018年88号令により輸入非特殊用途化粧品は申請許可から届出制に変更され、届出申請業務がスピーディーに進み、より短期間で新製品輸入が可能となったことを歓迎する。

審査基準の統一化・透明化

- ・輸入非特殊用途化粧品について、許可済みの商品を各地方で改めて届出した際に審査意見が出されたり、ネット審査の開始以降、各地域での審査意見基準が一致しない問題が生じていることから、審査基準・過程が公正かつ統一性をもって運用されることを要望する。さらに、審査意見にミスや疑義が生じた場合に備え、直近の不許可事例や行政との応答内容の公開を行う等、より柔軟かつ迅速な救済ルートとより多様なコミュニケーションルートを設立することを要望する。

審査の効率化・負担軽減

- ・届出変更が技術審査完了までできない、審査意見が曖昧で何度も出る、あるいは審査意見の問合せができない等の課題を解消すべく、制度改善、さらには審査意見を中央に集約して公開する等の措置を検討することを要望する。また、禁止用語も、広告法（主席令第22号）等に大まかな禁止事項があるのみであることから、審査負担を軽減するため、指摘実例を公開して企業側の事前対応を促すことを要望する。

④効能効果評価に関して

- ・NMPAによる化粧品登録または届出するための試験業務規範の発布および実施についての公告（2019年第72号）添付資料第五条（CMA認証）では、中国内のCMA認証機関での測定が求められ、SPF・PAおよびウォータープルーフ訴求は海外で取得した測定結果が認められなくなった。評価方法を国際レベルで標準化し、相互認証させることは、海外企業の参入促進や中国国内企業の輸出拡大につながることから、評価方法は、CMA認証のしほりなく、国際標準化を図ることを要望する。
- ・化粧品の効能効果は、通常、原料の効能が最終製品に反映されることから、原料評価データで、製品による試験を代替可能なはずである。企業の時間・費用の負担軽減と消費者へより優れた商品をより早く、安価に届けるために、原料効能評価データの採用についても要望する。

⑤新原料審査に関して

2018年12月公布WTO/TBT通報の化粧品監督管理条例では、化粧品原料のランクに応じた原

料登録制度が検討され、長年に亘り新原料枠が拡大されない状況の改善検討を感謝する。

- ・2011年5月公布の「化粧品新原料申請と審査のガイドライン」の公布に関する通知（国食薬監許「2011」207号）以降、4原料しか許認可が下りていない状況であり、化粧品監督管理条例の下では国際的な安全管理の実態等を踏まえたより実効性のある新原料管理が運用されることを強く要望する。

⑥既使用化粧品原料名称目録に関して

2019年6月の「現有化学物質名録」の増補完備業務に関する通知に基づき、既使用化粧品原料名称目録の見直しが進められていることに感謝する。

- ・世界的に汎用されるINCI名は、原料本質変化に関わらず、科学の進歩と共に名称の妥当性を図るために随時更新が行われている。審査における当局と企業側双方の実務効率化に向け、中国の既使用化粧品原料名称目録の中文INCIもこれに連動した定期的更新がなされることを要望する。

⑦マイクロプラスチックの配合規制に関して

国家発展改革委員会令第29号においてマイクロプラスチックの化粧品配合規制が通知された。世界的に問題視される海洋プラスチック問題対策にいち早く取り組む姿勢を評価する。しかし化粧品における使用量は非常に限られており、企業側の代替対応や市場監督の実務の双方で合理的移行となるよう、国際的に足並みを揃え、猶予期間を十分に確保することを要望する。

⑧動物代替試験法の採用に関して

2019年5月公布の「非特殊用途化粧品届出管理弁法（意見募集稿）」をはじめ、近年動物試験代替法が検討されていることに深く感謝する。

- ・倫理的および動物福祉の観点より動物試験の回避に向け、動物代替試験法の採用や海外における認可に採用されたデータの受け入れ等、国際調和性のあるものとなることを要望する。

⑨模倣品対策に関して

2019年12月公布の「商標権侵害判断基準（意見募集稿）」における知的財産権保護強化への尽力を感謝する。

- ・近年より狡猾な模倣品も流通しており、中央および地方を含む市場监督管理局、海関、公安機構の連動を図り、一貫した模倣品対策が進むことを要望する。

6. セメント

概況

2019年は、固定資産投資、不動産開発投資、不動産新規着工面積の伸びとも好調に推移したことから、セメント生産量は23億3,036万トン、伸び率は前年比6.13%増となり、ここ5年で最も大幅な伸びを記録した。

中国のセメント生産量は、世界シェアの半分以上を占め、35年連続で突出しての首位にある。(2位インドの約7倍、3位ベトナムの約24倍。日本の生産量は2019年で5,832万トンのレベルである)。

一方、中国全体のセメント生産能力は約33億トンに上り、生産量とのギャップが依然として大きく、業界の最大の懸案である生産能力過剰問題は解決が先送りされている。

表1: 中国セメント生産量の推移

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
生産量(百万トン)	2,184	2,414	2,476	2,348	2,403	2,316	2,210	2,330
伸び率(%)	7.4	9.6	1.8	△4.9	2.5	△0.2	△5.3	6.1

※生産量および伸び率は、中国セメント協会の公表数値を使用している。

2019年の動向

2019年のセメント需要は、固定資産投資(伸び率5.4%)、不動産開発投資(伸び率9.9%)、不動産新規着工面積(伸び率8.5%)の伸びに大きくけん引された。

セメントの生産量は前年比6.1%増の23億3,000万トン、セメントの中間製品であるクリンカの生産量は前年比6.9%増の15億2,000万トンとなった。各地区別では、2013年以來の全地区での増加を記録した。

表2: 2019年中国の各地区別セメント生産量

地区	生産量(千トン)	伸び率(%)	割合(%)
全国	2,330,357	6.13	100
華北(北京、天津、河北、山西、内モンゴル)	194,862	6.32	8.36
東北(遼寧、吉林、黒竜江)	83,865	13.12	3.60
西北(陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆)	180,958	7.44	7.77
華東(上海、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、山東)	772,915	9.42	33.17
中南(河南、湖北、湖南、広東、広西、海南)	639,339	2.69	27.44
西南(重慶、四川、貴州、雲南、チベット)	458,418	3.98	19.67

出所:「数字水泥」2020年第01期

セメント価格については、一般品である普通珪酸塩セメント42.5級品の2019年全国平均価格が439円/トン(前年比2.7%上昇)となり、2017年以來の高値を維持した。セメント業界全体の売上高は初めて1兆元の大台に達し(前年比13%増)、利益は1,867億元(前年比20%増)で、史上最高の利益水準となった。

価格が上昇している要因としては、①生産ピークシフト政

策の厳格化・広範囲化、原料鉱山の取り締まり、省エネ・排出削減措置に伴う生産抑制による供給逼迫、②GDP落ち込みを嫌う地方政府の財政投入によるプロジェクト増加、③合併再編効果や自律協調による市場集中度アップ、④「無錫高架橋崩落事故」に端を発した、過積載取り締まり強化に伴う輸送コスト上昇分の転嫁、等が挙げられる。

中国国内での好調な価格推移は、輸出入にも皮肉な影響を及ぼしている。中国からの輸出量が大幅に減少する一方(セメントは前年比33%減の509万トン、クリンカは前年比71%減の44万トン)、輸入量は沿海地区を中心に大幅に増加した(セメントは前年比110%増の201万トン、クリンカは前年比80%増の2,274万トン)。クリンカの最大の輸入元は、中国と同じく生産能力過剰に陥っているベトナムであり、輸入量1,534万トンで全体の67%を占めた。以下、韓国、タイ、インドネシアと続いている。生産能力過剰問題が深刻化している東南アジア各国にとって、中国は最大の輸出相手となっている。

主な政策・行政措置

セメント業界に対しては、古くは2003年に国務院、国家発展改革委員会が、盲目的投資と低レベルな重複建設の防止について意見公布している。その後も関係政府機関が毎年のように相次いで生産能力過剰防止策を打ち出してきたが、需要の伸びに淘汰量が追い付かず、さらに過度な新增設が続いてきた。国務院は2009年にも新增設を厳格に抑制する通達を発したが、その時のクリンカ生産能力は12億6,000万トンであったところ、現在は20億トンにまで膨張している。

セメント業界における生産能力過剰対策は次の5つの柱で行われてきている。

環境政策

環境基準を守らない企業に対し、生産停止命令を出す等して淘汰していく。

すでに「セメント工業大気汚染物排出基準」においては、PM2.5等汚染防止のための煤塵・NOxの排出基準が世界トップクラスの厳しさとなっている。生態環境部門等政府機関による環境・安全査察も頻度を増やし、セメントの原料鉱山の整理整頓、粉塵発生等に関する検査も厳格化されている。

2018年6月に国務院より公布された「生態環境保護を全面的に強化し汚染防止攻撃戦に断固として立ち向かうことに関する意見」、「青空防衛戦勝利三年行動計画」では、セメントの生産能力の新規増加を禁止する旨が謳われている。2019年11月には、国家発展改革委員会、商務部が「市場参入ネガティブリスト(2019年版)」を公布し、中国内外の全ての投資家を対象とし、生産能力の新規増設の厳禁を定めている。

電力価格差別化政策

各社の省エネレベルにより設定された電力価格差別化政策を通じて、省エネレベルの低い企業にはコストアップさせ、自主撤退を促す。

生産ピークシフト政策

生産能力過剰と環境問題を解決する措置として2014年より実施され、冬季の暖房使用時期に、需要減退地区である東北・華北・西北地区を中心にセメント生産窯を停止させる措置である。2016年以降、工業情報化部と生態環境部が連名で通達を出し、同措置を2020年まで継続することとなっている。

北方以外の多くの地区においても、春節期間や酷暑期間、雨季、またはPM2.5の値が高い時期等に企業へ生産停止を求めるようになってきた。一方で、都市生活ごみ・有毒有害廃棄物を処理している企業や超低濃度の大气汚染物排出を実現した優良企業には生産ピークシフトを実施しない、といった例外措置も取られ始めている。

業界再編

優良企業をプラットフォームとして、国・政府ではなく市場化手段により合併再編、技術改造、又は自主的な過剰能力削減を促す。

大型合併は2016年までで一服し、ここ2～3年は北方地区を中心に「聯合公司」（投資管理公司）が設立されている。当該会社の役割は、メンバー各社に対して原材料調達・物流・販売の統一を図り、生産拠点の適正配置も行くとされる。聯合公司是、2018年末までに全国で13社設立されたが、相乗効果が薄く、業界内の企業間結合や価格協調で独禁法違反の温床になると疑われかねないことから下火になり、2019年には新規設立はない。

2019年3月には、国家發展改革委員会が「全国セメント市場価格形勢の調査実施に関する緊急通達」を出し、セメントの価格に関する管理監督の実態調査を開始している。

品質の差別化

品質の差別化により、低品質企業の淘汰を促す。低強度規格の32.5等級の早強型複合珪酸塩セメント(PC32.5R)は、中国のセメント総生産量のうち、約50%を占めると言われている。これらは主に中小のセメント生産企業やクリンカ粉砕企業が環境問題を無視したり、規定量以上・規定外の混合材を使用して生産しているケースが多い。製品品質グレードアップのためだけでなく、生産能力過剰対策と環境対策のためにも、PC32.5R規格の早期取り消しが求められていた。

そうした中、2019年10月1日からPC32.5Rの規格が廃止された。しかし、スラグ、火山灰、フライアッシュ各セメントの32.5等級早強型規格は保留されたため、業界全体の品質改善にまでは至っていない。

2020年の展望・重点政策

展望

新型コロナウイルス感染症の影響による工事の遅れから、2020年第1四半期のセメント生産量は前年同期比24%の大幅減となった。経済の安定成長を支える国の方針を背景として、4月に入り大口工事が再開し、セメント生産量は

徐々に回復していくと見られる。中国セメント協会の予測では、「セメント産業は輸出に頼らない内需産業である。第13次5カ年計画の最終年であるため、インフラプロジェクトの建設を加速し、経済立て直しによる政府の財政出動を期待でき、2020年通年のセメント生産量は、新型コロナウイルス感染症の影響を織り込んだ上でも、前年比2%減(22億8,000万トン)にとどまる」としている。一方、民間の中国水泥網では、経済成長の鈍化が響き、前年比15%減で20億トン弱にまで落ち込むという予測もある。

重点政策

2020年は「青空防衛戦勝利三年行動計画」の最終年となり、大气汚染環境対策が緩和されることは無い。生産ピークシフト政策の継続や工場に対する地方政府の環境監視が厳しくなることに加え、原料鉱山の採掘規制や過積載取り締まり強化が進められる。これによりセメント供給量が抑えられる傾向にあり、引き続き価格の高値推移と大企業を中心とした高収益水準が維持されると見込まれる。

セメント産業の問題点

生産能力過剰問題

第13次5カ年計画の重点でもある過剰生産能力の削減については、政府通達は多く出ているものの、各地方での小手先の生産量規制策ばかりで、具体的な生産能力削減方法は示されていない。

セメントの生産量23億トンに対し、生産能力は約33億トン。クリンカは生産量15億トンに対し、生産能力約20億トンとなっている。

2019年には、16基(生産能力2,372万トン)もの新設クリンカ生産ラインが稼働した(淘汰された生産能力は604万トン)。2020年にも3,000万トン規模の新設クリンカ生産ラインが稼働する予定である。国の政策で生産能力の新增設を禁止しているのに、新設が絶えないのは、生産能力置き換え政策によるものである。

2018年8月、工業情報化部と国家發展改革委員会の連名で「生産能力置き換えを厳格化し、セメント・平板ガラス業界の生産能力新增設を厳禁とすることに関する通知」が通達された。チベット自治区以外は減量置き換えとしなければならないとする通達だが、実際に転出となったのは長年放置された“ゾンビ設備”ばかりで、実質的な生産能力削減に繋がっていない。これに対しては、2020年1月に工業情報化部が「セメント・ガラス業界生産能力置き換え実施弁法操作問答」を公布し、2021年からの実施とし、2年連続で稼働していなかったか、過去3年間での累計生産量が1年分に満たない生産ラインは転出の対象外となる、といった対策が打たれている。業界内で異論の多い生産能力置き換え政策の廃止、または置き換え時に確実に縮小となるような厳格な対応が必要である。

生産ピークシフトの差別化実施における課題

ピークシフト政策による生産抑制の一斉実施が見直され、地区によっては生産抑制免除のための汚染物超低排出

基準が設定されるなど差別化ピークシフト政策が始まりつつあるが、これに伴って各地区の恣意的な規定策定による不公平性や環境の悪化、価格競争の再燃を懸念する意見も出ている。

輸入クリンカへの警戒

2019年は、ベトナム等からのクリンカの輸入量が大幅に増えた。元来生産能力過剰である中国としては、国内産業の保護と市況の安定を守るため、品質や価格で輸入規制を設けようとしている。ただ、中国国内市況が高値安定していればいるほど、周辺諸国にしてみれば魅力的な市場と映るだけに、中国セメント協会は対策に頭を悩ませている。

業にとって、経営期間、土地使用権期間や採鉱権期間は事業継続に欠かすことのできないものである。期間延長の申請受付期限はそれぞれ期間満了の「180日前まで」「1年前まで」「30日前まで」と規定されており、採鉱権期間延長の申請受付期限だけが極端に短い。土地使用権期間延長と同様、「1年前まで」とすることを要望する。

<建議>

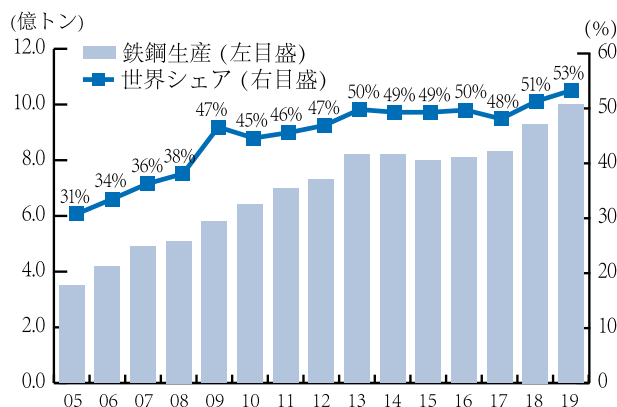
- ①華東地域において、法律法規を順守し環境・省エネ・品質・安全に問題のない生産工場、原料鉱山に対し、地方の都市計画や環境対策というだけで一方的に閉鎖命令を出すという事例があった。また、地方独自の公平性を欠く石炭使用量制限策を設け、企業に強制し、生産活動に深刻な影響を与えたケースもあった。この種の閉鎖圧力や規制は科学的見地に欠け、公正な投資環境に影響を及ぼすものである。国の関連当局においては、各省市に対し適切な監督・指導をしていただくよう要望する。
- ②セメント業界においては、生産能力過剰と環境問題を解決する臨時措置として、「冬季生産ピークシフト」策が実施されている。冬季（11月～翌年3月）にセメント生産窯を停止させる措置である。2016年に工業情報化部と環境保護部が出した通達では同措置の継続は2020年までとなっており、例えば、都市生活ごみ廃棄物を処理している企業には生産ピークシフトを実施しない、といった例外措置も取られ始めている。一方で、2018年6月国務院より公布された「青空防衛戦勝利三年行動計画」を受け、より一層の生産抑制政策がとられている地域もあり、空気汚染状況により、突然、地域一帯の工場に数日・数週間の生産停止命令が出されるといったケースもある。競争力の劣る旧式設備の企業や省エネ・環境基準をクリアできない企業と、資金をかけて省エネ・環境対策を行っている企業を同一視せず、個別の状況に応じた措置とするよう要望する。
- ③各種鉱山における採鉱権（採鉱許可証）を保有する企業（採鉱権者）が、採鉱許可証の期間満了に際し、採鉱許可証期間の延長を希望する場合、採鉱権者は期間満了の30日前までに、採鉱登記管理機関において延長登記手続をしなければならないとなっているが、「30日前まで」ではあまりにも短すぎる。製造企

7. 鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

2019年の中国の粗鋼生産は前年比8.3%増の9億9,600万トンと3年連続で過去最高を更新し、10億トンをうかがう水準に達した。なお、2019年の世界粗鋼生産（18億7,000万トン）に占める中国のシェアは前年比2ポイント上昇の約53%であった(図)。

図：中国の粗鋼生産量と世界シェア



出所：World Steel Association

中国鉄鋼業の構造改革の動き

中国鉄鋼業は2014年以降、過剰生産能力を背景とした国内の供給過剰、余剰鋼材の大量輸出による中国材に対する貿易摩擦、鋼材価格下落による鉄鋼企業の経営悪化などの問題が深刻化した。

このような状況に対し、2016年2月、国務院は「鉄鋼業過剰生産能力解消による困難脱却・発展実現に関する意見」（国発〔2016〕6号）を公布し、2016年から2020年までの5年間で製鋼能力を1～1億5,000万トン削減するとの目標を提示し、2020年までの削減目標の上限である1億5,000万トンを2018年に2年前倒しで達成、2017年には1億4,000万トンの「地条鋼」生産能力を処分した。また、新規の生産能力の増設を禁じる「鉄鋼業生産能力置換え実施弁法」を公布、実施を徹底する中、国内市場の需給は安定して推移し、2018年の企業の業績は大きく改善した。

2019年、国家発展改革委員会、工業情報化部、国家能源局はこれまでの生産能力削減の成果を継続させ、①5カ年計画（2016～2020年）の製鋼能力削減目標が未達の地域・企業の同年中の達成、②全ゾンビ企業の2020年末までの撤退を目標として掲げたが、同年後半には、一部企業の生産設備稼働率が150%以上に達したほか、能力置換えプロジェクト政策に乗じた能力拡大の事例が確認された。そのため2019年11月に国家発展改革委員会、工業情報化部、国家統計局は連名で「鉄鋼業界の生産能力、生産量の照合調査に関する通知」を公布し、直近3年間の設備生産能力の変化についての実態把握を実施し、さらに2020年1月には、

国家発展改革委員会、工業情報化部が新規の①能力置換えプロジェクト届出の停止、②2016年以降の同プロジェクトの中断、③生産能力置換え政策の改定案を制定する旨を通知するなど、再度の過剰生産能力の発生の可能性に対する危機感が示された。

鉄鋼需給～2019年の回顧と2020年の展望

2019年、不動産販売は、住宅購入規制などにより、抑制的に推移したものの、住宅の新規着工面積は前年比9.2%増、同施工面積は同10.1%増と伸びを維持し、不動産開発投資は前年比9.9%増と前年の伸びを0.4ポイント上回った。

2019年の固定資産投資額（前年比5.4%増）は、第三次産業が（同6.5%増）伸びを牽引する一方、全体の約3割を占める製造業（同3.1%増）が米中貿易摩擦の先行き不透明感から伸びは前年比6.4ポイント縮小した。インフラ投資（同3.8%増）は、2018年秋以降、経済の下支えを目的として多くのプロジェクトが批准されたことで3%台の伸びを維持した。

鉄鋼需要産業では、機械製造を見ると、油圧ショベルなどの建機は前年を上回ったものの、工作機械は減速が続く、4年連続で前年を下回った。自動車生産は、前年比7.5%減の2,572万台と28年ぶりの前年割れとなった前年に続き2年連続のマイナスとなった。造船業は、新規受注量はマイナスも、建造量は前年比でプラスとなった。家電生産では、エアコンが前年を上回ったが、冷蔵庫は前年並み、洗濯機は前年をやや下回る水準となった。

中国鋼鉄工業協会は、2019年の国内鉄鋼（鋼材）消費は前年比6.0%増の約8億8,000万トン、2020年は同2.0%増の8億9,000万トンと予測している（2020年1月現在）。

鉄鋼貿易～2019年の回顧と2020年の展望

2019年の鋼材輸出は前年比7.3%減（505万トン減）の6,429万トンと、4年連続で前年を下回り、2013年の6,234万トンに迫る低水準となった。

2019年の鋼材輸出を品種別にみると、棒線類（前年比24.5%減、315万トン減の960万トン）が大幅減となった。一方、鋼板類（前年比4.3%減、173万トン減の3,850万トン）も前年に続き減少となったものの減少幅は小さく、鋼板類が輸出全体に占める割合は60.0%と前年比では2.0ポイント上昇した。

鉄鉱石・鉄スクラップについて

2019年の鉄鉱石輸入量は、港湾在庫の減少、年前半に発生した供給側の問題が解決すると、年中盤以降は前年を上回って推移し、暦年では前年比0.5%増の10億6,900万トンと、2年ぶりに前年を上回った。国産鉄鉱石生産量は同4.9%増の8億4,400万トンと再び前年比プラスとなった。

冶金工業計画研究院は鉄スクラップについて、2020年の時点で、中国国内の鉄鋼蓄積量は100億トン、発生量は2億6,000万トン前後となり、2025年には、鉄鋼蓄積量は120億

トンに達し、鉄スクラップ発生量は3億トンを超える見通しで、国内鉄スクラップ資源の供給逼迫状況は、改善が見込まれる、と予測している。

省エネ・環境保護に関する動き

2019年4月、生態環境部・国家発展改革委員会・工業情報化部・財政部・交通運輸部の連名にて「鉄鋼業界における超低排出実施の推進に関する意見」環大気[2019]35号（以下：「意見」）が公布され、冒頭には、「鉄鋼業界における超低排出実施の推進は業界の質の高い発展の推進、産業構造転換・高度化の促進、青空防衛戦に勝つための重要な措置である。」と記されている。

「意見」では、「鉄鋼企業の超低排出は、全ての生産段階（原料ヤード、焼結、ペレット化、コークス化、製鉄、製鋼、圧延、自社保有発電所等、および大口材資材・製品の輸送を含む）で超低排出の要求を満たすことである」と定義され、2025年までの目標が「既存の鉄鋼企業は、2020年末までに、重点地域の鉄鋼企業の60%前後の生産設備の改造完了を目指す。2025年までに、重点地域の鉄鋼企業の超低排出改造は基本的に完了し、全国の80%以上の改造を完了する」と定められている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による鉄鋼業への影響と今後の対応

2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、鉄鋼業界には、①交通輸送の制限による原材料の供給不足および製品の出荷困難、②鉄鋼需要産業（主に建築、機械、自動車、造船、家電等）の大幅な減速、③需要の減少、交通輸送の制限等に起因する在庫の大幅な増加、④世界的な鉄鋼需要の減少、港湾閉鎖等に伴う通関業務の遅れによる輸出への影響、⑤鋼材価格の下落、などの大きな影響がもたらされた。

2020年後半に向けては、新型コロナウイルス感染症の影響から安定した鉄鋼市場を取り戻すため、今後、中央政府が打ち出す経済政策によるインフラ投資の実行可能な規模、壊滅的な打撃を受けた製造業の回復などについて精緻にその需要を予測し、これに則した生産を行うことが求められている。

<建議>

①中国鉄鋼業「構造調整」に対する政策について

- ・中国政府は、2005年の「鉄鋼産業発展政策」公表以降、旧式設備の淘汰などにより生産能力の拡大抑制に取り組んだものの、製鋼能力と粗鋼生産量のギャップは2015年には約3億トンと拡大の一途をたどった。
- ・世界的に鉄鋼業の過剰生産能力が喫緊の課題と認識される中、中国政府はサプライサイド改革を2016年の重要政策に据え、同年2月「鉄鋼

業過剰生産能力解消、困難脱却実現と発展に関する意見」（国発〔2016〕6号）を公布し、2016～18年の3年間で1億5,000万トンを上回る能力を削減したほか、長年に亘り問題視されつつも進展を見なかった地条鋼の根絶も17年末までに約730社のミルを閉鎖して達成し、1億4,000万トンの生産能力を削減した。この結果、製鋼能力と需要のギャップは大きく縮小し、鉄鋼企業の業績も改善した。

- ・日本鉄鋼業は、中国鉄鋼業の調整・高度化を進めるこうした取り組みに敬意を払うと同時に、中国政府および鉄鋼業界には、引き続き将来の需要動向の変化を注視し、需要と供給のバランスの維持が図られるよう期待している。
- ・2016年に発足した、鉄鋼業の世界的な過剰生産能力問題を協議する多国間の枠組みである「鉄鋼グローバル・フォーラム」は、2019年日本議長下において、大多数のメンバーがこれまでの進め方を基礎に鉄鋼の過剰生産能力問題に関する取組を継続することに合意したことから、全てのG20メンバーおよび関心あるOECDメンバーが建設的な意見交換と協力の精神の下で参加できる、「開かれたプラットフォーム」として、2020年以降も当該取組を継続することとなった。中国政府は同フォーラムの役割は終えたとして20年以降の参加を表明していないものの、過剰能力問題は世界的な課題であるとの認識のもと、既存のチャンネル、産業界の交流を通じて過剰生産能力問題への国際協力に貢献する意向を示しており、同フォーラムに対しても中国政府による積極的な関与を期待したい。
- ・他方、中国国家統計局によると製鋼能力は2015年末の11億3,000万トンから2018年末の10億3,000万トンと、3年間で減少は1億トンにとどまっており、前述した中国政府による2016年以降3年間で1億5,000万トンを上回る能力を削減した旨の発表内容と齟齬が生じている。今後も需要の変化による生産能力の調整は不可避であり、そのためにも信頼性のある生産能力統計の整備が急務であると認識している。
- ・また、能力置換政策においては、一部企業による政策に矛盾した行為が指摘されているが、政策に沿った能力置換が実行されるよう、中国政府の厳格な対応を望みたい。
- ・さらに、中国政府の国家戦略「一帯一路」を推進するため、中国鉄鋼企業による海外での生産設備の建設が数多く計画されている。こうした海外投資が新たな過剰生産能力問題を惹起しないよう、進出先国・地域の需要規模を見極めたうえで、慎重な投資判断を下されることを中国政府および鉄鋼業界関係者に求めたい。

②鉄鋼生産について

- ・2019年の実質GDP成長率は6.1%と、政府による公共投資など政策効果の下支えもあり、経済成長の目標としていた6.0~6.5%を達成した。
- ・中国鋼鉄工業協会（CISA）は2019年の国内鉄鋼（鋼材）消費は前年比6.0%増の約8億8,000万トン、2020年は同2.0%増の8億9,000万トンと予測している。
- ・今後、中国の国内鉄鋼需要は一定の期間にわたり現状水準を維持し安定的に推移すると見込まれるものの、中・長期的には縮小に向かうとの予測が複数の機関から発表されている。こうした変化に対応し、市場の安定を維持するためには、需要を精緻に予測し、これに則した生産を行うことが肝要である。中国政府、鉄鋼業界がともにこうしたルーティーンの構築に向けた動きを加速させることを期待するとともに、日本鉄鋼業がこうした手順を構築した経験の共有など、中国側関係者への協力を惜しまない所存である。

③鉄鋼貿易について

- ・2019年の鋼材輸出は前年比7.3%減の6,429万トンと、年間1億トンを超えた2015~16年の水準からは大きく減少し、4年連続の前年割れとなった。
- ・CISAは、世界の鉄鋼消費量の伸びが鈍化する見通しの中、国際的な保護貿易主義の激化の影響などにより鋼材輸出は楽観を許さないとの認識を示しており、鉄鋼企業にはさらなる品質向上、生産コストの引き下げなどによる輸出競争力の強化を呼びかけている。同時に、仕向け先市場の実情を的確に把握することにより、通商摩擦を招かないような輸出姿勢を堅持することが重要と史料する。
- ・日中鉄鋼貿易においては、両国政府主催の日中鉄鋼対話というプラットフォームを通じ、引き続き相互理解の醸成を図り信頼関係を深めていきたい。

④省エネ・環境対策について

- ・中国鉄鋼業界の省エネ・環境対策は、近年中国政府の環境規制強化と鉄鋼企業の積極的な対応や関連設備の普及率向上などにより、飛躍的な進展を遂げている。
- ・現在は、2019年4月に公布された「鉄鋼業界における超低排出実施の推進に関する意見」による排出制限値の達成を目指している。
- ・日本鉄鋼業は、2005年7月にスタートした日中鉄鋼業省エネ・環境保全先進技術専門家交流会での議論を通じて、中国鉄鋼業の省エネ・環境対策に貢献してきたと認識してい

る。地球温暖化対策や環境対策は、鉄鋼業の持続的発展にとって増々重要なテーマとなっており、日本鉄鋼業は、日中両国が同交流会を通じて引き続き知見を共有し、相互理解を深め、ともに取り組みを続けていくことに期待している。

⑤統計

- ・需要に見合った適切な生産レベルを自律的に維持・確保し、また業界全体の構造調整を円滑に推進するためには、鉄鋼需要産業の動向を踏まえた定期的な鋼材需要予測を行うことに加え、正確な予測策定の基礎となる広範な鉄鋼関連統計の整備が不可欠である。特に鉄鋼生産統計においては、鋼材の重複計上問題が依然として解消されていないが、将来に亘り鉄鋼業が持続的な発展を維持するためにも、さらなる改善を期待している。
- ・なお、これまで中国税関総署より提供されていた輸出入統計が2018年3月分を最後に停止されているが、早期に従前の公表形態に復することを希望する。

8. 家電

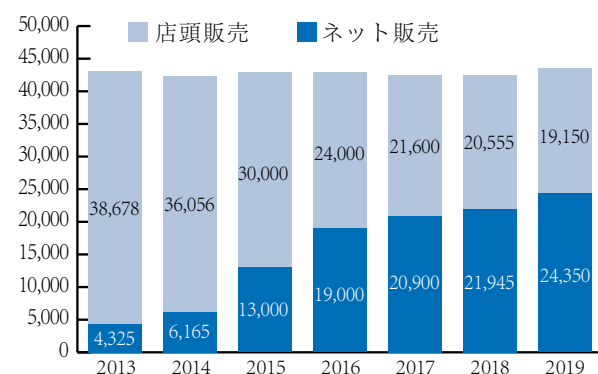
全国家用電器工業信息中心によると、2019年の国内家電市場の総売上高は8,032億元で、前年の8,211億元から2.2%のマイナスとなった。家電市場が前年割れになるのは不動産市場低迷と家電下郷政策の反動で低迷した2012年以来7年ぶりとなる。2018年下期以降の米中貿易摩擦本格化に起因する消費意識の冷え込みを受け、エアコン、冷蔵庫などの伝統的な家電が前年割れとなった一方、電動歯ブラシ、ドライヤー、シェーバー等のパーソナルケア商品や、衣類乾燥機、食洗機等の新興カテゴリーはオンライン販売を中心に成長した。チャネル別ではオンライン販売の占める比率が金額ベースで41%となり、初めて4割を突破した（前年比2ポイント上昇）。新型コロナウイルス感染症による外出規制を受け、今後もオンライン販売の拡大が見込まれる。

主要商品の概況

薄型テレビ

2019年のテレビ販売は、台数ベースで4,350万台と前年比微増となった。2019年のトレンドは、1) さらなる大型化が進み、55インチ以上の大型が市場の半数を占めるまでに成長したこと、2) LCDパネルの供給過多に伴い値下がり加速しオンライン販売を中心に市場が成長したこと、3) 8Kテレビやスマートテレビといった次世代商品の導入が活発に行われたこと。2020年春節以降の新型コロナウイルス感染症により在宅学習や在宅でのコンテンツ視聴の需要が拡大し、テレビ市場は主に小型商品を中心に拡大している。

図1: テレビ販売台数 (単位: 1,000台)



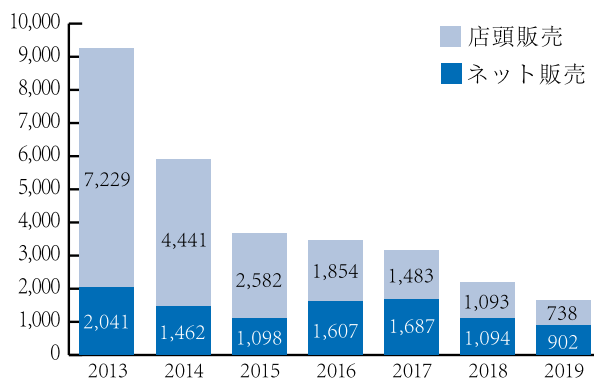
出所: Gfk

デジタルカメラ

デジタルカメラ需要は減少傾向が続き2019年には160万台程度の市場規模となった。スマートフォンのカメラ性能は一段と向上しており、今後も比較的廉価なデジタルカメラを中心に需要の減少傾向が継続するとみられる。一方、高級レンズ交換式カメラについては、反射板なしのいわゆるミラーレスカメラが主流となり、各社からの新商品導入も活性化、市場の落ち幅は前年と比べると小さくなってきている。ただし、2020年春節以降の新型コロナウイルス感染症により海外

外旅行を含め消費者の移動が著しく制限されたため、デジタルカメラ市場は大きく前年比割れとなっている。

図2: デジタルカメラ販売台数 (単位: 1,000台)



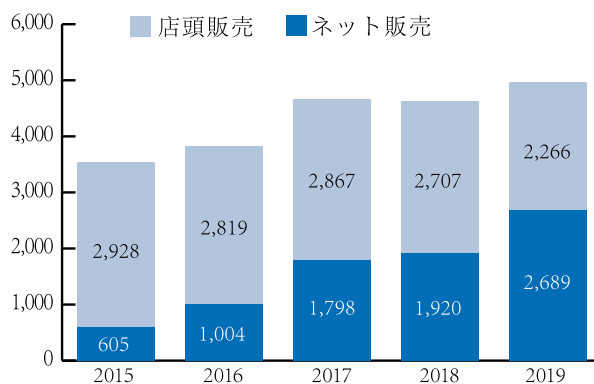
出所: Gfk

エアコン

2019年のエアコンの総需要は4,954万台となった。店頭販売は景気減速の影響を受け需要が低迷、双十一商戦等のネット販売商戦が需要を押し上げたが、全体では前年比2.3%減となった。

市場動向としては、メーカー各社の低価格販売が継続した。スマートIoTや空気清浄機能に対するニーズは依然大きく、今後は換気機能に対するニーズの高まりが予想される。また2020年7月に施行予定の新省エネ等級に関する国家標準（房間空調器能效限定値及能效等級）により省エネに対する関心が一段と増すことが予想される。

図3: エアコン販売台数 (単位: 万台)

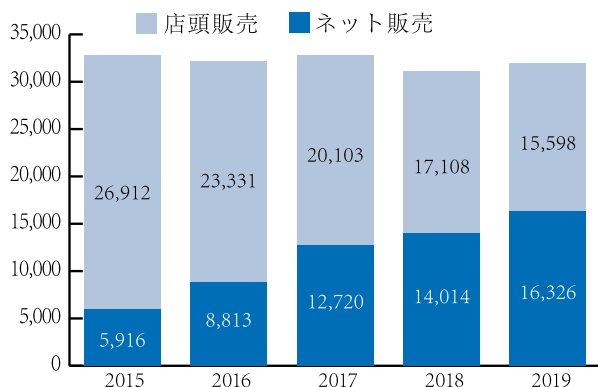


出所: CMM

冷蔵庫

2019年の冷蔵庫の販売台数は台数ベースで前年比2.6%増の3,112万台と増加したが、金額ベースでは0.9%減の949億元でマイナス成長となった。平均単価下落の要因として 1) 需要減退による国内ブランドを中心とした価格競争の激化 2) オンライン販売拡大（オンライン比率: 台数ベース51%、前年比6ポイント上昇）および三・四線級市場開拓による廉価品需要の拡大 3) 2018年末からの原材料価格下落によるメーカーの生産原価圧縮、が挙げられる。また、現在は2008年の家電下郷政策需要からの買い替え時期を迎えており、コンパクト型や多ドアタイプのカテゴリーが増えている。

図4: 冷蔵庫販売台数 (単位: 1,000台)

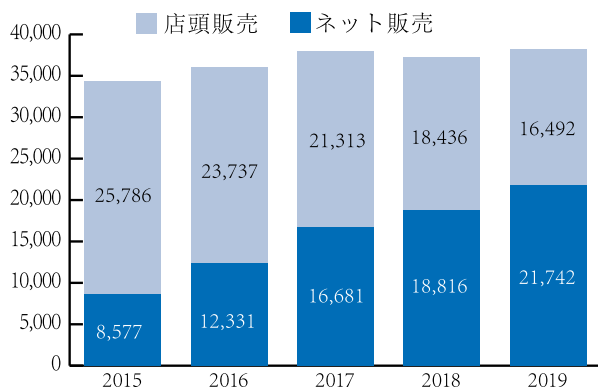


出所: GfK

洗濯機

2019年の洗濯機の販売台数は前年比2.6%増の3,823万台、金額ベースでは1.0%増の771億円となり、景気低迷の中でも前年比プラス成長となった。2008年に実施された家電下郷政策で普及が進み、現在は買替え需要が約8割を占める。消費者ニーズの多様化により、洗濯乾燥一体型、除菌・脱臭等の健康志向型やコンパクト・薄型等、高付加価値商品が好調だった。チャネル面では冷蔵庫と同様にオンライン化が加速し、2019年はオンライン販売比率が台数ベースで54%となった。オフライン販売ではプレミアム・高級品、オンライン販売・三・四線級市場では廉価品と、市場の二極化が加速している。

図5: 洗濯機販売台数 (単位: 1,000台)



出所: GfK

チャネル環境

2019年の家電市場のオンライン販売比率は4割を超え、家電総需要が低迷する中でも7年連続で2ケタ成長を続けている。2大ECサイトのアリババ、京東商城がオンライン市場を牽引し、2019年「双十一」商戦では小売総額4,101億元と、前年比30.5%の増加を達成した。消費者にとって年間最安値を享受できるEC商戦への集中がさらに進んだ。また、両ECによるオフライン店舗の出店や量販店・スーパーマーケットへの出資が顕著であり、今後は消費のO2O化が加速すると見込まれる。オフライン販売を主体とする伝統的家電量販店は需要減による経営難が続く中、実店舗の三・四線級市場への展開を強化しており、店頭体験から自社ECサイトへ誘導することで2大ECへの対抗を図っている。

スマート家電傾向

スマート家電の販売規模は拡大傾向が続いているが、テレビ、冷蔵庫等主要15商品のスマート家電の平均単価は前年比12%下落した。しかしスマート機能未搭載商品との平均単価差は63%と依然として大きい。商品別のスマート機能搭載率をみると、テレビは98%でほぼ全数がスマート化しているが、他カテゴリーではエアコンが49%、冷蔵庫が30%、洗濯機が29%と前年並みとなっている。また、キッチン家電の多くは10%未満と依然低い状況となっている。しかし、今後5Gの普及に伴い、単なる商品の遠隔操作だけでなく、映像を用いた動作状況確認等、多様な機能搭載により付加価値が拡大していくことが期待される。

新型コロナウイルス感染症による家電市場への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オフライン販売を中心に家電需要が激減し、2020年2月度のオフライン販売は前年比4割の水準まで減少した。特にテレビや冷蔵庫等の大型家電は2020年第1四半期の販売が前年比50%と大きく前年を下回る見通しとなっている。一方、外出制限により家庭での調理機会が増加し、オンライン販売のキッチン家電の需要が伸びている。また健康意識の高まりにより、除菌機能付きの空気清浄機、消毒機等も短期的な成長が見込まれる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響長期化と景気下振れへの懸念が膨らむ中、2020年通年の家電需要は、2019年に続き2年連続で前年割れとなる算が高い。

<建議>

廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連

- ①「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE）は、2009年2月25日に公布、2011年1月1日に施行され、「廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法」も2012年5月21日に公布、2012年7月1日に施行された。メーカーの立場としては、公平性と透明性確保の観点から、処理基金の徴収・使用実績に関して製品別や中国生産品・輸入品別などの詳細を公開いただくとともに、生産者・輸入者の処理基金納付額の定期的な見直しを要望する。
- ②2016年3月1日から、中国版WEEE対象製品第2回目録により処理基金を徴収するが、2018年1月上旬までに、第2回目録製品の徴収単価はまだ未公布の状況である。今後、新たな関連法律や政策を策定する際にできるだけ企業にとって長い準備期間を設けるよう要望する。
- ③廃棄電器電子製品解体補助金の支払いが遅く、リサイクル企業経営への影響最小化のために、支払いの加速を要望する。
- ④廃棄電器電子製品リサイクル企業の経営の健

全性確保のために、廃棄電器電子製品回収体制および解体廃棄物処理施設の整備強化を要望する。

- ⑤生産者責任延伸制度は企業だけの責任ではなく、政府・生産者・卸御者・消費者なども責任があり、お互いに協力しないといけない。よって、制定時には、企業と十分に話し合い、企業の経営コストなどを十分に考えた上での判断を要望する。

省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）

エネルギー効率ラベル制度の対象製品となった場合、メーカーにとって、能率限度値および能率等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因となる。関連法規・基準の整理と効率的運用を要望する。

また、国家標準制定時には、外資企業、メーカー団体の参画を含めた公開性の向上と検査等の運用面での企業間の平等性確保を要望する。

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）

現在政府側が中国版RoHSの合格評定制度を制定中だが、できるだけ早く意見募集稿を公開し、企業の意見を十分に聞くことを要望する。

製品標識標注規定の廃止後の対応

国家質量監督検査検疫総局2014年の第70号公文書で「製品標識標注規定」を廃止すると公告された。それ以前に同規定に基づき表示していた内容について、今後の表示根拠、表示内容の正確さが把握できない状況にある。以下の三点に関する表示項目の明確化を要望する。

- ・輸入品および委託生産（ODM／OEM）製品の生産者名称の表示。以前の「製品標識標注規定」に基づき表示した場合の問題の有無。
- ・輸入製品の品質合格証の表示。以前と同様に、品質合格証の表示は無しでよい。
- ・輸入品の適合規格の番号表示の必要性。輸入品は企業規格を中国で登録できず、表示ができない現状にある。

物流関連

①運用上のルールの文書化に関して

順守すべき内容・規則として法令・通達がよりどころとなるが、全国での当局の運用を顧みただけに必ずしも運用ルールが文書化されておらず、そのことが全国対応を行う多国籍企業にとっては不便につながる場合が存在する。例えば、2015年8月に天津港にて爆発事故が発生した直後に、地方ごとに危険化学品の輸送取り扱いを行わない空港・港が複数見受けられたが、取り扱い禁止の期間、対象貨

物等に関して地方ごとに基準がバラバラで、かつ明文化されている通知が確認できない状況であった。このような状況下で、メーカーとしてはメディア情報もしくはフォワーダー情報を信じるしかなく、その真偽性の如何により実務に混乱が生じた状況であった。16年杭州G20サミットと17年アモイBRICSサミットの交通規制の明文化もなかった。運用を行う際に、迅速かつ明確な基準、見解を発信する体制の徹底を要望する。

②保税加工貿易（手冊、保税部材）に関しての全国でのルール一元化に関して

保税加工貿易（手冊、保税部材）に関して、複数のポイントにおいて全国にて運用ルールにばらつきがあり、長期的にその運用の違いを一元化していくことを要望する。

- ・手冊消し込み時の盤盈、盤虧に対しての納税の考え方の違い（両方の差異見合いの納税を求められるケースもあれば、盤虧のみの納税を求められるケースもある）
- ・電子手冊使用時の備案後核銷（消込）前の通関BOM情報の修正申告の違い（修正申告が認められるケースもあれば、認められないケースもある）
- ・深加工結転にて完成品を販売する場合の国内調達部材の増値税控除（認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあると聞く）等

その他

- ①早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品ごとに分散しているが、連結納税制度が認められていないため、積極的な投資ができない。グループ一体経営による競争力強化とさらなる発展に向けた連結納税制度の許可を要望する。
- ②現在、保税取引については、保税区の販売会社もしくは、製造会社が行う保税加工取引のみが認められている。一方、顧客が免税輸入枠で輸入品を購入するなど取引先のニーズにより、外商投資性会社においても保税取引の必要性が出てきており、外商投資性会社への保税取引の許可を要望する。

9. 事務機器

中国の事務機市場概況

中国の事務機器（OA機器）市場は、2008年のリーマンショック時に一時的に成長が落ち込んだ。その後、内陸を中心とした中国政府の積極的な投資により順調に回復し、2012年以降の中国経済減速で一時的に鈍化した。その後は堅調に推移している。習近平政権の「新常态（ニューノーマル）」政策により経済の構造改革が行われ、投資主導から消費主導への路線変換がうたわれていることも成長を後押ししている。中国の事務機器（OA機器）市場は、欧米と比較すると中期的にはまだ成長が期待できる巨大市場であり、今後も事務機メーカー各社は重要市場として注力していくであろう。中国の事務機器（OA機器）市場の特徴としては、商品セグメントに関し、低価格セグメントのモノクロ機が主流であることが挙げられる。近年はカラー機の低価格化が進んできており、カラー低速機の販売が年2ケタの割合で成長している。またアフターマーケット（トナー、インク、パーツ）は、模倣品等の影響により、他国とは異なり純正消耗品販売が市場に連動して伸びないという状況に直面しており、各OA機器メーカーともさまざまな対策を講じているが苦労している。

多様な販売ルート

OA機器の販売ルートに関しては、メーカーの直接販売もあれば、代理店を通じた販売もある。中国は国土が広く、直接販売は概ね沿岸部の大都市が中心であり、内陸部は代理店を通じて販売する傾向にある。代理店においてもエンドユーザーに直接販売する場合と、さらに二次卸店などの代理店を通して販売する場合に分けられる。また、電機街とよばれる電気街での店頭販売や、営業担当やサービス担当を抱え直接エンドユーザーに訪問して顧客対応をする訪問販売など多種多様な販売ルートでOA機器が販売されている。近年ではEコマースも重要な販売ルートとして確固たる地位を築きつつある。

PP印刷分野の拡大

各OA機器メーカーはProduct PrintingまたはProfessional Printing（以下PP）と呼ばれる、高速・高品質・大量印刷分野にも積極的に進出している。かつてオフセット印刷が担っていたこの分野は、デジタル化に伴い、OA機器メーカーが得意とする電子写真方式により拡大しつつある。このPP印刷分野、特に企業内印刷、グラフィックアートなどの分野に各社が積極的に市場進出、事業拡大をしており、OA機器業界のトレンドとなりつつある。近年は産業用印刷の分野にもOA機器メーカーが進出し、ますますオフセット印刷領域への浸透を図っている。

顧客ニーズの多様化

中国経済の発展に伴い、OA機器分野に対するエンドユーザーのニーズも多様化してきた。例えば、印刷環境の分析とデバイスの適正配置によるTCO削減、ICカード認証と連携

したセキュリティ管理、PCやサーバーなども含めた総合的なIT環境ワンストップサービスなど、日本や欧米諸国と同じようなオフィス環境を求めるエンドユーザーも増加傾向にある。各社OA機器の機能がコモディティ化を迎えている背景もあり、メーカーは従来のOA機器単体の販売（いわゆる箱売り）からの脱却を図り付加価値の創出に奔走している。また、政府系顧客や中資系大手企業では、全国統括購買を採用する企業も徐々に増えてきた。購買仕様に比較的複雑なシステム構築を求める入札案件も増え、各メーカーには高度な案件対応、アフターサポートの体制作りが求められるようになっていく。

中国事務機市場の特徴と問題点

中古機市場：本体販売への影響

中国のOA機器市場において特徴的な点が中古機販売ビジネスである。中古機販売のルートは、海外からの中古機の輸入再生による販売、また国内機器の回収による再販があげられる。特に後者の国内機器回収については商流が多種多様で、代理店の独自回収による再生販売、専門の中古機業者を介した販売など、長年にわたり確固たる販売網が確立されつつある。中古機市場については統計として正確なデータはないが、新品のOA機器市場と同等もしくはそれ以上の市場規模があるとも言われている。また、近年はOA機器本体にスピードアップなどを施す改造機の実在もあり、純正のOA機器販売に影響を与えている。本体販売への影響は結果的にアフターマーケットビジネスにも影響を及ぼすため、各OA機器メーカーともこの中古機市場の動向については非常に注視している。

中国政府は環境対策として、企業に対して生産、販売および回収まで含めた製品サイクルへの対応を求めており、廃棄電器電子製品回収処理管理条例（いわゆる中国版WEEE）がOA機器本体に適用される見込みになった。条例の施行に伴い、各OA機器メーカーの社会的責任が増していくと同時に、既に確立されている中古機業者と処理業者、回収業者との間の法整備などは、今後検討が必要になっていくことが予想される。

模倣品の存在：アフターマーケットビジネスへの影響

OA機器市場は、機器の販売とそれに伴うアフターサービスのビジネスが中心であるが、中国ではトナーやインク、パーツなどの消耗品に関し模倣品等の影響が大きく、日本や欧米諸国と比較するとアフターマーケットで売上および収益を上げることが大変難しい状況にある。執行機関の摘発活動の強化や法制度の整備等により、公然と模倣品を製造販売する業者は減少しているものの、模倣品自体はまだ市場に存在している。最近では模倣業者の分業化、巧妙化に加えてEコマース市場の拡大もあり、従前に比較して摘発活動の難易度は上がっている。また、日本や欧米諸国では一般的に採用されているOA機器のメーカーチャージ保守契約は、特に中資系企業において獲得が難しく、各OA機器メーカーの安定したアフターサービスビジネスに大きく影響を与えている。

製品に対する純正消耗品比率は各社および商品セグメン

トにより多少異なると思われるが、中長期での企業収益、事業基盤の安定のためには、その比率を向上させることがカギとなることは間違いない。特に中国市場では低価格機種が需要の半分以上を占めており、厳しい価格競争の中、OA機器本体で利益をあげることが難しくなる傾向にあり、アフターサービスによる安定収益獲得の重要性が増している。

中国事務機市場の将来

今後の成長と展開

中国のOA機器市場は、中長期的にみれば、先進市場と比較しても巨大な市場である。現状は低価格なモノクロ低速機が主流の市場ではあるが、過去の先進国と同様、経済の発展に伴い、次第にモノクロ中速機、およびカラー機比率が上昇することが期待される。現に昨今の中国も例外ではない市場変化を見せつつあり、各OA機器メーカーはモノクロ中速機、カラー機の販売、またソフトウェアなどのソリューションを組み合わせた付加価値商談の提供に注力している。

また、中国国内におけるWeChatをはじめとしたSNSやEコマースの急速な普及に伴い、メーカー各社の販売やマーケティングの手法には市場への柔軟な対応が求められている。中国は前述のWeChatを用いたWeChatPayment(微信支付)やAliPay(支付宝)など、モバイル決済に関して世界一の利用者数を誇っている。OA機器の基本機能がコモディティ化し、価格競争が激化する中、人件費の高騰によりアフターマーケットビジネスの全体的な収益性低下も避けられない。モバイル決済による印刷料金支払いへの対応など、付加価値提供による差別化が今後のOA機器業界のトレンドとなっていくと思われる。日系企業は以上のような産業・市場認識の下、日々ビジネスに取り組んでいるが、その中で直面している問題・建議として、以下の内容を中国政府に改善要望したい。

<建議>

①製品標識標注規定廃止に対する代替措置

- ・同規定の廃止に伴い、産品質量法に従うと輸入製品についても国内製品と同様の記載が必要になっている。例えば、生産工場の名称と住所を記載する必要があるが、国外生産委託製品の場合、委託先の工場名や国外の住所を記載するよりも、標注規定で許されていた輸入業者または販売者の情報を代替として記載する方が消費者にとっては有意義と考えられる。製品標識標注規定廃止に対する代替措置の検討を要望する。

②廃棄電器電子製品回収処理管理条例

- ・事務機製品は、一般消費者向けの製品とは異なり、大規模な中古品市場が既に確立しており、本体製造・販売企業による回収が困難な状態である。かつ国外からの横流れ製品も

あり、実態の把握も困難である。その中古事務機製品の回収業者、販売業者、処理業者などは、利用価値の高い製品や部品を扱っており、補助金がなくともそれぞれで利益を得ているため、過度な補助金支給は不要である。基金額の設定方法や利用用途については、制度の改善につながるよう透明性のある実態の説明や情報公開の法制化を要望する。

③電器電子製品有害物質制限使用管理弁法

- ・合格評定制度は正式運用が開始されているが、電池については技術的にも別途規定し、製品としても部品としても対象目録から除外し、EUなど他国の制度と整合性を取っていただくことを要望する。

④模倣品（消耗品）取り締まり

- ・知的財産立国を目指す方針に基づき、行政による模倣品の取り締まりは強化の方向にあるものの、依然として模倣品（消耗品）が多く存在している。近年では模倣品製造の組織化・分業化が進んでいる。模倣品は複数の部品を組み立て完成させるが、トナーやインクボトルのプラスチック成型専門工場や、そのボトルにトナーやインクを充填するだけの工場がある。プラスチック成型専門工場は、ボトル自体は大変低額であるため、これらが押収されても経営に影響がなく、すぐに製造を再開でき、懲罰的效果が低く、再犯が起きやすい。一方で、プラスチック成型の金型は高価であり、金型の製造自体に時間がかかる。懲罰的效果を高め、再犯を防止するためにも、トナーボトルやインクボトルのプラスチック成型用の金型を押収するよう要望する。また、中国で生産される模倣品が海外へ輸出されることにより、海外市場での模倣品流通を助長する恐れもある。特に、「一帯一路」政策で海外への輸出ルートや輸出量の拡大も懸念される。実際に欧州で模倣品として差し止められた製品の出荷元の多くは中国および香港であるとするEUの報告もある。税関による模倣品輸出取り締まり強化を要望する。

⑤改造機を取り締まり

- ・事務機器の改造機は、外観の名称変更による虚偽表示から、事務機本体のコントローラーの改造によるスピードアップや機能の追加など多岐に渡る。改造方法は、年々巧妙化しており、組織的に改造を専門とする業者も存在しており、消費者は正規品であるか判断できないものが多い。消費者保護のためにも、引き続き改造業者の取り締まり強化を要望する。

⑥技術標準・製品認証

- ・低炭產品、生態設計產品、綠色設計產品、綠色產品等新しい標準の検討が始まっているが、一方で従来からある標準も存続してお

り、企業にとっては対応すべき標準が次々と増え、負荷が大きくなる事が懸念される。他の標準の内容とも調整をとり、計画的に整理・集約を進めていただくことを要望する。また、新たな標準を施行する際は十分な準備期間をとっていただくことを要望する。

- ・異なる認証で同一内容の試験が要求されている。例えばCCC認証とNAL認可を両方取得する場合、EMC試験とサージ試験が双方で要求されており二度同じ試験が行われている。試験費用も二重にかかっており企業に不要な負荷がかかっているため、各認証間で試験結果の共有使用を許可するよう要望する。

10. 電子部品・デバイス

世界の実質GDP成長率は米中貿易摩擦の拡大などにより2018年の3.6%から2019年は2.9%へと減速した。IMFは当初(2019年10月時点)2020年以降に再び3.3~3.6%の成長が見込めると予測していたが、2020年4月に出された世界経済見通しでは、新型コロナウイルス感染症の流行があらゆる地域で経済成長率に深刻な影響を与えるだろうとして、2020年の成長率見通しをマイナス3%に引き下げた。これは2008年から2009年にかけてのリーマンショック時よりもはるかに深刻な状況である。2020年後半に新型コロナウイルス感染症の流行が収束し、拡散防止措置を徐々に解除することが可能になるという想定に基づくシナリオによると、2021年には政策支援もあって経済活動が正常化し、世界経済は5.8%成長すると予想しているが、希望的観測に過ぎるとの懐疑的な意見もある。経済への影響はさまざまな要因に左右されるため、現時点では世界経済には相当な不確実性が存在する。

一方、中国については、4月に国家統計局が2020年第1四半期(1~3月)の実質国内総生産(GDP速報値)が前年同期比6.8%減少したと発表した。新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞し、GDPは四半期ベースで統計が確認できる1992年以降で初のマイナス成長となった。3月に入り、中国国内の新規感染者数の増加が抑制された結果、国内移動制限の緩和、企業活動の再開などの経済正常化に向けた動きが加速している。また、政府が強化しているマクロ政策の効果が徐々に現れ始めているものの、サプライチェーン停滞の長期化、海外他地域の需要落ち込みによる輸出の落ち込みなどにより、回復のペースは緩慢になると予想される。IMFは中国の2020年の経済成長率を1.2%と予測している。

電子部品デバイス事業は、足元では新型コロナウイルス感染症の影響を大幅に受けることは確実であるが、長期的には市場は拡大していくと見込まれる。中国の代表的な産業である自動車は、3月に国内販売143万台(前年同月比43%減)と21カ月連続でマイナス成長を記録したが、2月(同79%減)からは回復した。政府はナンバープレート発給枠の拡大や新エネルギー車補助金の延長など需要喚起策を打ち出しており、それらが奏功するかがポイントとなる。特に電気自動車の需要動向と自動運転機能拡充に伴う電装化率向上が注目される。また、2020年の中国におけるスマートフォンの市場は新型コロナウイルス感染症の影響により前年比3%減程度のマイナス成長が予想されるが、5G関連インフラへの投資と、5G搭載スマートフォンの拡充の流れは変わらず、市場を牽引する。さらに、中国政府は高速鉄道の建設、データセンターや人工知能(AI)、スマートファクトリーなどの分野で公共投資を行う方針であり、電子部品デバイス事業の拡大を後押しすることが見込まれる。これまで長きに渡る中国政府からの支援、指導に感謝するとともに、中国政府が目指す新たなイノベーションの実現に向け、本白書の内容が真摯に検討されることを期待するものである。

電子部品・デバイスの状況

2019年の動向

2019年の半導体世界需要は4,121億ドルで前年比12%減の着地となった。これは米中貿易摩擦の激化、長期化などを背景に中国を中心としてスマートフォンや自動車、産業機械など最終製品の需要が弱含み、半導体の需要も落ち込んだためである。

2019年12月に入り米中経済貿易協議で一部合意がみられたこと、5G搭載スマートフォンの需要拡大を背景に一部明るい兆しも出てきていたものの、2020年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、足元は減速傾向となっている。

主要機器であるスマートフォンについては、5Gが中国において2019年11月1日に商用化を開始し、上海市、北京市といった大都市だけでなく江西省や四川省成都市などでも相次いでパイロット事業の開始が計画され、2020年末までに60万カ所の5G基地局が設置される見通しもあり、引き続き5G搭載比率は増加基調と見込まれる。

中国汽车工业协会によると、2019年通年の自動車生産台数は前年比7.5%減の2,572万1,000台、販売台数は前年比8.2%減の2,576万9,000台となった。2019年の自動車業界は、米中貿易摩擦、排ガス基準の切替、新エネルギー車補助金減額などのマイナスの影響を受けたものの、下半期は徐々に減少幅が縮小した。

2020年の展望

2020年4月にIMFから出された世界経済見通しでは、冒頭に述べたベースシナリオ以外に

1. 2020年についてさらに3%下振れ
2. 2021年について5%下振れ
3. 2021年について8%下振れ

の3つの基本シナリオが提示されている。

当初、2020年の半導体世界需要は、5Gの本格的な普及やデータセンターへの投資の回復、および電子部品の在庫調整も終了となる見通しから、回復基調になると予想されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により当初のシナリオは崩れ、2019年並みか数パーセントの減少が見込まれる。悲観的なシナリオ(9カ月~12カ月以上と長期間にわたって影響が続く)に基づく10%以上のマイナス成長も視野に入る。

各分野の状況として、スマートフォンは先進国や中国での販売が成熟しはじめているものの、5G搭載比率が高まり、世界のスマートフォン約14億台の内、2020年で17%、2021年で33%が5Gに置き換わるという予測がある。特に中国はその動向をけん引し、2020年後半に2,000円を切る普及価格帯の製品の登場により5G比率が急速に高まると見込まれる。

自動車市場は景気の下押し圧力にさらされていることを背景に、2020年の中国の新車販売台数は3年連続の減少となることが予想される。一方でEVなどの新エネルギー車については、中国政府が産業政策として重視しており、2019年

で150万台程度の販売台数を2025年には700万台まで引き上げる目標を掲げており、政策メニューを駆使してさらなる普及を図ると予想され、電子部品全体への需要がさらに高まると期待されている。

今後注目される分野の動向

中国製造2025では製造業の高度化を進めるため、産業用ロボットが重要な開発分野の1つとして位置づけられている。産業用ロボットは2020年までに販売20万台/保有90万台、25年までに販売30万台/保有210万台、2030年までに販売40万台/保有350万台を目標としている。中国の産業用ロボット市場は2019年に約57億ドルに達し、世界のロボットの3分の1を供給すると推定される。

データセンターの分野においては、今までは大手事業者による巨大なデータセンターが主流であったが、2020年からは家庭用冷蔵庫ほどの大きさのエッジデータセンターが本格的に動き出す見通しである。5G時代の到来で、IoTを活用した遠隔操作などでは20msの遅延が問題になるため、通信キャリアは基地局にエッジデータセンターを設置しようとしており、これが電子部品需要を底上げする可能性がある。

また、中国では2019年時点で常住人口ベースの都市人口の総人口に占める割合が59%程度であるが、中国政府はこれを2030年には70%に引き上げる方針を掲げている。一方、既存の都市部ではインフラはすでに逼迫しており、北京市や上海市のような大都市では新たな移住者を受け入れる余地は大きくないため、新たな都市の建設が各地で進められている。このような都市はインフラ整備もゼロから行われることになるため、自動運転を想定した交通システムやEV等の蓄電池を前提にしたエネルギーシステム、5Gを含めた通信網の整備が見込まれる。

こうしたことから、中国は電子部品・デバイス産業にとって引き続き世界最大の市場として、大幅な需要拡大が期待される。

出し、再輸入している。EU内やマレーシアと同様、保税工場間は双方のHSコードが異なる場合でも、内陸輸送ができるよう改善を要望する。

＜三国間貿易について＞

③外貨管理規制の緩和

外商投資法により、外資系企業の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処理所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い人民元または外貨により自由に被仕向・仕向送金を行うことができるとなっている。しかしながら、貨物貿易・サービス貿易などすべての対外決済について担保されているものではないため、対象決済の範囲の拡大を要望する。また、全国で統一した、明確な外貨管理規定の定着・簡素化、クロスボーダー人民元決済と外貨決済のルール統一を要望する。

④貨物貿易決済の運用緩和

三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象・取引種類は限定的となり、規制緩和の継続、適用取引の拡大（例：三国間貿易決済エビデンスでのAWB許容等）、会社規模に関わらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

＜建議＞

＜税関手続について＞

①AEO制度申請対応の迅速化

AEO（Authorized Economic Operator）制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度であるが、2018年の法改正以降、新規受付・承認・認定に時間を要しており、改善を要望する。また、再認定に伴う提出書類が多いことから、簡素化も要望する。

②同一製品（部品）に対するHSコード相違に起因する保税倉庫間移動に関する改善

自社中国工場と中国顧客が登録している同一製品（部品）に対するHSコードが異なる場合、中国内で同製品（部品）の保税工場間の移動ができないため、一度香港・日本等へ輸

11. 自動車

2019年、自動車生産・販売台数はそれぞれ2,572万1,000台、2,576万9,000台となり、前年比でそれぞれ7.5%、8.2%減少し、引き続き生産・販売台数で世界トップの座を保った。全体として、2019年自動車工業のおおまかな動きの特徴は次のとおりである。

自動車

自動車の生産・販売台数は減少率が拡大

2019年、中国自動車産業が直面する圧力はよりいっそう拡大し、生産・販売台数と業界の主な経済便益指標はいずれもマイナス成長となった。月別生産・販売状況の推移から見ると、中国自動車生産・販売状況は今まさに好転へと段階的に向かいつつある。2019年、自動車生産・販売台数はそれぞれ2,572万1,000台、2,576万9,000台となり、前年比でそれぞれ7.5%、8.2%減少し、生産・販売台数の減少率はそれぞれ前年より3.3ポイント、5.4ポイント上昇した。2019年は通年で月次販売台数が前年比マイナスとなり、減少率は上半期のほうが顕著で、下半期は段階的に好転していった。そのうち、12月は月別販売台数が0.1%減と小幅の減少であり、前年同期とほぼ横ばいであった。

乗用車の生産・販売台数は減少率が自動車全体を上回る

2019年、乗用車生産・販売台数はそれぞれ2,136万台、2,144万4,000台となり、前年比でそれぞれ9.2%、9.6%減少した。自動車生産・販売に占める割合はそれぞれ83%、83.2%となり、それぞれ前年の生産・販売台数の割合より3.4ポイント、1.2ポイント縮小した。乗用車4車種の生産・販売状況は、乗用車（セダン）の生産・販売台数が前年比でそれぞれ10.9%減、10.7%減、SUVが前年比でそれぞれ6%減、6.3%減、MPVが前年比でそれぞれ18.1%減、20.2%減、クロスパッセンジャーカーが前年比でそれぞれ4.3%減、11.7%減となった。

商用車の生産・販売状況は乗用車より好調

2019年、インフラ投資の回復や「国3」車の淘汰、新エネ配送車両の急速な発展、基準超過取り締まりの厳格化などの追い風を受け、商用車の生産・販売は乗用車より優れており、それぞれ436万台、432万4,000台となり、前年比でそれぞれ1.9%増、1.1%減となった。車種別の生産・販売状況では、バスの生産・販売台数がそれぞれ47万2,000台、47万4,000台となり、前年比でそれぞれ3.5%、2.2%減少し、トラックの生産・販売がそれぞれ388万8,000台、385万台となり、前年比でそれぞれ2.6%増、0.9%減となった。そのうち、重型トラックはそれぞれ119万3,000台、117万4,000台となり、前年比でそれぞれ7.3%、2.3%増加した。

ピックアップトラックの生産・販売台数は前年比で減少し、減少率はトラックを上回る

2019年、ピックアップトラック生産・販売台数はそれぞれ45万6,000台、45万2,000台となり、前年比でそれぞれ4%、4.7%減少し、減少率はトラック全体を上回った。燃料種類別では、

ガソリン車が前年比で急成長傾向にある。2019年、ガソリン車の生産・販売台数はそれぞれ12万9,000台、12万8,000台となり、前年比でそれぞれ21.6%、18.4%増加し、ディーゼル車の生産・販売台数はそれぞれ32万6,000台、32万4,000台となり、いずれも前年比で11.7%減少した。2019年、ピックアップトラック企業上位5社の販売台数は計31万2,000台となり、前年比で1.4%減少し、ピックアップトラック総販売台数の69%を占め、集中度は1～9月より2.5ポイント上昇した。

新エネ車は前年比で引き続き減少

2019年、新エネ車生産・販売台数はそれぞれ124万2,000台、120万6,000台となり、前年比でそれぞれ2.3%、4.0%減少した。そのうち電気自動車の生産台数は102万台となり、前年比で3.4%増加し、販売台数は97万2,000台となり、前年比で1.2%減少した。プラグインハイブリッド車の生産・販売台数はそれぞれ22万台、23万2,000台となり、前年比でそれぞれ22.5%、14.5%減少した。燃料電池自動車の生産・販売台数はそれぞれ2,833台、2,737台となり、前年比でそれぞれ85.5%、79.2%増加した。

自主ブランド乗用車の市場シェアは前年を下回る

2019年、自主ブランド乗用車の販売台数は計840万7,000台となり、前年比で15.8%減少し、乗用車総販売台数の39.2%を占め、前年同期を2.9ポイント下回った。そのうち、自主ブランドセダンの販売台数は204万6,000台となり、前年比で15.2%減少し、セダン総販売台数の19.9%を占め、前年同期を1.1ポイント下回った。自主ブランドSUVの販売台数は492万台となり、前年比で15%減少し、SUV総販売台数の52.6%を占め、前年同期を5.4ポイント下回った。自主ブランドMPVの販売台数は104万1,000台となり、前年比で21.6%減少し、MPV総販売台数の75.3%を占め、前年同期を1.3ポイント下回った。

重点企業グループの市場集中度は前年同期を上回る

1～12月、自動車販売台数上位10社の企業グループの販売台数は計2,329万4,000台となり、前年比で6.7%減少し、業界の伸び率を1.5ポイント上回った。自動車総販売台数の90.4%を占め、前年同期を1.5ポイント上回った。

自動車輸出は前年を下回る

2019年、自動車輸出は102万4,000台となり、前年比で1.6%減少した。そのうち乗用車輸出は72万5,000台となり、前年比で4.3%減少し、商用車輸出は29万9,000台となり、前年比で5.7%増加した。

バイク

バイクの生産・販売台数は明らかに増加

2019年、バイク国4規制への移行の段階的な完了に伴い、バイク業界の生産・販売は回復軌道に入り、特に電動バイクの急速な成長により、業界の生産・販売台数が明らかに前年を上回った。年間の生産・販売台数はそれぞれ1,736万7,000台、1,713万3,000台となり、前年比でそれぞれ11.5%、10%増加した。そのうち、二輪車の生産・販売台数はそれぞれ1,543

万台、1,519万4,000台となり、前年比でそれぞれ10.5%、8.9%増加し、三輪車の生産・販売台数はそれぞれ193万6,000台、193万9,000台となり、前年比でそれぞれ20.2%、20.1%増加した。四半期別では、第1四半期の販売台数が343万1,000台と最低で、前年同期と比べ11.4%減となった。最も多かったのは第4四半期の466万8,000台で、前年同期と比べ26.2%増加し、伸び率は期を追うごとに加速した。

バイクの輸出は引き続き前年より減少

2019年、バイクの輸出は前年の落ち込みに引き続き小幅減となった。年間のバイク輸出台数は712万5,000台で、前年比2.5%減少し、減少率は前年とほぼ横ばいとなった。そのうち、二輪車の輸出は675万5,000台で、前年比2.9%減少した。三輪車の輸出は36万9,000台で、前年比5.4%増加した。四半期別では、第1四半期の輸出台数が166万1,000台と最低で、前年同期比で10.2%減となった。第4四半期が最も多く188万4,000台となり、前年同期と比べ11.7%増加した。第4四半期は輸出の回復基調が比較的顕著であった。

(資料来源: 中汽協会行業信息部)

2020年の自動車市場予測

新型コロナウイルス感染症の自動車産業への影響と今後の見通し

中国では新型コロナウイルス感染症の流行により、自動車市場も深刻な影響を受けたが、操業・生産再開状況が好転するにつれ、現在の主な課題は中国国内の自動車消費市場における需要の回復と促進が待たれることである。新型コロナウイルス感染症は中国国内の運輸業や観光業、飲食業、小売業、製造業など多数の業種に大きな打撃をもたらしている。関連のデータによると、多くの業種で中小企業が閉鎖や操業停止を余儀なくされており、事業者の収入に著しく影響を及ぼし、自動車の消費力にダメージを与えている。

新型コロナウイルス感染症の欧米での流行に伴い、中国の輸出指向型の労働集約型製品の輸出が明らかに落ち込んだ。1~2月、中国の電気機械製品の輸出額は1,720億5,600万ドルとなり、前年同期比で16.2%減少した。同期間における従来型の労働集約型製品では、衣料や繊維製品、プラスチック製品、家具の輸出などがいずれも2割前後の減少となり、海外での感染拡大に伴い、輸出指向型輸出企業がまたしても3カ月から半年間の操業停止を余儀なくされ、それに伴う従業員の収入減が今後の自動車消費に影響を及ぼすと予想される。

また、海外での新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、海外の自動車消費市場にも影響を与えており、自主ブランドの自動車および部品の輸出がそのあおりを受けている。世界的には、多数の海外予測機関が2020年の世界自動車市場の販売台数を大幅に下方修正している。ただし、欧州自動車工業会(ACEA)は自動車産業の回復刺激に向けた準備を進めるべきだとすでに指摘している。

中国汽車工業協会は中国自動車市場について、第2四半期において大きく回復するとしつつも、前年同期の水準まで回復することは難しいと予測している。中国国内の要因によ

る影響のみを考慮した場合、各支援・促進政策が続々と打ち出されるに伴い、自動車関連企業の積極的な努力もあいまって、下半期には自動車産業の販売台数が前年同期まで回復するか、またはそれを上回ると見込まれるが、海外の防疫状況による不確定要素の影響をなお受けると予想される。

(資料来源: 中汽協会品牌服務与展覽部)

<建議>

<自動車>

CAFE/NEV規制について下記の通り要望する。

- ① NEV規制において、政府からのクレジット購入(罰金)制度の導入を要望する。

2017年に公布された自動車販売管理弁法について下記の通り要望する。

- ① 純正同質部品とはどのような国家機関が、どのような基準に基づいて、市販の汎用部品を純正同質と定義しているのか不明である。対応の透明性を明確化を要望する。

CCC認証について下記の通り要望する。

- ① お客様が自動車購入後のメンテナンスで使うわずかな輸入部品でも、CCC認証を取るためのコスト、時間がかかるため、メーカーの対応スピードが低下し、お客様の車両故障は迅速に修理できない恐れがある。自動車補修部品のCCC認証に関して、認証手続の簡素化を要請する。

購置税減税について下記の通り要望する。

- ① 中国は他市場に比べて車両購入にかかる税負担が大きく、購置税減税が2019年(排気量が1.6L以下の乗用車の購置税減税は2018年から廃止された)から廃止されるが、市場の安定的な成長を維持するため、購置税減税の延長、恒久的な減税政策の検討・実施を要望する。

GB/T(推薦性国家標準)について下記の通り要望する。

- ① 本来推薦性で強制力のないGB/Tが、強制性の車両認証実施規則に引用され、実質的に強制化されている。GB/Tの策定時には推薦性を意図して作成しても、認証実施規則の審議で突然引用され、企業に十分な準備期間を与えないままに強制施行されることもある。標準の策定段階で運用(強制性or推薦性)を決め、それを認証でも守る、それを前提に標準作りをする、ということ徹底いただくことを要望する。

<二輪車>

二輪車の都市への乗り入れ規制について下記の通り要望する。

- ① 多くの都市で交通安全、または環境のためという理由で二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は省エネ、省スペースを目指す都市に適したコムーターであり、不合理な規制であるため規制の撤廃もしくは少なくとも緩和を要望する。

第5章 情報通信業

1. 情報通信

2019年の中国情報通信業のマーケットを概観すると、電話サービス利用者が17億9,000万ユーザー、その内訳は携帯電話が16億ユーザー、固定電話が1億9,000万ユーザー、携帯電話普及率は114.4%、固定電話普及率は13.6%であった。ブロードバンド利用者数は4億5,000万人に達しており、中国は規模において世界最大の情報通信大国とすることができる。そして、このような規模を背景に第5世代移動通信システム（5G）の国際標準化をはじめ、中国は世界の情報通信分野においてますますその存在感を高めている。

2019年の中国情報通信マーケットの状況

電話サービス、ブロードバンドアクセスサービスの状況

中国の携帯電話利用者は、2019年12月末時点で16億ユーザーとなっており、1年間で3,525万人が加入した。そのうち、4Gサービス利用者は12億9,000万ユーザーに達し、携帯電話全体に占める比率は80.6%となっている。これに伴い、移動通信のトラフィックは急増しており、2019年は1,220億GBと前年比71.5%増の大きな伸びを記録した。

一方、固定電話の利用者は105万人減少の1億9,000万ユーザーとなっている。

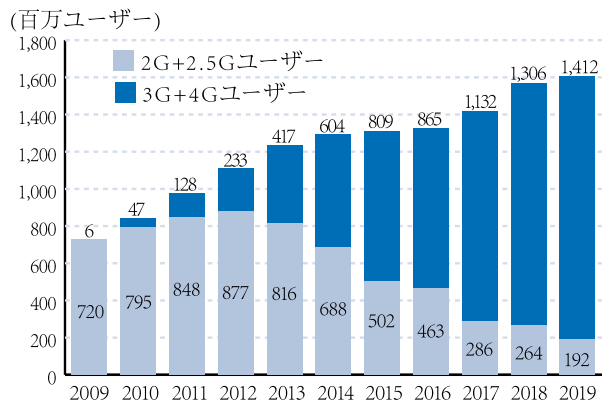
ブロードバンドアクセスサービス（有線）については、加入者総数4億4,900万ユーザーとなり、1年間で4,190万ユーザー増加した。そのうち、接続速度1,000Mbps以上の加入者数は87万ユーザー、100Mbps以上の加入者数は3億8,400万ユーザーで全体の85.4%を占め、有線においてもブロードバンド化が進展している。

表1: 電話サービスとブロードバンドアクセスサービスのユーザー数（人、%）

携帯電話	ユーザー数	16億
	普及率	114.4
固定電話	ユーザー数	1億9,000万
	普及率	13.6
ブロードバンドアクセスユーザー数		4億4,900万
	1,000Mbps以上	87万
	100Mbps以上	3億8,400万

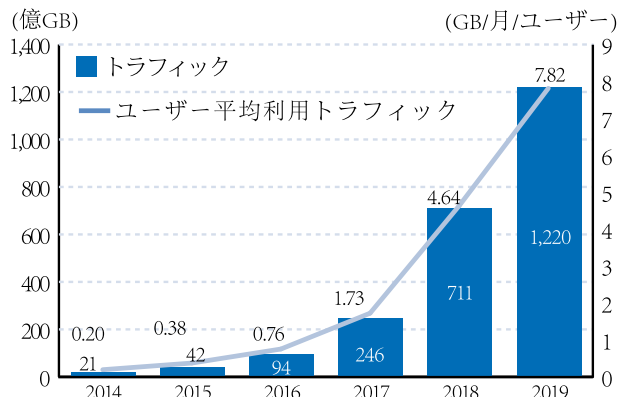
出所：工業情報化部「2019年通信業統計公報」（2020年3月1日発表）

図1: 携帯電話ユーザー数推移



出所：中国移動、中国電信、中国聯通各社の香港上場会社公開情報

図2: 移動通信トラフィック推移



出所：工業情報化部「2019年通信運営統計公報」

中国通信キャリア3社の状況

情報通信インフラの担い手である中国通信キャリアは、優先課題である4Gサービス（携帯電話）への移行が大幅に進み、4G加入者は3社合計で80.6%を占めている。また、後発参入者である中国移動がブロードバンドアクセスサービス（有線）利用者数を大幅に増やして中国電信、中国聯通の利用者数を上回った。

表2：中国通信キャリア3社のユーザー数と決算状況
()内は前年比(100万人)

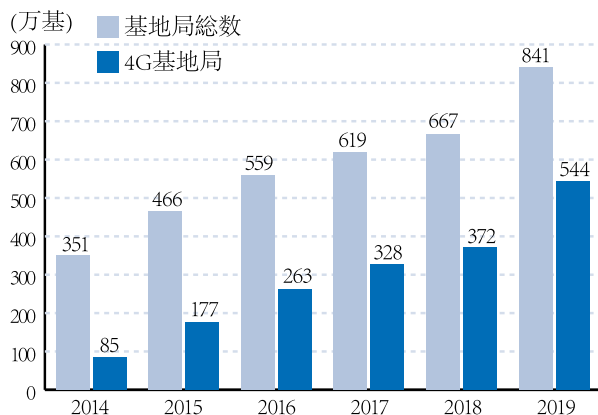
		中国移動	中国電信	中国聯通
ユーザー数	携帯電話	950.3 (2.7%)	335.6 (10.8%)	318.5 (1.1%)
	4G	758 (6.4%)	281.2 (16.0%)	253.8 (15.4%)
	固定電話		110.8 (-4.9%)	54.2 (-3.0%)
	ブロードバンドアクセス(有線)	187 (19.3%)	153.1 (5.0%)	83.5 (3.2%)

出所：中国移動、中国電信、中国聯通各社の香港上場会社公開情報、ユーザー数は2019年12月末数値

その他設備の拡充状況

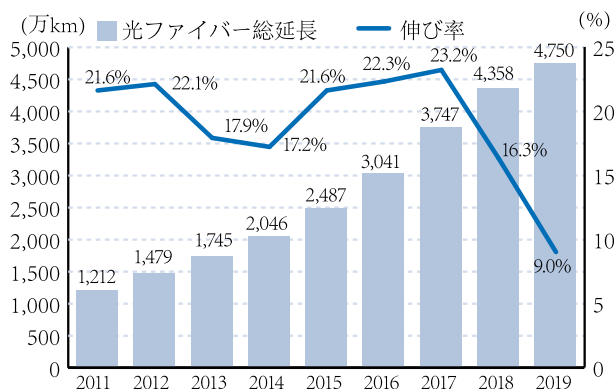
通信キャリア各社等は引き続き設備面の拡充を進めている。移動通信基地局は2019年1年間で174万基が新設され、基地局総数は841万基に達した。そのうち、4G基地局は544万基である。5Gネットワーク建設も着実に進み、幾つかの都市の重点エリアと重要施設をカバーするようになった。2019年の全国光ファイバー総延長は4,750万キロメートルとなっており、前年比434万キロメートル延長された。

図3：基地局建設状況



出所：工業情報化部「2019年通信運営統計公報」

図4：光ファイバー総延長推移



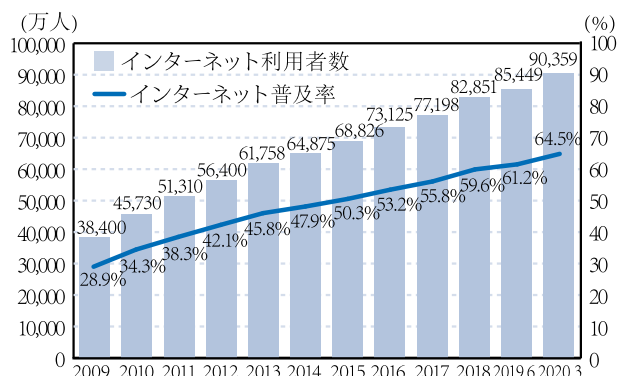
出所：工業情報化部「2019年通信運営統計公報」

インターネット利用者の状況

中国のインターネット利用者は、2020年3月末時点で9億

359万人となり、インターネット普及率も64.5%と前年比で加速している。今後も、ブロードバンド化の進展やさまざまなインターネットサービスの増加により、引き続き地域や世代を超えた増加傾向が続くものと思われる。

図5：インターネット利用者と普及率の推移

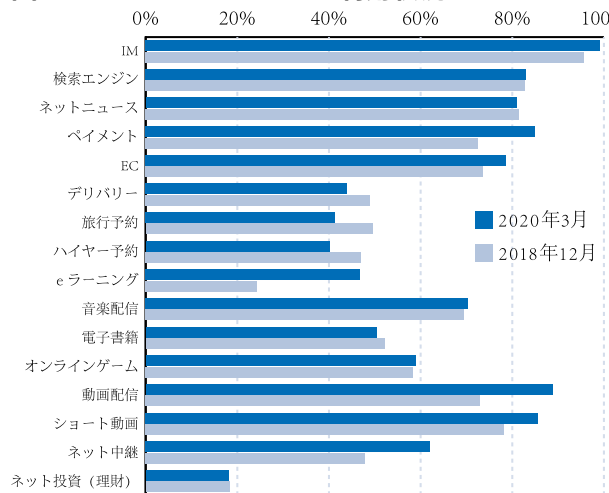


出所：中国インターネット信息中心『中国インターネット発展状況統計報告(2020年4月)』

インターネット利用者の状況

インターネットサービスの利用状況において、2020年3月までに変化があった部分としては、動画配信の利用率が88.8%と大きく伸びた点である。これは、4Gのマイグレーションに加え、移动通信パケット料金の低減が起因していると考えられる。その一方で、旅行・ハイヤー予約が大きく減少したが、これは2020年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響があると考えられる。

図6：インターネットサービス利用状況



出所：中国インターネット信息中心『中国インターネット発展状況統計報告(2020年4月)』

2019年の主なトピックス

1. 5月15日、米国政府が華為（ファーウェイ）をはじめとする中国企業に対して、国家安全への脅威を理由に制裁を始めた。
2. 6月6日、工業情報化部は当初予定より半年前倒しで中国移動、中国電信、中国聯通、中国広電の4事業者に5Gライセンスを発行した。

3. 8月5日、国内初の5Gのスマートフォン端末ZTE社製のAxon10Proが市場価格4,999円で販売開始した。
4. 9月9日、中国聯通と中国電信は5Gネットワーク共同建設および共同使用について提携した。両社は建設コストを抑えるため、エリアを分けてネットワーク建設、運営、メンテナンスを行い、互いにネットワークを使用することとした。
5. 11月27日より、全国でモバイル・ナンバー・ポータビリティ（MNP）サービスを開始した。
6. 12月10日、小米が国内初の2,000元以下の5Gスマートフォン端末Redmi K30シリーズを販売開始した。

2020年の展望

2020年年初に全国に拡大した新型コロナウイルス感染症による肺炎の影響は、情報通信分野においても大きなダメージを与えることが懸念される。しかしながら、2020年は中国にとって5G元年の重要な年であり、工業情報化部は2020年末までに全国3級都市までの都市において5Gネットワークの構築を完了するよう要求しているため、通信キャリアは5Gネットワーク建設を急ピッチで再開している。

通信設備分野では華為の一強体制が続きそうである。ライバルのZTE、エリクソン、ノキアを押さえ優勢を維持しており、特に、5G設備では中国市場の過半数を占めると予想されている。

2020年の端末ベンダーの戦場は4Gから5Gへ移り、5G端末の出荷量は1,000万台/月程度になると予想され、競争はさらに激化すると思われる。

新型コロナウイルス感染症は、中国のみならず世界中の人と企業にテレワークを推進させる大きな契機となった。2020年のインターネット利用時間は、例年になく伸びを記録するであろう。テレワークが浸透する社会において、中国がサイバーセキュリティ法をどのように運用していくのかが注視される。

<建議>

① 電信業務ライセンスに関する外資規制の緩和

魅力的なICTサービスを実現し、利用者の利便性向上と利用促進を図り、中国の情報通信市場の活性化、多様化をさらに進めることを目的に、外資系事業者に対する以下の規制緩和を要望する。

1) 外資系事業者による電信サービス再販へのさらなる規制緩和

トータルなICTサービス提供のためにはワンストップで顧客に提供することが求められる。特に外資系顧客には外資系事業者が顧客対応するケースが多い。すでに、工業情報化部より、外資系事業者がモバイル通信の再販業務の経営を申請し、相応の電信業務経営許可証を取得申請することを認める関連政策が

公布されているものの、外資系事業者が電信業務経営許可証を取得するにあたって直面する実際の困難は、国内資本事業者よりも大きいのが現状であるため、電信サービス再販に関するさらなる規制緩和を要望する。

2) 付加価値電信サービスのライセンス取得に関する外資規制の緩和

データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。外資企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制緩和することを要望する。

② サイバーセキュリティ法に関する詳細規則等の早期制定・公布

サイバーセキュリティ法に基づくデータ越境に関する「重要情報インフラ運営者」「ネットワーク運営者」「ネットワーク使用者」の規定が明確化されておらず、相応の実施細則も制定・公布されていないことから、外資企業の実務、自社利用ネットワークの新規構築や変更には慎重な対応が求められ、検討に時間を要し柔軟な企業活動の妨げとなる懸念がある。

あわせて、企業が情報通信を利用する場合にはセキュリティ確保が必須要件であり、自社の業務目的のためにインターネットVPNやSD-WAN等を利用するニーズが拡大しているが、現状では、外国製暗号化製品の輸入審査が厳格化され手続に時間を要する等の事情から、中国での自社利用ネットワークの構築に時間がかかるケースが増えている。

外資系企業の事業活動のスピードアップを促進し、中国経済の発展に寄与するために、外国製暗号化製品の輸入審査プロセスの迅速化とサイバーセキュリティ法に基づくデータ越境に関する詳細規則等のルール of 早期制定・公布等の環境整備を要望する。

2. ソフトウェア

中国のソフトウェア産業は、日本を始めとする海外からのオフショア開発拠点として発展してきたが、世界経済の変化や中国経済の「ニューノーマル（新常态）」に直面し、全面的な戦略転換やビジネスモデルの高度化への転換の時期を迎えている。近年の中国の経済発展に伴い、廉価な生産拠点という位置付けから、重要なマーケットとして捉えた企業進出が増加している。ソフトウェア業界においてもこの傾向が増加しており、オフショアとしての生産拠点を有する企業に加えて、中国をソフトウェアビジネスの市場と捉える企業が増大し、中国市場向けに転換する例が増えている。

ソフトウェアビジネス市場として特に有望な領域は、中国が抱える社会問題の解決手段を提供する分野である。環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化、労働人口の減少等の諸問題を解決するための重要な役割として、ソフトウェアを活用したICTが期待されている。

ソフトウェア産業にとって、現地人材の育成が鍵であることは言うまでもないが、これに加えて、中国に適合したビジネスモデルの構築が重要である。特に最近のトレンドとなっているクラウド、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、モビリティ、AI、情報セキュリティや、従来産業にインターネットによる付加価値を加える「インターネット+（プラス）」は、地場資本の企業も含めた在中企業にとって有益なものになると想定される。

中国のソフトウェア産業の変遷

日本企業にとって中国のソフトウェア産業は、長きに渡り日本向けのソフトウェアを廉価に開発する拠点としての位置付けである。これは、中国当局の外資誘致、外貨獲得および雇用増加といった基本政策にも合致するものであり、沿岸部だけでなく内陸部にもソフトウェアパークなどのインフラが整備され、ソフトウェア産業の誘致、助成の政策となって表れている。

一方、日本企業においては、自前で開発していた業務アプリケーション分野にまでグローバルなソリューションの適用が促進されており、ソフトウェア開発投資の一巡といったサイクルの重なりもあって、新規ソフトウェアの開発量が減少している。こうした開発量の減少傾向に加え、2015年までの急激な円安とその後の円安基調により、中国におけるオフショア開発拠点の優位性が崩れつつある。さらに、中国における人件費の高騰は、タイ・インドネシア・ベトナムなどのASEAN地域におけるオフショア拠点の優位性を高める結果となっている。

ただし、下記特性が強く求められる領域においては、他の国・地域での代替は困難な状況であり、中国がソフトウェア開発の中核リソース拠点として依然期待されている。

- ・ 漢字交じりの日本語や日本式の開発方式への対応力
- ・ 日本サイドでのオンサイト対応要員の充実度
- ・ 大型案件に対する多量の開発要員動員力

このような環境の大きな変化は、単なるオフショアとしての機能しか有さない会社を窮地に追い込む結果となっているが、中国国内向けのソフトウェアビジネスは確実に増大しており、これらのマーケットに対応できているソフトウェア会社は急速に成長している。そのため、多くのソフトウェア会社はオフショア主体のビジネスから在中企業・組織をターゲットとしたビジネスへとビジネスモデルの転換を図っている。

中国のソフトウェアマーケットの動向

2020年の企業向けのICTマーケット規模は1,565億ドル（注1）の見込みである。この内、ソフトウェア・ITサービス市場規模は735億ドル（注1）であるが、ソフトウェア（製品およびアプリケーション開発）やITサービスの伸び率は、ハードウェアプロダクトの伸び率を大きく上回っており、今後も成長が期待できる。このマーケット状況には、以下の様な顕著な傾向が見て取れる。

投資分野の変化

日系を含む外資企業が、中国を世界の工場から世界の市場へと位置付けを変え、生産中心のIT投資から販売領域へのIT投資（製販一体の仕組みや販売チャネルの確立など）が増加している。また、人件費高騰を背景にしたいっそうの効率化の追求、情報セキュリティおよび環境対策といった新規分野への投資が顕著となっている。

中国政府の国産品支持政策

工業大国から工業強国への転換を目指す中国政府が、インフラ整備を海外技術依存から脱却して中国国産品を優先させる政策も進行している。

新規ICT領域の進展とオープンソースの活用

ビッグデータやクラウドコンピューティング、モバイルインターネット、IoT（モノのインターネット）などのICT技術も進展しつつあり、ソフトウェア産業に新たな変革をもたらしている。また、一方で商用ソフトウェアのライセンス料の高騰もあり、オープンソースの活用も活発化している。

注1：出典：「Gartner, Forecast: Enterprise IT Spending by Vertical Industry Market, Worldwide, 2017-2023, 2Q19 Update (July 2019)」
Software（ソフトウェア）、IT Services（ITサービス）、Devices+Data Center Systems（ハードウェアプロダクト）が対象。

中国のソフトウェア産業の方向性

このような状況変化の中で、中国マーケットにおけるビジネスの成長を目指す日系のソフトウェア開発会社やシステムインテグレータは、以下のような顧客の特性を理解し、これに対応しなければならない。

実績のあるソリューションの提供

在中企業においては、外資・内資にかかわらず、できるだけ迅速かつ安全にICT化を進めたいと考えている。そのため、一部の例外を除いて、実績のあるソリューションの活用を強く望んでいる。顧客が実際に、「目で見て」「操作して」導入後のイメージが体感できるパッケージソフトウェアの提供が強く望まれている。

ソフトウェアビジネスの現地化進展

中国におけるソフトウェア人材の件数は上昇を続けているが、日本人駐在員あるいは、日本からの出張者による開発・実施に比べれば、コスト面の優位性を持っている。新たなソリューションの企画・開発においては日本に優位性があるが、導入後の維持や改善のコストダウンと迅速な対応を踏まえ、顧客側も中国人技術者がより広範囲に対応できるようになることを求めている。

社会問題に対するICTでの取り組み

環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化等の問題解決は、中央政府・地方政府が最も力を入れている政策である。日本ではセンサー技術、画像解析技術、ビッグデータ技術等の日本が有する先進的な技術を活用して、社会問題を解決する対応が活発に行われており、今後は蓄積したノウハウをベースとしたビジネス展開が中国においても期待されている。

SaaSをはじめとするサービスビジネスへの取り組み

ICTにかかわるハードウェアやソフトウェアを自前で購入して資産化するのではなく、費用として処理することのできるSaaS等のクラウドの提供など、ソフトウェアに基づいたサービスビジネスへの取り組みのニーズが中国においても高まってきており、政府の指示もあり、中国のクラウド産業の規模は急速に成長している。

具体的な問題点と改善要望

ソフトウェア人材育成

日系のオフショア開発企業においては、大量に採用した大学新卒者に対して高度なIT専門知識と日本語のカリキュラムを用意するとともに、実プロジェクト内でのOJTとの両輪で、オフショア開発に適した高スキル技術者の育成を図ってきた。さらに、インターンシップで多くの学生を受け入れ、IT企業への興味を喚起することで、自社への就職誘導を活性化している企業もある。

在中企業・組織を市場とするソフトウェア企業においても、日本語教育は別として基本的には同様の育成方法を行うと思われる。

企業による人材教育投資は、企業の思惑は別として、結果的には教育を受けた中国人技術者のレベルアップに繋がり、中国のIT産業発展に寄与するものとなるはずである。企業のソフトウェア人材育成に向けた教育投資を行い易くするための補助金制度等の継続性のある支援措置が望まれる。

日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材の技術レベル向上や日本人技術者との合同プロジェクトへの参加を目的に、中国人技術者を日本で研修させたり、出向させたりする事例が日常的に発生している。特に合同プロジェクト遂行のためには、派遣期間が長期に及ぶケースもしばしば発生する。しかしながら、両国における二重課税問題は、企業において日本への派遣がコスト高となってしまう、両国間の技術者の人材交流を阻害する要因となっている。

知的財産権保護、ライセンス支払いの土壌

Gartner（注2）の調査によると、中国のハードウェア（特にPCなど）の売上額は日本の3倍以上であるにも関わらず、ミドルウェアやアプリケーションソフトウェアなどの売上額は日本の約70%という状況である。これは、オープンソースの活用が増えているとはいえ、ソフトウェアにおける違法コピーが氾濫していると言われている中国国内のソフトウェア利用の実状を、売上額といった側面から類推させてしまう調査結果と言える。

ソフトウェア企業にとって、その知的財産権を侵害する模倣や許諾していない複製の出回りは死活問題であり、中国でのソフトウェア産業への投資を躊躇させている主要因の1つとなっている。このような状況は、結果的に中国国内のユーザーが最新のソフトウェアサービスを活用できないことに繋がり、長期的な損失は計り知れないものとなる。不適切なコピー製品を活用している企業・個人に是正を促し、知的財産権保護に対して、先進国並みの断固たる処置を下す諸政策が期待される。

近年、ソフトウェアの開発コスト削減のため、オープンソース(OSS)の活用が活発化しているが、OSSには使用許諾条件（ライセンス条件）がある。特にソースコードの修正や他のソフトウェアと組み合わせてシステムを構築する場合は、専門家（法務担当や知的財産担当）に相談して、ライセンス違反の防止を図ることが必要である。中国においても、正しいライセンス条件下でのOSS活用普及を期待する。

注2：出典：「Gartner, Forecast: Enterprise IT Spending by Vertical Industry Market, Worldwide, 2017-2023, 2Q19 Update (July 2019)」

ソフトウェア事業環境変化に伴う開発拠点のシフト

近年の都市部における人件費やオフィス賃料等の経費高騰によりソフトウェア産業の経営環境は年々厳しさを増してきている。その結果、開発拠点を都市部から低コスト化が可能な内陸の地方にシフトすることを目的に業務移管が行われてきている。そのために以下に示すような構造改革が必要となって来ているが、そのスムーズな実現を促進する方策として労働契約面、税制面、補助金制度等での支援処置・優遇策が期待される。

- ・都市部での人員削減および地方での増員の実施。
- ・地方における開発拠点の開設。
- ・会社間の吸収合併（特に地方の企業による都市部企業の吸収）。
- ・上記施策に対応した、都市部から地方への人材の移動やスキル・ノウハウの移転の実施。

なお、現在の優遇制度は、企業規模（事務所面積、納税額など）が基準となっているが、下記の基準についても検討を期待したい。

事業内容：中国の社会的課題解決へ貢献、新たなイノベーションを起こす、など

人材育成：新技術領域の技術者育成、グローバル人材の育成、など

中国社会における問題解決分野への参入促進

環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化・教育・省エネ等の問題は、中国社会において早急に対応すべき課題である。この分野は日本が過去に直面し乗り越えて来ている分野であり、日本には行政および企業ともにノウハウ蓄積が十分あると考えられる。これらの諸問題は、技術領域、製品領域が多岐に渡るため、一企業での対応は難しく、関連する複数企業の強みを連携してこそ早期解決が図れると考えられる。しかしながら、現状は中国の各企業が地方政府や大学の研究機関と個別に連携はしているものの、全体的に整合性の取れた推進体制とはなっていない。対象分野ごとに、行政主導で課題解決のスキームを作り、先行する技術を保有する日本企業を積極的に活用することが、中国にとって有益と考えられる。

また、上記の社会問題解決分野に関しては、中央政府・地方政府や国有企業が関与する大型プロジェクトとして推進され入札をもって購買するケースが大半であるが、中国国産品が優先的に選択されることが多く、外資に対して公平な機会の提供が望まれる。

クラウドサービスにおけるソフトウェア事業と通信事業の分離

アプリケーションをソフトウェアサービスとして提供し、ハードウェア資源と併せて利用させるクラウドサービス（いわゆる「SaaS」）は、利用者に対し利便性を向上させ、TCOを削減できるものとしてICT利用のトレンドとなっている。アプリケーションを含むソフトウェアやサーバ・ストレージなどのインフラを自己資産化することなく、ICT周りの運用・維持・保守も必要としないサービスの享受は、中規模・小規模企業の多い中国にとって大きなコスト削減効果をもたらす。TCO削減と資源の本業集中によってもたらされる経済効果は、非常に大きいものと期待される。しかしながら、中国では、当該サービス自身が、いわゆる「付加価値電信業務（電信条例：増値電信業務）」に該当するのではないかという解釈があり、外資企業の事業参入を妨げている。また、2016年11月に公布されたサイバーセキュリティ法のサービス提供企業への影響の可能性も事業参入へのリスクとなっている。クラウドサービス事業において一日の長がある外資企業の参入を阻害することは、在華企業・組織にとって経営上有効なサービスを利用する機会損失となっていることは間違いない。業務上のICT活用に寄与するクラウドサービスについては、経済効果の観点からも外資企業の参入を含め奨励されるべきものとする。

サイバーセキュリティ法の明確化

2017年6月1日にサイバーセキュリティ法が施行された。同法では、情報ネットワーク運営者は、「情報ネットワークの所有者／管理者およびネットサービス提供者」と定義されており、中国に拠点を置く多くの外資企業が情報ネットワーク運営者に該当すると考えられる。企業内イントラネットを活用してオフショア開発等を行う企業が情報ネットワーク運営者に該当し、企業活動を制約されるとすれば、ビジネス機会損失となる可能性がある。さらに、「情報ネットワーク運営者」のうち、定められた要件を満たす場合は、「重要情報インフラ運営者」と位置づけられ、より重い義務を課される。重要

情報インフラ運営者が中国で収集した個人情報および重要データは、中国の国内に保存しなければならない、中国国外にデータ提供する場合には、審査を受ける必要がある。グローバルにサービスを提供している企業にとっては、データ活用の面で大きな足枷となるとともに、企業活動を制約される可能性がある。情報ネットワーク運営者／重要情報インフラ運営者の認定基準および個人情報および重要データを海外へ提供する場合の審査基準について、実務者レベルで容易に判断できるように明確化が必要と考える。

また、中国国内でネットワーク設備やネットワークセキュリティ商品などのインターネット関連商品やインターネットサービスを提供する場合には、国が指定する機関の検査を受査し、中国の国家標準に適合させることが必要となる。中国で対象となる設備や製品を提供する場合、どのような基準を遵守すべきか明確にして欲しい。

米中の技術競争の激化

米中貿易摩擦に端を発し、ハイテク分野の覇権争いへと拡大している。米国から中国への圧力の中でも、情報通信業やハイテク産業に対する圧力は、他の業種と比べても強く、米国が中国の脅威を最も警戒している領域であるため、対立の長期化は必至と考えられる。

米国発の先進技術を中国企業に供与することに対して、制限がかかり始めている。

中国製通信機器の政府調達禁止（2019国防権限法）

華為（ファーウェイ）ほか中国企業5社の製品やその部品を組み込んだ製品について米政府機関による調達を以下の2段階に分けて禁止することを定めている。

第1段階（2019年8月以降）：
米政府機関が調達することを禁止

第2段階（2020年8月以降）：
上記5社の通信機器をシステムの主要または不可欠な要素、もしくは重要技術として利用している企業の製品を米政府機関が調達することを禁止

輸出規制の強化（輸出管理改革法（ECRA））

既存の輸出規制でカバーしきれない「新興技術」（emerging technology）のうち、米国の安全保障にとって必要な技術が「輸出」経由で流出することを防止する新しい仕組みである。米国からの当該技術の持ち出しに米商務省の許可が必要となるほか、当該技術の付加価値が一定以上含まれた製品は、米国以外の国から第三国への輸出（再輸出）についても、米商務省の許可が必要となる。

外国投資規制の強化（外国投資リスク審査近代化法）

投資経由の技術流出を防止するため、対米投資の審査を行う対米外国投資委員会（CFIUS）の規制対象・審査範囲等を拡大、さらに、外国人の重要技術情報へのアクセスも事前規制対象に含めた。

今後、こうした動きはますます激化するおそれがあり、対応を苦慮する日系企業が増えることを懸念する。

新型コロナウイルス感染症の経験から

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人および企業の活動が制限され、業務継続への懸念が高まっている。このような状況の中、ソフトウェア業界は、比較的早く業務再開を実現した。リモートワークし易い業態であることに加え、リモートワーク可能な環境を有していたことが、早期の業務再開を実現できた要因であると考えられる。ただし、課題に直面し、苦労した点も多い。

- ・ネットワーク環境の増強（急激な利用者増加への対応：契約ライセンス増加や帯域拡大など）
- ・セキュリティの確保（リモートアクセス機能の活用、在宅勤務用のパソコンのリモート確認など）
- ・コミュニケーション密度の確保（ネットワーク会議の常時接続、SNSを活用したタイムリーな会議開催など）

また、実現性の高い事業継続計画と具体的な対応手段の準備が重要である。医療業界や生活必需品／防疫用品を生産する企業など、社会貢献度の高い顧客の業務継続にソフトウェア面から寄与し、ソフトウェア業界としての使命を果たしたい。

<建議>

①ソフトウェア人材育成

ソフトウェア開発事業においては、人材育成が極めて重要な課題となっており、企業としての投資も大きなものとなっている。下記に示す施策の推進を要望する。

- ・インターンシップ制度による学生の受け入れは、新卒新入社員選別の妥当性や育成・早期戦力化の点で企業・学生双方にメリットがある制度と思われる。そのためのインターンシップ制度の充実およびその普及を加速する学生支援策の実施を要望する。
- ・人材育成における企業への支援策として、社員トレーニング費用に対する補助金の増額、海外からの指導者招聘にかかわる規制の緩和と支援策の設定を要望する。

②日本への中国人社員の出向・研修時の課税などにかかわる問題

ソフトウェア人材のレベル向上のために、中国人社員を日本の本社等に1年以上出向させるケースが多々ある。この際に生ずる下記問題点・課題等が日本へ人材を派遣する際の阻害要因となっている。この問題の解決を要望する。

- ・個人所得税の二重課税。日本へ派遣した中国人社員に対して本来還付されるべき個人所得税が還付されず、結果として二重課税となっている事がある。日中間の租税条約の確実な実行を要望する。

③知的財産権の保護

ソフトウェア産業における知的財産権の保護があることで、企業から中国への革新技术の開発移転や研究開発が進む。中国から見ても、ノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。特に、ソフトウェア製品の模倣行為の抑制に向けた諸施策の改善、強化を要望する。

近年、ソフトウェアの開発コスト削減のため、オープンソース(OSS)の活用が活発化しているが、OSSを活用する際には、配布の際に遵守すべきライセンス規定が存在することを十分に理解することが重要となる。

④ソフトウェア事業環境変化に伴う優遇策

人件費、オフィス賃料の高騰、急激な円安等で中国における日系のソフトウェア産業の経営環境の厳しさは年々増してきている。特にソフトウェアの対日オフショア開発会社の経営環境は非常に厳しい状況に置かれている。その結果、都市部から内陸への業務移管のための組織再編や会社間の買収・合併が実際に行われており、また業務革新や中国国内事業への業務転換への取り組みが必須となっている。これらに関連して、労働契約の最適化、税制優遇等による事業変革への支援の実施を要望する。また、業務移管を受けて今後事業拡大を図る内陸への技術・ノウハウの移転を促進するため、都市部からの高級・熟練技術者の受け入れを支援するための優遇策の検討を要望する。

さらに、従来からソフトウェアの対日オフショア企業に対して実施されている関連支援政策（企業所得税、サービスおよび製品増値税優遇、税金還付手続の簡素化、諸支援金等）の維持・強化を要望する。

なお、現在の優遇制度は、企業規模（事務所面積、納税額など）が基準となっているが、企業規模以外の基準検討も期待したい。

⑤社会基盤整備等の政府主導プロジェクトへの参入機会の拡大

環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化、教育、省エネ等の問題は、中央政府、地方政府が最も注力している政策である。ICT関連の日系企業はこれら領域に関して先進的なテクノロジーに基づく多くのソリューションを有している。この分野の関連政策策定での情報公開、参入機会の拡大を要望する。すなわち、上記社会問題に関連する領域は、国家安全・国家機密および災害救済に抵触するものではないと考えられ、政府調達法・入札募集法で規定する内国製品優先の対象外とし、参入に

際して公平な機会が与えられることを要望する。また、先進的な製品を提供できる企業への優遇施策の検討を要望する。

⑥クラウド等ソフトウェアサービス事業の扱い

IaaS、PaaS、SaaS等のクラウドサービスは付加価値電信業務（増値電信業務）に該当すると解釈され、外資規制となっており、制限が年々厳しくなっている。その結果外資企業がサービスビジネスを実施するうえでの障害となっており、さらに、在華企業がSaaS等で提供される経営上有効なサービスを利用する機会を損失させており、中国におけるソフトウェアサービス利用の発展を阻害していると考えられる。例えばB2BのSaaSは、特定のクローズされた顧客企業向けに当該企業のニーズに応じたビジネスプロセスを提供するものであり、電信市場に対する影響は極めて小さいと考えられる。クラウドサービス事業に関して、外資企業においてもサービスの提供が可能となるよう規制緩和を要望する。

⑦サイバーセキュリティ法の明確化

2017年6月1日施行のサイバーセキュリティ法を鑑み、以下の2点につき要望する。

- ・重要ネットワーク設備およびサイバーセキュリティ専用製品につき、提供者は国が指定する機関の検査を受査し、認証を得る必要がある。対象となる製品を開発・提供するにあたり、どのような基準を遵守すべきか明確化する。
- ・重要データおよび個人情報の海外への提供時の基準について、実務レベルで判断が容易にできるように明確化する。

⑧米中の技術競争の激化

米国発の先進技術を中国企業に供与することに対して、制限がかかり始めている。今後、ますます激化するおそれがあり、対応を苦慮する日系企業が増えることを懸念する。

3. コンテンツ

中国市場には日本のコンテンツに対する高いニーズがあるものの、規制や参入障壁により普及度は低く、そのため海賊版や違法配信が蔓延する状況が続いている。国内産業の保護よりも健全な競争市場と適正な著作権保護体制の構築こそが、中国コンテンツ産業のさらなる発展には効果的であり、外国企業や海外コンテンツに対する規制の緩和や参入障壁の撤廃が必要である。

成長を続ける中国のコンテンツ市場

中国のコンテンツ市場は年々拡大しており世界有数の市場規模を有する。近年の市場概況は以下のとおり。

映画

2019年の中国映画年間興行収入は、前年比5.4%増の642億6,600万元であった。そのうち輸入映画の興行収入は230億9,100万元を占めた。2019年の映画館の延べ観客数はほぼ横ばいの0.6%増の17億2,700万人であり、また9,708面のスクリーンが新設され、中国におけるスクリーン数は6万9,787面に達した。中国映画産業はすでに世界第2位の規模を有し、引き続き成長している。なお、日本の同年の興行収入は前年比17.4%増の2,611億8,000万円で、2000年以降最高の成績となった。

出版

2018年の出版、印刷、発行サービス業（デジタル出版は含まない）全体の売上は前年比3.1%増の1兆8,687億5,000万元であった。2018年の図書出版部数は8.3%増の100億4,400万冊、定期刊行物出版部数は8.0%減の22億9,200万冊、デジタル出版（音像製品等含む）の売上は17.8%増の8,330億7,800万元であった。

音楽

2018年の中国音楽産業の売上は前年比8.0%増の3,747億8,500万元であった。内訳は、デジタル音楽市場が612億4,200万元、音楽演出産業が182億2,100万元、音楽図書およびオーディオビジュアル産業が13億3,800万元、音楽著作権運営管理産業が5億4,600万元となった。かつて違法配信が流通していた市場に正規品が流通してきており、四大音楽配信会社としてはテンセント、ネットイース、アリババ、太合が挙げられる。

ゲーム

中国ゲーム市場の2019年の売上は前年比5.3%増の2,308億8,000万円で、ユーザー数は6億2,000万人と緩やかな増加となった。売上の内訳は、モバイルゲームが18.0%増の1,581億1,000万元、パソコン用オンラインゲームが0.7%減の615億1,000万元、ブラウザゲームが22.0%減の98億7,000万元などと続く。2019年はAR、VR市場はまだ成長市場であるが伸びが大きく、ARゲームの売上額は、前年比64.3%増の7,000万元、ユーザー数が約140万人、VRゲー

ムの売上額は前年比49.3%増の26億7,000万元、ユーザー数は830万人となっている。

外国企業や海外コンテンツに対する過度な規制が存在

従前より以下のような規制や参入障壁があり、日本企業の投資機会の損失に繋がっている。

映画

映画館設立への外資規制

2004年より施行された「外商投資電影院暫定規定」により、外資が独資で映画館を設立すること、および院線（映画館チェーン管理組織）を設立することを禁止。また、合資・合弁会社設立の場合は、登記資本金において中方の投資割合が51%以上であることが要件となっており、期限も30年以内と定められている。一方で「外商投資ネガティブリスト」の2019年版においては出版物印刷、映画館の建設・経営において、中国側の過半数出資を求める規定が撤廃されており、「外商投資電影院暫定規定」との矛盾が生じている。

輸入・放映に関する規制

国家電影局が映画に関する管理を行っており、日本映画は2012年7月以降2015年4月まで劇場公開されていなかった。日本映画については、合作映画を除くと2015年は2作品、2016年は11作品、2017年は9作品、2018年は15作品、2019年は24作品が上映された。

厳しい契約慣行

多くの米国映画は、配給元と海外映画輸入会社（中国電影集团公司、華夏電影發行有限責任公司の2社のみが認可されている）の間で「分率」契約（利益分配方式）が締結され、共同配給の扱いを受ける。一方、慣行により日本を含む他国の映画には「フラット」契約（版權買いきり方式）が適用されている。

テレビ番組・ネット動画配信（アニメを含む）

テレビ制作会社の外資参入禁止

2004年に公布された「中外合資・合作廣播電視節目制作經營企業管理暫定規定」により、外資との合資によるテレビ制作会社の設立が認められた。しかし、2009年に公布された「一部の廣播影視に関する規定と規範的文書の廢止に関する決定」により、テレビ制作会社の外資参入が再び禁止された。

海外映画・ドラマの放送時間に関する規制

海外映画・ドラマはゴールデンタイム（19時から22時の間）にテレビ放送することが禁止されている。22時以降の海外枠も米国の大型映画が中心で、日本コンテンツの放送は極めて少ない。また、各チャンネルで一日に放送する輸入ドラマは、その日同チャンネルで放送されるドラマの25%を超えてはならないという規制もあり、海外ドラマが普及しにくい。

近年は海外番組（ドラマ・バラエティ番組）を中国企業がフォーマット購入して中国版を製作するケースも多くある

が、広発[2013]68号「2014年のテレビ番組編成および登記業務の実行に関する通知」（強化版限娛令）により、このような海外フォーマット番組もゴールデンタイムに放送してはならず、新規番組の放送は1年間で1番組を超えないことと規定された。また、同通知の全文は当局のホームページ上で公開されていない。

海外映画・ドラマのインターネット上での配信に関する規制

近時、海外の正規版コンテンツを海外における公開と同時にまたは直後に中国国内のネットで公開することによって、非正規コンテンツのネット流通を防ぐ対策に一定の効果が認められているが、2014年9月に公布された「ネット上の海外映画・ドラマの管理について改めて審査審理することに関する規定」に基づく事前審査等の新規規制により正規版コンテンツの迅速な公開が妨げられることによって、非正規コンテンツの流通が再び増加に転じることが大いに懸念される。また、コンテンツの流通に対する当該規制は、中国国内企業が近年来構築してきた海外企業との商流に水を差すものである。

海外アニメに対する輸入規制・国産アニメ産業の過度な保護

海外アニメに関しても、17時から21時までのテレビ放送は禁止されている。国産アニメの放送枠は、アニメ放送枠全体の7割を下回ってはならないという規制（2008年「テレビアニメ放送管理強化に関する通知」）や、国産アニメを制作した機関はその制作数量と同じ分まで海外アニメを輸入できる（2004年「わが国のアニメ産業発展に関する若干意見」）等の国内産業優遇制度が存在する。また、輸入済みアニメの放送認可が益々厳しくなっている上に、新規に輸入を申請してもなかなか許可がおりない状況が続いている。実際に、日本アニメのテレビ放送は2007年以降許可されておらず、すでに許可されたアニメのみが再放送される状況が続いている。一方、日本アニメへの視聴ニーズは高いため、CCTVでは劇場版アニメをアニメ枠ではなく映画枠で放送したり、独自審査権により放送したりすることで対応しているが、他のテレビ局では同様の対応は取り難い。また、権利元と正規に契約を結んだ上でネット配信されているアニメについても、社会道徳に危害を加えたとし、取り締まりが強化されているものもある。さらに、この取り締まりの基準が明確に規定されていないため、権利者側の対応が難しい。

出版

出版業務への外資参入は禁止されている。また外国書籍の輸入は許可を得た国有企業のみ可能であるが、中国図書進出口（集団）総会社が国内の輸入図書市場の60%以上を取り扱っている状況である。原版の輸入ではなく、中国版を出版する場合は、書籍、漫画は書号（書籍コード）を取得すれば出版できるが、近年は海外の漫画作品の出版許可に対する審査・批准が厳しくなっている。雑誌の出版には刊号（雑誌コード）の取得が必要だが、海外雑誌コンテンツへの単独での新規刊号の認可はおりない。そのため、すでに刊号を取得している中国国内の雑誌と提携し、コンテンツを提供する形での市場参入しかできない。

音楽

外商投資参入ネガティブリスト（2019年版）においては「映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務」が外商投資を禁止する項目として挙げられている。海外の音楽ソフトの輸入については国家新聞出版署（国家版權局）の審査・批准が必要である。音楽配信においては、国家版權局は2017年9月より国内外の音楽関連企業に対して、1社への独占的なライセンスを避けるよう推奨している。消費者の利益保障、ネット音楽産業の健全な発展等にとっては望ましいものの、一方で、1社のみに対しライセンスを与えることはライセンシーの営業意欲が向上し、ライセンサーとライセンシーの双方にとってメリットがあるが、そのメリットを享受することができなくなる。

ゲーム

ネットゲームの輸入の場合、文化観光部の網絡文化経営許可証を取得したインターネット文化関連の運営会社の資格を有する輸入機関を通じて行う必要があり、外資系企業のみでの配信、課金活動は実質的に不可能である。ゲームの出版（発行）は国家新聞出版署（国家版權局）の審査・批准を受ける必要がある。

メディアミックス・各種イベントの開催

外資企業や海外コンテンツへの各方面の規制・参入障壁が原因で、有力コンテンツを核とした、（例えばコミック出版×テレビ放送など）メディアミックスやマーチャンダイジング、イベント、プロモーション等の実施に大きな制約がある。本来コンテンツビジネス発展のためのプースターには、こうした施策の連動が不可欠であるが、現状では各分野の規制などを背景にして、それぞれが個々の展開に終止してしまっているケースが目立ち、結果としてコンテンツビジネスの大きな成功事例へと育ちにくい状況になっている。こうした分野で経験を有する海外コンテンツの成功事例は、国内コンテンツ企業発展のためにも寄与していくはずである。

著作権保護体制や行政手続における懸念事項

2014年6月に國務院法制弁公室より公布された著作権法改正案では、権利体系の整理のほか、創作の奨励・取引ルールの整備・権利保護の強化に関する規定が設けられた。特に権利保護に関しては、司法救済において賠償や証拠収集の面で強化が図られたほか、行政救済手続についても一定の強化が図られた点は評価する。ただし、著作権法改正案や行政手続に関しては、依然として以下のような懸念がある。

従業員への奨励を法定することについての懸念

著作権は専利権等と異なり、多くの従業員が日常的に創作し、また登録を要せず発生する権利でもあることから、数量が膨大になるおそれがある。これにかかわる奨励、従業員の権利の拡充が認められると、企業の負担が過大になり、多くの企業の正常な経営に支障が生じるおそれがある。

法定許諾の範囲についての懸念

ラジオ局・テレビ局による放送、新聞・刊行物掲載記事の転載など、一定の要件で無許諾利用（法定許諾）を認める条文が少なくない。事実上著作権者の許諾がなく著作物を利用できることに繋がる恐れがある。著作物の利用は、著作権者との利用にかかわる協議を前提として、無許諾利用は原則排除すべきである。ベルヌ条約第9条との整合性も検証が必要かと思われる。

著作権登記制度についての懸念

改正案は著作権登記制度を強化し、登記を「基礎的な証拠」と位置付けている。ただし、著作権は登記が無くとも発生するものであり、登記を強調することで本来の権利者を侵害することにならないよう留意が必要である。特に現状では登録権利の取消し手続が未整備であり、著作権を冒認登録された場合に権利が守れない懸念がある。中国での登録が困難な海外コンテンツについては特にこの危険性が高く、現行制度でも日本の多くの著作権が冒認登録されている。

著作権集団管理組織に関する懸念

著作権集団管理組織については、組織の存在や実態、権限等が不明瞭である。著作権集団管理組織制度は今後も強化されると思うが、より多くの権利者に対して情報公開を進めることが必要である。また、著作権集団管理組織に属さない権利者がそのことによる不利益が生じないよう、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮が必要である。

その他の懸念

- ・プログラムの互換性に関する複製解析等を認めることで、不正利用を助長する懸念がある。
- ・技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念がある。積極的な回避や改変行為を禁止する等の回避禁止規制にとどまるべきである。

行政手続の簡素化・迅速化

- ・映画、アニメ、ドラマ、出版物への事前内容審査・検閲が存在し、規制基準も不透明である。
- ・中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、複数の官庁が二重三重に規制に関わっている状況も生じており、手続に時間を要する。

非正規コンテンツの市場からの排除

中国では、あらゆる分野に非正規版が存在している。映画・アニメなどの映像についてはネットへの無許可・違法配信、漫画など書籍については海賊版およびネット海賊版、音楽については海賊版CDおよび無許可・違法配信、ゲームについては海賊版およびネットへの無許可・違法配信、キャラクター商品については模倣品および非正規ルートの販売などがある。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

2019年6月時点の中国のインターネットユーザーは2018年末より2,598万人増の8億5,400万人、そのうち99.1%の

ユーザーが携帯端末によるインターネットを利用している。版權元にとって、インターネットでの無許可・違法動画配信問題は中国市場において常に大きなリスクである。近年主力動画サイトが日本の人気作品の正規版配信を積極的に展開するなど、一部で版權に関する意識が高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも非常に好ましい。他方で、昨今、海外映像コンテンツに対する政府規制が強化される動きがみられ、市場健全化の流れに水を差すことが大いに懸念される。

産業発展や人材の創造性育成への障害

模倣品・海賊版の横行により、版權元が本来得べき利益を享受できていない。事業者の利益の保護や健全な市場競争こそが、事業者の創造性の育成や産業の発展に繋がる。また、非正規コンテンツへの対応・対策は事業者に負担を課すのみでなく、行政機関や国民にとっても社会的費用となる。著作権法改正案では、著作権侵害の再犯者に対する罰則強化等、権利保護強化に関する規定が導入されている点は評価したい。また、さらなる運用の強化を期待したい。

<建議>

①外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がる。そこで、以下を要望する。

- ・外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。

②著作権保護体制の整備・促進、行政手続の簡素化・迅速化

中国コンテンツ産業の発展には、規制緩和とともに、著作権者の権利のさらなる強化が必要である。そこで、「著作権法」や行政手続に関して、以下を国家版權局に要望する。

- ・権利者の許諾を得ずに使用できる「法的許諾」は例外的な場合に限るように規定する。
- ・著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を無効なものとさせる手続を整備する。
- ・著作権集団管理組織の実態、権限等に関して情報公開を進める。また、著作権集団管理組織制度においては、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮する。
- ・コンテンツに関する事前内容審査・検閲の規制基準を明確化する。

- ・コンテンツ分野における行政手続の簡素化や迅速化を進める。
- ・職務著作・実演において従業員に奨励を与えることは重要だが、奨励・報酬の方法や金額等については個社の経営判断に委ねるべきであるため、それを法定しない。

③非正規コンテンツの市場からの排除

正規事業者の利益を保護し、中国のコンテンツ産業のさらなる発展を促進するためにも、以下を要望する。

- ・積極的な行政取り締まりの継続と、再犯等悪質な権利侵害者に対する処罰を強化する。
- ・インターネットを介した海賊版や無許可コンテンツの配信・ダウンロードサイトの管理監督を強化する。
- ・著作権に関する紛争が多く、当事者、行政、司法、社会にとって負担となっている状況を改善するため、著作権保護に関する普及啓発等。

4. 広告

中国広告市場の概況

大手調査会社CTR、AdexPower、iResearchの発表を合わせて推計すると、2019年の中国の広告市場は1兆4,388億元（21兆6,000億円。1元=15円で換算）であった。これは前年比5.5%増であり、日本の6兆9,000億円（前年比6.2%増。電通調べ）のおよそ3.1倍である。

内訳をみると、伝統4媒体（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）の2019年の広告費は5,583億元（約8兆4,000億円）で、前年比10%減となった。2018年の前年比0.7%減と比較して減少率は大幅に拡大した。特に割合の大きいテレビでは前年比9.1%減と、2018年（0.5%減）と比較して減少率は拡大した。日本の4媒体の広告費約2兆6,094億円（前年比3.4%減）と比較すると、規模は日本のおよそ3.1倍である。

一方、デジタル領域での広告費は6,273億元（約9兆4,095億円）で前年比27.7%増、日本のインターネット広告費は約2兆1,048億円（前年比20%増）なので、日本の4.5倍である。

2019年、ついに中国・日本ともにデジタル広告費がテレビ広告費を抜いてトップになり、広告媒体における転換期となった。

メディア別の内訳

表1：メディア別広告費（単位：億元）

	2018年	2019年	前年比(%)	市場占有率(%)
テレビ	5,552	5,048	-9.1	35.1
ラジオ	460	384	-16.6	2.7
新聞	117	88	-24.4	0.6
雑誌	67	63	-6.7	0.4
屋外	2,524	2,531	0.3	17.6
デジタル	4,914	6,273	27.7	43.6
Total	13,634	14,388	5.5	—

出所：CTR、AdexPower、iResearch、CODC

注：屋外の広告の計算形式が変更。2018年の屋外の金額は2019年からの新形式に合わせて再計算したものを記載。各媒体の前年比の数字は上記の表1をもとに計算して記載。

中国広告市場の内訳

業種別の内訳

業種別の広告出稿量では、トップ10業種は全体的に減少傾向となり、特に娯楽/旅行やサービス業界は20%以上減少した。2017年、2018年に1位であった医薬品が前年比13.9%減で3位まで下落、化粧品・日用雑貨は最も減少率が大きく27.2%減となった。昨年大幅に伸びたイベント業界は引き続き好調で、今年も23.4%増の成長となった。

表2：業種別の広告費（単位：億元）

業種別	2018年	2019年	前年比(%)
飲料	872	814	-6.7
食品	732	780	6.6
医薬品	884	762	-13.9
酒類	428	371	-13.4
化粧品/日用雑貨	497	361	-27.2
イベント	264	325	23.4
娯楽・旅行	402	318	-21.0
サービス業	394	298	-24.2
家庭用品	306	229	-25.1
通信	225	192	-14.8

出所：CTR、AdexPower

注：イベント類には商業スポンサー、商業出演イベント、映画宣伝活動、政府系イベントなどが含まれる。

メディア別の内訳

テレビ・ラジオ・・・日本のおよそ4.5倍の規模

テレビ広告は、前年比9.1%減と大幅に下落し、初めて1位の座をデジタル広告に譲ることとなった。媒体内シェアはデジタルの拡大、および屋外広告の計算方法変更による急増に伴い、前年比5.6%減で、全体の35.1%（2018年は40.7%）となった。出稿額は日本円で7兆5,000億円（前年比9.0%減）と、日本の1兆8,600億円のほぼ4倍の規模である。

ラジオは2ケタ成長を遂げた昨年から一転して16.6%の減少となり、シェアは2.7%となった。

新聞・雑誌・・・日本の4割弱の規模

新聞は引き続き減少傾向で昨年比24.4%減の88億元（1,326億円。日本の4,547億円の3割ほど）、雑誌は6.7%減の63億元（946億円。日本の1,675億円の6割ほど）であり、両媒体合わせて中国広告市場の1%（日本は9%）の存在感を感じない。減少率は昨年と比較してやや低下したものの、デジタル化に伴い両媒体はさらに縮小していくことが予想される。

屋外・・・日本の2倍の規模

屋外広告は2018年より集計対象がこれまでの「娯楽・化粧品・通信・交通」4業種から全業種へと拡大し、大幅な割合拡大となった。新集計方法に基づいた規模は前年比0.3%増で、規模自体の推移は横這い推移となっている。内訳では、中国内の鉄道の普及率が高まったことにより、鉄道駅の広告収入が拡大、2018年と比較して2倍の規模となっている。

デジタル・・・日本の4.5倍の規模

デジタル広告は、昨年に続き27.7%増と大きな成長を見せ、中国広告市場の43.6%を占める業界1位になった。2019年6月時点ではモバイルデバイス経由でインターネットを使用している人口は8億4,700万人、インターネット使用者全体の99.1%になった。

デジタル広告の内訳は、インフィード広告（情報プラットフォームに合わせて自然に露出する形式の広告：2兆8,000億円、昨年比60%増）とECプラットフォーム広告（2兆9,000億円、昨年比20%増）での広告収入が60%以上を占め、デジタル広告の伸びを大きく牽引した。

**表3：デジタル（インターネット）広告種別売上額
（単位：億元）**

広告種類	2018年	2019年	前年比 （%）	占有率 （%）
検索広告	958	1,066	11.3	17.0
ECプラットフォーム広告	1,558	1,900	22.0	30.3
平面ブランド広告	560	652	16.5	10.4
インフィード広告	1,174	1,882	60.2	30.0
ビデオ形式広告	245	282	14.9	4.5
その他	418	489	17.2	7.8
Total	4,914	6,273	27.7	100

出所：iResearch

消費者に起きている変化

2019年は中華人民共和国成立70周年を迎え、中国では大きく自国に対する誇りが高まるとともに、11月11日のECセールでは2018年比26%増の2,684億元（日本円：約4兆円）を1日で売り上げるなど生活者の消費意欲は大きく高まった。一方で、2018年に続きGDPの成長率は前年比6.1%増と、28年ぶりの低成長となった2018年（前年比6.6%増）を下回る成長率となった。このような背景の中、中国における価値観や働き方、日常生活にどのような変化の兆しが見えてきているのかを、検索エンジン最大手「百度」の2019年検索キーワードランキングをもとに探ってみたい。

高まる自国に対する誇りと世界への挑戦

2019年の10大検索キーワードは「新中国成立70周年」「我和我的祖国（私と私の祖国）」「中国女排（中国女子バレー、中国が優勝）」など、国民が自国に対して誇りを感じるキーワードが上位にランクインした。また、2位の「流浪地球」は、人気作家の小説を映画化したSF超大作で、2019年の国内の興行収入ランキングでは世界中でランキング1位を獲得した「アベンジャーズ4/エンドゲーム」を上回る46億8,000万元の興行収入を記録、「中国のSF映画元年がスタートした」というような口コミも多く見られた。ランキング4位には2019年から厳格化された「垃圾分类（ゴミの分別）」がランクインし、上海ではクラクション禁止令に続く新たな習慣形成を促すルールが徹底された。2019年の10大キーワードから、国民の自国に対する誇りが高まる中、これまでの経済成長率や先進テクノロジー領域だけでなく、文化や生活習慣など多様な側面で世界をリードしていくという意気込みを読み取ることができる。

表4：10大検索キーワード

ランキング	キーワード
1	新中国成立70周年
2	流浪地球
3	我和我的祖国
4	垃圾分类
5	中国女排
6	男籃世界杯
7	涼山大火
8	樂隊的夏天
9	996
10	AI

出典：百度

成長の裏に隠れる若者の苦悩

インターネット上で主に若者を中心に使われる流行語ランキングの1位となったのは「996」である。これは朝9時～夜9時まで、週に6日間の出勤制度を指す言葉で、とあるIT企業の従業員がこの996制度を批判したのを皮切りに、IT企業の従業員を中心に出勤制度に関する議論が行われた。さらに、2019年4月にアリババグループの元CEO馬雲氏が996出勤制度を推奨するとも取られる発言をしたことも議論の加熱を促した。中国経済の成長のドライバーであるIT業界でがむしゃらに働くことが1つのあり方として黙認されてきた一方で、本当にこのような働き方は正しいのか、という疑問を若者が持ち始めている機運があり、それは10位にランクインした「社畜」という言葉からも読み取れる。また、7位の「我太難了」はショートビデオAPP快手で投稿された動画の中で、有名な投稿者が「我太難了，最近我压力很大（最近はストレスが多すぎて本当に苦しい）」と語る動画を発信した。彼の泣きそうな苦しい表情の表現がユーザーに共鳴を呼び、自分では解決できないほど難しいことに直面した際に使う言葉として若者を中心に流行した。また、5位の「檸檬精（レモンの妖精）」は、他人への嫉妬を表す自虐の表現（他人への嫉妬の気持ちを「心が酸っぱくなる」という言い回しで表現）として流行した。中国の経済成長が緩やかになる中で、若者が感じるストレスは増加している。今の働き方に疑問を感じ始める人が出てくる一方で、どうしてもならない辛さを自虐を通じて他人と共感したい、という欲求が流行語のランキングに現れてきている。

表5：10大流行語

ランキング	流行語
1	996
2	盤他
3	雨女無瓜
4	不忘初心
5	檸檬精
6	斷舍離
7	我太難了
8	好嘞哟
9	硬核
10	社畜

出典：百度

AIは応用段階へ、5Gを通じたさらなる体験向上への期待

2018年に活用可能性領域を探る段階だったAIは、2019年では実用性を見据えた応用フェーズに移行した。テクノロジーのキーワードランキングでも1位に入り、もはや業界や領域を限定しない幅広い分野でのAIの組み込みや応用が浸透してきている。また2019年には「5G」が各通信会社からサービス提供が始まり、大きく話題を呼んだ。多くの消費者は携帯電話の新製品がローンチされる際、5G機能が使えるかどうかについて大きな関心を示すようになり、それに合わせてメーカーは5G搭載をコミュニケーションの売り文句として打ち出した。この5Gの技術は単にスマートフォン上での通信速度の改善だけでなく、「智能家居（スマートホーム）」、「物聯網（IoT）」「AR」「VR」など、生活者の体験と繋がる一連の技術とも連動しており、5Gのさらなる浸透によりこれらがより進化した新たな体験をもたらすことを生活者は期待している。

表6：10大テクノロジー話題

ランキング	テクノロジー話題
1	AI
2	5G
3	區塊鏈
4	AR
5	機器人
6	VR
7	AI尋人
8	智能家居
9	物聯網
10	刷臉支付

出典：百度

以上のように、2019年は前年に続きGDPの成長率が停滞しながらも、中華人民共和国成立70周年やバレーボールでの世界一、国産SF元年、厳密なゴミ分別制度など、さまざまな方面で世界をリードしていく様子を鼓舞するニュースが注目を集めた。一方で若者の間では、その成長の歪みで生まれたどうしようもない辛い気持ちを自虐表現や他人と共感し合うことで解消しようとする動きも見られた。伝統媒体からデジタルへの変革がさらに進む2020年以降は5Gの浸透、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も受け、生活者の行動習慣が大きく変わることに伴う価値観の変化が大きく促されることが予想される。2020年のコミュニケーションでは、より細分化していく生活者の気持ちと行動の変化をいち早く捉え、いかにそれらの気持ちに寄り添って共感を生み出すか、そして新たな技術を駆使したこれまでにない新しい体験を他社に先駆けて提供できるかが重要な鍵となってくるであろう。

<建議>

近年、中国では直播（ライブストリーミング）形式の情報発信がますます人々の生活に浸透している。特に販売における影響力は年々増加しており、2019年の11月11日には

直播の1つであるECプラットフォームで200億円の売上をあげたとも報道されている。一方で、多様化する直播における広告法の適用基準が現在では明確でない。今後一層影響力を増す直播において、広告法の適用基準を明確にする必要がある。

直播を通じた情報活動を行うKOL（Key opinion Leader）の身分の定義

広告法第2条5項によれば、広告推奨者とは、自身のイメージを活用し、自身のファンにマーケティング活動を行う主体として定義されている。直播を行う人たちの中にはこの定義に当てはまる行為を行う者もいるとの指摘もあるが、現状では直播に対する広告法適用の公式見解は存在せず、潜在的なリスクを孕んだ状態である。

1つの事例として、影響力のあるKOLが直播を用いた販売活動をする中で、そこで語った紹介内容に事実と異なる内容や、最上級表現が使われ、結果として直播を通じて大きな販売成果が出たというケースがある。現在の広告法ではこの行為が広告法違反に当たるか否かは必ずしも明確ではない。さらに、広告法第38条では、過去に広告法に違反した広告推奨者を、違反から3年以内に法人は起用してはいけないと明記されており、彼らKOLを起用した法人へも二次的に法的リスクが発生する結果となる。

このように、直播における広告法の適用における市場管理当局の間での公式の統一見解がない状況では、広告主および広告会社のKOL協業時の潜在リスク、ひいては消費者の利益が損なわれるリスクにもつながる恐れがあるため、関連当局による公式見解や実務案例の提示を要望する。

第6章 運輸業

1. 海運

海運政策の特記事項として、2019年6月に更新された2019年版外商投資ネガティブリストにおいて、国際船舶代理業に関する従来の外資規制が撤廃されたことが挙げられる(具体的には交通運輸部により、「外商投資国際海運業管理規定」および「外商独資船務公司設立管理弁法」が廃止されている)。

これは、国際海運業の開放政策の一環として評価されるべきものである。

荷況については、2019年の中国の貿易総額は3年ぶりの減少となる前年比1.0%減の4兆5,753億ドルとなった。輸出は0.5%増とプラスになったものの伸び率は前年から大幅に縮小し、輸入は3年ぶりの減少となる2.8%減となった。このような中国の貿易の伸び悩みは、主として米中貿易摩擦の本格化に伴うものであり、特に米国との貿易は航空貨物・海上貨物とも大幅に減少した。外航海運にとっても2019年は米中貿易摩擦の影響を大きく受ける年となった。

新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響は甚大であり、海運においてもその影響は多岐にわたる。コンテナ船輸送において供給側になるケースが多い中国は他地域に先駆け復旧に努めているが、欧米・アジアといった需要側が混乱を極めており、2020年5月時点では多くのコンテナ船航路で減便を余儀なくされるなど、物流は大きく減少している。中国が需要側となるバルク輸送などでも、今後の影響がどのようなものになるか懸念されている。

以下コンテナ船輸送、バルク輸送の動向を概観する。

コンテナ船輸送の動向

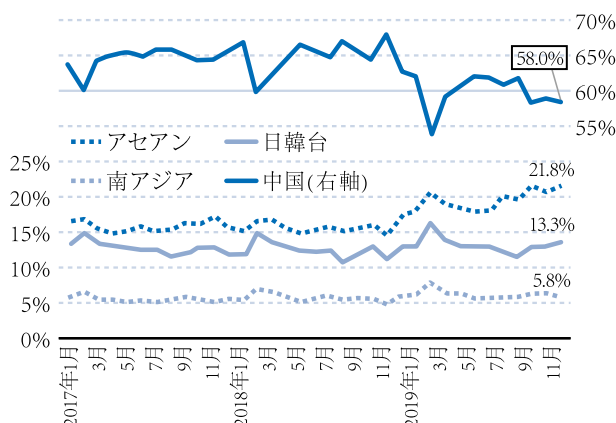
2019年の回顧

米中貿易摩擦によるコンテナ荷動きへの影響は、北米航路だけでなく、欧州航路、日中航路にも及んでいる。以下、航路毎に2019年のコンテナ荷動き状況を振り返ってみた。(注：荷動き量は各統計機関の発表値を基に日本海事センターが取りまとめたもの)

北米航路の荷動き状況(対米国)

東航(アジア発)では、米国による対中制裁関税の影響を受け、2019年は中国出しのシェアが漸減した一方で、ASEAN諸国からの輸出は増加した(図1)。

図1: アジア/米国(東航) 積地シェア推移(国・地域別)



出所: JOC/PIERS

2019年の中国出し貨物(含む香港、以下同様)は前年比9.8%減の1,080万TEUとなった。これは2009年以来となる前年比減少である。これに対し、ASEAN出し貨物は前年比26.1%増となり、東航全体では前年比1.3%減の1,765万TEUとなった。

上記のような増減動向となった背景として、アジアにおける生産地シフトの進行が指摘できる。この点を考察する目的で、2019年におけるアジア出しの国別・品目別積高の変化を整理すると、表1の通りとなっている。

表1: 2019年通年 中国出し主要品目とアジア主要国・地域出し荷動き動向
(上段: 年間TEU、下段: 前年比増減率)

品目	中国	ベトナム	韓国	台湾	インド	その他	アジア合計
①家具・家財道具	1,573,033 ▲18.2%	674,642 37.4%		58,693 26.8%	46,814 10.6%	300,817 18.0%	2,654,000 ▲3.8%
②繊維・その製品	1,139,193 0.7%	226,382 19.3%	32,603 15.9%		165,815 10.8%	442,036 8.7%	2,006,028 5.3%
③一般電気機器	831,954 ▲8.5%	40,465 30.6%	111,925 11.8%			214,153 7.9%	1,198,496 ▲3.3%
④床材などのプラスチック製品	648,956 ▲3.8%	34,603 70.0%	31,065 11.8%	44,963 4.9%		59,930 6.2%	819,516 ▲0.3%
⑤玩具	539,723 ▲1.4%	24,443 38.5%				50,027 7.1%	614,193 0.4%
⑥履物・付属品	335,567 2.3%	129,772 14.2%				74,883 11.0%	540,222 6.1%
⑦パソコン・その周辺機器	139,135 ▲11.9%	70,955 154.2%				153,277 24.2%	345,368 17.1%
その他	5,542,631 ▲10.9%	390,349 33.6%	737,255 6.5%	609,749 7.6%	606,391 9.8%	1,784,632 60.7%	9,471,007 2.8%
合計	10,550,191 ▲9.6%	1,591,611 34.5%	912,847 7.6%	713,404 8.8%	819,020 10.0%	3,061,755 10.1%	17,648,828 ▲1.3%

注: ①③は第3弾対象品目、②⑤⑥⑦は第4弾対象品目に大別できる。

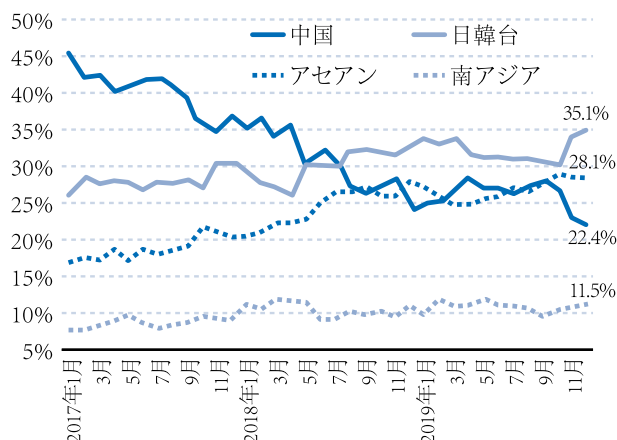
④はどちらかに大別できない。

出所: JOC/PIERS

中国出しは対中制裁関税第3弾対象品目である家具・家電を中心に積高が減少し、夏以降は第4弾対象品目であるパソコン・その周辺機器で大きく減少した。その一方で、ベトナムを中心としたアジアの国々では積高が伸びており、中国からの生産地シフトが顕著となっている。特にベトナムにおける家具やパソコン等の品目の伸びが著しい。

西航（アジア着）では、近年、中国向けのシェアが大幅に減少している。その一方で、ASEAN向けなどのシェアは堅調に増加している。（図2）

図2：米国／アジア（西航）揚地シェア推移（国・地域別）



出所：JOC／PIERS

2019年の中国向け貨物は前年比13.0%減の203万TEUとなった。これは3年連続となる前年比減少である。これに対し、ASEAN向け貨物は前年比26.9%増となり、西航全体では前年比1.2%増の686万TEUとなった。

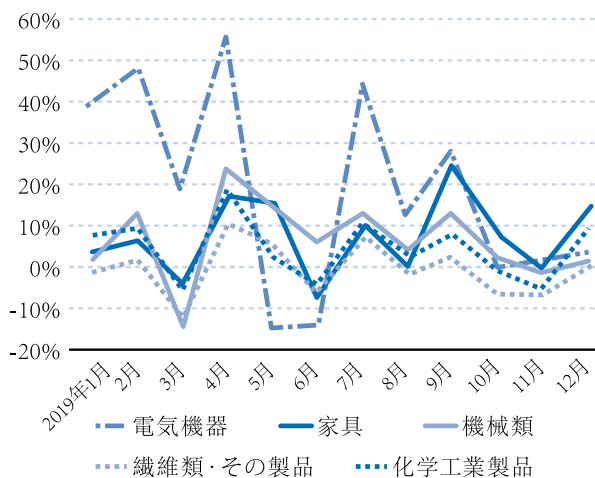
中国向け貨物について品目別の動向を見ると、特に紙類や金属スクラップ、木材などで減少が目立っている。近年、中国では環境保護のため廃棄物の輸入規制が強化されており、これに伴って米国からの紙類（特に古紙）や金属スクラップの輸入は減少傾向にあったが、これに加え、これらの品目は2018年8月に対米制裁関税第2弾の対象になったこともさらなる輸入減の要因となった。また木材は同年9月に対米制裁関税第3弾の対象になっており、それ以降は輸入が激減している。

欧州航路の荷動き状況

西航（アジア発）では、中国出し貨物は前年比3.3%増の1,207万TEUと堅調に伸びた。ASEAN出し貨物は前年比0.9%増にとどまったが、中国出し貨物の伸びが牽引して、西航全体では前年比2.6%増の1,660万TEUとなった。

ここで中国出しの品目動向に目を向けると、電気機器、家具、機械類で増加が目立っている。2019年は前年比で電気機器が14.4%増、家具が7.1%増、機械類が6.0%増となった（図3）。これらの品目は対中制裁関税第3弾の対象であり、中国の輸出企業にとっては米国への販売が従来に比べて難しくなっているため、代わりに欧州向けの販売を強化していることが考えられる。

図3：中国→EUの品目別数量・月次増減率推移（前年同月比）

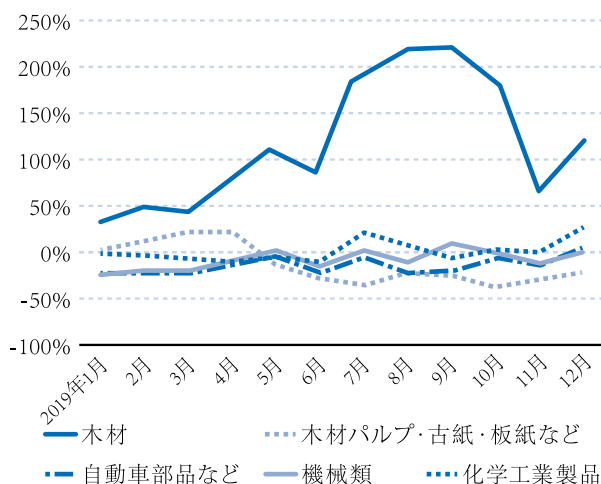


出所：EU貿易統計

東航（アジア着）では、中国向け貨物は前年比9.8%増の441万TEUと大幅に伸びた。ASEAN向け貨物は前年比2.5%増にとどまったが、中国向け貨物の伸びが牽引して、東航全体では前年比6.3%増の813万TEUとなった。

ここで中国向けの品目動向に目を向けると、木材の増加が目立っている。2019年は前年比で2.1倍と倍増となった（図4）。

図4：EU→中国の品目別数量・月次増減率推移（前年同月比）



出所：EU貿易統計

木材は対米制裁関税第3弾の対象であり、中国の輸入企業にとっては米国産木材が割高になっているため、代わりに欧州からの調達を増やしていることが考えられる。

日中航路の荷動き状況

日本出し貨物は前年比13.8%減の972万トン、中国出し貨物は前年比2.6%減の2,150万トンとなった。このうち日本出し貨物では、古紙類を含む「木材パルプ、古紙、板紙など」が36%減と大幅減となり、機械類も14%減となった。古紙類の減少は中国の廃棄物輸入規制の強化が背景にあり、機械類の減少は米中貿易摩擦を受けて中国における生産活動が鈍ったことが反映したと考えられる。

2020年の展望

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延が、世界の経済とコンテナ輸送に大きな影を落とすことになろう。主要航路の輸送量はいずれも前年を下回る数字となることは確実とみられる。

バルク輸送の動向

2019年の回顧

2019年のドライバルク市況は、新造船竣工隻数が解撤を上回ったものの、中国政府による景気刺激策もあり鉄鉱石、石炭および穀物の荷動きが堅調に推移し、大型船を中心に2018年に比し市況は改善した。

大型船の上半期市況は、ブラジル資源大手ヴァーレの鉱山ダム決壊事故や西豪州を襲ったサイクロンの影響による鉄鉱石荷動きの落ち込みにより低迷した。一方、下半期は中国による旺盛な鉄鉱石需要、2020年1月から開始された環境規制に備えた入渠船の増加により市況は回復したものの雨季の早期到来によるブラジル出し鉄鉱石出荷の減速をはじめ主要貨物の荷動きが振るわず、年末にかけ市況は反落した。

中型・小型船の上半期市況は、大型船市況の低迷を受け春先まで低迷したものの、中国向け石炭・南米積み穀物の荷動き増もあり、秋ごろまで堅調に推移したが、年末にかけては中国の石炭輸入規制などもあり下落基調で推移した。

尚、バルカーの新造発注は年後半から回復するとの想定もあったが、マーケットおよび今後の環境規制に対する不透明感もあり、年間を通じて低迷した。

2020年の展望

新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化する前の時点の展望は以下の通りであった。

中国冶金工業計画研究所は、2020年の粗鋼生産量を年比0.7%減の9億8,000万トン（2019年実績、9億9,634万トン）と予測し、輸入鉄鉱石の輸送需要は前年同水準（10億6,900万トン）となることを予想していた。また、昨年の石炭の輸入量は前年比7%増の2億9,667万トンであった。政府は石炭の国内自給率を高める政策を進めていたが、国際価格が国内価格に比して割安な状況であったため、輸入量が大きく減少することはないと見込まれていた。また、穀物に関しては、主要輸入品目である大豆がアフリカ豚コレラの感染拡大により需要に大きな影響を受けたが、昨年の輸入量は8,851万トンと前年と同水準を維持しており、今年は豚肉生産の回復により大豆需要は拡大する見通しであった。

また、船腹需給の面では、本年も解撤量を上回り船腹量が増加することが予想されているが、過去数年の海運不況により新造発注は停滞しており今後需給ギャップは徐々に改善すると予想されていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症ショックが世界経済にかつてない深刻な影響を与えており、海上荷動きに

与える影響を予測することは極めて困難である。足元で歴史的な低迷を記録しているドライバルク市況の回復時期を見通すこともたいへんに難しいと言わざるを得ない。

<建議>

中央政府・地方政府関係部門から公布される海運関連の新規制等については、円滑に対応していくためには十分な準備期間が必要となるため、具体的に詳細な規則・要領等を実施6カ月前までに明示していただけるよう要望する。

2. 空運

2019年の空運事業における航空旅客輸送は日中間の継続的な友好関係の下、前年からの好調を維持し訪日中国人数969万人と過去最高の実績を残した。航空貨物輸送においても米中貿易摩擦の影響も一部あったものの、中国経済の堅調な発展と両国間の強固なサプライチェーンの下、通年としてはほぼ前年同様に推移した。

一方、2020年においては新型コロナウイルス感染症による肺炎の感染拡大と、それに伴う各国政府の出入国管理や検疫の徹底した強化により業務渡航・観光ともに航空旅客需要が急減し、日中間の国際旅客便はほぼ運休という未曾有の危機的状況に陥っている。

国際旅客便の供給が減少する中、中国からの医療品輸出特需等があり、中国政府当局の支援の下、航空貨物輸送は旅客便の貨物室と客室への貨物搭載や貨物便臨時設定等、活発な動きを見せているが、貨物輸送の本格的な回復に向けては中国の生産体制や欧米・日本等の先進国の経済の回復が必須であり、今後の動向に注視が必要である。

日中間の航空輸送供給に関しては、2020年は東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う首都圏空港容量拡大という航空史に残る年であり、両国政府の尽力により日中間には航空権益の大幅な増枠が設定されたものの、航空旅客需要の激減に伴い、3月末の夏期ダイヤからの新規就航地点開設や、既存就航地点への増便はなされていない状況である。

今後の新型コロナウイルス感染症による肺炎の感染状況や各国経済状況の見通しは極めて不透明ではあるが、早期の終息と経済回復を強く願っている。

2019年まで順調に拡大してきた日中間のヒト、モノの往来による経済、文化交流は両国間にとって長期的な視点でも必要不可欠なものであり、日中両国の末長く強固な友好関係の継続と経済の発展のためには空運事業者の役割は極めて重要と自認している。その社会的使命を全うするためにも来るべき回復期に向けて、昨年からの建議事項と今回の新型コロナウイルス感染症による肺炎対応において顕在化した課題を今年の建議事項とし、関係当局においてのご対応をお願い致したい。

2019年の概況および2020年の予測

航空旅客

2019年、中国の航空旅客輸送実績（国内線、国際線合計）は6億5,593万人、前年比7.9%増で4,822万人増加した。そのうち国内線旅客は5億8,568万人で6.9%増、国際線旅客は7,425万人で16.6%増となっており、国際線の航空旅客需要は2018年より大幅に伸長している。（出所：中国民用航空局、特に記載のない限り以下も同様）

2019年は、新型コロナウイルス感染症による肺炎の感染拡大前であり、中国における国際線旅客数が継続的に増加するなかで、訪日ビザ発給要件緩和や消費税免税制度拡充など日本政府によるさまざまな観光振興策を通じ、またイン

ターネットによる日本の文化や観光・食に関する情報拡散などを通じ、引き続き訪日需要が好調に増加していた。

その結果、期中に相次いで発生した日本の自然災害によって一時的な落ち込みは見られたものの、中国からの2019年訪日者数は、全市場で初めて900万人の大台を超え約959万人に達した。これは前年の838万人に比較して14.5%増であった。（出所：日本政府観光局（JNTO））。

2019年においては、前年の勢いが継続して好調に推移し、第3四半期以降、中国系航空会社の首都圏外路線を中心とした供給拡大もあり、訪日旅客数も過去最高実績となったが、2020年の航空旅客の動向については、ひとえに新型コロナウイルス感染症による肺炎の世界的感染の終息にかかっている。感染終息に伴い人々の不安感が拭い去られ、各国政府の入国管理や検疫基準が平常時に戻れば航空旅客需要も徐々に戻り、経済状況の回復に貢献できると期待している。

日中間の航空輸送供給については、2020年は東京オリンピック・パラリンピックに合わせた首都圏空港容量拡大に伴い、日本＝中国間の航空路線も新規開設・増便が計画されていたが、4月時点では新規開設・増便計画を一旦延期せざるを得ない状況である。空運事業は日中間の経済、文化交流の基幹インフラであり、今後の早期回復に向けて建議事項の各種課題について検討をお願い致したいと考えている。

航空貨物

2019年、中国の貨物輸送実績は753万トンと前年比2.0%増であった。内訳は国内貨物（香港、マカオ、台北路線含む）が511万トンで前年比3.2%増、国際貨物は242万トンで前年比0.3%減であった。

2019年の国際貨物輸送は、年初からの米中貿易摩擦の影響に伴う中国経済の停滞等から、昨年実績をわずかながら下回る結果となった。製造業における生産や投資抑制等、市場が米中貿易摩擦の行方を静観する中で、特に中国発北米向けの航空貨物量が前年を下回ったことが主な要因である。

一方で、中国の地方都市からの新規国際線旅客便の就航や、鄭州・武漢・長沙・合肥・済南・天津などの都市からの貨物チャーター便運航は2019年も継続し、さらに、Eコマース市場の拡大や国際宅配便の急成長を背景に、中国宅配企業関連の貨物航空会社（順豊航空や圓通航空など）による国際線進出も拡大しており、国際貨物の獲得競争は今後激しさを増すと想定される。

2020年においては、旅客需要急減に伴う運休により航空貨物供給スペースの急減に加え足元の医療品関連特需で好調に推移しているが、これは一時的なものとしており、今後の航空便再開に伴う供給増となる時期には中国のみならず欧米、日本等の経済回復が伴うことが貨物輸送の本格的な回復には必須であり、今後の経済動向の注視が必要である。

今後の展望・課題

空運事業における今後の展望は、ひとえに新型コロナウイルス感染症による肺炎の感染終息にかかっており、一日も早い終息を強く願っている。終息により日中両国国民の移動に関する不安感が減少し、各国政府の入国管理や検疫強化の撤廃がなされれば、経済や文化交流等の本格的回復に向けて、空運事業の役割は非常に重要な位置付けとなるものと認識している。

そうしたなか、来るべき回復期に向けて、空運業界においても着実な準備を行う所存であり、関係当局においても昨年の本白書にて掲げた建議事項についての検討を引き続きお願いしたい。具体的には、空域の有効活用や新規航空路の設定などを通じた航空路混雑の改善が必要不可欠であり、今後、航空輸送サービスの質を向上させながら持続的な発展につなげられるよう、空港施設の拡充とともに本課題への早期対応をお願いしたい。また、混雑空港におけるスロット配分や運用基準の透明化、および利用者利便性向上につなげるための空港建設計画の情報開示については、乗り入れ航空会社にとって事業運営上極めて重要な課題であり、今後も前広な情報開示を求めたい。

加えて、今回の新型コロナウイルス感染症による肺炎に伴う各種対応を実施した際に顕在化した課題についても今年度新たに追加した。具体的には、通達発行時の十分な情報開示と現場運用における責任の明確化等である。極めて混乱をきたした時期の対応であり、やむを得なかったところは十分認識しているものの、今後、緊急事態における政府指示に対して空運事業者が的確かつ迅速に指示内容を実行するためにも上述の課題に関する改善は必須と考えている。官民双方が協力し、最大の政策効果を発揮するという意味において新規課題に対する検討もお願い致したい。

現下の未曾有の危機的な状況を官民一体となって乗り越え、日中間のヒト・モノの往来の回復と、両国の友好関係や経済のさらなる発展に向けて、空運事業としても全力で取り組む所存である。

<建議>

①混雑空港におけるスロット配分、運用について

中国内の主要な空港は全て混雑している状況にあるが、その空港のスロット配分において、スロット前年使用実績の通知やスロットの交換、回答期限の設定など、引き続きIATAルールの正確な適用を要望する。また、各主要空港のスロット規制値や時間帯別の混雑状況、およびローカルルールを含めた運用状況を分かりやすく公平に公開し、透明性ある運用を要望する。

②各種空港料金の見直し

2008年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正を要望する。

- ・PSC（Passenger Service Charge）の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
- ・TNC（Terminal Navigation Charge）を発着毎1回の請求にすること。
- ・着陸料に附加されるサーチャージ（着陸料の10%上限）の廃止。

③中国人社員の雇用形態変更

外国航空会社は現地法人化できず、「駐在員事務所」として登記しているために、中国人社員を直接雇用はできず、国家認定の人材派遣会社経由にしなければならない。この状況では実質的な雇用責任を企業が負う一方で、社員のロイヤリティ確保が難しく、人材力を最大限に活かした事業運営ができない。結果として中国人社員の育成やマネジメント登用等において障害となるため、中長期的に見て当該企業のみならず社員本人、そして中国社会としてもマイナス面が大きい。外国航空会社が直接社員を雇用できるよう変更を要望する。

④中国発着便の管制事由による出発遅れの改善

2017年7月より、空港・航空会社の月次定時性実績が公表されるようになり、また一部空港では管制運用が見直される等、定時性向上に向けた取り組みが加速し、一定の効果が表れている。しかしながら、管制事由による航空便の遅れが常態化している空港も引き続き存在しており、利用者の利便性を損ねている。そのため、空域の有効活用や新規航空路の設定により、遅延幅そのものを少なくする取り組みに加え、遅延が発生した場合においては、ATM（航空交通管理/Air Traffic Management）やA-CDM（空港における協調的意思決定/Airport-Collaborative Decision-Making）等のさらなる活用とその精度向上による抜本的な対策を可及的速やかに実行するよう要望する。例えば、悪天時には、管制より同一方面行きの便は一律で出発を制限されるところ、A-CDMの観点から、遅延の理由を明確にしつつ、運航可能と判断した運航者（航空会社）には出発許可を出す運用を行う、あるいは標準航空路以外の使用リクエストを柔軟に受け付けるなど、各社の方針も反映できる仕組みを設けることにより、遅延便数や混雑自体の緩和に繋がるものと思料する。

⑤空港建設計画に関する情報提供

成都新空港、大連新空港、アモイ新空港など新規開港やターミナルビルの増改築、北京首都空港の滑走路の増設などの情報について、今後も外国航空会社に対し、十分な開示を要望する。

⑥中国国内不定期便運航認可手続の改善について

就航便座席数の制約や用機者のニーズによって、不定期便運航の必要性が生じることが少なからずある。しかしながら、不定期便を申請しても運航直前まで認可をいただけない状況となっており、万が一認可が下りなかった場合には利用客に多大な迷惑をおかけするリスクを抱えている。遅くとも運航月前月には認可可否を通知いただけるよう要望する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止期間などの緊急時については、承認期間のさらなる短縮など、柔軟な対応を継続していただくよう要望する。

⑦空港安全検査時間の短縮

空港や時期にもよるが、旅客安全検査に時間を要する状況が発生している。利用客のストレス・定時運航の観点から検査ブースを増設するなどの適切な対処を要望する。

⑧空港制限区域内立ち入り証交付手続の迅速化

主要な一部空港においては、空港制限区域内立ち入り許可証を取得するために申請から発行まで時間を要するとともに、制限区域への立ち入り経路および場所に制限を受ける場合がある。新入社員や転入者が、着任後すぐに空港業務実務につくことができるよう交付手続の迅速化を要望する。

⑨外国商業航空運送事業者業務に関する承認期間の短縮

CCAR-129（CHINA OPESPEC）の申請承認手続については、FSOP（Flight Standards Oversight Program）システムの導入によってWeb上での対応が可能となり、また2017年度は項目が再編され、以前より簡素化・効率化が進んできている一方、承認に必要な期間として20営業日が定められているが、申請承認手続の簡素化を通じ、承認期間の短縮を要望する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止期間などの緊急時については、承認期間のさらなる短縮など、柔軟な対応を継続していただくよう要望する。

⑩外国航空会社が中国空港に配置する整備工具の保税扱いについて

外国航空会社が所有している航空機工具については、関税を支払い、内貨品としての保管が義務付けられている空港が多い。航空機工具は空港エリア限定で、外国籍航空機への部品装着の利用に限られていること、また非常に高価なものも多いため、保税扱いにできるよう要望する。

⑪外国航空会社が中国空港保税庫に保管する航空機部品の期限廃止について

外国航空会社が一部の中国空港保税庫に保管している航空機部品については、同一部品の保税庫保管期限が2年に限定されている（所謂2年ルール）。このため、当該空港に保管している部品は2年おきに入れ替えを実施せざるを得ず、それに伴う諸費用と煩雑な作業が生じている。一方、既に当該ルールが廃止されている空港もあり、中国空港全てにおける当該ルールの廃止を要望する。

⑫整備不具合で地上に駐機中の航空機に対する緊急通関の実施について

航空機の不具合を修復するため、緊急的に本国より送付される部品・工具の通関については、現状として数日を要している場合がある。短時間で修復可能な不具合についても、作業完了までに相当な時間が掛かっているケースが見受けられるため、諸外国と同様、航空機の不具合による部品等の送付については、短時間での緊急通関を可能とするとともに、中国各空港にて統一的な運用を行うよう要望する。

⑬通達発行時の十分な情報開示と現場運用における責任の明確化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政官民が協力し徹底阻止に向けあらゆる策を講じることは重要なことであり、民間企業として各種通達を順守する責務は十分に理解しているところである。しかしながら、感染拡大初期においては、現場当局からの通達については殆どSNSでのチャット機能が用いられ正式書面の開示や標準的なガイドラインが明示されないこともあった。通達発行後、対応までの時間的な猶予が設定されないケースは現時点でも継続している。また、現場責任者の判断により指示が異なる場合や、明らかに企業の役割を越えた指示を強いられる場合もあり、企業と現場で働く従業員の負担、特に新型コロナウイルス感染症対応では安全面が脅かされる場面もあった。通達にあたっては十分に時間的余裕を持って発行すること、発行にあたっては情報開示と書面での正式通知、加えて現場当局の運用責任の明確化を要望する。

⑭新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止期間中の費用減免

現在、中国民用航空局（CAAC）より運航継続便に対して、補助金支援、着陸料10%減免、駐機料免除、航路費10%減免などの施策を実施しているが、航空会社にとって空港の賃料も費用に占める割合が極めて高いため、現行支援施策に加えて、カウンター賃料・オフィス賃料など「非航空性費用」もぜひ減免していただくよう要望する。

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

2019年の中国のGDP成長率は前年比で6.1%と、2018年(6.7%)から減速したものの、自動車販売の不調や米中貿易摩擦の激化といった逆風の中で底堅く成長した。社会消費品小売総額は前年比8.0%増となった。最終消費支出の対GDP寄与度は3.5ポイントであり、消費が経済の牽引役を果たした。2020年は、新型コロナウイルス感染症対応のため、全国的に移動制限などの社会隔離政策が取られ、経済活動が停滞した。2020年第1四半期のGDPは前年同期比6.8%減、小売売上は同19.0%減と歴史的な減速となり、卸売業界も大きな影響を受けた。新型コロナウイルス感染症流行の縮小を受け、国内では経済活動の正常化が進んでいるが、国際物流の遅延が生じるなど、5月現在、なお一部で影響が残っている。

表：GDPおよび社会消費品小売総額の推移

暦年	2017年	2018年	2019年
実質GDP成長率(%)	6.9	6.7	6.1
最終消費支出の寄与度(ポイント)	4.0	4.4	3.5
総固定資本形成の寄与度(ポイント)	2.6	2.8	1.9
純輸出の寄与度(ポイント)	0.3	△0.5	0.7
社会消費品小売総額(兆元)	36.7	38.1	41.1
前年比伸び率(%)	10.2	9.0	8.0

出所：国家統計局

中国の卸売業界の歴史を振り返ると、1978年の改革開放以前に、1級卸(中央の部局・専業公司)、2級卸(省レベルの専業公司)、3級卸(市・県レベルの専業公司)の3段階に分けられ、地域別・商品別に国家が管理する配給システムが整備された。その後の改革開放政策により、国有卸売企業の3段階の統廃合や私営企業の新規参入などが進んだ。さらに1990年代後半には「外商投資商業企業試点弁法」により、条件付きながら外資の参入が認められるようになった。

中国がWTO加盟を遂げた後、2004年6月に「外商投資商業分野管理弁法」(商務部令「2004」第8号)が施行され、外資参入が原則自由になるなど、業界を取り巻く環境は大きく変化してきている。中国の卸売企業の代表的な機能には、①物流機能(在庫・配送)、②金融機能(資金負担・与信管理)、③市場分析・予測、販路開拓などの情報機能がある。これまでのところ、メーカーの販売代理権を得て地域に特化した販売網を持つ形態が多い。流通事業者においては、取扱商品の規模や幅の拡大、グローバル化への対応、効率的な運営、小売企業のチェーン化への対応、ECや新小売への対応など対処すべき課題があり、ビジネスモデルの転換が引き続き必要となっている。

卸売業の展望

中国経済は内需主導型へと構造転換が進んでおり、2019年の輸出依存度(=輸出/GDP)は17.3%と韓国の約半分の水準となっている。中国政府は近年、内需の拡大において消費の基礎的役割を強化させる方針の下、各政府部門や地方政府に対し、消費の高度化と拡大に向けた政策支援を強めるよう指示している。こうした支援には、EC・宅配インフラの健全な発展の促進、消費者の権利・利益を侵害している各種行為に対する取り締まりの強化、民間による医療・介護・教育・文化・スポーツ関連のサービス供給拡大の支援などが含まれる。

2020年3月28日には国家発展改革委員会など23部局が連名で「消費の拡大と質の向上を促進し、強大な国内市場の形成を加速させることに関する実施意見」を公布した。市場供給、消費高度化、消費ネットワーク、消費エコシステム、消費環境、消費能力の6方面から消費の量・質を向上させ、国内市場の強大化を図る。具体的には、休日・夜間消費の拡大支援、5Gインフラの整備加速による新しいビジネスモデルの普及促進、低～中所得層の消費能力の増強などの施策に力点を置く。このほか「意見」は、輸入商品の供給を改善させる方針も示している。例えば国際ブランドに対し、新製品の販売をグローバルで最初に行う(あるいは他国市場と同時に)よう推奨するなど、中国人が国外で行っている消費の需要の取り込みを図る。卸売業界は新たな成長の機会として、政策の後押しを受けた事業環境変化への対応が求められている。

卸売業の問題点

日系企業として直面している問題点について、以下に触れたい。

業界管理

流通業界全体の健全な発展のためには、メーカー、卸売・流通業者、小売業者が相互に協力しあい、サプライチェーンを強化していく必要がある。しかしながら、違法行為者による信用性失墜やコンプライアンス遵守の妨害となる事例、取引条件における公平性の欠如と見られる事例が継続して生じている。公正かつ公平でオープンな市場を形成し、また一方で同業界に携わる業者が安心・安全な取引を継続的に行える業界秩序を守っていくことが肝要である。

政策支援

消費者の嗜好の多様化、安心・安全への意識の高まりなど、消費者ニーズの変化には流通業界としてきめ細かく対応していかなければならない。またネット販売事業が益々拡大傾向にある環境下、小売業のみならず卸売業もそれに対応していく必要がある。業界状況を詳細かつ正確に把握するための統計指標やそれらを公開していくシステムなど、ソフト面での支援がまだ不足している。また、低温物流体制の構築と普及、資源面での無駄の排除、統一した流通規範の整備、環境保護面での指導は政策として継続支援していくことが必要である。

許認可

経営範囲や通行証などの許認可においては、これまでも手続の遅さ、地域や窓口担当者による対応の差異を問題点として挙げており、引き続き手続の簡素化など短縮に向けた改善、並びに許認可の公平性・透明性を求めたい。

<建議>

①経営範囲拡大手続の改善

取扱品目の拡充は、卸売業者にとって不可欠であり、かつバリューチェーンの強化にも寄与するものであるが、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続に想定以上の時間や手間を要する点や地方によって対応にばらつきがある点につき、引き続き改善を要望する。

②違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンス意識が低く、ルールを守っている企業の競争力低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する事例、3) 發票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する事例など。また卸売業者が「夜逃げ」し、取引先である日本の投資企業が、本来卸売業者が支払うべき増値税の支払要求を関係当局から受けたケースがあった。健全な業界発展のために、関係当局による違法業者の取り締まり強化とトラブルに巻き込まれた企業への合理的な対応を要望する。

③小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援

優越的な地位を乱用した小売業者による不当な費用請求や小売業者側の販売不振による支払遅延、一方的な返品等の問題が継続して生じている。

「小売業者と供給業者の公平なる取引に関す

る管理弁法」(2006年11月)や「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」(2011年12月公布)などの法令・措置に基づき取り締まりが行われているが、不平等な商行為はなお続いている。瑕疵のない商品の一方的な返品の問題に加え、小売業者が返品税務手続に協力してくれずに卸売業者側で増値税控除不能による損失が発生するケースが多々ある。また不当返品を巡っては、小売業者が適正な出荷・受領の情報管理システムを導入していなかったことが原因のケースもあった。公平かつ健全な取引の浸透と業界の発展に向け、下記のような改善を関係当局・協会に要望する。

- ・諸外国の公正取引監督管理部門のように、統一的に管理し、日常的に相談ができる政府窓口の設置。
- ・小売業者から卸売業者に対する支払遅延や一方的な返品等の不正取引を取り締まる法令の整備。

④公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配送に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスムーズな配送が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模・交通渋滞・環境問題などを理由に通行証の発行を認めないなどのケースがある。また、運送業者が通行規制に抵触した際、当該業者ではなく、荷主である日本の投資企業が関係当局から罰則を科されたケースもあった。通行証の発行や罰則の適用に関する公平かつ透明な基準を制定し運用していただくよう要望する。

⑤低温物流発展のための人的支援

中国の生鮮品販売の拡大、消費者の安全意識の高まりへの対応、また農村振興の観点からも低温物流の発展加速が急がれる。低温倉庫・配送車両などハード面は整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で温度管理が途切れる問題がある。ドライバーが燃費を気にして必要以上にエンジンを切る、小売店の受け入れ体制不備により長時間の荷卸し待ちが発生する、といった状況によるもの。については、各流通段階に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定などの人的支援制度の整備を要望する。

⑥「不正競争防止法」の適切な運用および監督管理・取り締まり実施

2017年11月に「不正競争防止法」が施行後24年を経て初めて大幅に改正されたうえ、

2019年4月23日にはさらなる改正が行われた。これらの改正により不正競争行為に対する処罰が加重され、これまで一部大手量販店チェーンや小売CVSチェーンにて商習慣化されてきたリスティングフィーが撤廃されるといった状況改善が期待される。また「不正競争防止法」により卸売業のサプライチェーン・マーチャンダイジングの強化・促進、健全な業界発展のために違法業者に対する取り締まりの強化・実施を要望する。

⑦非常事態下での円滑な貿易物流の維持

新型コロナウイルス感染症流行による国際郵便、国際宅配便（クーリエ）の機能低下のため、日本の卸売企業において、中国で取扱予定だった商品サンプルの輸入が大幅に遅延したケースがあった。個人向け越境EC小口荷物の国際輸送は行われており、一部企業はこれを使って商業用サンプルを得ていたが、上記ケースの卸売企業はこれが法的にグレーであると判断し、時間のかかる通常通関で輸入した。ある程度の遅延が生じることはやむを得ないが、非常時においてこそ、全ての企業にとって公平・公正な経済活動が守られるよう、政策による円滑な貿易物流の維持を要望する。

2. 小売業

オンラインもオフラインも質的強化への投資が進む

中国の2019年の小売総額（社会消費品小売総額）は約41兆円まで増加したものの、前年からの伸び率は8.0%と成長スピードの鈍化傾向が続いている。百貨店・商業施設などの大型業態が苦戦し、コンビニ等の小型業態やEC市場が業界をけん引する構図は変わらないものの、業態内でも成長を維持する企業と苦戦が続く企業の二極化が起きている。絶え間ないリテール・イノベーションへの挑戦に加え、商品企画やサプライチェーンなど小売業の質的強化に力を入れている企業が急成長を遂げている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、今後ますます質的強化への投資が進むであろう。

安定成長を期待される消費市場

中国の2019年実質GDP成長率が6.1%と前年成長率（6.6%）を下回り、中国消費市場（社会消費品小売総額）も約41兆1,000億元、前年比8.0%増と前年より1ポイント下落となった。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2020年1～2月、3月の中国消費市場は前年同期（月）比でそれぞれ20.5%減、15.8%減と大幅なマイナスに転落するなど厳しい市場環境となっている。それでも、食品・飲料、日用品などの生活必需品の成長は維持され、かつ2020年は中国の「全面的な小康社会の建設」の目標達成年に相当するため、消費への刺激、減税措置、ビジネス環境の改善、投資優遇等の政策公布が期待される。

EC市場が引き続き小売市場全体を牽引

中国小売市場全体は、依然として消費市場の成長を支える存在になりきれていない。中国商務部が監察する5,000社の重点小売企業（百貨店、スーパー、専門店など）の売上成長率は、2018年ベースで2.4%となり、2017年（4.8%）と比べても2.4ポイント悪化している。業態別では、大型業態の低迷が継続している。中国連鎖経営協会の報告によると、2018年のチェーンストアランキング上位100社にランクされる大型スーパーの平均売上高成長率は前年比2.5%にとどまり、坪効率も前年比8.0%減と苦戦が続いている。百貨店の2018年上位100社の売上成長率は前年比3.5%となり、一時期のマイナス成長からは脱したものの、いまだ模索が続いている。実店舗業態で高い成長を維持しているのは小型業態の代表格であるコンビニエンスストアで、上位100社の売上成長率は21.1%となった。しかしながら、投資ファンドからの積極的な投資も一巡し、低迷する企業も出てきたことから今後の成長が盤石であるとは言い切れない。

一方、インターネット通販（以下、EC）は、成長率こそ下がってきているものの、規模の拡大は続いている。中国国家统计局の発表によると、2019年のEC化率（EC市場/社会消費品小売総額）は20.7%（実物販売額ベース）と2018年（18.4%）からさらにECへのシフトが進んでいる。消費者のEC利用の

動きは衰えることなく増加し続け、2019年1月に実施された「電子商務法」によって法整備も進んだことから、今後も小売市場全体を牽引する存在であることは変わらない。

EC事業者を中心とした新小売業態のチャレンジが加速

中国商業連合会が発表している中国小売業ランキングによれば、2018年のTop20に、EC事業者が4社ランクインし、他の実店舗を主力とする伝統的小売事業者より高い成長率を示している。2015年に設立され、ソーシャル型共同購入モデルで地方消費者を中心に支持を集めたECプラットフォーム拼多多など新興企業の急成長も続いている。また、大手EC事業者に加え、蘇寧易購集団など伝統的小売事業者もチャレンジする新小売業態は、成長期を迎えている。アリババグループが投資している生鮮O2O（Online to Offline）のコンセプト店「盒馬鮮生」は、2016年1月のオープンから2018年12月までの3年間で149店舗まで拡大し、すでに中国の大手スーパーの一社となった。近年は出店スピードこそこれまでの勢いは見られないものの、伝統的市場を模した住宅立地向けの業態「盒馬菜市」、郊外や地方都市向けの中小型業態「盒馬mini」、都市部で盒馬鮮生の配送圏外の生活者向けの配送専門業態「盒馬小站」など、派生業態を相次いで出店している。近年は成長する企業と低迷する企業の二極化が進んでおり、これまでの店舗形態や取り組みにしがみつくとなく、新しいモデルにチャレンジし続けることが求められている。

商品企画力やサプライチェーン力などの質的強化が進む

新小売へのチャレンジが継続する一方で、課題も多くみられる。典型例が、無人コンビニ業態である。キャッシュレス決済や顔認証などのテクノロジーを駆使したローコストオペレーションで参入が相次いだが、現在は閉店も増加し、停滞している。原因は、アイテム数不足や商品入れ替わりの少なさなどから消費者の満足を得られず、想定以上に売上高を上げられず、廃棄率も高くなったためである。テクノロジーを駆使した新業態提案や、消費者行動のビッグデータ化のためのサービス業への投資拡大は続く一方、商品面やサプライチェーン面などの質的強化に動く企業も増えてきている。前述の盒馬鮮生も鮮度管理・鮮度アピールに関する投資を絶えず行っている。盒馬鮮生の独自生鮮ブランド「日日鮮」は、曜日ごとにパッケージを変更し、毎日鮮度の高い野菜を販売していることをアピールしている。その背景には、生産地からの直接仕入れやコールドチェーン強化など質的強化に向けた投資を積極化していることが挙げられる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で消費者の安全・安心指向が高まる中、このような品質を重視した運営が今後ますます求められるようになるであろう。

表：中国小売業ランキング（単位：億元）

	企業名	2018年 販売額	2017年 販売額	前年比 伸び率 (%)
1	天猫	24,520	20,186	21.0
2	京東	16,769	12,945	30.0
3	拼多多	4,716	—	—
4	蘇寧易購集團	3,367	2,433	38.0
5	大商集團	3,002	2,808	7.0
6	国美電器	1,381	1,925	△28.0
7	華潤万家	1,012	1,036	△2.0
8	康成投資（中国）（大潤發）	959	954	1.0
9	唯品会	845	728	16.0
10	ウォルマート（中国）投資	804	802	0.0
11	永輝超市	767	653	17.0
12	重慶商社（集團）	674	582	16.0
13	合肥百貨大樓集團	509	461	10.0
14	聯華超市	492	564	△13.0
15	物美控股集團	483	474	2.0
16	カルフル（中国）管理諮詢服務	474	497	△5.0
17	長春歐重集團	453	424	7.0
18	步步高集團	390	370	5.0
19	武漢武商集團	383	375	2.0
20	銀座集團	374	350	7.0

出所：中国商業連合会

中国小売業界の課題

新業態・新サービスへの絶え間ないチャレンジ

インターネット先進国となった中国の小売業界は、すでに他国とは全く異なる独自の発展ステージに入ったといっている。特にITを駆使したサービスは、大手オンライン事業者やスタートアップ企業を中心にさまざまな業態・サービスが提案されている。無人コンビニなど思うように確立できてない業態もあるが、チャレンジすることが常態化している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、実店舗においてもライブ中継等を活用してオンライン経由での商品説明・販売を行うことが急拡大した。業態や外資・内資問わず、新業態・新サービスへのチャレンジなしに中国小売市場での成長はありえない。

商品企画力の向上

オンライン・オフライン問わず、商品による差別化は今後ますます重要になるであろう。特に、実店舗においては、既存店売上の改善、特に面積生産性の根本的な改善は見られていない。人件費高騰など外部環境も厳しいため、商品にいかに関与の価値を付けられるかがカギである。EC事業者においても、収集した消費者データを販売・マーケティング面だけでなく、独自の商品企画強化に活用する動きが一般化している。また、海外旅行者の増加や越境EC市場の拡大は継続しており、輸入品の取り扱い強化による差別化も今後重要となるであろう。

サプライチェーンの強化

小売業を支えるサプライチェーン強化は、今後ますます重視されるようになっていく。前述の生産者からの直接仕入れやコールドチェーンの整備などのサプライチェーンへの投資

に加え、ラストワンマイルまで含めたサプライチェーン強化・効率化の新しい仕組みも生まれている。零流通、新通路など、EC事業者が大規模投資して整備した物流網・販売網を生かした中小小売店向けの調達プラットフォームが、ここ数年で急拡大した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、盒馬鮮生は外食産業の従業員を一時的に受け入れ、自社の配達員不足を補う、いわゆる「従業員シェアリング」を行い、人手不足の解消につなげた。このようなサプライチェーン強化に向けた新たな取り組みは今後の業界発展に欠かせない要素となりつつある。

<建議>

①内資企業・外資企業の平等性の確保

中国経済は量的拡大から質的向上へ産業構造の変化が促され、小売業も、数量や価格の競争から、品質・安全の重視、技術革新による需要の喚起に重点が変化している。こうした構造変化への対応に際し、透明性が高く統一的な、ルール化された市場の確立が望まれる。小売業全体に対する行政による各種規制について、先行して外資企業に対して施行される場合がある。内資企業と外資企業が平等な環境で競争できる市場の確立が必要である。外資企業の合法的権益保護、知財保護を高度に重視し、内資企業・外資企業を平等に扱うことを要望する。

②チルド即食食品の審査基準の緩和と統一

チルド商品の保管条件はGBで定められているが、ハムは0～4℃、カット野菜は1～5℃とレンジが狭く、商品特性を考慮しても10℃以下程度に緩和した方が、より美味しい状態で商品提供ができる。一部チルド商品の保管条件の10℃未満への緩和を認めていただくよう要望する。また、こうしたチルド即食食品については北京市・天津市で審査基準が示されているが、未だ他地区ではそれぞれの地区で解釈が異なり、対応が統一されていない。中国各地で統一した対応を要望する。さらに、食品生産許可管理弁法の施行により、一企業につき複数食品の生産が認められたと理解しているが、実際の許可申請時には複数食品の生産は認められなかった。法令に準拠した運用の徹底を要望する。

③食品生産許可証と食品安全国家基準食品添加物使用基準（GB2760-2014）の食品分類の不整合について

生産許可証32分類は旧国家食品薬品監督管理総局から公布された規定であり、食品安全国家基準食品添加物使用基準（GB2760-2014）食品分類は旧国家衛生計画生育委員会から公布された規定のため、両分類の整合

性が取れていない部分がある。規定を厳守するため、新たに組織された国家市場監督管理総局と国家衛生健康委員会の業務機能範囲を調整することにより、両分類の整合性について統一していただくよう要望する。

④バーコード規制の緩和

近代的なコンビニエンスストアシステムではオリジナル商品において提携工場、配送センター、店舗を包含したスキームで成り立っている。個々の商品のバーコードには配送タイミングなどの情報も必要であり、スキーム内ではインストアバーコードの使用が必要である。20～29番のインストアバーコードの運用緩和を要望する。

⑤タバコ、薬、書籍等の取扱制限

2019年8月に公布された「流通発展の加速による商業消費の促進に関する意見（国弁発[2019]42号）」において、コンビニエンスストアにおけるタバコ、乙類非処方医薬品経営許認可手続の簡素化を試行することが盛り込まれた。コンビニチェーンの発展加速の観点から歓迎される内容だが、より消費者の利便性を高めるため、コンビニチェーン以外の外資企業に対しても、タバコ、薬、書籍等の取扱制限を緩和し、内資企業と同等の扱いとしていただくよう要望する。

⑥介護用品の取り扱いに関する規制

介護用品（主に、「医療機械分類目録」第一類・第二類に属する機器）の取り扱いについて、地域によっては、売場の最小面積について制限があると同時に、薬売場を併設した販売形態を取らなければならないと指導されるケースがある。薬局は他の薬局と直線距離で350メートル以上離れていなければ出店が許可されないため、薬売場との併設規制により、介護用品の取扱いは非常に困難になっている。高齢者の増加が進む社会変化に対応するためにも、介護用品を個別に買い求められる環境を整備していただきたい。介護用品と薬の販売併設に対する規制および、売場の面積制限に関する規制の撤廃を要望する。

⑦コンビニエンスストアでの食品加温販売許可

都市近代化により中国の伝統的なファストフード店が衛生・安全面から減少している中で、コンビニエンスストアはファストフード、おでん、包子などを安心・安全に提供し、近代的な社会インフラとして民生の向上に貢献している。これらの商品は加工された商品を加温して提供するものであるが、コンビニエンスストアでの食品加温販売を可能にするには、これを飲食サービス業として規制するのではなくて、食品流通業として認める

必要がある。2015年10月1日より「食品経営許可管理弁法」（2017年11月17日に最新改訂）が施行されたが、中国各地で対応が統一されておらず、例えば北京市では区毎に対応が異なるため区によっては取り扱えない商品がある。中国各地でファストフード、おでん、包子などの許認可が統一された対応となるよう、細則等の策定を要望する。

⑧賃貸借契約に関する法律整備

中国では日本の借地借家法に準ずる法律、法整備がなされておらず、賃借人の立場が非常に弱くなっている。例えば賃貸借契約期間が短いため短期で収益を見込まなければならず、契約更新では、新たな賃貸借条件の合意ができなければ即撤退しなければならないため、中・長期で賃借人の収益を見込むことができない。第三次産業の発展を促進するためにも商業物件賃借人の権利保全を図る法整備を速やかに行うことを要望する。

⑨輸入手続

日本からの輸入に関して、福島第一原子力発電所の事故以降、通関、衛生許可の取得に時間を要している（1カ月半～2カ月）。以前の1.5～2倍の時間がかかるため、時間の短縮を要望する。

⑩公平性

公平・平等の原則に基づき、内資系や外資系といった企業の資本関係、企業の規模（大型企業、個人営業など）によって、政府は異なる基準で管理するのではなく、同一基準で管理いただくよう要望する。

⑪増値税の一括納税

加盟店増値税の本部一括納付に関する政策がない状況である。加盟店増値税の本部での一括納付という、企業にとっても税務機関にとっても効率がよい制度を許可いただきたく、法令の改善を要望する。

⑫外国人就労許可証手続

→第2部第5章労務(1)出入国関連を参照。

⑬模倣品の販売

正規商品ではない商品が多く販売されている。商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知りながら販売をする業者に対する処罰を強化し、市場に流通する違法・規則違反の商品を取り締まっていただきたい。また、それら業者に対して正しい税金の徴収も行い公平な競争環境の確立を要望する。

⑭10都県産の商品に関する輸入制限の解除

2011年3月11日に発生した東日本大震災に

伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、日本からの輸入食品は、10都県産の多くの品目で事実上の輸入禁止となったままである。事故から8年以上が経過し、放射能が残留するリスクが極めて低いことが、多くの商材に対して科学的に証明されている。安全性に関する公的機関の証明が得られ、日本国内でも問題なく流通消費がなされている商品については、順次、輸入制限を解除するよう要望する。

⑮ 就業制度

一般従業員の就業制度は総合労働時間制や不定時労働制を採用しているが、許可制となっている。産業構造が大きく変化する中、小売業における従業員の働き方に対しても多様な選択が可能となることが望ましい。従業員の就業制度は許可制ではなく、届出制もしくは企業の裁量での運用を認めるよう要望する。

第8章 金融・保険業

1. 銀行

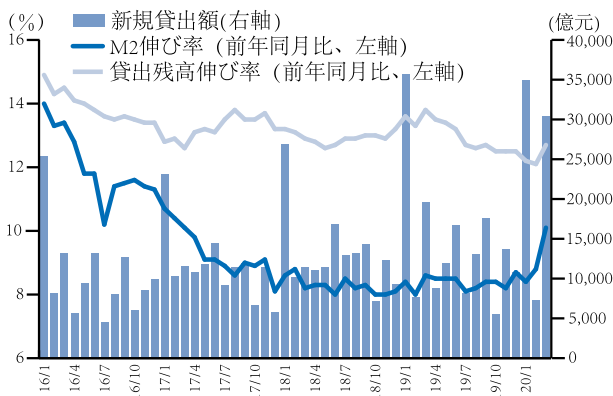
2019年、中国の金融業は資産と利益がともに堅調に増加し、不良債権の増加ペースも落ちついた。銀行の資本性証券の発行に関する規制緩和や、中小銀行への資本支援の実施など、金融システムの安定性向上に向けた取り組みが進められたほか、新LPRの導入や債券引受ライセンスA類の外資系銀行への解禁など、金利市場化改革や金融業の対外開放についても具体的な進展が見られた。2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う企業活動の停滞等により、一定の経済減速が予想されている。金融機関の業績については、こうした経済鈍化や経済対策としてのさらなる金融緩和策の実施を背景に、景気の下押し圧力の増大が懸念される。また、これまで注力してきた金融リスクの防止・解消にかかわる取り組みも、一時的にスピードダウンする可能性がある。

銀行業の経営状況

2019年は、前年に引き続き「穏健な金融政策」という方針が維持され、1、9月には全行を対象とした預金準備率の引き下げが実施された。また、民営企業・零細企業の資金繰りを支援する観点から、対象行を限定した預金準備率の引き下げや新たな資金供給ツール（TMLF）などを通じた流動性の供給が行われた。もっとも、人民銀行は、過剰債務や資産バブルを助長する可能性や、米国の中国通貨政策に対する指摘、消費者物価指数（CPI）の上昇なども踏まえて、「景気浮揚を目的とした過度な金融緩和を行わない」とのスタンスを維持した。

マネーサプライ（M2）の伸び率は前年比8.7%と、2018年（同8.1%）と比べてわずかに加速した。2019年5月17日に公表された「第1四半期貨幣政策執行報告書」において示された通り、デレバレッジの推進路線は維持されている一方、民営企業・零細企業を中心とする実体経済向けの金融面での支援は強化されており、2019年末の貸出残高は前年比12.5%増加した。年間貸出実行額は16兆8,834億元と、前年に比べて1兆2,124億元拡大した。また、社会融資総額はストックベースで前年比12.5%の増加となった。

図1：マネーサプライと貸出の推移



出所：中国人民銀行

中国商業銀行全体の2019年の純利益は1兆9,932億元で、前年比8.9%の増益、資産総額は9.1%増の240兆元、負債総額は8.7%増の220兆元となった。ROAは0.87%、ROEは10.96%とそれぞれ前年比0.03ポイント、0.77ポイント低下した。商業銀行の自己資本比率は14.64%、前年末より0.44ポイント上昇した。

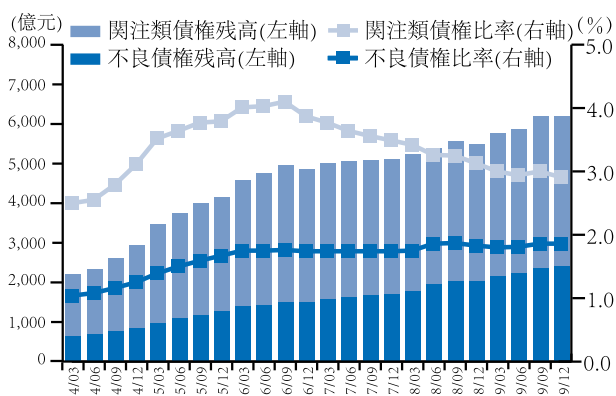
金利水準をみると、2019年12月非金融企業の加重平均貸出金利は5.44%と、前年末の5.64%から0.2%ポイント低下した。

CFETS人民元為替指数は、2019年末で91.39と、通年で2.03%下落した。人民元対ドルの為替中間値は6.9618元と、前年末比1.26%の下落となった。

不良債権カバー率が前期比でわずかに減少

中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会、CBIRC）の統計によれば、2019年末の商業銀行の不良債権比率は1.86%と、2018年の1.83%から0.03ポイント上昇した。不良債権残高は2兆4135億元と、通年で3,881億元増加し、2018年の増加額より684億元増加した。貸出引当比率は3.41%と前年から上昇したものの、不良債権残高の増加ペースがこれを上回ったことから、不良債権カバー率は186.08%と対2018年末比わずかに低下した。要注意先貸出（關注類貸出）は、通年で3,140億元増加しており、前年（463億元増加）より増加ペースが加速した。もっとも、貸出全体に占める要注意先貸出の割合は年初より0.22ポイント低下した。

図2: 商業銀行の不良債権



出所: 中国銀行保険監督管理委員会

銀保監会によれば2019年の銀行業には以下の特徴がみられた。

- (1) 金融リスクの防止・解消にかかわる取組みが進展した。2019年通年で約2兆元の不良債権を処理するとともに、商業銀行の90日以上延滞している債権が全て不良債権として管理されるようになった。また、シャドーバンキングの規模を足許3年で16兆元縮小させるなど、シャドーバンキングシステムが抱えるリスクは持続的に収斂している。
- (2) 対外開放の進展と、コーポレート・ガバナンス強化に向けた措置が強化された。2019年、新たに19条の対外開放措置が打ち出されるとともに、51項目の外資系銀行・保険機構の設立および開業申請が批准された。また、監督管理制度における弱点補強を加速させ、2019年通年で、40項目の制度および規則を新たに公表した。

銀行業をめぐる動き

金融システムの安定性向上に向けた取り組み

中小銀行の経営難と資本支援

2019年5月24日、人民銀行と銀保監会は、包商銀行（内モンゴル自治区を本拠とする都市商業銀行）の1年間にわたる接收を公表した。この際、同行が保有する銀行間負債の一部が保護されない可能性が示唆されたことから、短期資金市場で金利が一時的に上昇したものの、人民銀行による資金供給の拡大や預金準備率の引き下げなどにより程なくして市場の混乱は鎮静化した。2019年は、包商銀行のほか、錦州銀行や恒豊銀行などに対しても大手国有銀行や政府系ファンドによる資本支援が実施された。

銀行業における資本性証券発行の加速

2018年12月、商業銀行による永久債の発行が解禁され、2019年1月25日には、中国銀行によって国内銀行で初となる永久債が発行された。また、人民銀行は、同日、永久債発行の円滑化を図る観点から、人民銀行売出手形スワップ（CBS）を導入した。以降、永久債の発行規模は拡大しており、2019年通年で5,696億元の永久債が発行された。さらに、2019年7月には、非上場銀行による優先株の発行も解禁されるなど、銀行の資本性証券発行にかかわる規制緩和が進められた。

D-SIBsの草案の公表

2019年11月26日、人民銀行と銀保監会は、「システム上重要な銀行の評価弁法（意見募集稿）」を公表した。これは、2018年11月27日に公表された「システム上重要な金融機関の監督管理改善に関する指導意見」に基づくものであり、正式施行後は、銀保監会等が、リスクアセット総額の国内上位30行を対象に、①規模、②相互連関性、③代替可能性、④複雑性にかかわるスコアを集計し、一定以上のスコアの銀行を原則国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に指定する。指定行に対しては、再建・破綻処理計画の策定や、スコアに応じた追加的な自己資本の増強を求める方針が示されている。

金利市場化改革の進展

新LPRの導入

2019年8月17日、人民銀行は、金融政策の伝達メカニズムの改善などを目的に、2013年10月より公表されているLPR（Loan Prime Rate）の算出方法や公表頻度などを改定した。新LPRは、指定された18行が1年物MLF金利をベースに資金需給や調達コストを加味したレートを人民銀行に報告し、その算術平均レートとして毎月20日に公示される。商業銀行は、8月20日以降に契約する変動金利の新規貸出について新LPRを参照金利とすることが求められている。同日、1年物新LPRは4.25%（貸出基準金利対比▲10bps）とされ、その後の金融緩和政策や新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月には3.85%まで低下した。

金融市場の開放

外資による中国市場への参入障壁の引き下げと業務範囲の拡大

2019年5月1日、銀保監会より、銀行業における対外開放措置として、①中外合弁銀行設立にあたっての中国側株主にかかわる条件の撤廃、②外国金融機関による支店および現地法人の設立にあたっての総資産規模にかかわる制限の撤廃、③外資系銀行による人民元業務等の業務展開にかかわる規制の撤廃などが公表され、これらは同年10月15日の「外資銀行管理条例」の改定や、12月25日の「外資銀行管理条例実施細則」の改定により制度化された。

2019年7月20日、国务院金融安定発展委員会より、「11条の金融業対外開放」が公表され、地域の制限を受けずに銀行間市場債券の主幹事引受が可能となる「A類」のライセンスについて、外資系銀行による取得を認可するとされた。実際、9月2日には、ドイツ銀行およびBNPパリバの各現地法人にA類ライセンスが付与されるなど、具体的な進展が見られた。

2020年の銀行業の展望

1月3日から5日に開催された人民銀行工作会議において、人民銀行は、本年の金融政策の基本方針を「穏健な金融政策を柔軟かつ適度に実施」とした。「緊（引き締め）」との表現が使用された2019年に比べ、わずかに緩和方向へシフトしたことが窺われる。もっとも、「貸出、社会融資総量の伸びを経済発展に即したものにしよう」という方針は維持されて

おり、2020年は、2019年と同様、民営企業・零細企業への金融面での支援をベースとした経済下支えのスタンスが継続する見通し。

こうしたなか、1月下旬以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、経済活動は大きく停滞した。人民銀行等は、預金準備率の引下げや公開市場操作を通じた資金供給の拡大などの緩和策や、借入金の元利金返済猶予、利子補給といった経済対策を講じているが、1～3月期の実質GDP成長率が前年同期比6.8%減となるなど、足元では経済成長が大幅に減速している。4月17日に開催された中央政治局会議では、「我が国経済は未曾有の挑戦に直面している」と厳しい現状認識を示したうえで、中小零細企業を主なターゲットとするさらなる金融緩和が示唆されている。

今後、景気下押し圧力の緩和に向けた金融政策のさらなる実施が見込まれるなか、銀行業においては、市場金利の低下や借入需要の低迷などを通じた営業収入の減少が懸念されるほか、不良債権の増嵩に伴って信用コストが増加するなど、厳しい業務環境が予想される。また、18年4月に公布された、シャドーバンキングのリスク引き下げを図る「金融機関資産管理業務規範化に関する指導意見」について、従来2020年末とされた対応期限の延長が議論されるなど、金融リスクの防止と解消に向けた取り組みも一時的にスピードダウンする可能性がある。

＜建議＞

①金融市場の自由化にかかわるロードマップについて

- ・2018年には外資系金融機関の国内商業銀行への出資上限が撤廃されたほか、2019年10月には、外資系銀行に対して、個人向け人民元定期預金にかかわる最低預入額の引下げ（100万元→50万元）や、現地法人と支店の同時開設を認めるなど、金融市場の自由化は着実に進展していると認識している。
- ・中国における金融自由化の動向は、中国の実態経済や企業活動のみならず、世界経済に大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後の金融自由化に向けた動きがさらに加速し、そのスケジュールがより具体化・明確化されることを要望する。

②外貨管理規制について

- ・2019年は大口の配当送金と遠隔地企業の決済については改善が見られるが、依然として遠隔地企業の決済などの際、外貨・元の対外支払に対する取引ができない事象が発生している。また、域外貸付業務については、対外支払いにかかわる規制のほか、最低貸付期間や貸付先での外貨転の禁止などの制約が存在している。
- ・企業の実需に基づく合法的な対外決済に支

障をきたせば、対中投資に対する潜在的リスクととらえられかねないことから、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を要望する。また、全国で統一した、明確な外貨管理規定の定着化や、クロスボーダー人民元決済と外貨決済のルール統一化を要望する。

- ・さらに、2020年1月より施行されている「中華人民共和国外商投資法」第3章第21条では、「外資系企業の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い人民元または外貨により自由に仕向・被仕向決済を行うことができる」とされており、同法は貨物貿易・サービス貿易など全ての対外決済を保障するものではない。自由な対外決済を担保する観点から、同法で認める対外決済の範囲拡大を要望する。

③貨物貿易決済について

- ・2012年貨物貿易改革が行われ、対外支払時に通関データとの照合作業が不要となり、貿易決済の利便性が高まった。
- ・一方、2017年4月に匯発〔2017〕9号により、貨物貿易にかかる外貨支払業務を行う際には、輸入通関情報を照会しなければならないことが規定され、その結果通関手続が終了するまで外貨支払ができず、支払が遅れる事象が起きている。また、三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象は限定的なものにとどまる。規制緩和の継続、会社規模に関わらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

④事業法人が発行する債券主幹事引受資格およびパンダ債引受主幹事資格の開放

- ・日中ハイレベル経済対話を通じて要請してきた債券業務にかかわる資格について、2019年9月に日系金融機関に事業債引受資格が付与されるなど、一定の進展が見られた。もっとも、同月に外資系金融機関に対して付与された事業債主幹事引受資格は、依然として日系金融機関に付与されていない。また、2018年の日系金融機関による発行をきっかけに、日系事業法人の発行ニーズが高まる事業法人のパンダ債についても、主幹事引受資格は開放されていない。
- ・日系金融機関は、域内において金融債の引受主幹事実績を積み重ねているほか、グローバルに展開する債券ビジネスを通じて蓄積した知見、経験、専門性、域外投資家とのアクセスを有していることから、中国債券市場の健全な発展に一層貢献できると考えている。事業法人が発行する債券およびパンダ債の引受主幹事資格の早期付与を要望する。

⑤国債先物の早期解禁

- ・2020年2月より、元金利にかかわるスワップションやキャップ・フロア取引が試験的に開始されるなど、金利系デリバティブの商品拡充には一定の進展がみられる。もっとも、銀行の国債先物取引は依然として禁止されており、金利変動リスクにかかわるヘッジ手法はさらなる拡充の余地があると認識している。
- ・元金利自由化以降、投資家や事業法人からはヘッジ手段の多様化を求める声は強く、また海外投資家にとっての参入障壁を引き下げる効果もあるため、早期の商品拡充を要望する。

⑥委託貸付の管理規制について

- ・2018年1月、旧中国銀行業監督管理委員会より「委託貸付にかかわる新しい管理規定」が公布され、委託貸付原資や資金使途を厳格に管理することとなった。委託貸付は、グループ関連企業間の効率的な資金融通手段として活用されてきたが、今後、委託貸付の実行までに時間を要する可能性がある。
- ・管理強化の目的が、銀行、信託の規範化されていない委託貸付による金融リスクの防止にあることを踏まえ、グループ企業間の合理的な資金融通に支障をきたさないよう、本制度の緩和を要望する。

⑦デリバティブ取引・レポ取引の一括清算ネットリングの法的有効性供与

- ・海外からの元投資の増大に伴い、クロスボーダー間のレポ取引やデリバティブ取引のニーズが増大している。しかしながら、中国の法体系においては、債権債務ネットリングの法的有効性が確認できないため、グローバル市場で標準的なISDAのCSA契約やレポ取引のマージンコールを完備できない。
- ・今後、海外投資家の中国国内市場への投資を活性化させるためには、デフォルト時の保全条項の整備は重要であり、早期対応を要望する。

⑧外商投資企業の外債枠について

- ・2017年1月、中国人民銀行より「外商投資企業の外債にかかわる通達」（銀発〔2017〕9号）が公布され、投注差方式とマクロブルードレンス方式のどちらかを選択して外債を調達できる外債管理方式は、1年間の過渡期が終了後、当局が実施状況を評価の上確定するとされている。
- ・外商投資企業が複数の外債管理方式から選択できるメリットは大きいことから、引き続き2つの方式を選択できる柔軟性の高い運用を要望する。
- ・また、自由貿易やグローバルな資金集約を促進する観点からクロスボーダーでの資金移動

の完全自由化を目指す自由貿易試験区では、資金調達の多様化に繋がる外債制度のさらなる緩和・撤廃を要望する。

⑨外貨リスク準備金について

- ・顧客向け元売りの為替先物予約を取り扱う金融機関に求められていた外貨リスク準備金は2017年9月に準備金率が20%から0%に変更となっていたが、2018年8月に銀発〔2018〕190号により、20%に再変更されている。
- ・準備金の預け入れは為替先物予約のコストアップにつながり、為替リスクヘッジを求める顧客へのサービス低下となることや、人民元建送金の需要喚起の観点で人民元国際化の一助になることから、当該準備金率の引き下げを要望する。

2. 生命保険

2019年の中国生保市場は保険料収入が2兆9,628億元に達し、前年比12.8%増となった。2019年末時点での生保会社数は91社（中国資本系63社、外資系28社）で、前年から変化がなかった。販売チャネルにおいては、個人代理人による保険料収入の伸びが大きい。また、多くの生保会社がネット販売を強化しており、保険料収入は近年最高となった。国民の健康意識の向上により、健康保険保険料収入は急増した。中国銀行保険監督管理委員会（以下、中国銀保監会と称する）は多くの法律法規の策定および改定を行ない、市場に対する規範効果が大きかった。また、2019年には中国保険市場の開放がさらに進み、関連法律法規が改定され、外資独資での生保会社の設立が可能になった。

市場概況

生命保険の業績

2019年、中国における生命保険市場の保険料収入は2兆9,628億元に達し、前年比12.8%増となった（表1）。上場5社（中国人寿、平安人寿、太平洋人寿、太平人寿、新华人寿）の2019年アニュアルレポートを見ると、市場の集中度が少し下がり、2018年の54.4%から52.4%まで低下した。

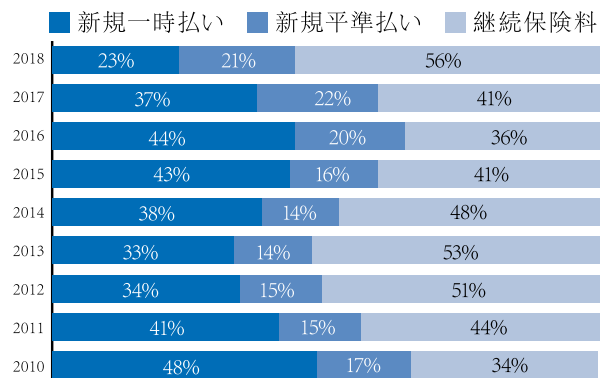
表1：生保業界全体の収入保険料伸び率推移（2014年～2019年）

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
前年比 (%)	18.1	24.9	36.8	20	0.8	12.8

出所：中国銀保監会HP

近年、監督当局は、短満期商品、一時払い財テク商品の割合が高い状況に対して制限措置を出し、長期・保障型商品の開発・販売を提唱している。その結果、一時払い保険料収入の割合は低下し、継続保険料の割合が大幅に増えた（図1）。

図1：支払方法別保険料シェアの推移



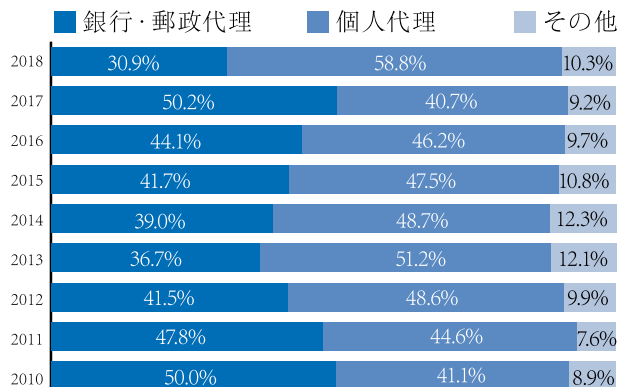
出所：中国保険年鑑

販売チャネルの動向

伝統的販売チャネルの中で、個人代理人と銀行・郵政代

理はほぼ九割を占める。近年、生保会社は個人代理人販売に力を入れ、個人代理人数は2018年末時点で前年比7%増の約740万人まで増加し、個人代理人チャネルの拡大に貢献している。一方、一部生保会社において、銀行員、郵政局員に対する不正なコミッションの支払いが摘発されたことで、銀行・郵政代理の割合は低下した。（図2）

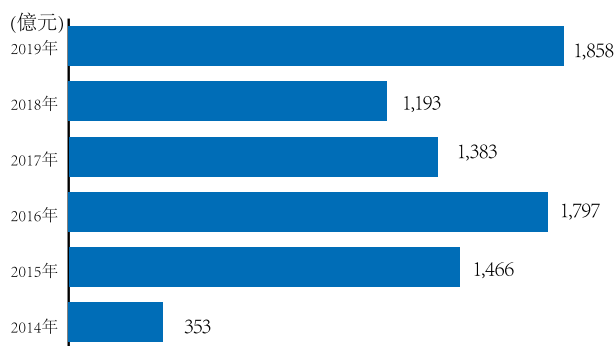
図2：販売チャネル別保険料シェアの推移



出所：中国保険年鑑

近年、生保各社は伝統的チャネルに力を入れる一方で、現代技術を活用して新しい販売チャネルの開拓を模索している。現在、伸びが大きいのはネット販売である。2014年の保険料収入は350億元であったが、2019年には1,800億元余りまで急成長した。

図3：ネット保険生保保険料収入の推移



出所：中国保険協会

生命保険業動向

保険市場の開放政策

2018年、中国政府は保険市場のさらなる開放措置とスケジュールを明確化し、中国初の外資ホールディングス会社および外資生保資産管理会社3社の設立申請を許可した。2019年には、中国初の外資養老保険会社（恒安標準養老保険会社）、招商信諾人寿資産管理会社の設立申請を許可した。また、外資の市場参入ガイドラインの緩和および外資持株制限の取り消し時期の前倒しなどを実施するとともに、関連法律法規の改訂を行った。

表2：2019年の保険市場開放の進捗

2019年 12月	合併生保外資持株制限を取り消す時点の通知	2020年1月1日から合併生保会社の外資持株を100%まで保有可能に。
	中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則	外資保険会社の主要株主が株の譲渡を受けた日から5年以内に持株を譲渡できないなど。
2019年 9月	中華人民共和国外資保険会社管理条例	外国保険会社経営年数30年以上および事務所設立2年以上の取り消しなど。
2019年 7月	金融対外開放11条	生保の外資持分を100%保有可能にする時期を2021年から2020年に前倒し。外資保険会社経営年数について30年以上との制限を取り消す。
	世界経済フォーラム（大連）での李克強首相の講演	生保の外資持株上限制限の取消を2021年から2020年に前倒し。

出所：中国銀保監会HPなど整理

初の合併保険グループの誕生

2019年に入って、華泰保険集団の外資株主であるchubb（北米）社が積極的に持分の引き上げを行った。2月、買収取引によって持分は26%超に達し、筆頭株主になったことで中国初の合併保険集団となった。10月、同社は持分をさらに30.931%まで増やした。12月、報道によって同社が2番目の株主である君正集団の持分（約22%）を買収する予定となっている。

中国銀保監会が積極的に法律法規を策定

市場を健全かつ安定的に発展させ、新しい成長分野の開拓を促進するために、中国銀保監会は多くの法律法規を策定した（表3）。

表3：一部法律法規の骨子

健康保険管理弁法	健康保険の範囲、長短期健康保険に対して定義を定めた。準備金の繰り上げ方法を明確化。商品を健康管理と結合。
商業銀行の保険業務代理管理弁法	市場参入のガイドラインを明確化。運営規則を詳細化（保障額10年超商品の割合は保険収入全体の20%以上とするなど）。
保険資産負債管理監督暫定弁法	資産負債能力評価の点数によって差別化する監督を実施。

出所：中国銀保監会HP

ソルベンシー・マージン監督動向

2019年12月、中国銀保監会が第3四半期保険業界におけるソルベンシー・マージン比率に関する状況およびリスク抑制状況を分析し、業界全体のソルベンシー状況が安定しているとの結論を出した。2019年第3四半期、178社の保険会社（生損含む）の平均ソルベンシー比率は246.5%、コア支払余力を示す充足率の平均値は235.2%であった。うち、損保会社、生保会社、再保険会社の平均支払余力充足率はそれぞれ、277.4%、238.8%、312.9%となっている。会議では保険会社のリスク総合評価点数はAクラスが105社、Bクラスが69社、Cクラスが2社、Dクラスが1社と評価された。

健康保険規模が持続的に拡大

近年、健康保障への需要が増している。2014年の健康保険保険料収入（生損保）は863億元で、2019年には生保だ

けで6,226億元に達し、前年比27.9%増となった。しかし、専門健康保険会社の収益を見ると、赤字経営の会社が半数を超えている。

2020年の展望と課題

2020年1月、中国銀保監会は「2020全国銀行業保険業監督管理工作会議」（以下、工作会議と称する）を開いた。今年の重点取り組みにはさらなる開放、既存政策の実行効果の顕在化、国内外の優秀な専門機構の国内資本系保険会社への出資を促進することなどが含まれている。工作会議は2020年の中国保険市場について、銀行業保険業の運営は安定的で、主要指標は合理的な範囲にあると認識している。しかし、リスク動向は依然複雑で、不確実性や不安定性が存在しており、真剣に対応しなければならないと表明した。

業界では、過去の人海戦術＋商品の運営モデルにすでに成長鈍化の傾向が現れた。平安人寿、衆安保険を始めとする一部の生保会社は積極的にAI、ビッグデータ、ブロックチェーンなど最新IT技術を取り入れ、営業、保険査定、保険金給付、リスク管理などで効率などを向上させた。技術・組織のイノベーション、運営効率の向上、リスク管理の強化を行う趨勢がより顕著になり、業界全体に広がっていくことを期待する。

<建議>

業界の情報開示について

中国保険年鑑等の整合性について

- 中国保険年鑑等の統計データに連続性がないため、データそのものに対して確実性への疑問が残る。同年鑑は、省ごとの集計方法が異なっており、整合性が取れていないケースが散見され、データ収集が困難な状況である。統計の仕様や集計方法等を統一するなどの対応をするよう要望する。
- 公式なリソースのなかでも、各社のチャネル（個人、法人、窓販、ネット・テレマ等）別業績データが公表されていないため、市場をより正確に把握するために公表するよう要望する。
- 銀保監会が毎月公表していた個社ごとの保険料収入等のデータが公表されなくなった。各社のHPを確認する以外にデータの取得ができないため、是非再開していただくよう要望する。

3. 損害保険

中国の損害保険市場は、1979年以降の改革開放に伴う高い経済成長と国民生活の向上により、自動車保険を中心に飛躍的な発展を遂げ、2019年度は元受収入保険料ベースで1兆1,649億元（17兆5,000億円）に達した。2019年の中国経済は、実質GDP成長率が6.1%と1990年以来29年ぶりの低水準となり、米中貿易摩擦の影響も受け、2018年の6.6%から鈍化した。損害保険市場は引き続きGDP成長率を上回る成長を遂げ、前年比8.2%増となった。

中国損害保険市場の現状

2019年の損害保険経営状況

生損保元受収入保険料の総額は、4兆2,644億元で前年比12.2%増となった。うち、損害保険会社の元受収入保険料総額（健康、傷害保険等、第三分野の元受保険料1,367億元を除く）は、1兆1,649億元で前年比8.2%増となった。自動車保険、企業財産保険、貨物運送保険と責任保険の主力4種目の合計収入保険料は9,535億8,400万元で前年比6.3%増にとどまった。自動車保険は、前年比4.5%増の8,188億3,200万元の成長にとどまり、収入保険料総額に占めるウエイトは70.29%になり、前年比2.5ポイント低下した。

元受収入保険料ベースでは、PICC（33.2%）、平安（20.8%）、太平洋（10.2%）の大手3社が64.1%のマーケットシェアを占めており、市場集中度の高い状態が続いている。成長率では、それぞれ24.2%、13.9%、18.8%となった。

健康保険

中国でも、急速に進む高齢化社会を背景に、公的医療保険における保障範囲や金額等の不足を補充すべく、消費者から民間の健康保険に対する購買ニーズが高まっており、ここ数年間で生損保会社の販売する健康保険が急拡大している。2019年は、健康保険の収入保険料が840億元（前年比47.6%増）と、自動車保険、保証保険に次ぐ第3番目の主要種目に浮上し、業界内では大きなトピックスとなっている。なお、2019年の引受損益は40億元の赤字となっており、今後は販売拡大と収益面のバランスを両立させることが課題となっている。

※過去に一部データが公表されていなかったこともあり、表1および図には、健康保険を含む第三分野等の収入保険料は含んでいない。

新型コロナウイルス感染症の影響

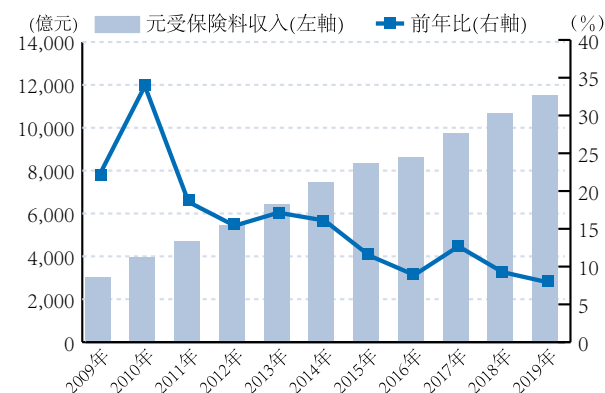
新型コロナウイルス感染症による企業活動の停滞や消費マインドの冷え込み、貿易の停滞を受け、当面の間、保険需要の落ち込みが見込まれる。また、損害保険の最大種目である自動車保険は2020年2月時点で前年比5.5%減のマイナス成長となっており、各社経営への大きな影響が想定される。一方で、上記の通り、国民の健康保険などに対する意識が高まり、各社ともに顧客のニーズに応じた新商品を開発しており、新型コロナウイルス感染症に伴う保険需要の増加による保険料の増収も期待される。

表1: 中国損害保険収入保険料・増収率の推移
(単位:億元、%)

年	元受収入保険料	前年比
2009年	2,993	22.4%
2010年	4,027	34.5%
2011年	4,779	18.7%
2012年	5,529	15.7%
2013年	6,481	17.2%
2014年	7,544	16.4%
2015年	8,423	11.7%
2016年	8,724	9.1%
2017年	9,834	12.7%
2018年	10,770	9.5%
2019年	11,649	8.2%

出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

図: 中国損害保険収入保険料・増収率の推移



出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計資料

保険引受利益は1年ぶりの黒字

損保全社ベースの保険引受利益は15億7,500万元、保険引受利益率は0.02%となった。2019年に政府が発表した「关于保険企業手續費及備金支出税除政策的公告」によって手数料支出が減少したこともあり、主力の自動車保険の引受利益合計額が103億6,000万元に伸びた。

表2: 2019年各種目保険引受利益一覧 (単位:億元)

種目	保険引受利益 2019年	保険引受利益 2018年	保険引受利益率 2019年 (%)
自動車保険	103.6	10.5	1.4
企業財産保険	9.9	-1.9	3.9
家庭財産保険	-0.5	1.2	△0.7
工事保険	-2.8	-4.7	△5.0
責任保険	-6.4	1.6	△1.1
信用保険	-22.3	-15.6	△54.2
保証保険	-18.0	18.2	△3.3
船舶保険	-3.2	-5.2	△12.6
貨物運送保険	1.8	1.1	1.9
特殊リスク保険	1.1	5.0	4.8
農業保険	-0.1	17.4	△0.0

出所: 中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計資料

表3：2018年の世界損害保険市場規模比較

国・地域	保険料収入総額(百万ドル)	順位	世界シェア(%)	1人当たり保険料(ドル)	対GDP比(%)
米国	875,984	1位	36.9	2,672	4.3
中国	261,512	2位	11.0	185	1.9
ドイツ	145,046	3位	6.1	1,747	3.6
日本	106,405	4位	4.5	837	2.1
英国	101,009	5位	4.3	971	2.3
フランス	92,888	6位	3.9	1,296	3.1
韓国	80,951	7位	3.4	1,567	5.1
カナダ	73,833	8位	3.1	1,996	4.3
オランダ	68,605	9位	2.9	3,977	7.5
オーストラリア	48,983	10位	2.1	1,957	3.5
全世界	2,373,050	-	100	312	2.8

出所：Sigma World insurance in 2018

外資系損害保険会社の現状

2019年末時点での中国の損害保険会社は88社であり、そのうち、中資系が66社、外資系は22社となっている。元受収入保険料総額を比較した場合、中資系が1兆2,771億元に対し、外資系は245億2,700万元となっている。

2001年12月の中国のWTO加盟後、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、当局の開放姿勢がうかがえる。一方、原則として営業範囲が拠点所在地に限られていることもあり、拠点数の少ない外資系損害保険会社のマーケットシェアは、元受収入保険料ベースでわずか1.9%の低位にとどまっている。

表4：2019年の内資系損害保険会社の収入保険料および市場シェア(単位：億元)

会社名	2019年元受収入保険料	市場シェア(%)
中国人民財産保険	4,316	33.2
平安財産保険	2,709	20.8
太平洋財産保険	1,322	10.2
国寿財産保険	770	5.9
中華聯合保険	486	3.7
大地財産保険	484	3.7
陽光財産保険	395	3.0
太平保険	269	2.1
天安保険	156	1.2
輸出信用保険	147	1.1
衆安財産保険	146	1.1
華安財産保険	141	1.1
永安財産保険	118	0.9
英大財産保険	85	0.7
華泰財産保険	78	0.6
その他(52社計)	1,147	10.7
中資系損害保険会社(合計)	12,771	98.1

出所：中国銀行保険監督管理委員会(CBIRC)統計資料、各社ホームページ

表5：2019年の外資系損害保険会社(合併含む)の収入保険料および市場シェア(単位：億元)

会社名	国・地域	拠点数(本支店)	2019年元受収入保険料	市場シェア(%)
アクサ	フランス	63	63.2	0.49
国泰産物保険	台湾	11	48.2	0.37
アリアンツ	ドイツ	8	23.6	0.18
リバティ	米国	6	22.6	0.17
グルパマ	フランス	7	21.7	0.17
チャーティス(AIU)	米国	7	15.4	0.12
三星火災保険	韓国	7	8.2	0.06
ジェネラル	イタリア	7	6.7	0.05
富邦産物保険	台湾	6	6.5	0.05
東京海上日動火災保険	日本	6	6.1	0.05
ACE	米国	4	6.0	0.05
チューリッヒ	スイス	2	5.9	0.05
三井住友海上火災保険	日本	4	5.7	0.04
損害保険ジャパン	日本	5	4.0	0.03
スター	米国	12	2.6	0.02
LIG	韓国	2	1.5	0.01
スイス・リインシュランス	スイス	3	1.3	0.01
現代海上火災保険	韓国	2	1.1	0.01
日本興亜損害保険	日本	2	0.7	0.01
あいおいニッセイ同和損保	日本	2	0.6	0.00
ロイズ	米国	2	0.1	0.00
XLインシュランス	米国	1	0.1	0.00
外資系損害保険会社(合計)			252.0	1.94

出所：中国銀行保険監督管理委員会(CBIRC)統計資料、各社ホームページ

任意自動車保険約款・料率自由化改革の現状

中国も日本と同様に、自動車保険は「強制保険(自賠責)」と「任意保険」の2階建て構造である。2015年3月、旧保監会(CIRC)より「任意自動車保険約款・料率管理制度改革の深化に関する意見」が公布され、保険料の自由化や補償範囲の拡大などを柱とする改革を全国で実施することを宣言した。改革の背景には、顧客のニーズに合わない旧態依然とした自動車保険制度の矛盾の露見と「高保低賠(保険料が高く補償が少ない)」等の社会的な不満および不公平な保険料設定、画一的で満足度の低い商品設計などがある。2015年6月～2016年6月を第1段階トライアル期間として、無事故割引制度の導入などが実施され、2017年～2018年の第2段階では、自由化範囲を拡大し、商品開発規制を徐々に緩和してきた。新型保険は、各社の自主約款に特約などを加え、各社が地域毎に自主料率を申請する形式となっている。2021年～2023年を第3段階として、商品の完全自由化を目指している。2018年9月には、陝西省、広西チワン族自治区、青海省の3地域での料率設定の自由裁量権を拡大させ完全自由化トライアルを開始した。

改革が最終段階に突入しつつあることに伴い、手数料率の高騰、データの真実性など問題が顕著になり、CBIRCから「自動車保険料率監督管理に関する要求」(2018年57号)の通達が出され、届け出た手数料水準等を厳格に順守するよう要求するいわゆる「報行合一」のルールが発表された。CBIRCは、保険会社の不正競争(超過手数料支払い等)と違法行為に対し厳正な処罰を行うとの姿勢を表明している。

事故処理においては、国民の保険に対する意識向上に伴

い、国民がクレームサービス（迅速な事故処理、サービスを提供する際の態度など）に高い関心を持つようになった。この環境の中、保険会社はオンラインによる事故処理の検討を開始し、2016年12月に“事故E処理”APP（現在の“北京交警”APP）の提供を開始した。北京は2019年12月に“互碰快賠”制度を導入した。“互碰快賠”制度では、車両事故（過失が100%：0%、かつ、人身傷害ではない）を対象として事故当事者の賠償手続を大幅に最適化した。

＜建議＞

＜中国銀行保險監督管理委員会への建議＞

- ①経営層の任職については、任職予定者が外国籍の場合には試験が課されることとなっているが、当局指定の研修に参加することで代替できるよう、選択制にさせていただく事を要望する。
- ②保険会社経営者層への研修制度について、外国人の場合には通訳を介した研修や社内研修による代替などの緩和措置を要望する。また非常勤董事や社外董事の場合には、研修時間や研修内容の縮小など見直しを要望する。また、中国銀保監会（協会）が主催する研修については前広なスケジュール通知を要望する。
- ③「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合併損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合併目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。
- ④2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理弁法」30条2項により、「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコントロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により、保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けないと規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する（出資を含む）形態を展開していくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいため、本規定のさらなる緩和を要望する。
- ⑤同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、

統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な「全種目」に拡大していただくよう要望する。外資系損害保険会社の許認可取得地域外での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5,000万元超かつ企業の保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、本規制が実施されて17年経過しており、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引き下げも要望する。

- ⑥「保険会社が北京・天津・河北省に跨って経営することに関する届出管理についてのトライアル弁法」（保監発〔2017〕1号）が、2017年2月1日よりすでに施行されている（有効期間が2年間延長されて2021年2月1日までとなっている）が、發票が発行できない等、主に税務面取扱いの理由により外資保険会社が実質申請できない状況にあり、3地区間における早期の政策調整、実現に向けた取組強化を要望する。
- ⑦C-Ross（中国風險導向的償付能力体系）のソルベンシーマージン比率の必要最低資本計算において、中国国内に比べて中国国外の再保険者に対する信用リスク係数が高く、非差別的な取扱いを志向する中国銀保監会の立場と一貫していない。中国国外の再保険者が中国国内の再保険マーケットにアクセスできるよう国内外問わず再保険者の信用力に応じた係数の見直しを要望する。
- ⑧外資損害保険会社がサービスを総合的に行之、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。
- ⑨2012年3月に旧中国銀行保險監督管理委員会が公布した通知により、兼業代理店の新規登録について、金融機構と郵政を除いて暫定停止となっているが、消費者利便性、保険サービスの向上、保険普及の観点より、厳格な募集人制度や禁止行為の構築など明文化したうえで、兼業代理店の暫定停止措置の解除を要望する。
- ⑩自動車保険・自賠責保険のシステムが各地により異なる仕様となっている。保険サービスの向上、保険普及、および各社が負担するシステム開発・メンテナンスコスト削減の観点から、今後自動車・自賠責保険システムの改定が予定される場合には、中国国内のシステム統一化を視野に改定を行っていただくよう要望する。

4. 証券

2019年末時点の世界の株式時価総額のうち、日中は、日本取引所が6兆1,911億ドルで世界第3位（前年と同ランク）、上海証券取引所が5兆1,058億ドルで同4位（前年と同ランク）、深圳証券取引所が3兆4,097億ドルで同8位（前年と同ランク）であった。中国全体では8兆5,155億ドルとなった（2018年末時点では6兆3,249億ドル）。

2019年の世界の株式売買代金のうち、日中は、深圳証券取引所が11兆4,584億ドルで世界第4位（前年と同ランク）、上海証券取引所が7兆9,340億ドルで同6位（前年と同ランク）、日本取引所（東京）が5兆847億ドルで同7位（前年は世界第5位）であった。中国全体では19兆3,923億ドルとなった（2018年は13兆6,786億ドル）。

2019年の証券分野の市場開放の状況

証券業、資産運用業への外資参入規制の緩和

2018年4月のボアオ・アジアフォーラム（海南省）で、習近平国家主席が新たな対外開放政策を表明、その後、中国人民銀行総裁が金融業の対外開放に関する12項目を発表し、期限を区切って実施することを確約した。2019年は、7月20日に国務院金融安定発展委員会が金融業の対外開放に関する11条から成る措置を、6月13日に中国証券監督管理委員会（証監会）が証券業の対外開放に関する9項目から成る措置をそれぞれ発表した。さらに、2020年1月16日、米中両国政府は、金融分野も含め、第1段階の経済・貿易協定に署名した。前述の2つの措置と米中協定の結果、証券業および資産運用業（基金会社）では、2018年から見て3年後の2021年に外資出資上限を撤廃するとしていた方針を変更し、2020年4月に1年間前倒して撤廃した。

外資参入規制の緩和を受け、2019年は証券業で以下の動きがあった。第1に、新設の合併証券会社では、2019年11月22日、野村ホールディングスの持分比率51%での証券経営許可証の取得が発表された。同年12月18日には、JPモルガン・チェースの持分比率51%での最終認可取得が発表された。また、証監会は、大和証券グループ本社の持分比率51%での申請書類を2019年12月4日に、DBS銀行の申請書類を2020年1月3日に、それぞれ受理した。第2に、既存の合併証券会社での外資持分比率51%への引き上げでは、証監会は、2018年11月のUBSへの第一号認可に続き、2020年3月27日にモルガン・スタンレーおよびゴールドマン・サックス、同年4月14日にクレディ・スイスに対し、それぞれ認可を行った。

既存の基金会社では、JPモルガン・チェースが、2019年8月6日に49%から51%への持分比率の引き上げに関する売買手続を完了し（証監会の認可を得れば外資過半出資第1号）、2020年4月3日には証監会の認可取得を条件に外資持分100%に引き上げる方針を発表した。2020年4月1日には、米系のブラック・ロックおよびニューバーガー・バーガンが、基金会社の新設に向けた申請書類を証監会に

提出した。ほかに、2019年12月20日、中国銀行保険監督管理委員会は、仏アムンディと中銀理財有限責任公司（中国銀行の理財子会社）がそれぞれ55%と45%を出資し、上海での合併資産運用会社（匯華理財）設立を認可した。孫会社形態とはいえ、中国で外資が過半出資する理財子会社の設立は同社が第1号となる。

中国向け投資規制の緩和

外国人投資家による国内証券市場への投資を認める適格外国機関投資家（QFII、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2002年11月導入）制度、およびオフショア人民元を中国本土で運用するための人民元建て適格外国機関投資家（RQFII、RMB Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、2011年12月導入）制度の下では、従来、個別機関投資の運用枠の上限を設けてきたところ、2019年9月10日、国家外為管理局は、上限規制を撤廃した。同時に、RQFIIについて、世界各国・地域市場に配分する運用枠も撤廃した。前後するが、2019年1月31日、証監会は、従来、参入条件・投資対象等を別々に規定してきたQFII・RQFIIの規則の統合を目的に、「QFIIおよびRQFIIの国内証券・先物投資管理弁法」に対するパブリックコメントを実施した。2020年4月末時点の運用枠は、QFIIが1,146億5,900万ドル、RQFIIが7,130億9,200万元となっている。

対外投資規制の緩和

中国国内の金融機関による対外証券投資を認める適格国内機関投資家（QDII、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、2006年4月導入）制度の運用枠は、2015年3月末に899億9,300万ドルとなっていたが、2018年3月末に至るまで新規・増枠ともに認可されていなかったが、2018年4月末時点では983億3,300万ドルと前月末時点に比べ83億4,000万ドル増加し、約3年ぶりに認可が再開した。同年7月末以降、運用枠の認可が停止されてきたが、2019年4月末時点で1,039億8,300万ドルと、同年3月末時点の1,032億3,300万ドルより7億5,000万ドル増加した後、再度、認可が止まっている。

越境証券取引制度の規制緩和

中国では、2014年11月17日から上海・香港間で、2016年12月5日から深圳・香港間で、それぞれストックコネクが開始している。ストックコネクの下では、参加する投資家を機関投資家に限定し、かつ外貨建てでの投資しか認めない既存のQFII制度とは異なり、①中国本土・香港の両サイドから双方向で、かつ、②人民元建てで投資を行い、③個人投資家も現物株を直接購入できる。前述の12項目のうち、中国本土・香港間のストックコネクの1日当たりの投資枠の4倍への拡大（上海・深圳の各投資枠を130億元から520億元に、香港株の各投資枠を105億元から420億元へ拡大）は、2018年5月1日より実施されている。また、新設の上海・ロンドンストックコネクについては、2018年10月12日、証監会は「上海・ロンドン証券取引所による市場相互接続預託証券業務監督管理規定」を公布し（即日施行）、2019年6月17日、華泰証券のグローバル預託証券（GDR）がロンドンに上場した。

QFII・RQFIIを含む国内投資規制の緩和による外国人投資家を含む機関投資家の参画は、(1) 市場への流動性提供、(2) 新たな投資手法や評価手法の導入、(3) 企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上に繋がるものである。中国の株式市場では、外国人投資家の株式保有比率は、2018年12月末の2.65%から2019年12月末には3.54%に上昇している。これに対し、日本は個人投資家が17.2%、外国人投資家が29.1%となっている(2019年3月末)。国外投資規制の緩和は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を抑えさせる効果がある。

日中金融協力および日中証券市場協力

日中金融協力の本格的再開

2018年5月の日中韓サミットに合わせて来日した李克強首相と安倍晋三首相との間で行われた日中首脳会談では、2011年12月に合意した日中金融協力の本格的再開を確認している。2019年に入り、日本での人民元クリアリング銀行の設置では、4月17日に中国銀行東京支店の人民元クリアリング業務が始動した。続いて、同年6月27日、三菱UFJ銀行が、邦銀として初めて人民元クリアリング銀行に指定された。外銀としては米国でのJPモルガンに続いて2例目となる。RQFIIでは、2018年12月の三井住友銀行の運用枠(30億円)取得に続き、2019年5月21日、三菱UFJ銀行が60億円の運用枠を取得した。

2020年6月8日には、三井住友銀行が、中国本土で、邦銀では3行目となるパンダ債(非居住者人民元建て債券)10億円を発行した。続いて6月16日、三菱UFJ銀行の中国現地法人が、邦銀として初めて銀行間債券市場における決済代理人資格を取得した。

日中証券市場協力の始動

2018年10月の安倍首相の公式訪中時には、新たに、証券市場での協力強化に関する覚書について、両首脳立会いの下、金融庁長官と証監会主席による署名が行われた。この日中証券市場協力は、①政府および市場関係者による多層的な協力強化(MOUを締結)、②「日中証券市場フォーラム」の相互開催、③日系証券会社等の中国市場参入の早期実現、④上場投資信託(ETF)の相互上場の早期実現、⑤市場監視分野における連携・交流の強化、⑥その他(人材育成、ESG投資、法制度に関する情報交換等)から構成されている。2019年は、4月22日に上海で第1回日中資本市場フォーラムが開催された。2020年以降も、同フォーラムの定期的な開催が期待される。

<建議>

<外資による中国証券業、資産運用業への参入規制の緩和ならびに撤廃>

- ①2020年6月23日、国家発展改革委員会および商務部は「外商投資参入特別措置(ネガティブリスト)(2020年版)」を公布し、

同年7月23日に施行した。同リストでは、証券会社、証券投資基金管理会社、先物会社の外資出資比率に関する制限が廃止された。ネガティブリスト2019年版は、同年に外資出資比率を51%に引き上げ、2021年に同比率を撤廃するとしてきたところ、2019年10月11日、中国证券监督管理委员会(証監会)は、先物会社は2020年1月1日から、基金管理会社は同年4月1日から、証券会社は同年12月1日から(さらに同年4月1日から前倒し)、それぞれ外資出資比率を撤廃すると公表していた。外資出資比率の撤廃が予定通り行われたことを、国家発展改革委員会、商務部、証監会に確認する。

- ②2018年3月9日、証監会は「外商投資証券会社管理弁法」の草案を公表、パブリックコメントを実施し、同年4月28日に公布・施行したが、後に2020年3月20日になり、当該規定を修正した。2019年10月16日、国务院常务会议は、外資系証券会社、同基金管理会社に対する業務範囲制限の全面的な廃止を決定しており、同決定の趣旨に沿った開放政策を証監会に要望する。同時に、外資系証券会社等の設立申請から認可までの関係機関との手続に対する全面的支援を証監会に要望する。

- ・持分比率について、当該弁法では、国外株主が累計して保有する(直接保有と間接支配を含む)外商投資証券会社の持分比率は、証券業の対外開放に関する国の方針に適合しなければならないと規定されている。非上場中資系証券会社と同様の出資比率の規定を外資にも適用する開放政策の全面的な実施を、証監会に要望する。

- ・上記草案の中で、ライセンスについては、証券法125条(改正前)に定める業務を、原則、同時に4つまで申請することができるとし、1年後には追加申請ができ、毎回2つまで申請できるとしていた。その後、2020年3月1日から施行された改正後の証券法では、証券会社の業務を120条で、(1)証券ブローカレッジ、(2)証券投資顧問、(3)証券取引、証券投資活動と関連する財務アドバイザリー、(4)証券引受およびスポンサー、(5)証券信用取引、(6)証券マーケットメイク取引、(7)証券トレーディング、(8)その他証券業務、と定めている。ところが、管理弁法にはライセンスの取り扱いについて規定がないため、管理弁法や実施細則に明記されることを、証監会に要望する。

- ・ライセンス面で、投資銀行業務と関連するホールセール業務(機関投資家向けブローカレッジ業務、リサーチ業務、証券投資顧問業務等)の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援を、証監会に要望する。

- ・上記の証券投資顧問業務のライセンスに関連して、1997年12月25日に証監会が公布した「証券、先物投資諮詢管理暫行弁法」（1998年4月1日施行）および中国証券業協会が公表している「証券業従事人員資格管理に関するよくある質問と回答」No.20では、①証券投資顧問業務（投資顧問）、②証券投資顧問業務（アナリスト）、③証券投資顧問業務（その他）の資格対象者を中国籍に限っている。外商投資証券会社のライセンスを証券投資顧問業務にも開放していく中で、同業務に従事する資格についても、内外無差別での取り扱いを、証監会に要望する。

③2020年6月12日、証監会は「『証券会社株式持分管理規定』の修正に関する決定」（意見聴取稿）を公表した。意見聴取稿では、株主を、保有比率によって、(1)支配株主（証券会社の50%以上の持分を保有する株主、または50%未満でも株主総会の決議で重大な影響力を有する議決権を持った株主、(2)主要株主（証券会社の5%以上の持分を保有する株主）、(3)証券会社の5%未満の持分を保有する株主の3種類に分類し、保有比率が多いほど満たすべき基準が強化される構成となっている。2018年3月30日に公表された同規定の草案において、支配株主については、純資産1,000億人民元以上といった財務面での基準が設定されていたが、2019年7月5日に公布・施行された「証券会社株式持分管理規定」では、支配株主について、総資産が500億元以上、純資産が200億元以上と財務面での基準が引き下げられた。今後も、基準の緩和（または引き下げ）を、証監会に要望する。

④証券投資顧問会社への外資参入規制の緩和と業務範囲（新三板業務、私募業務等）の拡大を、証監会に要望する。

⑤銀行理財子会社への外資参入について、孫会社形態も含め、参入基準と業務範囲の明確化を中国銀行保険監督管理委員会に要望する。

<国内外投資規制の緩和>

<中国向け投資規制の緩和>

⑥適格外国機関投資家（QFII）、人民元建て適格外国機関投資家（RQFII）、私募（PE）投資、不動産投資について、証監会（および項目によっては国家発展改革委員会および商務部）、中国人民銀行（元取引）、国家外為管理局（外貨取引）に、以下の通り要望する。

- ・上場会社への外資保有制限を外商投資参入特別措置（ネガティブリスト）に応じて緩和。
- ・申請手続の登録制への移行・簡素化、報告方法の簡素化。
- ・投資ロックアップ期間の撤廃、または可能な限りの短縮化。
- ・対外送金規制の撤廃。

<対外投資規制の緩和>

⑦適格国内機関投資家（QDII）について、証監会、国家外為管理局に、以下の通り要望する。

- ・国務院が認可した中国全体の運用枠の公表および拡大。
- ・QDIIの個別運用枠の認可の拡大。

⑧中国本土・香港債券市場相互接続協力制度（債券通）のうち、香港向け債券投資制度（サウスバウンド）の内容・導入時期の公表を、証監会、中国人民銀行に要望する。

<越境証券投資制度の緩和>

⑨上海・香港および深圳・香港相互株式投資制度（滬港通、深港通）の他地域（香港以外）への拡大、現物株以外の商品（上場投資信託（ETF）など）への拡大を、証監会、中国人民銀行に要望する。

⑩2018年11月23日、国務院は、「自由貿易試験区での改革・イノベーションを深化する若干の措置を支援することに関する通知」を公表し（国務院の承認は同年11月7日付）、第42項で自由貿易試験区での個人による対外証券投資の展開を支援としている。実施細則の制定を、証監会、中国人民銀行に要望する。

<越境証券投資税制の明確化>

⑪対内証券投資、対外証券投資ともに、証監会、財政部、国家税務総局に、以下の通り要望する。

- ・利息・売却益・配当に対する所得税および増値税（旧営業税）の免税措置の明確化、恒久化。
- ・課税か免税か明記されていない場合は、過去に遡って課税しない方針を明確化。

<ファイナンス規制の緩和>

<株式市場の活用>

⑫中国から見た居住者、非居住者ともに、外資企業の中国国内市場への株式上場、具体的には新三板への株式上場手続の明確化や、上海証券取引所・国際板の開設とその日程の公表を、証監会に要望する。また、2019年7月22日からは、上海証券取引所での新興市場（科创板）の創設・上場と、発行登録制度の試験運用が始まっている。深圳証券取引所の新興市場（創業板）でも上場条件の緩和や発行登録制度の適用など、改革が速やかに進められるよう要望する。

⑬中国企業の海外での全面的な株式上場規制の改正・緩和を、証監会、国家外為管理局に要望する。

<債券市場の活用>

⑭中国から見た居住者、非居住者ともに、中国国内市場、具体的には銀行間債券市場や証券取引所での債券発行枠の明確化や、同枠内での発

行促進に向けた措置（発行登録制の導入など）を、証監会、中国人民銀行に要望する。特に、証券取引所に関しては、証監会は、関係部門とともに「取引所債券市場における海外機関の債券発行管理暫行弁法」の制定を検討中と表明している（2019年6月13日）。

＜相互上場の促進＞

⑮（日本株を含む）外国指数ETFの上場申請手続の簡素化を、証監会、上海・深圳証券取引所に要望する。

⑯2018年10月の安倍首相の公式訪中時に締結された日中証券市場協力に関する覚書では、ETFの東京と上海での相互上場（ETFコネクティビティ）を実現するためのフィージビリティスタディを進めていくことが合意され、2019年4月22日の株式会社日本取引所グループと上海証券取引所による署名を経て、同年6月25日、日中ETFの相互上場（計4本）が実現した。日中のETF管理会社は、特別な投資枠を国家外貨管理局より取得すれば、ETFフィーダーファンドスキームにて相手方ETFを主たる投資対象とするETFを組成することができるようになっている。今後も、ETF以外の商品の相互上場に向けた支援を、証監会、上海証券取引所、深圳証券取引所に要望する。

＜中国発行体の資金調達支援＞

⑰中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得に向けた内外無差別の取り扱いを、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、証監会に要望する。

第9章 観光・レジャー

1. 旅行

中国国家統計局によると、2019年に中国を訪れた外国人の総数は3,188万人（前年比4.4%増）となっているが、日本人も含め国別の人数は現時点でまだ発表されていない。予想では2018年の269万人（2017年比0.3%増）を上回ると思われ回復基調にはある。しかし過去最高であった2007年（年間397万人）と比べ7割弱の低水準にとどまるであろう。日本人の出国者数が増加傾向（2019年は前年比5.9%増の約2,008万人で、2016年以降はプラス推移を継続）にある中、この10数年での中国訪問者数減少は著しく、他の目的地と比較し大きな乖離がある。一方、2019年に日本を訪れた中国公民の数は年間約959万人（前年比14.5%増）と2014年以降過去最高を更新し続けており、訪日旅行市場においても中国は最大市場の位置づけとなっている。

旅行市場の発展に向けては、2019年8月30日に韓国仁川広域市で、第9回日中韓観光大臣会合が開催され、共同宣言に調印した。共同宣言において、日本の観光業として特に注目されるものは次の通りである。

- 1、「観光を通じた北東アジア地域の平和促進」
 - ・特に2018年～2022年の日中韓3国のスポーツメガイイベント開催を契機にスポーツ交流協力を実施し、域外市場を対象に日中韓の連帯観光商品の開発と共同広報マーケティングを積極的に推進することで、北東アジア地域を全世界の「平和およびスポーツ観光の拠点」として育成する。
- 2、「観光を通じた北東アジア地域の包摂的成長実現」
 - ・障害者、高齢者、乳幼児同伴家族、妊婦など、誰もが安心して楽しむことができる旅行観光整備に向けて共同で努力し、そのための成功事例を共有する。
- 3、「観光を通じた北東アジア地域の未来先導」
 - ・第4次産業革命と呼ばれる最近の「新技術」発展と「観光」との融合は観光発展のための新しいチャンスになるという点で一致し、日中韓3国間で「新技術＋観光」融合モデルを発掘し、観光ビッグデータの分析事項をお互いに共有する。

また、同会合において、日中2国間のバイ会談が短時間だが開かれた。主な議題として中国側からは「日中観光交流について（インバウンド・アウトバウンド双方向での交流拡大）」「日中青少年交流や修学旅行の拡大」が、日本側からは、「JNTO広州事務所設置に関する協力要請」「日本におけるスノープロモーションの推進について」「G20観光大臣会合への参加要請」があった。

2019年訪中日本人観光マーケットの動向

日本からのアウトバウンド動向

日本人出国者数は2012年の1,849万人をピークに微減状態が続いていたが、2016年より持ち直し2019年においては約2,009万人と念願であった2,000万人を突破した（JNTO発表資料）。観光庁は2012年より5カ年に渡り推進をしてきた観光立国推進基本計画に基づいて、2017年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「観光ビジョン」という）を決定。新たに2017年からの4カ年を計画期間とした改定計画を推し進めており、日本人の海外旅行者数については2020年の到達目標を2,000万人としている。中でも「観光ビジョン」を達成するため観光立国推進関係会議にて決定された「観光ビジョン実現プログラム2018」においては、若者のアウトバウンド活性化を図るため、教育旅行の推進、地方空港のLCC等の国際線就航促進などが盛り込まれ、世代の幅を広げ、よりいっそうの国際相互交流推進を図っていく方針があり、2019年は官民一体となり、「ハタチの一步20歳初めての海外体験プロジェクト」を実施し、若者の海外旅行を促進した。

中国へのインバウンド動向

中国文化観光部から発表された「2019年旅游市場基本情况」を見ると、2019年の訪中外国人数は3億1,188万人（前年比4.4%増／香港・マカオ・台湾を含まない）とアジア地域からの渡航者を中心に増加している。主な出発国はミャンマー、ベトナム、韓国、ロシア、日本、米国、モンゴル、マレーシア、フィリピン、シンガポール、インドなどである。地域別ではアジアからが75.9%、欧州が13.2%、米州が7.7%、オセアニアが1.9%、アフリカが1.4%となった。目的別では、観光レジャー35%、MICE13%、親族訪問3%、サービス業従事14.7%、その他、であった。

日本発/中国着の動向

2019年訪中日本人数についてはすでに述べたように現時点ではまだ発表されていないが、2018年の269万人（2017年比0.3%増）を超える予想される。ただし過去最高を記録した2007年（年間397万人）の7割弱の水準にとどまっている。近年の低迷要因の1つとして、日本人の中国に対するイメージの悪化が挙げられていたが、中国の社会発展、経済成長、さらには環境政策への取り組みなどにより、大気汚染、食の安全性などのネガティブな面は改善に向かっている。また昨今の報道では中国における、QRコード決済に代表されるキャッシュレス化やAI研究の先進性などが頻繁に取り上げられ、テクノロジー分野においては日本から数多くの企業や技術者が視察に訪れる傾向にある。

海外旅行では旅先のイメージが重要だが、毎年内閣府が実施する「外交に関する世論調査」の最新データ（2019年10月実施）では、現在中国と日本との関係は「良好だと思う」とする割合が19.4%、「良好だと思わない」が75.5%となっている。この数値が示す中国へのイメージが訪中旅行の伸び悩みの一要因と考えられるが、世界遺産（55カ所、2019年7月時点）をはじめとした豊富な観光資源、日本への関わりが深い文化や歴史が存在し、日中複数都市間の交通アクセスの利便性など諸外国に勝る優位性を有しており、プラス要因を浸透・拡散するためにも官民挙げて、またメディア、旅行会社なども一致団結し、積極的な訪中旅行プロモーション、商品企画・販売支援、誘客支援などに早期に取り組むべきである。

一般社団法人日本旅行業協会（以下、「JATA」という）では、訪中日本人数の350万人の復活を目標として掲げ、日中観光文化交流団（3,000名/2015年）、中国旅行復活緊急フォーラム（2016年）、日中国交正常化45周年プロジェクト（2017年）、2018年は「日中平和友好条約40周年」を記念したさまざまな事業を展開し、10月に安倍首相が訪中し、習近平国家主席および李克強首相との間で、2019年を「日中青少年交流推進年」と銘打って、今後5年間で3万人規模の青少年交流を実施していくことで一致した。これを受け、JATAは、中国駐東京および駐大阪観光代表処などと連携し、観光、スポーツなどの魅力ある素材を積極的に青少年層に提供し、幅広い青少年交流を支援していくことを表明し取り組んで来た。

2019年訪日中国人観光マーケットの動向

中国からのアウトバウンド動向

2019年度の中国文化観光部が発表した「2019年旅游市場基本情况」によれば、2019年の中国公民の海外旅行者数はのべ1億5,500万人（前年比3.3%増）で、人気の日本への渡航も2019年1月から開始した個人査証の発給要件緩和や直行便就航数の増便なども相まって、今後もさらなる拡大が見込まれる。

海外から日本へのインバウンド動向

日本政府観光局（JNTO）推計値によると、2019年の訪日外国人数は過去最高の3,188万人（前年比2.2%増）となり、集計対象とする主要20市場の中で中国が過去最高を記録した。全地域で中国が初めて900万人台に達した、一方韓国は日韓関係の影響で2018年より落込んだが、台湾および香港を加えた東アジア4市場は、訪日外客数全体の70%以上を保っている。航空路線の拡充や査証要件の緩和に加え、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションなどが主要因と考えられる。

中国発/日本着の動向

JNTOの発表によれば、2019年訪日中国人数については1,000万人に迫る過去最高の959万人（前年比14.5%増）となり、これは世界全地域で初めて950万人を超えたこととなる。2019年1月から開始した個人査証の発給要件緩和と日中双方の地方都市を発地とする航空路線の新規就航、増

便での航空座席供給量の拡大が大きく寄与した結果だとJNTOは分析している。特に7、8月は初めて単月で100万人を超え、訪日旅行市場において中国は近年最大市場と位置づけられている。

旅行者の内訳をみると、2018年の数値になるが、女性が6割近くを占め、20～30代が半分以上を占めており、家族旅行者と20～30代の若者で市場全体の95.6%をカバーしている。主な出発地としては、上海市、北京市、広東省（広州市、深圳市など）が三大市場、成都市や重慶市、武漢市といった内陸都市からの渡航者も増え、またリピーター率も2～3年で急増し、ほぼ4割となり、個人旅行（FIT）の増加が見込まれた。

このFIT化に対し、JNTOは「深度游（個人テーマ性のある旅）」キャンペーンを実施し、拡大する中国スキー客の取り込みや地方誘客を目的に、インフルエンサーやメディアの活用を通じて北海道や東北地方の魅力を発信した。

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大による影響

2019年、中国の訪日客数はすでに述べたように959万人と訪日客数では最大で、また、日本での旅行消費額は1兆7,718億円と、訪日客全体（4兆8,113億円）の36.8%を占めているところから、今回の新型コロナウイルス感染症による春節以降の訪日客の激減が日本経済、特に観光産業へ与えた影響は甚大であった。この影響で、増便を図っていた日中間の航空便は激減し、日中旅行業にとっては先の見えない状況が続いている。

またこの状況は日中間にとどまらず、今や世界の観光産業全体に壊滅的な打撃を与えており、ひたすらこの新型コロナウイルス感染症の収束を待つ状態である。観光産業が成り立つ重要な条件は、世界が平和であることといわれるが、今回の新型コロナウイルス感染症で、感染症等公衆衛生の問題も同時に非常に重要であることを改めて認識させられた。思えば過去、サーズ（SARS）やマーズ（MERS）、鳥インフルエンザ等の発生があった、このような公衆衛生の問題は昔の話ではなく継続していて、観光業に携わる者は引き続き関心を持って行かなければならない。世界の観光に関係する協会や組織が開催するフォーラムや出版する資料などの中で、世界遺産等の観光地を紹介するだけでなく、各国各地の公衆衛生面での状況についてもテーマとして取り上げるべきである。

<建議>

① 外商独資旅行社に対する中国公民の出境旅游業務ライセンスの審査期間の短縮による早期許可

外商独資旅行社へ中国公民に対する出境旅游業務の早期実現を強く要望する。

2011年外資系合併旅行社に対しては中国公民出境旅游業務の取り扱いが一部条件のもと認可されたが、日系の外商独資旅行社に対する同業務の取扱いは未だに認可がされていない。先般、国務院より公布された「国務院

関于全面推進北京市服務業拡大開放総合試点工作方案的批復」(国函〔2019〕16号)によれば、北京市人民政府が上申ししていた「全面推進北京市服務業拡大開放総合試点工作方案」(サービス産業拡大開放の総合試験プログラム、以下「試験プログラム」という)に同意し実施せよとの指示があった。この試験プログラムには外商独資旅行社に対する出境旅游業務(台湾を除く)開放の項目が含まれており、長年、当白書で要望してきた項目が反映されたことを心より歓迎したい。

日本政府観光局(JNTO)の発表によれば、2019年10月までの中国公民の訪日旅行者数は前年比13.5%で813万人を超え、2014年以降、毎年最高記録を更新し続けている。

また、日本政府による観光査証申請に対する緩和措置などの影響もあり、短期間に複数回訪日される方も増え、「深度游」といったキーワードに代表される、これまでの定番観光地とは異なる、個人の興味や関心ある場所、特定分野における有名な地方都市を訪れる傾向もますます強くなっている。

そうした中、旅行社に対しては、旅行者の安心や安全を確保することはもちろんのこと、より高い品質や高度な専門性が求められており、出発前、着地後と、現地に熟知した外商独資旅行社の存在は、中国公民の安心かつ安全で高い品質の出境旅行拡大に欠かせないものとする。

また、中日双方の旅行社に対して、競争原理を働かせることは、両国の旅行者に対する旅行サービス対価の適正化、およびサービスの品質向上に寄与し、両国の観光関連産業の発展へと繋がるものである。

今回の外商独資旅行社に対する出境旅游業務(台湾を除く)開放の動きは北京市のみの取り組みとなっている。

ついでには北京市が中国他地域の先駆者として、外商旅行社への出境旅游ライセンス審査期間の短縮などを早急に実現していただくよう要望する。

②外国人旅行者への簡便なサービスインフラ整備、提供

中国では近年、スマートフォンなどを媒介とした情報通信インフラ、インターネットサービスが数多く誕生し普及しており、その恩恵については各種メディアでも取り上げられている。一方で短期渡航の外国人が利用する際はいくつかの制約があり、利用できないこともあるため、それら恩恵を享受できる簡便なサービスインフラの整備、提供を要望する。

現在、外交部・公安部より公布された「出

境入境管理法」により、外国人が中国へ入国する際は、パスポートと指紋などの生体認証を行っているが、観光施設、高速鉄道などの事前予約・入場時の手続円滑化、さらには地下鉄やタクシーといった公共交通機関の利用や、各種購買にあたり共通で利用できる外国人旅行者向けの規定や仕組み(パスポートや生体認証と連動した国際クレジットカードの適用など)を整備し、利便性を向上させることが、多くの外国人旅行者誘致へのアピールに繋がるものとする。

世界遺産をはじめとした豊富な観光資源を有し、中国国際輸入博覧会をはじめとする国際的な見本市や会議が開催され、先進的なテクノロジーやサービス提供システムが浸透する中国において、短期外国人旅行者に対しても同様の受け入れサービス機能を共通化することが今後の個人旅行をはじめとした訪中旅行者の増加にプラスになる。特に訪中外国人団体旅行者にとってのホテルでのパスポートスキャンを省くなどインフラの整備は是非進めていただくよう要望する。

③日本語ガイドの充実

海外旅行において、その旅行への満足度に影響する要因は観光地の魅力、食事、買い物などであるが、同時にそのツアー全体をリードするガイドの良し悪しが満足度を大きく左右することも事実である。しかしながら現在中国各地の日本語ガイドは不足気味であり、訪中する日本人観光客に十分に満足してもらえていないことも多い。この状態が今後も続ければ、2022北京冬季オリンピック・パラリンピックはもとより、将来の訪中外国人旅行者の拡大にも大きく影響すると思われる。

また日本人の訪中客数が少ないと度々指摘される状況にあることから、日本人観光客拡大のためにも日本語観光ガイド数の増加および質の向上に向けて、積極的にガイド育成への助成および支援を要望する。

具体的には以下のとおりである。

- ・文化観光局のオンライン学習/教育プログラムの充実。(日本語/中国語)
- ・各種旅游学校の訪日ガイド研修への補助金もしくは文化観光局主催での日系旅行会社から講師を招いた研修会
- ・入境日本人ツアー接待のガイドへの補助金
- ・文化観光局主催の北京観光地の実地研修
- ・外国籍人員のガイド資格の開放また外国人は無資格でも文化観光局への登録と研修で入境ガイド業に従事ができるよう制度を緩和(ガイド教本が古く、90年代の観光案内からビルや建造物の案内以外大きく変化していない。)

④外国人にも魅力あるテーマパークの誘致と青少年交流の拡大

現在上海ディズニーリゾートは日本人の若者にも人気を博している。また北京でUBR(北京環球度假區)が2021年にオープン予定で日本人若年層の来訪が期待されている。

このように日本の青少年が興味を持つ世界でも認知度のあるテーマパークの存在が訪中のきっかけとなり、距離的に近い日本から多くの青少年の訪中を促し、中国の青少年との交流に結びつけることができれば、日中青少年交流推進年の趣旨と重なるものである。

ついでには日本国内に向けて中国および北京市政府による広告宣伝をさらに拡大するよう要望する。

⑤訪中日本人数、性別、入国目的別、年齢別などの統計の発表

2016年2月以降、訪中日本人数、性別、入国目的別、年齢別などの統計が発表されなくなった。そのため、訪中のプロモーションや取り組みについて現在タイムリーに検証できない状況である。以前のように統計速報を毎月定期的に発表いただきたい。また、できれば辺境旅行、日帰り観光、宿泊を伴う観光の数字を分けて発表するよう要望する。

2. ホテル

新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、中国のホテル業界は大打撃を受けた。2020年のホテル業界は、稼働状況の回復を最優先に掲げるとともに、衛生・消毒・安全を徹底する「安心して宿泊できる」ホテルへの変革を推し進めていく必要がある。

中国のホテル業界

新型コロナウイルス感染症による影響

ホスピタリティ産業関係者向けの調査会社STRの資料によると、中国におけるホテル稼働率は、2020年1月14日から26日にかけて、70%から17%に急落した。地域間の差異はあるものの、全国的にホテルの売上は急減したと考えられる。加えて、2020年1月24日、人力資源社会保障部から「尽量不裁员或者少裁员（可能な限り従業員を解雇しない、または少数の解雇にする）」との通知がなされた。ホテルは労働集約型産業であり、人件費等の継続的な支出により資金不足や財務体質の急激な悪化が懸念される。

ホテルの倒産リスク軽減と雇用保護という観点から、行政による継続的な支援政策が期待される。一例として、「关于支持新型冠状病毒感染肺炎疫情防控有关税收政策的公告」（财政部税务总局公告2020年第8号）にて、宿泊業を含む一部の産業に対して、減税・免税措置を行っている。これらの政策は、収益性のあるホテルの業績回復と雇用維持へのモチベーションとなるだけでなく、以下に示す近年のホテル産業の変化をも促進すると考えられる。このような支援政策が積極的かつ継続して実施されることを要望する。

ホテルに対するニーズの変化

価格から価値へ：低価格より高付加価値を優先する傾向が強くなってきていることが推察される。文化観光部の統計によると、2014年から2018年にかけて星級ホテル総数は1万1,180軒から8,965軒に、客室総数も149万8,000室から136万6,000室へと減少した。近年増加し続けていた5星級、4星級の高級ホテルについては頭打ちの兆候が見受けられる一方で、3星級、2星級、1星級の中級・低級ホテルは年々減少の一途を辿っている。中国人の平均収入は増加傾向にあり、中級・低級ホテル群は今後も淘汰されていくことが予想される。

このうち、外商投資系ホテルは5星級のみ2014年から2018年にかけて81軒から89軒に増加しており、4星級以下では総じて減少、1星級ホテルは0軒となっている。外商投資系ホテルは、ブランドイメージが確立されているホテルチェーンが多く、客室単価の水準も高い。また、効率的なオペレーションやスケールメリットによって高いコスト優位性を維持している。外商投資系ホテルは、主に5星級ホテルを中心に今後も大陸市場にて堅調にシェアを拡大していくことが推測される。

多様化：ブティックホテル（精品酒店）やテーマホテル（主題酒店）に代表されるような、既存のグレードのみにとらわれない新しいカテゴリーのホテルが誕生しているのも近年の潮流といえる。消費水準の向上とライフスタイルの多様化を背景に、ハイエンドなだけでなく、消費者の個別のニーズを満たすパー

表：2018年度 2014～2018年 星級ホテル数と客室数の推移

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	14年比
五星級	ホテル数(軒)	745	789	800	816	764	+19
	客室数(万室)	26.1	26.9	27.5	28.6	26.6	+0.5
四星級	ホテル数(軒)	2,373	2,375	2,363	2,412	2,411	+38
	客室数(万室)	47.0	47.1	47.0	50.4	46.8	-0.2
三星級	ホテル数(軒)	5,406	5,098	4,856	4,614	4,409	-997
	客室数(万室)	59.2	57.2	54.9	55.3	53.2	-6.0
二星級	ホテル数(軒)	2,557	2,197	1,771	1,660	1,352	-1,205
	客室数(万室)	17.0	14.7	12.4	12.5	9.8	-7.2
一星級	ホテル数(軒)	99	91	71	64	29	-70
	客室数(万室)	0.5	0.4	0.3	0.3	0.1	-0.4
合計	ホテル数(軒)	11,180	10,550	9,861	9,566	8,965	-2,215
	客室数(万室)	149.8	146.3	142.1	147.1	136.6	-13.2

出所：文化観光部

ソナライズされた宿泊体験が提供できるホテルへの需要が益々高まることが推測される。

このような消費に対する変化は、従来のホテル産業を発展、変革する可能性がある。中国旅游研究院は2020年3月のレポートにて、国内旅游産業は三大経済圏（環渤海経済区、長江デルタ経済区、珠江デルタ経済区）や観光資源に恵まれた雲南省などが発展の中心を担っており、依然として「東強西弱、南強北弱」のままであるとしている。しかしながら、ブティックホテルやテーマホテルの主なコンセプトは、旅行の目的がホテルでの宿泊であり、ホテルそのものが旅の目的地となる。そのため、経済基盤や観光資源に乏しい地域であっても、ホテルの誘致や活性化に繋がる可能性がある。

衛生・消毒・安全：今般の疫病発生を通じて、消費者の衛生面に対する意識が大きく変化するものと考えられる。コンサルティング会社の艾瑞諮詢によると、「中国居民の新型コロナウイルス感染症終息後の旅行における変化」に関する調査にて、多い順に53.5%が「疫病が深刻な地域への旅行をしばらく避ける」、44.9%が「ホテルの衛生消毒対策にさらに注意を払う」、36.2%が「できる限りブティックツアー、プライベートツアーや個人旅行等の少人数での旅行を選ぶ」と回答したとしている。加えて、中国飯店協会は2020年2月5日に「中国酒店客房防疫自律公约」を公布し、ホテル業界全体に向けて衛生管理の標準化と徹底を促している。

これからは、ホテルに対して「安心して宿泊できる」ことへのニーズが大きく高まるものと思われる。行政からホテル業界へ安心・安全向上のための投資や教育を促すとともに、優遇政策や補助金等によるインセンティブの検討が望まれる。本建議が、ホテルの稼働状況の回復や収益の改善に資するだけでなく、何より消費者の安心と安全に寄与することが期待される。

<建議>

- ① 減税・免税等の支援政策が積極的かつ継続的に実施されることを要望する。
- ② 主にハイエンドなホテルブランドやブティックホテル等の新カテゴリーのホテルを念頭に、外商投資系への積極的な誘致活動を要望する。
- ③ 衛生・消毒・安全のための投資や教育を促すとともに、インセンティブとしての優遇政策や補助金等の検討を要望する。

第10章 高齢者関連サービス・産業

2018年末の時点で、中国の65歳以上人口は1億6,600万人、総人口に占める割合は11.9%に達した（出所：国家統計局）。習近平国家主席が第19回党大会において、「老有所養（高齢者が適切に面倒をみてもらえる）」を絶えず発展させるよう言及するなど、中国政府も増加する高齢者への対応を重視している。

高齢者関連サービス・産業に対する政策は、長期介護保険制度のモデル事業の拡大、「放・管・服（地方行政への権限移譲、公正な監督管理による公平な競争の促進、効率性の高いサービスによる環境づくり）」、医療と介護の連携（医養結合）、消費メカニズムの整備、AIやIoTを活用したスマート健康養老産業の発展、社区養老サービス業発展への優遇政策（社区においてデイケア・リハビリテーション・食事支援や移動支援などのサービスを提供する団体に対する税や料金の減免、資金面のサポート、光熱水料の割引など）、都市企業連動普惠養老特定行動（国家発展改革委員会）、社区におけるリハビリ補助器具のレンタルサービス試行、養老機構管理弁法の修正草案に対するパブリックコメント募集（2020年4月、民政部）など、注目すべき動向が多い。

中国における高齢者関連サービス・産業は巨大市場としての成長性が見込まれる。日中間の公的な枠組みに加えて、日中企業間の提携も活発化しており、同分野における日系企業の中国進出も増加傾向にある。

中国の高齢化の特徴

高まる高齢化率と対応する総合的な政策

中国の高齢化の特徴としては、高齢者人口の規模が大きいこと、高齢化のスピードが速いこと、高齢化社会が長期化することなどが挙げられる。2000年から2018年までに、中国における60歳以上の高齢者人口は1億2,600万人から2億4,900万人に増加し、高齢化率（60歳以上）は10.2%から17.9%に高まった。（出所：第2回日中介護サービス協力フォーラムでの国家発展改革委員会社会司副司長の講演）

2019年4月、国務院弁公庁は「養老サービス発展のための意見」（国弁発〔2019〕5号）を公布した。本意見は、養老サービス分野における就業と起業の拡大、消費拡大などの6つの主要な目標を定めており、計28条で構成されている。第10条では、外資系の養老機構が公設民営形式、政府調達、政府と社会資本との合作などの形式で養老サービスに参入した場合に中国国内資本の企業と同レベルの優遇を受けるとしている。また、同意見第11条では、介護ケアスタッフの技能レベル認定と教育訓練制度について定めており、こ

れに基づき2019年9月には「養老護理員国家職業技能標準（2019年版）」が発表された。

高齢化分野における日中双方の動き

高齢化に関する公的な枠組みと活発化する日中企業間の提携

日本は中国に先駆けて高齢化社会が進展しており、その豊富な経験をもとに、両国の政府関連機関はこれまでさまざまな形で協力してきた。2018年10月、厚生労働省と国家衛生健康委員会は「日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会との間の高齢者介護の協力に関する行動計画（2018年～2022年）」に署名した。経済産業省は国家発展改革委員会との協力のもと、日中間の高齢化対応の中でのさらなる協力推進と両国経済界の交流を後押しすることを目的として「日中介護サービス協力フォーラム」を2018年10月は北京で、2019年9月は東京で開催した。国際協力機構（JICA）は民政部と2016年5月から2020年5月までの4年間にわたり技術協力プロジェクト（日中高齢化対策戦略技術プロジェクト）を展開している。

前述の「日中介護サービス協力フォーラム」（2019年9月、東京）には日中の政府関係者、専門家、介護サービス事業者、福祉用具メーカーなど約400名が参加した。フォーラム内で開催された商談会においては中国側186名、日本企業45社の参加があり、シンポジウムにおいては日中の介護サービス・福祉用具にかかわる協力についてのMOUが11件交換された（出所：経済産業省）。

高齢者関連サービス・産業の日系企業の中国進出は増加傾向にある。その進出分野は、サービス関連（介護施設運営・在宅サービス・人材育成）、施設の建設やデザイン、見守りサービスなどの施設運営システム、福祉器具、福祉用品、保健食品など多岐にわたる。

介護をめぐる日中間の相違と待たれる介護保険制度の確立

中国における高齢者関連サービス・産業は巨大市場としての成長性が期待できるものの、中国における日系企業の事業は現状では必ずしも芳しい状況ではない。両国間には多くの相違が存在する。例えば介護施設の立地について、日本では郊外型が主流であるのに対し、中国では都市型が人気である。立地の違いはサービス利用者に対してだけでなく、スタッフの定着率にも影響を及ぼしている。また、養老サービスに対する理解も異なる。日本では高齢者の「自立支援」が主要な概念であるのに対し、中国では高齢者に対してより懇切丁寧なサービス提供が求められる傾向がある。

このような状況の中、日系企業の関心が高いものの1つは、中国における国レベルの長期介護保険制度の実現である。人力資源社会保障部が2016年に「長期介護保険制度試行拠点の展開に関する指導意見」を公布し、15のモデル都市が相次いで長期介護保険制度の政策を打ち出した。モデル都市以外でも、少なくとも16の都市において長期介護保険制度が試行された。浙江省温州市などではパーソナル介護（非正式護理、親族や家政婦など非専門人員による介護）への支援の強化が顕著であり、また北京市海淀区では全国初の民間型商業性長期介護保険が誕生している（出所：北京師範大学中国公益研究院）。

しかしながら、国レベルの介護保険制度の確立はいまだに実現していない。15のモデル都市におけるパイロット事業についても、保障対象や資金調達方式、給付方式、要介護認定基準、認定機関などが一様ではない。パイロット事業はどのように収束するのか、国レベルの制度は実現するのか。将来的な方向性はいまだ見えない。

福祉用品市場（販売・レンタル）の拡大

介護保険制度とも関連して、福祉用品についても中国市場の見通しは明るいと言われている。2016年の國務院弁公室「養老サービス市場の全面開放、養老サービス品質向上に関する若干意見」（国弁発[2016]91号）が公布されて以降、養老サービス市場は全面的に開放され、外国企業の参入も急速に増えている。2020年にはリハビリ補助器具産業の市場規模は7,000億元に達するとの調査結果もある（出所：第2回日中介護サービス協力フォーラムでの国家発展改革委員会社会司副司長の講演）。そのほか、2019年9月に工業情報化部が公布した「高齢者用品産業の発展促進に関する指導意見（意見募集稿）」では、2025年までに高齢者用品産業の市場規模が5兆元を上回ることが強調されている。

日本では2000年から介護保険制度がスタートし、またそれを基礎に福祉用品レンタルなども発展してきた。中国でもレンタル事業への取り組みが始まりつつある。2019年6月、民政部等から「リハビリ補助器具の社区レンタルサービス試行拠点地区の確定に関する通知」が発表された。通知では、サービスを展開するにあたり、政府が監督管理、補助金を含む優遇策の制定を主に担当し、運営面では企業による参画が積極的に呼びかけられている。また、サービスを提供する企業のほか、用具の洗浄・消毒など関連企業の参入も歓迎している。

福祉用品の販売やレンタル、開発のいずれも、日本が介護保険制度を後ろ盾として20年近く経験を積んできており、福祉用品の種類やノウハウの多様さも日本に優位性があると言える。しかし、商品価格もさることながら、ISO国際規格で採用されている基準が中国に根付いていない、（医療業や旅行業など別産業の製品基準で代替されることが多く）介護産業に特化した標準づくりが中国では進んでいない、といった現状がある。

日中ともに介護人材は大幅に不足

2019年9月に「養老護理員国家職業技能標準（2019年版）」が発表された。これは日本の介護福祉士（国家資格）に相当するものである。同基準発表時に30万人しかいない養老

護理員を2022年末までに200万人まで増やす数値目標がありつつも、トレーニング要綱や教材の開発はまだ進んでいるとは言えない。民間企業による有料トレーニングの提供、日中の教育機関の連携による人的交流、オンライン教材の開発、スマート介護の促進、介護職員の待遇改善への取り組みなど、多岐にわたり日本の知見が活かせると思われる。

<建議>

1. 介護保険制度

15のモデル都市などにおけるパイロット事業の総括、国レベルの長期介護保険制度の実現可能性、既存の医療保険制度や商業性介護保険との兼ね合いなどを含め、同産業を支える包括的な体制について、明確で具体的な政策措置の早期策定を要望する。

2. 福祉用具

① 福祉カテゴリーの規格創設

中国においてリハビリ器具のGB規格や医療機器の規格が存在するが、これらの基準は医療行為を行うことが前提で作られており、実際の介護現場にはなじまない規格となっていることがある。高齢者向け施設ないしは個人が使う用具の規格として、（医療用などとは別に）高齢者が使う福祉用具に特化した規格を創設することを要望する。

② 福祉用具使用方法の国際標準化

大人用紙おむつに関する国際規格 ISO15621 は、介護される方（着用者）、介護する人（病院・介護施設）の排泄ケアの指針として紙おむつの選択から廃棄、費用、環境影響まで網羅し規定化している。中国では一般的にテープ止めタイプ、パンツタイプを単体で使用しているが、ISO15621ではこれらに加えてパッドタイプを補助パッドとして併用する方式を国際規格化している。補助パッドの併用は、テープ止めタイプやパンツタイプを単体で使用するよりも、ごみの軽減、介護者や被介護者の負担軽減、経済的コスト削減等のメリットがあることから、中国においても補助パッド併用方式の標準化を要望する。

③ 医療保険対象となる品目の拡大、登録手続の簡素化

同じく大人用紙おむつについて、現状では手術後など入院時に利用される使い捨てベッドシートのみが医療器械登録番号第一類に指定され医療保険対象となっている。実際には同状況下で大人用紙おむつの使用が不可欠であるが医療保険の対象外である。医療保険対象となる福祉用具品目の積極的な拡大を要望する。また、福祉用具の申請から登録までの手続の簡素化を要望する。

④福祉用具レンタルサービス制度の拡大

2019年11月、上海市において第一期リハビリ補助器具社区レンタルサービス拠点確定に関する通知により、市内16区の70拠点と各サービスプロバイダー13社が発表され、福祉用具のレンタルサービス補助制度が具体的に示された。上海以外の都市においても早期に同制度が導入されることを要望する。

⑤福祉用具の消毒や洗浄の基準制定

上述のレンタルサービスについて、レンタル期間満了後の福祉用具に関する消毒に関して明確な基準またはガイドラインが設定されていない。一方、日本ではレンタル会社による福祉用具の安全衛生管理の適切な実施について、厚生労働省所轄の公益法人である(社)シルバーサービス振興会が第三者の視点で審査している。中国においても福祉用具の洗浄や消毒の徹底化が図られるよう制度整備、基準制定を要望する。

3.感染対策

介護施設への入所入院患者は高齢者であり、易感染者でもある。加齢とともに基礎体力が落ち、在宅、施設、病院と人が行き来し、感染する機会が加速的に増大するため、「在宅介護」「施設介護」「病院介護」での各々の感染対策が重要となる。また、消毒の不完全さによるサービス利用者への菌感染は、福祉用具レンタル事業のビジネスリスクでもある。介護分野における総合的な感染対策の強化を要望する。

4.福祉用車両の規制緩和

福祉用具レンタル業務用運送車両はさまざまなモノを、利用者住居、社区、レンタルセンター、サプライヤーなど複数箇所を巡回する専用運送車両である。また、在宅介護や社区介護の発展には、ヒトの移乗や移動に専用車両が不可欠である。しかし、北京や上海では自動車の購入登録規制が厳しく、一企業あたりの申請上限台数は少ない。福祉専門業者のサービスの質の向上、サービス範囲の拡大のため、介護福祉業者やレンタルプロバイダー向け車両登録の規制緩和を要望する。



第4部 各地域の現状・建議

第4部 各地区的现状及建议

第1章 華北地域(北京市、天津市、山東省)

1. 北京市

2019年の北京市の域内総生産（GRP）の実質成長率は6.1%で、前年から0.5ポイント鈍化し全国の成長率（6.1%）と同じであった。市政府は、機能調整、安定成長、改革促進、構造最適化、民生改善、リスク防止、安定保障などの課題に引き続き取り組んだ結果、市経済は全体として安定を保ち、「稳中提質（安定の中、質の向上あり）」となったと評価した。2020年第1四半期の同市の成長率は新型コロナウイルス感染症による規制等の影響を受け、前年比6.6%の減少となった。

2019年の経済状況

2019年の北京市のGRP総額は前年比6.1%増の3兆5,371億3,000万元となった。産業別にみると、第一次産業は前年比2.5%減の113億7,000万元、第二次産業は4.5%増の5,715億1,000万元、第三次産業は6.4%増の2兆9,542億5,000万元だった。工業生産額（一定規模以上の企業が対象、付加価値ベース）は前年比3.1%増で、前年と比べ1.5ポイント下落した。うち、ハイテク製造業は9.3%増加した。また、重点産業をみると、医薬製造業が6.2%増、コンピュータ・通信・その他電子設備製造業が9.9%増、電力・熱生産供給業が8.2%増、自動車製造業は2.7%増となった。

全社会固定資産投資総額は前年比2.4%減となった。このうち、インフラ関連投資は3.8%減と引き続き減少した。産業別にみると、第一次産業が20.6%増、第二次産業が9.0%減、第三次産業が2.3%減となった。うち、文化・スポーツ・娯楽業と科学研究・技術サービス業がそれぞれ77.0%増、27.0%増となった。不動産開発投資は0.9%減と再び減少に転じた。

社会消費品小売総額は前年比4.4%増の1兆2,270億1,000万元で、このうちインターネット販売は23.6%増の3,366億3,000万元と、小売総額の27.4%を占め、消費の伸びをけん引した。

消費者物価指数（CPI）は前年比2.3%上昇した。北京市住民の1人当たり可処分所得は8.7%増の6万7,756元となった。なお、2019年末の常住人口は2,153万6,000人となり、3年連続で減少した。うち、都市部人口は1,865万人と同市人口の86.6%を占めた。

対内直接投資実行額は17.9%減の142億1,000万ドルとなった。

北京市の特徴

北京市は中国の首都であり、中国における政治・経済・文化の中心として発展を遂げてきており、世界有数の国際都市となっている。中国統計年鑑2019をもとにGRPの産業別シェア（2018年）をみると、北京市ではGRPに占める第3次産業のシェアが81.0%と高く、GRP成長率に対する寄与率も87.9%にのぼるなど、経済構造に占める存在感が大きい。

北京市統計年鑑2019をもとに第3次産業における業種別シェア（2018年）をみると金融（20.7%）、情報通信・ソフトウェア（15.7%）、科学研究・技術サービス（13.1%）、卸・小売（10.3%）、リース・ビジネスサービス（8.2%）の順となっている（リース・ビジネスサービスには統括拠点が含まれる）。特に情報通信・ソフトウェアと科学研究・技術サービスは先端的サービス業といえるもので、企業の開発力、技術力の向上をもたらし、産業高度化の過程において重要な役割を果たす。また、金融におけるフィンテックや卸・小売におけるIoTを活用した新形態の店舗の発展なども含め北京市におけるさらなるイノベーションの進展・生産性の向上に向けて、今後これらの産業の集積がより一層求められる。

北京市には中国企業や日本を含む外国企業の統括拠点多いことなどから、北京市の先端的サービス業は同市のみならず中国全土を対象に幅広くサービスを展開していると考えられ、北京市におけるこれらの産業の集積は、中国全体の産業高度化においても重要といえる。

なお、これらの産業集積を進めるうえでは、引き続き日本を含む外国の統括拠点や先端的サービス業を含む先進企業のさらなる誘致を進めていただくことが有益と考える。

優れた人材・企業の集積、サービス業開放の促進に向けて

2018年4月に公布された「北京市人民政府が対外開放を拡大し、外資利用水準を高めることに関する意見」において、外商投資建設工程設計企業に対し、外国籍技術人員の比率条件を取り消すことや外商投資企業が北京市において高齢者サービス分野への進出を奨励することなどが示された。さらに、多国籍企業が北京において地域本部を設けることを支持し、都市公共サービス施設やインフラ建設および政府調達プロジェクトに参加することを支持すること、イノベーション分野においても外商投資企業が研究開発費用の税制控除などの優遇策を適正に享受できるようにすることなどが示された。同じく2018年4月には「北京市ポイント制戸籍施行管理細則（試行）」によってポイント制による北京市戸籍取得の条件や具体的手続が定められた。同年10月に

は同手続による申請に基づいて約6,000人に新たに北京市戸籍を付与することが発表された。

2019年も引き続き北京市によるビジネス環境改善の取り組みや規制緩和等の進展が見られた。2019年12月には北京市商務局より、これまで白書で訴えてきた外資系旅行会社による中国人の海外旅行業務が認められるなど、サービス業の規制緩和が発表された。

上記を踏まえ、北京市において、日系企業がより一層発展を遂げ、北京市の経済発展に寄与するために、課題となっている事項等について、以下の4点を要望する。

第一に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するため、先進的な人材政策の展開を要望する。北京市が目覚ましい成長を遂げている中国の首都としてさらに発展するためのカギの1つは人材にあると考える。

そのため、外国人材のさらなる活用は有益であり、豊富な経験を有する日本人などを柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（社会保険や居留許可手続などにかかわる費用コスト、手続コスト）の軽減をお願いしたい。

加えて、中国の人材がさらに能力を発揮できるような環境を整えることも有益であり、優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、条件を満たす地方出身者へのインセンティブ強化をお願いしたい。

第二に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的服务業への優遇強化および優遇策の確実な実施、行政手続の簡素化を要望する。

透明性の確保は、中国内外企業が積極的な事業展開を行ううえで不可欠であり、中国政府が進める「近代的な市場体系の完備」の前提ともいえるものである。統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されたものの、税収の貢献度が少ないことを理由に補助金の支給が留保される事例があるので、改善を要望する。加えて、高騰する人件費やオフィス賃料をカバーするような、他の地域に劣らない、優遇策の追加・拡大を検討いただきたい。加えて、地域再開発計画や環境規制などの実施などの際には十分な対応期間を設けていただくをお願いしたい。

また、北京市への先進技術の集積促進のためには、集積回路企業、ソフトウェア企業などを含めたハイテク企業に対して、優遇制度の拡充をお願いしたい。例えば、集積回路企業、ソフトウェア企業に対する企業所得税の減免期間の拡大や、同様の優遇制度の他のハイテク分野への拡大が考えられる。

さらに、首都にふさわしい産業構造を実現する上で、ハイテク企業とともに、前述の先端的服务産業の立地の促進もさらに図る必要があると考える。日本ではこうした先端的服务産業を産業の「頭脳部分」としてとらえ、頭脳立地法という法律で集積の促進を図った。税制優遇や政府系金融機関による低利融資を通じて、一定の成果を収めた経験がある。

第三に、北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、進出日系企業の声に耳を傾けて、個別分野での積極展開を要望する。

第四に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接に係わりを持つ分野において、総合的視野に立った取り組みを要望する。大気汚染や交通渋滞などの問題について、近年市政府はその取り組みを強化されているが、他省とのさらなる連携強化を図りつつ、引き続きこれらの問題を重視し、総合的視野を持って取り組んでいただきたい。

引き続き対話継続を

2019年も、北京市投資促進服務中心との意見交換が実施できたことに感謝したい。

ただし、さらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き中国日本商会との対話の機会をいただきたい。十分な意見交換の時間を確保するためにも、以前のように北京市と中国日本商会の2者の形での開催が望ましい。2014年より中国日本商会は、北京市投資促進服務中心およびジェトロの3者で意見交換の場を持たせていただいているが、引き続き、より多様なチャンネルを通じて相互理解を深めるため、北京市各政府機関との交流の機会をいただくことを希望する。

新型コロナウイルス感染症の影響

2020年上半年は新型コロナウイルス感染症流行の影響が大きかった。日中経済協会北京事務所と中国日本商会では1月末から計10回にわたり日系企業に対するアンケート調査を実施した。第10回目（5月11～12日実施）のアンケートでは、多くの企業が操業を再開した一方で、稼働率の引き上げが課題となっている状況が浮き彫りになっている。

また、中国日本商会では、会員企業を中心に「新型コロナウイルス感染症に関する課題と要望」について意見を募集し、日本貿易振興機構北京事務所、日中経済協会北京事務所の3組織の連名にて、政府機関等に「新型肺炎の感染流行への積極的な対策と企業の正常な生産経営の早期回復に関する日系企業の意見」を提出した。同意見では、省市をまたいだ移動制限に関して一律の隔離ではなく分類管理を行うこと、操業再開のための申請に係る問題の改善、中央・省市レベルでの通知と現場の運用実態との齟齬について、ウェブサイトでの公開や公文書での通知を徹底し、相互の通知や指示の矛盾を避けること、日本一時帰国中にビザ・居留許可等の期限が切れる問題などを提起した。

地方政府との交流の状況

北京市との意見交換会

- ・ 2019年7月25日
- ・ 北京市側参加者：北京市投資促進服務中心（旧北京市投資促進局）
- ・ 日本側参加者：中国日本商会、ジェトロ北京事務所

- ・交流内容：白書を紹介し、イノベーション支援や外資独資での中国人の海外旅行業務取扱について建議。担当部局から実態および市政府としての考え方、対応の説明があった。

＜建議＞

①北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するために、先進的な人材政策の展開を要望する。

豊富な経験を有する日本人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（費用コスト、手続コスト）の軽減を要望する。

・居留許可手続

2013年7月の出入国管理法改正により、居留許可手続の審査期間は従来の5営業日から「15営業日以内」に変更された。北京市では2015年8月より「10営業日以内」に短縮された。2018年からは新たな利便性措置が開始され、オンラインで居留許可申請手続を予約した場合、10営業日からさらに7営業日に短縮するという運用がなされている点は歓迎したいが、親族の不幸や、経営にかかわる緊急の出張が生じた際に一刻を争う海外出国ができない事態が起こりうるので、従前の5営業日に戻すことを要望する。

・外国籍人員の就業条件

2014年6月「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」が公布され、条件の1つに「学士以上の学位および2年以上の関連業務の経験を有すること」がうたわれている。その後、2017年3月29日に、国家外国専門家局より「外国人訪中就労許可サービスガイドライン（暫定施行）の印刷発行に関する通知」が公布され、中国で就労する外国人の就労許可取得申請にかかる管理制度が簡素化され、事務手続の効率が向上したことは評価される。一方で、これまで北京市人力資源社会保障局から「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」を廃止したという通知は出されていないため、実務において法律適用に矛盾が生じないよう運用の統一を要望する。

優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、地方出身者へのインセンティブ強化を要望する。

・北京市戸籍

北京市戸籍を有していないと、子女教育など

で影響を受けることから、地方出身の優秀な人材確保のため、一定の基準を満たす企業に対しては提供される北京戸籍枠の増加を要望する。

②北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化、行政手続の簡素化を要望する。

・施策施行の十分な対応期間の確保

地域再開発計画に合わせ、半年から1年先に向けて移転の準備を進めていたところ、計画の前倒しにより突然立ち退きを求められた事例があった。移転等の準備を始めているとはいえ、半年以上先の計画を数日内で実施するように求められても、対応は非常に困難である。さらには、その影響は当該企業のみならずサプライチェーン全体に波及する可能性もある。施策の施行時には、十分な対応期間を設けるよう要望する。

・補助金に関する不透明な政策運営

2009年1月より、北京市では、資本金1億元以上で統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されれば、3年間補助金を受給できることになっている。しかし、税収の貢献度が少ないことを理由に、補助金の支給が留保される事例が出ている。一般的に、統括拠点は自ら事業を行っているわけではなく、収入は配当や管理費等に限られている。資本再編や投資を行って配当収入を得るまでには相応の期間を要することに鑑み、その期間を支援する目的で、税収の貢献度に関わらず補助金を支給するよう要望する。

・ハイテク企業への優遇制度

外資企業の先進技術を導入するため、ハイテク企業（集積回路企業、ソフトウェア企業含む）に対して、優遇制度の拡大を要望する。

・先端的サービス産業への優遇制度

「科学研究・工業技術サービス」「情報通信・ソフトウェア」「リース・ビジネスサービス」などの付加価値の高い先端的サービス産業に対して優遇制度の実施を要望する。先端的サービス業の集積を図ることで、相互刺激、相互補完による効率的な事業環境が実現され、集積回路や、ソフトウェア関連の企業などを含めた先端的サービス産業の立地促進にも繋がる。

・イノベーションに関する支援策等の情報提供

北京市においてはイノベーションに関する各種優遇策に関する情報をワンストップで得られるように、外資系企業に特化した情報提供窓口を設けるよう要望する。

・企業に対する情報提供の充実

北京市投資促進服務中心に対して、外資系企業に対する説明会等を実施する際には、日本語か英語の通訳を手配するよう要望する。また、通訳の手配が難しい場合においても、企業内で情報を共有できるようにするために資料配布を行うよう要望する。

2020年4月28日より実施されている「北京市ビジネス環境改善条例」では、第48条において、「政府および関連部門は政府と企業のコミュニケーションメカニズムを設立し、企業の意見を聴取し、企業に政策情報を提供すること」、第66条では「政府および関連部門は企業の生産経営活動に密接に関連する政策措置を制定する際は企業に対して30日以上調整期間を与えること」と規定されている。こうした規定を確実に実施していただくよう要望する。

③北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、以下のような個別分野での積極展開を要望する。

・中外合弁、外資独資旅行会社に対する出境ライセンスの認可

2018年7月30日に「北京市の改革の全面深化、対外開放拡大に関する重要措置の行動計画」が公布され、同計画の47条において、北京市に設立された外商独資旅行会社については中国公民の出境旅遊業務を試験的に認めるよう取り組んでいくと明記された。2019年2月22日、国務院より「北京市サービス業の開放拡大の全面的推進に関する総合試験活動案に関する国務院の認可回答」が公布され、北京市において、サービス業の開放拡大総合試験の継続と全面的推進が認可され、その期間は認可回答日から3年間とされた。2019年12月には北京市商務局より、外資系旅行会社に中国人の海外旅行業務を認めるなどサービス業の規制緩和が発表された。本措置によって外資旅行会社のアウトバウンド業務参入が実際に確実に実現するよう期待する。一方、具体的な認可スケジュールや対象範囲は明らかになっていない。こうした詳細を公表し、相応の問い合わせ窓口が提供されることを要望する。

・公立医療機関における消耗品の入札

北京市においては2007年より心臓ペース

メーカー等の高価値消耗品の入札が行われておらず、多くの公立医療機関に対し新製品を提供できないとの声が寄せられている。患者が最新医療を受けられるよう、定期的な入札および集中購買の実施を要望する。

・医療関係投資事業の制限緩和

医療関係投資事業については、申告プロセスの簡素化は実現されたが、投資比率や合併期間、投資総額に対する制限が存在する。同分野への外資投資が加速することで、医療産業の成長・発展に資することが期待できるため、先進的取り組みとして、北京市よりの実質的な参入障壁の緩和を要望する。

④北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野に立った取組を要望する。

・小売店舗

2017年から要望してきた小売店舗の営業許可の迅速化については大幅な改善が示されており、内外資の不平等を感じることも減少した。コンビニエンスストアは都市生活の象徴的な小売店舗であり、都市社会インフラにつながるものであることから、出店のみならずブランドイメージの維持・向上も含め、引き続き行政の改善・協力を要望する。

・交通渋滞

北京市の交通渋滞が深刻である。公共交通機関の一層の整備・拡充、交通整理の強化、駐車場の整備、違法駐車を取り締まり、市民の交通ルール遵守意識向上のための啓発など、引き続き改善に向けた取り組みを要望する。

⑤その他

新型コロナウイルス感染症流行の防止・抑制のため、事業所の出勤比率を50%以下に抑えるよう求める要求やグループでの会食の禁止など各種の措置が実施されたが、これらの措置の終了については明確なアナウンスがなく、企業にとって予見可能性が低く見通しが立てづらい状況であった。今後こうした各種措置等の改廃の時期の見通し、あるいは終了の基準等について可能な限り迅速に、かつ明確な手段で情報を公開するよう要望する。

2. 天津市

2019年の天津市の域内総生産（GRP）成長率は4.8%と前年の3.6%を上回り、通年で「4.5%前後」という所期目標を達成した。天津市統計局は、2019年の天津市の経済を「穩中有進、穩中向好（安定を保ちながら進歩し、良い方向に向かいつつある）」と、質の高い発展の趨勢が日増しに強くなったと評価した。同時に国内外のリスクが上昇する複雑な局面にあり、安定した成長への圧力は依然大きいとした。2020年の経済成長率の所期目標は、1月に「5%前後」と発表したものの、その後拡大した新型コロナウイルス感染症の影響は避けられず、2020年第1四半期（1～3月）の経済成長率は前年同期比9.5%減のマイナス成長だった。天津市政府は、社会・経済の正常化に向けて、緊急融資や消費刺激策などの政策を打ち出している。

2019年の経済状況

2019年の天津市の域内総生産（GRP）は前年比4.8%増の1兆4,104億2,800万元だった。GRPを産業別にみると、第一次産業は前年比0.2%増の185億2,300万元、第二次産業は3.2%増の4,969億1,800万元、第三次産業は5.9%増の8,949億8,700万元だった。消費者物価上昇率は2.7%（2018年は2.0%）、固定資産投資額（農家を除く）は前年比13.9%増（5.6%減）、一定規模以上の工業生産は3.4%増（2.4%増）、社会消費品小売総額は8.9%増（1.7%増）だった。

消費者物価指数（CPI）は前年比2.7%上昇した。都市部住民1人当たり可処分所得は7.3%増の4万6,119元となった。2019年末の常住人口は前年から2万2,300人増えて1,561万8,300人、うち都市部人口は1,303万8,200人で都市化率は83.5%となった。

貿易総額は、前年比9.1%減の7,346億300万元、うち輸出は5.9%減の3,017億8,100万元、輸入は11.2%減の4,328億2,200万元、貿易収支は1,310億4,100万元の赤字だった。一般貿易輸出額は1.4%増の1,577億9,700万元で輸出に占める割合は前年から3.8ポイント上昇し52.3%となった。

対内直接投資は、契約額が315億9,400万ドル、実行額が前年比3.0%増の47億3,200万ドル、新たに認可された外商投資企業は711社だった。

天津市の特徴

天津市は中国四大直轄市の一つであるとともに、環渤海経済圏の中心に位置し、中国北方最大の沿海開放都市として、特殊な地理的位置にある。中央政府は、天津市の都市機能について、「一基地三区」、すなわち、全国の先進的製造・研究開発基地、北方の国際輸送の中核区、金融イノベーションモデル区、改革開放先行区と位置付けている。この位置付けは、中央政府が経済の新たな発展ニーズに対応すべく制定した地域発展計画である「京津冀（北京市、天津市、河北省）協同発展」戦略における、天津市の今後の取り組みの重点でもある。

天津市は、すでに産業基盤がある航空宇宙、設備、石油化学、自動車産業を高度化するとともに、スマート技術、バイオ医薬、新エネルギー・新素材などの戦略的新興産業の発展に力を入れている。また、中国の北方地域における最大の港である天津港は、天津市のみならず、京津冀地域、さらには中国の華北・西北地域の重要な港であり、世界の180以上の国・地域の500以上の港湾と交易がある。世界一流のスマート港湾、グリーン港湾建設を目標にしている。

早くから対外開放された都市であることから、経済に占める外資系企業の貢献が大きく、天津市の貿易額の約半分、税収の3分の1、工業生産額の3分の1、雇用の10分の1（70万人超）を外資系企業が担う。近年は、世界銀行の事業環境ランキング（Doing Business）の指標を参考に、国際的に通用するビジネス環境の構築を目指して、「一制三化（承諾制、スマート化、標準化、利便化）」の許認可制度改革を推進し、2019年には全国に先駆けて「天津市ビジネス環境改善条例」を施行するなど、ビジネス環境改善に取り組んでいる。

質の高い発展を目指して

すでに進出している企業が天津市で継続的に発展できる環境を整備することが、先進的な取り組みをする外国企業の誘致につながり、天津市が目標とする質の高い発展に有益と考える。天津市に進出する日系企業が、いっそう発展を遂げ、天津市の経済発展に寄与するために挙げた建議を整理すると、以下の3点に集約される。

第一に、予見可能性の向上である。環境規制への対応では、自社やサプライヤーが地域の空気汚染濃度が高まったときなどに急に操業停止の指示を受けて顧客の信用を失っている事例があった。天津市では他の地域と比べて不定時労働制が認められない傾向が強く、どうしても認められるかも不明確であるという指摘もある。また、新型コロナウイルス感染症の防疫時、他省市では復工日の公告が出される中、天津市では公告が出ず、事業再開準備を計画する上で企業は困惑した。日系企業は法令を遵守し、法制度の下で、計画を立てて事業運営に取り組むつもりである。企業の意思決定の材料となる政策や判断基準の前広な周知を要望したい。

第二に、総合的な視野に立った、一歩踏み込んだサービスの提供である。変化する消費者のニーズに対応した新しいビジネスモデルの認可基準が不明確で、サービス産業の発展の阻害となっているという指摘がある。また、危険化学品経営許可証の取得・更新にあたって、法定代表者による講習受講と試験合格が必要であるが、日系企業の多くの法定代表者は中国語を母国語としない日本人であり対応に苦慮している。上海市のように天津市でも日本語での講習の実施を要望したところ、講習は民営化（中国語は「社会化」）されていて、日本語での講習を希望するのであれば研修機関に企業から要望すること、政府として研修機関の紹介ができないことが説明された。政府として研修機関のリストの作成・提供ができないのであれば、第三者機関を通じて、研修機関のリストを作成・公開するなど、総合的な視野に立った一歩踏み込んだサービスを希望する。

第三に、先進的な企業が発展できるインフラの整備である。天津市では、工業地域が拡大する一方、公共交通インフラの整備が追いついておらず、新たに進出した企業の中には、通勤バスの手配が負担となっている企業もある。天津空港では、国際航空旅客が増加する中、到着エリアの混雑が激しく、旅客利便性が低下しているという指摘もある。空の玄関口である空港は、海外からの旅客の都市のイメージを印象付ける場所でもある。企業や旅行者の誘致に資するよう、交通インフラの拡充を要望する。

引き続き対話継続を

2019年も、天津市商務局との共催で日系企業との意見交換会が開催されたことに感謝したい。企業の要望の中には、理解不足によるものもあり、意見交換会で当局から説明を受けて解決したものもあった。企業の円滑な事業展開にさらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き天津市の各関係当局と在天津日系企業との定期的な対話・交流の実施を希望する。

地方政府との交流の状況

天津市と日系企業との意見交換会

- ・2019年12月17日
- ・天津市側参加者：商務局をはじめとする関係部局が参加。
- ・日本側参加者：日系企業10社、天津日本人会会長・副会長、ジェトロ北京事務所が参加。
- ・交流内容：建議の各内容について、担当部局から実態および市政府としての考え方の説明があった。

<建議>

1. 先進的な企業を集積するための、企業活動円滑化支援

① 環境政策

中央環境保護監督査察などの査察後や地域の大気汚染濃度が高まる可能性があるときに、工場が一時的な休業もしくは営業停止指示を突然受け顧客の信用を失っているといった事例が見受けられた。任意の工場に突発的に指示することは避け、事業者選定の客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

② 危険品取り扱い

「建築設計防火規範」の工場内設置中間倉庫規定で、甲乙類危険物の保管は需要量の一昼夜分と規定されている。使用量が購入最小単位より少ない場合、過剰な管理基準となるため、実態に合った貯蔵に関する規制緩和処置の導入を要望した。これに対し、2019年12月の意見交換会で、「建築設計防火規範」の後半の解説に、一昼夜分の需要量が少ない場

合、一昼夜の保管量を調整できることが規定されていること、具体的には、一昼夜の保管量を最小包装単位とできることが説明された。企業に対する行政指導を行う際には、担当者が根拠法令をよく理解して執行することを要望する。

危険化学品経営許可証の取得および更新に当たっては、「危険化学品経営単位主要責任人および安全管理人員培訓」に基づき、法定代表者による5日間の講習受講と試験合格（80点以上）が必要条件となっている。日系企業の多くの法定代表者は日本人であり、中国語での対応に苦慮している。上海市のように天津市でも日本語教材、日本語での講習を受けられるよう、研修機関に外国語での講習サービス提供を奨励するとともに、政府として研修機関のリスト作成ができないのであれば、第三者機関を通じて、外国語で危険化学品の講習を提供する研修機関のリスト作成・公開を要望する。

③ 公共交通機関の整備

工業地域が拡大する一方、公共交通インフラの整備が追いついておらず、このことが市内や主要幹線道路の渋滞の遠因と考えられる。また、通勤バスを手配しなければいけない企業には、負担となっている。建設中の地下鉄の早期完成と、計画線の早期着工を要望する。

2. 透明性が高く、高効率で迅速な行政サービスの実現

① 手続

社印を社外に持ち出し税務局等で押印しなければならない行政手続が少なくない。他方、社印の効力が高く、目的外の押印のリスクが生じることから、社印を持ち出さなくても済むよう、社印押印が必要な手続の見直しを要望した。これに対し、意見交換会で、公印を会社から持ち出さないための解決策（電子税務局の利用もしくは税務局の公式ウェブサイト提出が必要な申告書類をダウンロードし、印刷して関連情報を記入の上、公印を押してから税務機関に赴いて手続を行う）の提案があったが、依然、税務局で社印押印を求める場合があるので、規定の周知と運用の徹底を要望する。

② 税務

税務局から一度に受け取ることができる発票の枚数が制限されている。発票の管理のため発行枚数を制限することは理解できるが、追加で受け取るため必要な資料を揃えて都度税務局に出向くことは企業の負担になる。一度に受け取る発票の枚数を増やすことを要望する。また、追加発行された分は当月中に発行しなければならない等の煩雑さを省き簡素化してほしい。

中国に特徴的な税制度である増値税は、外国企業にとってなじみがなく、問題を抱える企業が少なくない。増値税に関する実用マニュアルの発行やよくある問題の解説作成の検討を要望する。

③労務

天津では不定時労働制が認められない傾向が強い。認められるためにどのような補足説明が必要なのか、明確にすることを要望する。

④工作許可および居留許可

外国人の工作許可と居留許可取得に時間がかかる問題について、濱海新区では二つの手続を一つの窓口で行い、許認可の所要期間を2証書で5営業日に短縮するなど、手続迅速化の取り組みに感謝する。外国人は居留許可を取得するまで銀行口座を開設できず、中国での生活開始時に不便な生活を強いられており、銀行への口座開設時の要件緩和の指導や、居留許可取得手続のさらなる簡素化を要望する。

3.交通環境と優れた生活環境の整備

①交通規制と交通インフラ整備

車両のナンバー規制のため、企業は車両の手配に苦労している。黒煙を排出しながら走るトラックなど、排ガス基準を守っていない車両に焦点を絞って規制を行うことの検討を要望する。

空港の発展と都市全体の発展は、密接な関係にあり、空港が発展すれば、都市の競争力の向上にも資する。天津―日本間のさらなる増便と天津濱海国際空港国際線ターミナルの到着エリアの早急な拡充を要望する。

②日本人学校

2021年8月31日に土地建物の賃貸借契約が満了する天津日本人学校は、天津港保税区へ移転することになった。天津市の協力に感謝するとともに、スムーズに移転できるよう、引き続き天津市の支援を希望する。

4.総合的視野に立った取り組み

①新型コロナウイルス感染症の防疫対応と経済復興

新型コロナウイルス感染症の流行後、各国商会や日系企業を対象とした事業再開状況と課題を聴取する座談会開催、個別企業の問題の解決、防疫物資の提供、頻繁な情報提供や日本人の状況聴取など、日系企業社会に対する天津市の支援に感謝する。他方、天津市では復工日程の通知が他都市より遅く、再稼働申請にも時間を要し、実際の操業再開が遅かった。他都市の企業から、天津市の取引先の操業再開の目途が立たず、資材調達の課題となったという声も聞かれた。今後、類似の事

態発生に備えて、緊急時の政策決定・通知・執行のスピード向上を要望する。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、実体経済に打撃を与え、産業構造、生活パターンの根本的な変革を迫り、天津進出日系企業も大きな影響を受けている。投資促進、産業支援、税制面等において企業のニーズに合致したより多くの企業支援策を制定・公布し、進出企業のいち早い復興への支援を希望する。

②新しいビジネス展開の支援

商業の運営や発展に対し、行政の現場担当者の個人的判断基準での認可となっており、基準が不明確である。変化する消費者のニーズに対応したビジネスを展開したくてもできない状況であり、商業が発展している他の都市に比べ自由度が低く、天津市の商業の発展の阻害となっている。例えば、上海市南京路の「星巴克上海烘焙工坊（スターバックス リザーブ ロースタリー シャンハイ）」は、行政の縦割りを越えて各行政がどうしたらできるかを企業と一緒に考え相談できる環境があったから実現した。新しい取り組みに関し、従来の縦割りや現場担当者判断ではなく、天津市の経済発展に視点を持って総合的に判断することを要望する。

③政策周知

日系企業は法令遵守に誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、法制度解釈の統一的運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。特に、操業停止、その他業務に影響を及ぼすような緊急通知、法制定・改正などを行う場合、市政府が主催者となり、事前に説明会やセミナーを開催するよう要望する。

3. 山東省

概況

山東省は人口が全国第2位の1億70万人（2019年、常住人口）、GRP（域内総生産）は前年比5.5%増の約7兆1,068億元と全国第3位となっている。また、農業生産額（農業、林業、畜産、水産）では全国第1位である。面積は日本の約4割で、省都の済南市を含む計16市で構成されている。在外公館は日本、韓国、タイが青島市に総領事館を設置しており、山東省全体の在留邦人数は2018年10月現在で1,862人となっている。山東省省内最大の日本人会として青島日本人会があり、2020年3月現在で310社が加入。商工会各部会にはそれぞれ、繊維部会84社、食品部会89社、機械・電気・化学部会115社、流通・サービス部会101社が加入している。

山東省政府の2020年の主な目標では、GRPは6%増以上、都市での就業者は110万人増とし、都市の登記失業率は4.5%以内に抑えるとしている。

山東省の経済動向

2019年の山東省のGRPは約7兆1,068億元で前年比5.5%の伸びであった（2018年の伸び率は6.4%）。1人当たりGRPは7万653元で前年比5.2%増だった。また、青島のGRP総額は1兆1,741億3,100万元で省内1位、2位は済南、3位は煙台であった。産業別にみると、第一次産業は1.1%増の約5,116億元、第二次産業は2.6%増の約2兆8,311億元、第三次産業は8.7%増の約3兆7,640億元であった。一定規模以上の工業付加価値額は1.2%増、固定資産投資は8.4%減で、そのうち、不動産開発投資は前年比14.1%増の8,615億元となった。

社会消費品小売総額は前年比6.4%増（2018年は8.8%増）であった。うち飲食業は9.7%増、新エネルギー自動車は63.2%増、ウェアラブルスマートデバイスは37.8%増であった。インターネット販売の総額は前年比15.8%増の4,109億元と発展が顕著であった。

消費者物価指数（CPI）は3.2%上昇した（2018年は2.5%上昇）。都市住民1人当たりの可処分所得は前年比7.0%増の4万2,329元（2018年は3万9,549元）、農村住民1人当たり可処分所得は前年比9.1%増の1万7,775元（2018年は1万6,297元）となった。

貿易総額は前年比5.8%増の約2兆421億元であった（2018年は7.7%増）。うち輸出は前年比5.3%増の約1兆1,130億元、輸入は前年比6.4%増の約9,291億元だった。輸出ではASEAN向けが15.6%増（2018年は15.9%増）、米国向けが16.0%減（2018年は8.6%増）、欧州向けが7.3%増（2018年は5.1%増）、日本向けが5.1%増（2018年は4.8%増）、韓国向けが9.8%増（2018年は1.0%増）となった。

外資による直接投資件数は2,517件（2018年は2,156件）、金額（実行ベース）は約146億9,000万ドルで前年比18.6%増だった。うち、サービス業が98億6,000万ドルであった（表）。

表：山東省の経済動向（2019年）

項目	金額	伸び率(%)
GRP（域内総生産）（億元）	71,068	5.5
第1次産業（億元）	5,116	1.1
第2次産業（億元）	28,311	2.6
第3次産業（億元）	37,640	8.7
工業生産付加価値額（一定規模以上、億元）	-	1.2
固定資産投資額（億元）	-	-8.4
インフラ投資額（億元）	-	3.9
民間投資額（億元）	-	-
不動産開発投資額（億元）	8,615	14.1
社会消費品小売総額（億元）	35,770	6.4
貿易総額（億元）	20,421	5.8
輸入額（億元）	9,291	6.4
輸出額（億元）	11,130	5.3
対内直接投資実行額（億ドル）	147	18.6
実行ベース（億ドル）	147	18.6
消費者物価指数（CPI）	-	3.2
都市住民1人あたり可処分所得（元）	42,329	7.0

出所：「2019年山東省国民経済・社会発展統計公報」

2019年度の動向（投資環境上の問題）

ジェトロが進出日系企業を対象として毎年実施しているアンケート調査の最新の結果（2019年8～9月にかけて実施）によると、在山東省の日系企業のうち黒字企業は70.3%と2018年調査の64.7%から5.6ポイント増加した。中国進出企業の売上高に占める輸出の比率は31.5%であるのに対して、在山東省の日系企業の輸出比率は55.0%と省市別で一番高い地域となっている。また、中国進出日系企業の輸出先のうち日本向けは60.5%であるのに対して、在山東省の日系企業の輸出先のうち日本向けの比率は76.6%と省市別で最も高い。しかしながら、昨今の中国経済の発展、また省市別GRP3位である山東省の成長力や潜在力の高さに注目し始めている企業も増えており、今後拡大する機能として「販売」を挙げる割合が上海市、北京市に続いて高い。また、2019年9月に国務院より認可された「中国（山東）自由貿易試験区」の重点項目として、日本との経済交流深化が明記されており、今後日系企業にとってもビジネス環境の改善が進むことが期待される。

人材確保に苦しむ進出日系企業

引き続き、人材に関する問題に苦しむ企業が多く、在山東省の日系企業が挙げる経営上の問題点として「従業員の賃金上昇」以外に「人材（一般ワーカー・技術者）の採用難（製造業）」を挙げる企業の割合が他地域に比べ高い。

化学品、環境、安全生産に対する管理強化

2019年も安全生産、環境保護、省エネなどの管理強化で、日系企業を含む多くの企業に影響が出た。特に2018年6月の国際会議や2019年4月の国家イベント開催時は、当局による安全生産法の適用がさらに厳格になり、過度とも思われる規制が行われた。また、その規制が科学的根拠に基づくものなのか疑問に思われることも多かった。さらに、当局からの通達が遅く、生産シフトの調整に大変苦慮した。

日本産食品の輸入規制

東日本大震災発生以降、10都県からの食品輸入（新潟県産米を除く）が認められていない。この規制により、中国での日本産食品の販売を進めたい日本企業と原料調達の多様化を進めたい中国の食品製造業の双方がハンディを負っている。現在、中国は世界の国の中でも最も厳しい規制を設けている地域の1つであるが、日本などへの輸出において、中国の食品製造業の直接の競合相手となるタイ、ベトナムにはこの規制がない。その結果として、原料制約により商品の差別化の幅が狭まることで、中国の食品製造業の国際的な競争力を弱めているという面がある。

法令変更の事前周知不足および部門や担当官による見解の相違

法令変更が行われる際の説明が少なく、事前周知が不足している。また、工場への立入検査などの際に衛生や生産安全の各部門や担当官ごとに見解の不一致がみられ、工場の設備改修に支障をきたしている。

外国人に対する専門知識の過剰な要求

各種政策の強化を受けて、日系企業の責任者自らが法令の理解を深めるために試験を受けることが求められている。しかし、駐在員が責任者の場合は短期間での交代や自身の専門領域の違いによって法令への理解を深めることに苦慮している。

外国人の生活に関する不便さ

外国人は列車のチケット受け取り、ホテルでの宿泊登録などの場面でパスポートの提示を求められる。また各種サービスを受ける際に身分証明証の番号が求められることが多いが、パスポート番号は受け付けられないケースが見受けられる。

新型コロナウイルス感染症発生後の影響

- ・山東省内では健康通行コードが「緑」であれば外国人でも基本的にはホテルへの宿泊が可能のはずだが、実際には個々のホテルによって対応が異なり、宿泊を拒否されたという事例がある。
- ・入国規制強化のために日本から戻ることができない駐在員のなかに居留許可が期限切れとなってしまった事例がある。
- ・企業に対するさまざまな「規制に関する通達」や「支援策」が出されているが、日系企業にとってこれらの情報を自ら知ることは容易ではない。

<地方政府との交流の状況>

山東省政府への白書手交

- ・2019年7月31日
- ・山東省側参加者：商務庁副庁長、アジア処処長 他
- ・日本側参加者：ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：建議案の内容について日本側から説明。山東省政府からは改善に向けて努力したいとの回答。

中国国際貿易促進委員会（CCPIT）山東省委員会への白書手交

- ・2019年8月21日
- ・CCPIT側参加者：副会長 他
- ・日本側参加者：ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：建議案の内容について日本側から説明。山東省CCPITからは改善に向けて働きかけをしたいとの回答。

威海市政府への白書手交

- ・2019年7月19日
- ・威海市側参加者：商務局長 他
- ・日本側参加者：ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：建議案の内容について日本側から説明。威海市政府からは改善に向けて努力したいとの回答。

青島市政府と日系企業との意見交換会

- ・2019年10月12日
- ・青島市側参加者：商務局長 他
- ・日本側参加者：青島日本人会、ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：建議案の内容について日本側から説明。青島市政府からは改善に向けて努力したいとの回答。

山東省政府と日系企業との意見交換会

- ・2020年4月22日
- ・山東省側参加者：山東省政府副省長、青島市副市長 他
- ・日本側参加者：日系企業、ジェトロ青島事務所
- ・交流内容：新型コロナウイルス感染症の影響にかかわる日系企業の問題について日本側から説明。山東省政府からは改善に向けて努力したいとの回答。

<建議>

①人材確保に対する支援

人材の確保が難しくなっていることは生産の拡大や研究開発を行おうとする企業にとって、大きな阻害要因となっている。進出先の地方政府には地元の学校と連携した学生向けの就職説明会の開催並びに日系企業への積極的な周知を行う等、人材の確保に向けた具体的な支援を要望する。

②化学品、環境、安全生産に対する管理強化

さまざまな規制や新たな取り決めに指示する際は、早めの情報提供を願いたい。また、地域や担当者のレベルによっても規制に対する解釈が異なり、対応に困る場合があるため統一していただきたい。また規制を設ける際には科学的根拠に基づく説明を行っていただきたい。

③日本産食品の輸入規制緩和

中国の食品製造業の国際的な競争力強化のためにも早期の規制緩和を望む。

④法令変更の事前周知徹底および部門や担当官による見解の一致

法令変更の際には関係各部門で統一の政策を説明する場を設けてもらうよう要望する。また企業からの質問や個別の相談にも積極的に対応いただき、それらを含めた疑義解釈についても当局の公式な解釈を示していただくよう要望する。また、行政各部門が企業への立入検査の際などに求めることについては事前に調整を行い、見解の相違が起きないようにしていただきたい。

⑤外国人に対する専門知識の要求適切化

企業として法令を順守することが本来求められるべきことであるはずである。従って、試験についても各企業の中で適切な社員を企業の代表として受験させることを可能としていただきたい。

⑥外国人の生活利便性向上

サービスを受ける際にパスポート番号の入力を可能にする、あるいは中国人と同じ様式の国内身分証明証の発行などにより、区別のないサービスの享受を要望する。

⑦新型コロナウイルス感染症発生後の影響

- ・宿泊拒否について、個別に対応が異なることがないように関連当局ヘルールの徹底を行っていただきたい。
- ・入国規制が緩和された際は、申請を受領する各市政府当局からの迅速な情報発信と、手続の際に担当者によって対応が異なることがないように指導いただきたい。
- ・日系企業に必要と思われる情報を分かりやすく迅速に発信いただきたい。

⑧定期的な意見交換会の開催

「中国（山東）自由貿易試験区」が設立されたこともあり、一層の山東省と日本の相互理解が不可欠である。政府の具体的な政策やビジネス環境改善に関する議論の場として、省政府ならびに各地方政府とその地区の日本人会商工会、在青島日本国総領事館、ジェトロ青島事務所との定期的な意見交換会を開催いただきたい。

第2章 華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）

2019年、華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）の域内総生産（GRP）は20兆139億元（全国のGDP99兆865億元の20.2%を占める）となった。省市別に見ると、上海市の実質GRP成長率は6.0%増、江蘇省は6.1%増、浙江省は6.8%増となった。3省・市の第三次産業のGRP全体に占めるウエイトは第一次産業、第二次産業と比べて高く、上海は72.2%、江蘇省は51.3%、浙江省は54.0%となり、第三次産業が大部分を占めている。2019年における華東地域の対内直接投資実行額は587億2,800万ドルとなり、地域別では、上海市は10.1%増、江蘇省は2.1%増、浙江省は8.7%増となった。対内直接投資契約額では、上海市は7.1%増、江蘇省は3.4%増、浙江省は17.5%増となった。貿易総額では、上海市、江蘇省、浙江省はそれぞれ前年比0.1%増、1.0%減、8.1%増となり江蘇省の貿易総額がマイナスに転じた。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、華東地域でも経済活動や市民生活に制約が課された結果、2020年第1四半期のGRPは各地で前年同期比大幅な減少となった。感染拡大期間中には各地方政府が企業の負担軽減や稼働再開への支援策などを実施した。3月以降、経済活動や市民生活が正常化に向かうとともに、落ち込んだ消費の回復を目指し、各地で消費刺激策が実施されている。

上海市

上海市の経済動向

2019年の上海市のGRPは前年比6.0%増の3兆8,155億元（全国のGDPの3.9%を占める）となり、成長率は全国（6.1%）より0.1ポイント低かった。産業別に見ると第二次産業は前年比0.5%増の1兆299億元、第三次産業は8.2%増の2兆7,752億元とGRP全体に占める割合が72.7%となり、第三次産業が引き続き経済成長をけん引している。固定資産投資の伸び率は5.1%増で、全国の伸び率（5.1%増）と同率だったが、社会消費品小売総額は6.5%増、不動産投資は4.9%増となり、いずれも全国の伸び率（8.0%増、9.9%増）を下回った。貿易総額は0.1%増の3兆4,047億元で、そのうち、輸出額は0.4%増だが、輸入額が0.1%減となった。また、上海市の対内直接投資実行額は190億ドルで、中国全体（1,381億ドル）の13.8%を占めた。伸び率は前年比10.1%増で全国の平均伸び率（2.4%）を大きく上回った。先行指標となる契約ベースでは503億ドルと前年比7.1%増加した。契約件数は6,800件で21.5%増となった（表）。

表：上海市の経済動向（2019年）

項 目	金額	伸び率(%)
GRP（域内総生産）（億元）	38,155	6.0
第一次産業（億元）	104	△ 5.0
第二次産業（億元）	10,299	0.5
第三次産業（億元）	27,752	8.2
1人当たりGRP（元）	157,300	5.7
規模以上工業総生産（億元）	34,427	△ 0.3
工業使用電力（億Kwh）	-	-
固定資産投資（億元）	-	5.1
不動産開発投資（億元）	-	4.9
社会消費品小売総額（億元）	13,497	6.5
消費者物価指数（CPI）	-	2.5
貿易総額（億元）	34,047	0.1
輸出額（億元）	13,721	0.4
輸入額（億元）	20,326	△ 0.1
対内直接投資契約額（億ドル）	503	7.1
対内直接投資実行額（億ドル）	190	10.1
1人当たり都市部住民可処分所得（元）	73,615	8.2

出所：上海市統計局

上海市の対内直接投資を産業別にみると、2019年は第三次産業の実行額が前年比11.6%増の172億8,600万ドルとなり、上海市全体の90.7%を占めた。一方、製造業の実行額は2.0%減の17億1,200万ドルとなり、上海市全体の9.0%を占めた。

2019年の上海市の輸出額は0.4%増の1兆3,721億元で、主要国・地域別にみると、ASEAN向け輸出は6.7%増だが、対米輸出は10.9%減となった。EUと日本への輸出はそれぞれ2.6%減、4.2%減であった。

2019年の上海市への対内直接投資実行額を国・地域別にみると、上位10カ国・地域は香港、シンガポール、オランダ、日本、米国、アイルランド、英国、韓国、ドイツ、フランスで、これら10カ国・地域の対内直接投資実行額は167億9,300万ドルと上海市全体の88.2%を占めた。特に、シンガポール、韓国からの投資額は、それぞれ61.9%、86%と大幅増となった。また、米国からの投資額は前年比29.6%増の6億300万ドルとなったが、ヨーロッパからの投資額は前年比21.3%減の22億600万ドルと大幅に減少した。

引き続き多くの多国籍企業が投資戦略拠点として上海市を選択し、国際貿易や研究開発（R&D）などの機能を開設している。2019年には50の地域統括本部が新設された。そのうち、28社が各社のアジア太平洋地域本部を設置した。上海市は引き続き中国で多国籍企業の地域統括本部が最も多い都市となっている。さらに、外資研究開発センターが20社新設された。累計では地域統括本部が720社、アジア太平洋地域本部が116社、外資研究開発センターが461社となった。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上海市の2020年第1四半期のGRPは前年同期比6.7%減となった。鉱工業生産総額、小売売上高もそれぞれ17.4%減、20.4%減となり、宿泊・飲食業は42.4%減と大きく落ち込んだ。

＜地方政府との交流の状況＞

①上海市副市長と日系企業代表との円卓会議

- ・開催日時：2019年3月28日（木）午後
- ・上海市側参加者：上海市副市長、副秘書長、商務委員会副主任他
- ・日本側出席者：日本企業9社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：ジェトロ上海事務所長より、上海市のビジネス環境に関する緊急アンケート結果、建議項目の概要について説明した後、参加企業各社より、経営上の課題と改善要望について発言。各項目について関連当局より逐一回答を得た。また、最後に上海市副市長より、このような対話の場を継続していくこと等が表明された。

②上海市商務委員会主任との面会

- ・開催日時：2019年12月19日（木）午前
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会主任他
- ・日本側出席者：在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：在上海日本国総領事館およびジェトロ上海事務所長より、「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」について、日本側と上海市側が相互により意思疎通を図り、より良いビジネス環境を作っていくためのメカニズムを提案。それを受け、上海市商務委員会主任から、日本側と向かい合って建議について正式に回答する場を作ること、そして、定期的にコミュニケーションをするメカニズムの構築についての賛同を得られた。

③「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」に係る座談会

- ・開催日時：2019年12月30日（月）午後
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会副主任他
- ・日本側出席者：上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：日本側が提出した「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」に対し、上海市側が回答を書面に提出。

④外資企業予防防疫および復工復産に関する座談会

- ・開催日時：2020年2月12日（水）午後
- ・上海市側参加者：上海市副市長、副秘書長、商務委員会主任他
- ・日本側出席者：日本企業3社、上海日本商工クラブ、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：上海日本商工クラブ理事長より、日系企業からの主要事項として、①迅速な日本語での情報提供の強化、②マスク等防疫資材の調達、③日系医療機関の早期再開の3点を要請し、後日、日系クリニックの再開が実現。

⑤上海市副市長と日系企業代表との円卓会議

- ・開催日時：2020年2月27日（木）午後
- ・上海市側参加者：上海市副市長、副秘書長、商務委員会副主任他
- ・日本側出席者：日本企業7社、ジェトロ上海事務所
- ・交流内容：14日間隔離の取扱いの問題、従業員の確保難、マスクの調達難、日本語で受診可能な発熱外来の不在など、直面する課題に対する改善を要望。これを踏まえて、市政府各部門で調整いただいた結果、日本語で受診可能な発熱外来としての浦南医院の指定、マスクの調達支援（アンケートを通じて要望のあった8社に対して計1万5,500枚のマスク購入を支援）、日本語通訳ボランティアの組織などが実現。

⑥上海市商務委員会と日系企業代表との円卓会議

- ・開催日時：2020年3月6日（金）午後
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会主任、副主任他
- ・交流内容：操業再開にかかる課題をテーマに議論。

＜建議＞

①環境規制

法制度に起因する問題

- ・市政府は産業別・開発区別の中長期的な環境規制を明示し、工場移転を求める際には、十分な移転補償を準備するよう要望する。
- ・費用対効果を再度検討し、規制値のバランスを見直し、適正化を図っていただくよう要望する。

政府役人等の運用に起因する問題

- ・企業に対する設置命令、測定命令には根拠を示し、必要最小限の行政指導とするよう要望する。
- ・過剰な生産制限命令の抑制と十分な周知を図るよう要望する。

産業廃棄物の処理場の不足

- ・適切な処理業者を誘致して産業廃棄物の処理能力を拡充したり、越境処理を安定的に利用できるよう、配送、登録等の基準を整備したりするよう要望する。
- ・危険廃棄物目録の見直しを含め法規制の改正が進められている中、適切に処理ができるよう、華東地区として運用を共通化することも視野に入れて対応を進めるよう要望する。

塗料などの危険物の保管場所の確保

- ・環境と安全に配慮した上で、塗料等の危険物の保管場所を十分に確保するよう要望する。

サプライチェーンに配慮した猶予期間の設定

- ・法令の内容を十分に周知するとともに、被規制業種が対策を講じるのに相応な猶予期間を確保するよう要望する。

資源リサイクルビジネスの促進

- ・環境にやさしい処理業者を保護・育成しつ

つ、処理業者の参入条件を明確にし、業者間の競争を活性化するように要望する。

土壤汚染防止法の施行後の市政府による体制整備

- ・汚染の処分責任者を決定するにあたり第三者機関を設立するなど、市政府による体制の整備を要望する。

②安全規制

危険化学品の取り扱い

- ・危険化学品の輸入について、適切な安全基準を設け、保税通関を行うよう要望する。
- ・外高橋保税區では、危険化学品倉庫に関する危険化学品経営許可が得られていても、外高橋税関が危険化学品の持込みを承認していないため倉庫を使用できない状況にあるため、速やかに使用開始できるよう、引き続き支援を要望する。
- ・危険化学品の鑑定を行うための少量サンプルの輸入であっても通関の鑑定を求められ、少量サンプルを2つ用意する必要があるため、危険化学品の鑑定のためのサンプル輸入については、通関の鑑定を免除するなど軽減措置を要望する。
- ・危険化学品鑑定用サンプルや安全性試験用のサンプル等少量のサンプルについて、危険化学品に関する登記や経営許可が不要となるよう、引き続き中央当局への提言を要望する。
- ・2020年1月1日より施行された危険貨物道路運輸安全管理弁法の運用に差が出ないことを要望する。危険貨物の多くは上海市から江蘇省など周辺地域に輸送されることから、広域で運用が共通になるよう働きかけるよう要望する。
- ・危険化学品経営企業の主要責任者が安全資格証書を取得した当該企業の法定代表人でなければならないという規定の運用を柔軟化するように要望する。
- ・危険化学品経営許可が必要な混合物を経営許可品目に追加する際、危険化学品目録実施指南(試行)では必要とされていない危険化学品の物理危険性の鑑定を求められる事例が生じているため、どのような混合物に対して危険化学品経営許可が必要なのか基準を明確にし、混合物のタイプに応じた申請方法、必要な書類を示すよう要望する。
- ・危険化学品経営許可の申請にあたり、都度担当官に確認する必要があるため、現状の手續に必要な書類、手續方法、システムの使用方法等にあわせた「危険化学品経営許可証核发弁事指南」の作成・公表を要望する。また、易制毒、易制爆等の手續についても指南を作成し公表することを要望する。

③貿易

事前教示の確立

- ・税関総署令236号により事前教示制度が明確化されたが、輸入の3カ月以上前の貨物に限る等、事前教示を行うための制約条件が厳しく、実際には申請ができない状況となっていることから、その条件を緩和する等の柔軟な措置を検討するように要望する。

通関一体化

- ・税収センターの専門的見地による税番分類と、各地税関が今までに行った分類番号が異なり、不足税額が発生するケースが散見されている。税番分類コンサル会社による「分類意見書」を取り付けている場合も含め、輸入者が事前に税番を確認していることが確認できる場合には、税関法第62条等による1年間遡及した保税支払いの適用を除外するように要望する。

三国間貿易

- ・自貿区にある外資企業が行う三国間取引について、一定の要件を満たす場合について円滑な取引が行えるように規制を撤廃または大幅に緩和するように要望する。

④金融

為替管理～外為管理規制～

- ・域外貸付業務などの際、外貨・元の対外支払に対する取引ができない事象が発生しており、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を要望する。また、全国で統一した、明確な外為管理規定の定着化を要望する。

為替管理～外国送金の手続透明化・簡素化～

- ・経済環境により、送金・着金が困難になることがあるが、規則通りに統一した対応を要望する。
- ・5万ドル以上の送金は、求められる資料が多く、銀行・エリア・時期によって求められる書類が異なる。提出書類を必要最低限のものとして、統一するように要望する。

為替管理～両替～

- ・個人の外貨人民元両替限度額の拡大、個人口座に対する国外からの人民元クロスボーダー送金の解禁を要望する。
- ・外貨管理局の規定で、「保険会社は外貨利益以上の金額を人民元に両替できない」となっており、保険会社をはじめ他業種（特に金融）にも困難をきたしているため、本規定の廃止を要望する。

資金管理～グループファイナンスと税制～

- ・グループファイナンスを拡大するため、銀行の金利にスプレッドを付加して転貸した場合にも、他国と同様にスプレッド分のみ

課税対象とするよう規定を見直すよう要望する。

- ・過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍（金融会社は5倍）を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規定を見直すよう要望する。
- ・国内銀行借入を利用した投資資金の海外向け融通について、国内での資金融通にあたって銀行借入を投資目的で利用することを禁ずる「三原則一手引」の対象となるかについてルール上明記がなく、不明確であるため、対象とならない旨を明確に認めていただくよう要望する。
- ・税務ランクの高い企業やある一定の要件を満たす等の企業は、従来より円滑・柔軟に取引・送金ができるよう、海外非貿易送金に関する規制の緩和を要望する。

⑤税務

税制

- ・連結納税制度の導入を要望する。
- ・税務上の繰越欠損金の繰越年限を延長するよう要望する。

税制運用

- ・輸入増値税について、税務局と税関のデータ照合システムの不具合を改善するよう要望する。また、システムエラーにより税務局・税関に個別申請を行う必要がある場合は、手続を簡素化するよう要望する。

物流事業者に対する徴税

- ・倉庫開発で政府からの開発許可条件として課される「納税ノルマ」を、物流事業者に対しては免除するよう要望する。
- ・上海市内の倉庫が周辺地域へ移転する（させられる）ケースが増えているが、荷主が工場や店舗等の拠点を引き続き上海市に置いている場合、当該倉庫を通じた税収は上海に帰属するため、周辺地域の行政が倉庫開発に対して納税ノルマを課す状況となっている。長江デルタ経済一体化政策に鑑みて、物流事業者に過大な納税ノルマが課されないように配慮いただくよう要望する。

⑥通信

通信事業の参入規制緩和

- ・基礎電信業務および付加価値電信業務（特にプライベートクラウドを始めとしたクラウド事業）への参入に関する外資規制（合併会社

に限定された参入形態、最低資本金等）の撤廃に向けて、上海市の中央に対する影響力を行使するとともに、現行制度下の過渡的な措置として、外資系企業による付加価値電信業務参入の明確なモデルケース（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）を提示するよう要望する。

⑦都市計画

移転に係る現実的な退去期限の設定

- ・移転要請通知から退去期限までの猶予期間が著しく短いケースがあるため、退去期限について現実的な期限を設けるよう要望する。

移転時の代替地の確保

- ・企業側に対し短期間での移転を要求する場合、予め代替候補地を複数用意し企業に提示していただきたい。その際、長江デルタ経済一体化政策に鑑みて代替地の確保および提供について協力するよう要望する。

対象企業への明確な通知

- ・移転を求める場合、正式な公文書の発行をもって企業に明確に通知するよう、工業園區に対して指導するよう要望する。

権利登記にかかる救済措置

- ・早期に進出したため、土地や工場に関する権利登記書について適切に取得および更新が行えていない企業に対し、当時の経緯を踏まえて円滑に必要な書類の取得や更新を経て移転が行えるよう、権利登記の整備に関し救済措置を設けるよう要望する。

公正な賠償額算定

- ・移転時の賠償額算定にあたり、評価額の透明性を確保すべく、判断基準や基準値について公開するよう要望する。

区外や市外への移転に係る救済措置

- ・都市計画に基づき、地域の発展に協力するために移転する企業が、それにより労務、税務上の問題（税務調査への対応など）に直面することのないよう、特例的措置を設けるよう要望する。
- ・上海市内の企業が区を移転する場合、一日で全ての承認を完了していただきたい。また、法人、代表処の清算には、清算監査報告書提出後10営業日以内に税務局による判定を提出するよう要望する。

賃借人の権益保護

- ・都市計画に基づく再開発に賃貸工場が含まれ閉鎖・移転が必要となる際には、入居者に対する通知や賠償が適切に行われ、地域に雇用と税収を生み地域経済に貢献してきた賃借人の権益が適切に保護されるように、契約条項の見直しなども含めて関係者に指導するよう要望する。

⑧会社運営

行政手続

- ・会社設立、登記変更において担当者によって対応が異なることが散見されることから、手続窓口担当者のレベルアップ、判断基準の統一を要望する。

制度変更に係る周知期間の確保

- ・制度変更の際は対応準備のための十分な時間的余裕を持って通知するよう要望する。また、実施細則についても早期の公開・実施を要望する。

研修制度

- ・保険会社経営者層への研修制度について、企業運営の実態に即した運用を要望する。

労働法制

- ・過度な労働者保護を見直していただき、企業の競争力の強化につながるよう、柔軟な労働法制の運用を要望する。特に、労働仲裁において、公平な視点で裁定がなされるよう仲裁制度（または裁定の基準）の見直しを要望する。

⑨サービス産業

養老・介護

- ・医療ライセンスを保有していない養老サービス事業者に対しても、執業看護師の登録および5年ごとの執業看護師資格の更新を先行的に認めるなどの制度緩和を要望する。
- ・長期介護保険の対象業者の指定を受けるための申請手続の簡素化を要望する。
- ・品質および安全性の高い福祉用具の規格標準化、認定制度の導入を要望する。

その他サービス業

- ・飲食店等が安定的に事業を継続できるよう、5～10年の賃料固定の定型契約制度を導入するよう要望する。

⑩上海市の政策（自由貿易試験区）

自由貿易試験区

- ・上海自由貿易試験区における大胆な開放政策の実施を要望する。

輸入緩和拡大～食品～

- ・乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について科学的なデータに基づき緩和措置の検討を要望する。
- ・福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すよう要望する。

輸入緩和拡大～化粧品・美容品～

- ・中国国外で生産された輸入化粧品の製品登録に際して、販売実績証明書の提出を不要とする規制の緩和を要望する。

- ・通関に係る必要手続のワンストップサービス化を要望する。

輸入緩和拡大～3C認証規制～

- ・3C認証規制の提出書類の段階的な簡素化に取り組むよう要望する。

越境EC

- ・中央部門から上海市への権限移譲によるEDI申請の手続簡素化、上海自貿区全域への適用拡大など、上海自貿区で試験的に外国企業を含む一般業者の参入条件の一段の緩和を要望する。
- ・越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの（トマトジュース、清酒、鰹節、水溶性食物繊維、飴、チョコレートなど）について追加を要望する。

自動車～関税～

- ・自貿区で生産する完成車に対しては、他国で生産された輸入車よりも関税率を先行的に引き下げるよう要望する。

自動車～保税エリア～

- ・現状では、輸入者は通関時に関税が課されており、販売実態としては、販売店が関税賦課後ベースで商品仕入れ・借入をしている。消費者に早く安価な車を届けるため、自動車の保税販売（販売計上時に関税支払い）を許可するよう要望する。
- ・保税区内のみならず、上海自貿区全域において、生産活動にかかる輸入設備の免税措置を実現し、企業のさらなる投資につなげていただくよう要望する。

通信

- ・①インターネット接続サービスの解禁、②インターネットデータセンター（IDC）業務の解禁、③通信エリア限定の撤廃、④付加価値電信業務に係る詳細な制度設計のさらなる推進と情報提供の実施、⑤MVNOの解禁、⑥ネガティブリストにおける通信分野の解釈の明確化、⑦ICPライセンスの緩和等を要望する。

建設業の緩和

- ・建築業界で関わる各種の資格・教育試験の基準、対応窓口を統一するワンストップサービスを導入するよう要望する。

金融

- ・上海自貿区で設立した外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えるよう要望する。
- ・外資系損害保険会社の許認可取得地域以外の

地域での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5,000万元以上かつ保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、①当物件の限度額を引き下げるか、または②法人単位での付保ではなくグループ企業単位での付保も可能にするよう要望する。

行政手続～コンテンツ～

- ・コンテンツの審査要件を明確に示すとともに、審査期間の短縮を要望する。その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置の採用を要望する。

⑪地域性外国商会

商工クラブの適法な権益の維持・保護

- ・外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規および規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護できるよう要望する。

⑫新型コロナウイルス感染症に対する政府対応策

運用の統一化

- ・各行政単位によって操業再開や隔離等の基準や対応が異なるケースが見られたため、適切な基準に則ったルールの実運用を要望する。

各種ビザの延長

- ・中国政府が入国規制を強化する中、一時帰国中の駐在員の居留許可証の期限が切れたり、取得したビザの無効措置に伴う再取得や、また申請に必要な電子工作許可通知の期限が切れてしまったりといった相談が寄せられている。入国規制が解除されたら、居留許可証や各種ビザの期限を延長するなどの支援を要望する。

江蘇省

江蘇省の経済動向

2019年の江蘇省のGRP（域内総生産）は前年比6.1%増の9兆9,631億5,000万元（全国のGDPの10%を占める）となった。成長率は全国（6.1%）と同率で、上海市（同6.0%増）の成長率をわずかながら上回った。第二次産業は5.9%増の4兆4,270億5,000万元となり、GRP全体に占める割合は44.4%、第三次産業は6.6%増の5兆1,064億7,000万元となり、GRP全体に占める割合は51.3%と第二次産業を超え、全体に占めるウエイトが最も大きくなっている。固定資産投資の伸び率は5.1%増、社会消費品小売総額は6.2%増、貿易総額は1.0%減となった。一方で、商務部の統計によると、江蘇省の対内直接投資は実行ベースで全国1位、実行額は2.1%増の261億2,000万ドルとなり、華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）全体の44.5%を占め、前年を2.9ポイント上回った。先行指標となる契約額も3.4%増の626億ドルとなった（表1）。

表1：江蘇省の経済動向（2019年）

項目	金額	伸び率(%)
GRP（域内総生産）（億元）	99,632	6.1
第一次産業（億元）	4,296	1.3
第二次産業（億元）	44,271	5.9
第三次産業（億元）	51,065	6.6
1人当たりGRP（元）	123,607	5.8
規模以上工業総生産（億元）	-	6.2
固定資産投資（億元）	-	5.1
不動産開発投資（億元）	-	9.4
社会消費品小売総額（億元）	-	6.2
消費者物価指数（CPI）	-	3.1
貿易総額（億元）	43,380	△1.0
輸出額（億元）	27,209	2.1
輸入額（億元）	16,171	△5.7
対内直接投資契約額（億ドル）	626	3.4
対内直接投資実行額（億ドル）	261	2.1
1人当たり都市部住民可処分所得（元）	51,056	8.2

出所：江蘇省統計局の発表をもとにジェトロ作成

2019年、江蘇省への対内直接投資を地域別にみると、蘇北地域は投資額（実行ベース）が前年比3.5%増の51億4,673万ドルとなり、江蘇省全体の19.7%を占めた。一方、蘇中地域は4.2%増の54億8,018万ドル、蘇南地域は0.9%増の154億9,734万ドルと前年比でプラスに転じた。

浙江省

浙江省の経済動向

2019年の浙江省のGRP（域内総生産）は前年比6.8%増の6兆2,352億元（全国のGDPの6.3%を占める）となった。成長率は全国（6.1%）を0.7ポイント上回った。産業別では、第二次産業が5.9%増の2兆6,567億元、第三次産業が7.8%増の3兆3,688億元とGRP全体に占める割合はそれぞれ42.6%、54.0%となった。固定資産投資は10.1%増となり、成長率は全国（5.1%）を5ポイント上回った。貿易総額は8.1%増の3兆832億元であった。浙江省への対内直接投資は実行額で8.7%増の135億6,000万ドルであった。先行

指標となる契約額は17.5%増の436億5,000万ドルと引き続き増加した（表2）。

表2：浙江省の経済動向（2019年）

項目	金額	伸び率(%)
GRP（域内総生産）（億元）	62,352	6.8
第一次産業（億元）	2,097	2.0
第二次産業（億元）	26,567	5.9
第三次産業（億元）	33,688	7.8
1人当たりGRP（元）	107,624	5.0
規模以上工業総生産（億元）	16,157	6.6
固定資産投資（億元）	-	10.1
不動産開発投資（億元）	-	7.4
社会消費品小売総額（億元）	27,176	8.7
消費者物価指数（CPI）	-	2.9
貿易総額（億元）	30,832	8.1
輸出額（億元）	23,070	9.0
輸入額（億元）	7,762	5.8
対内直接投資契約額（億ドル）	437	17.5
対内直接投資実行額（億ドル）	136	8.7
1人当たり都市部住民可処分所得（元）	60,182	8.3

出所：浙江省統計局の発表をもとにジェトロ作成

浙江省への対内直接投資を実行ベースで都市別にみると、湖州市は前年比43.1%増と成長率が省内1位であった。杭州市の投資額は61億2,818万ドルと浙江省全体の45.2%を占め、引き続き大きな投資額を維持し、省全体の投資額を押し上げた。投資額トップ3位の杭州市、寧波市（23億6,341万ドル）、嘉興市（23億1,259万ドル）を合計すると、浙江省の投資総額の79.7%を占めた。

<地方政府との交流の状況>

①江蘇省商務庁と江蘇省内日商クラブとの面会

- 開催日時：2019年11月29日（金）午前
- 江蘇省側参加者：江蘇省商務庁副庁長他
- 日本側出席者：南京日本商工クラブ、蘇州日商倶楽部、無錫日商倶楽部、昆山日本人会、丹陽日商会、江陰市外商協会日本人会、在上海日本国総領事館、ジェトロ上海事務所
- 交流内容：各日商倶楽部より、日頃の協力のお礼とビジネス上の課題を解決するための提案や依頼をし、江蘇省商務庁からは、企業（特に中小企業）向けの窓口を南京に作ることや、日本企業との定期的な交流の場を作ることに前向きな回答を得られた。

②浙江省CCPITと在浙江日系企業とのオンライン座談会

- 開催日時：2020年3月18日（水）
- 浙江省側参加者：浙江省CCPIT
- 日本側出席者：浙江省静岡・福井事務局、日系企業約110社
- 交流内容：新型コロナウイルス感染症の予防と管理、浙江省の日系企業が直面する課題、浙江省の企業支援策等について、オンライン座談会を開催。

＜建議＞

環境・省エネ、都市開発等における問題点・要望

- ①工場立退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保を要望する。
- ②工業用地譲渡条件について透明性の確保を要望する。
- ③電力制限規制の撤廃並びに止むを得ない制限時には事前通知の徹底を要望する。
- ④化学品や危険物関連規制の漸進的・合理的な実施を要望する。
- ⑤バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。
- ⑥廃棄物処理に対する環境整備を要望する。

労務上の問題点・要望

- ⑦労働契約関連法規の見直しを要望する。

通関上の問題点・要望

- ⑧輸出入通関手続の明確化・簡素化と関税負担の軽減を要望する。
- ⑨関税率見直しに関する周知を徹底するとともに、適正な導入期間を設けていただくよう要望する。

金融に関する問題点・要望

- ⑩外貨換金規制の緩和を要望する。
- ⑪企業の海外送金並びに海外投資に関し送金金額の上限撤廃を要望する。

日系企業の円滑な活動支援への要望

- ⑫対外開放、持続的成長の堅持と良好な日中ビジネス環境実現を要望する。
- ⑬日系企業クラブ等への活動支援と交流促進を要望する。

その他

- ⑭税務管轄区間をまたがる事業所の移転の円滑化を要望する。
- ⑮建設業における分公司設立・納税指導の廃止やさまざまな制限緩和を要望する。
- ⑯食品安全法に対する細則策定を要望する。
- ⑰企業のカバナンスが強化できるような政策の策定、実施を要望する。
- ⑱政府管理下の大型プロジェクトに関する入札について、公平性、公開性を改善いただくよう要望する。
- ⑲不動産物件の用途変更・企業登記の際の規制緩和を要望する。
- ⑳海外との通信環境の改善を要望する。
- ㉑交通、医療を中心とした生活環境の改善を要望する。

新型コロナウイルス感染症に対する政府対応策

- ㉒各行政単位でのルール運用の統一化を要望する。
- ㉓各種ビザの延長等を要望する。

第3章 華南地域（広東省、福建省）

広東省

2019年の広東省の域内総生産（GRP）は10兆7,671億700万元、成長率は6.2%であった。投資の伸び率は前年比で微増した一方、消費、貿易の伸び率は前年比で減速し、特に輸入の伸び率は前年比2ケタの減速となった。対内直接投資の契約件数は前年比で大幅に減少したものの、実行額は大幅増となった。ジェトロのアンケートによれば、在広東省日系企業の事業拡大意欲は全国で最も低く、縮小、移転・撤退を考える割合は3番目に高かった。また、黒字企業の割合も主要省・市の中では低い水準にとどまった。企業の経営上の問題点については、「従業員の賃金上昇」を問題とする企業は2年ぶりに減少した一方、「品質管理の難しさ（製造業のみ）」「競合相手の台頭（コスト面で競合）」などコストと質の両立に各社が苦勞している様子が見られる。日本企業の投資は、先端設備を備えた生産拠点のほか、研究開発拠点やイノベーションセンターの設立、日本へのインバウンド消費を促進するための拠点設立などの動きが見られる。

広東省の経済動向

2019年の広東省のGRPは10兆7,671億700万元、成長率は6.2%であった。産業別では、第一次産業は4.1%増の4,351億2,600億元、第二次産業は4.7%増の4兆3,546億4,300万元、第三次産業は7.5%増の5兆9,773億3,800万元だった。項目別にみると、固定資産投資（農家含まず）は前年比11.1%増（前年の伸び率と比べ0.4ポイント上昇）だった。社会消費品小売総額は前年比8.0%増（0.8ポイント低下）の4兆3,400億元となった。

貿易額は前年比0.2%減（5.3ポイント低下）の7兆1,400億元だった。うち、輸出が1.6%増（0.4ポイント上昇）の4兆3,400億元、輸入が2.9%減（14.2ポイント低下）の2兆8,000億元だった。

2019年の広東省の対内直接投資は、契約件数が1万4,350件（前年比59.9%減）、契約額が5,523億8,400万元（6.3%減）、実行額は1,522億元（4.9%増）だった。

2019年の日系企業の投資案件をみると、前年に引き続き製造業では先端設備を備えた生産拠点の投資が行われている。非製造業では、研究開発拠点やイノベーションセンターの設立のほか、日本へのインバウンド消費を促進するための拠点設立などの投資も行われている。

具体的問題点、改善要望

外務省の「海外在留邦人数調査統計」（2017年10月時点）によれば、広東省における進出日系企業拠点数は前年比横ばいの1,636社、在留邦人数は2.6%減の1万8,741人となっている。

ジェトロが2019年8～9月に実施した現地進出日系企業を対象とするアンケート調査「2019年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査（以下、実態調査）」の在広東省日系企業の回答を見ると、中国における今後1～2年の事業展開の方向性について「拡大」と回答した企業の割合は32.9%と、前年比で3.7ポイント下落、全国平均（43.2%）を下回り主要省・市の中では最低だった。また「縮小」「第三国（地域）へ移転・撤退」は合わせて9.4%と福建省（13.6%）、四川省（11.8%）に次いで高い割合となった。

営業利益見通しについては「黒字」と回答した企業が6.2ポイント縮小の65.9%と、主要省・市の中では四川省（58.8%）、重慶市（57.8%）に次いで低くなった。企業規模別の黒字企業の割合では、大企業は前年比7.9ポイント下落の73.5%、中小企業は0.5ポイント下落の55.6%となった。

経営上の問題点として、広東省では「従業員の賃金上昇」が76.5%で第1位となった。同項目は9年連続で第1位となっているが、回答した企業の割合は前年比11.9ポイント下落し、2年ぶりに70%台となった。

第2位は「品質管理の難しさ（製造業のみ）」（52.5%）、第3位は「競合相手の台頭（コスト面で競合）」（51.8%）となった。また、第4位「主要取引先からの値下げ要請」（50.6%）や第7位「限界に近付きつつあるコスト削減（製造業のみ）」（47.5%）、第8位「調達コストの上昇（製造業のみ）」（45.9%）などコスト上昇、削減に関する項目が上位にきていることに加え、第5位「従業員の質」（49.4%）も前年の9位から順位を上げ、多くの企業がコストと質の両立に苦勞していることがうかがえる。

地方政府との交流の状況

ジェトロ広州事務所は在広州日本国総領事館、各商工会と協力し、広東省政府との関係強化を続けており、2019年度には広州市との意見交換会を下記の通り行った。東莞市、深圳市との意見交換会は新型コロナウイルス感染症の影響で延期となったが、今年度は引き続き開催予定。

広州市と日系企業との意見交換会

- ・2019年9月25日
- ・広州市側参加者：広州市副市長を筆頭として商務局、税関をはじめとする関係部局などから38名が参加。
- ・日本側参加者：在広州日本企業、広州日本商工会会長・副会長、在広州日本国総領事館、ジェトロ広州事務所などから39名が参加。
- ・交流内容：現地日系企業からの要望事項を取りまとめ、現地政府と意見交換を実施。要望事項に対する回答を得た。

福建省

2019年の福建省の域内総生産（GRP）は4兆2,395億元、成長率は7.6%であった。消費の伸びは2ケタ増を維持したものの、固定資産投資は6.0%増と大幅に減速した。貿易は、米国向けが前年比で減少したものの、EU向けやASEAN向けが大幅に増加した。対内直接投資の実行額は前年比52.0%増と大幅に増加した。ジェトロのアンケートでは、在福建省日系企業の事業拡大意欲は前年に比べ大きく減少、黒字企業の割合も減少したが、赤字企業の割合も減少に転じた。従業員の賃金上昇などコスト増加が最大の課題であるが、人材の採用難も引き続き課題となっている。

福建省の経済動向

2019年の福建省の域内総生産（GRP）は4兆2,395億元、成長率は7.6%であった。産業別にみると第一次産業は3.5%増の2,956億2,300万元、第二次産業は8.3%増の2兆581億元、第三次産業は7.3%増の1兆9,217億元であった。

項目別にみると、固定資産投資（鉄道を含まず）が前年比6.0%増（前年の伸び率と比べ5.5ポイント低下）、社会消費品小売総額は前年比10.0%増（0.8ポイント低下）の1兆5,750億元となった。

貿易額は前年比3.4%増（3.2ポイント低下）の1兆3,307億元で、うち輸出が7.8%増（0.7ポイント上昇）の8,278億元、輸入が6.3%増（0.5ポイント上昇）の5,029億元だった。税関統計によれば、米国向け輸出が前年比5.9%減の1,506億3,300万元、輸入が45.5%減の235億8,800万元と、特に輸入が大きく減少した。一方で、EU向け、ASEAN向けの貿易額が大幅に増加し、特にASEAN向け輸出は前年比27.4%増の1,651億2,100万元と、米国向け輸出額を追い抜き国・地域別で第1位となった。日本向けは、輸出が前年比2.8%増の439億9,400万元、輸入額が同10.6%減の212億5,300万元だった。

対内直接投資額（実行ベース）は、前年比52.0%増の43億2,000万ドルだった。日系企業の投資案件を見ると、件数自体は多くないものの、新エネ車関連やスマートショッピングセンターに関する提携等、特徴的な案件が目立つ。

具体的要望、問題点

福建省の日系企業は、主に福州市、アモイ市とその近郊に進出している。外務省の「海外在留邦人数調査統計」（2017年10月時点）によれば、福建省における進出日系企業拠点数は前年比15.8%減の133社、うち福州市54社、アモイ市70社となっている。また、在留邦人数は5.1%減の1,047人となっている。「進出日系企業実態調査」では、在福建省日系企業のうち中国における今後1～2年の事業展開の方向性について「拡大」と回答した企業の割合は36.4%となり、前年比9.6ポイント低下した。営業利益見通しについては「黒字」と回答した企業が68.2%と、前年比で0.2ポイント低下したが、「赤字」と回答した企業も18.2%（前年比2.6ポイント低下）と黒字・赤字企業共に減少している。

福建省進出日系企業の課題について、第1位は「従業員の賃金上昇」（68.2%）、第2位は「主要販売市場の低迷（消費低迷）」（59.1%）となり、第3位は「品質管理の難しさ（製造業のみ）」、「限界に近付きつつあるコスト削減（製造業のみ）」（47.4%）となった。特に第2位の「主要販売市場の低迷（消費低迷）」は主要な省・市の中でトップとなった。また、製造業の人材の採用難については、「人材（技術者）の採用難（製造業のみ）」（31.6%）、「人材（一般スタッフ・事務員）の採用難」（27.3%）が上位10位以内にランクインし、福建省では引き続き人材確保の難しさが広がっていることが分かる。

新型コロナウイルス感染症による日系企業への影響

在広州日本国総領事館とジェトロ広州事務所が共同で実施した「第2回新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート（華南地域版）」によると、アンケート実施期間（2020年4月2日～10日）においては、回答企業のうち98.0%の企業が操業・生産を再開済みとなった。多くは春節後の2月10日の週に操業を再開したが、1カ月あまり経過しても再開できない企業が存在している。また、操業再開後の稼働率は「100%」が41.4%、「80%以上」が42.3%と、在華南日系企業の活動は徐々に正常に戻ってきていることがうかがえる。他方、他社への訪問や商談は「原則不可」が43.6%、「場合によっては不可」が47.8%となったことや、中国国内の出張に関しても「原則不可」が60.7%、「場合によっては不可」が34.8%と、人の往来に関しては、各社慎重な姿勢が続いている。

政府の企業支援策への評価は、省・自治区では46.7%、市レベル以下では48.5%が「高く評価する」「評価する」と回答があり、一定の評価をされている一方、「まだわからない」がいずれも4割に上っている。利用している支援策は、「社会保険料の引き下げ」や「税金の減免」といった回答が上位となった一方、「何も利用していない」が省レベルでは3位、市以下レベルでは4位となっており、十分に活用できていない企業も少なくない。「何も利用していない」理由として「どのような支援策があるか不明」が最も多く、支援策が企業に十分に伝わっていない可能性も考えられる。

＜建議＞

各現地政府との意見交換会にて日系企業から提出された主な課題・要望、および企業訪問時に提起された問題を以下の通り建議事項としてまとめた。

粵港澳大湾区構想に関する課題・要望

- ①日本から香港に輸入した加工食品を広東省へ再輸出する際、通関および検疫手続を再度行う必要があり、一般的に2日間を要する。「粵港澳大湾区構想」のもと、両地域間の貿易活性化に向け、貿易手続の円滑化を進めることを要望する。例えば、大湾区内の通関および検疫手続の相互認証を可能とし、香港で通関および検疫手続を経た日本製の加工食品は、広東省に輸入する際、通関および検疫手続を免除するよう要望する。
- ②現在中国において、今後の新エネ車産業発展計画検討の一環で産業発展と環境負荷低減を目指し、新エネ車とコンベ車（エンジン搭載車）の協調発展について検討されている。大湾区地域においても各種政策のサポートをいただいているものの、域内での統一した基準、時間軸での継続、対象範囲等についての議論の余地はあると考える。大湾区構想に長期的・包括的に貢献する1つの“プログラム”として、政策を設定していくことは有効である。大湾区域内で統一された考え方による政策の実施や、補助金額の大小だけにとどまらない、普及速度を考慮した補助対象者の拡大設定や、“地産地消”への優遇、等の実施、新エネ車のナンバー取得優先、専用レーン設置、大湾区の入管簡素化業務などの複合的な需要喚起策の実施等を要望する。すでに域内で実施されているものもあるが、長期的・包括的に政策を設計していただくことで、より大きな効果を期待したい。
- ③広東省では、中国本土の金融・外貨管理に関する各種規制が維持されており、自由度のある為替リスクヘッジや低コストでの資金調達といった香港等で可能な財務活動を実施できていない。「粵港澳大湾区構想」のもと、広東省企業に対する金融・外貨管理規制の在り方を再設計し、企業活動の円滑化を図ることを要望する。

環境規制に関する課題・要望

- ①広東省では、危険廃棄物の処理業者の数が圧倒的に不足しており、処理業者の能力如何で危険廃棄物の引き取り停止が常に発生している。また、油を含む汚泥等の特殊廃棄物は、技術的な問題により省内に処理できる業者がなく、自社の工場内で一時的に保管した上で、省外の業者に有償で引き

取ってもらっている企業も存在する。廃棄物処理資格を有する業者の増加や廃棄物処理工場の増設、また、処理量が少ない廃棄物については、統一的に保管できる中間倉庫の設置認可を要望する。

- ②毎年政府当局からはさまざまな分野においての点検と評価があるが、点検項目、点検時期、点検部署等がばらばらのため、毎年これらの点検の対応のため、人員や費用など、多額のコストを費やしている。なるべく同じ時期に点検を行うなど、企業の負担をできるだけ減らすよう要望する。

労務上の課題・要望

- ①広州市において、従業員が自己都合で離職する場合は、失業保険を受給できない制度となっており、従業員が失業保険を受給する目的で懲戒解雇されるために、故意に就業規則に違反することがあり、これが労使間紛争の一因となるケースがある。こうしたトラブルを回避または低減するための対策の検討を要望する。
- ②東莞市において、就業許可証の取得で、2019年の途中から61歳以上の更新条件が厳しくなり、以前はBランクで更新ができていたが、Aランクでなければ更新ができないこととなり、実質取得をあきらめた日系企業の駐在員もいる。運用に当たっては、当地での企業活動に支障が生じないよう、各地域の企業の状況を考慮するよう要望する。
- ③2019年、福建省では、工場のワーカーをはじめとする人材の採用難が続いた。企業側でも省人化・自動化などの努力は進めているが、操業にあたっては一定規模の人材は必要となる。人材採用に関する相談対応や情報提供など、採用難の解決に向けた協力を要望する。

行政サービスにかかわる課題・要望

- ①政府部門が企業に政策を通知する際は、そこで求められる必要書類等の提出期限が直前であることが良くある。補助金等に関する政策については、早めに企業宛に連絡することを要望する。また、インターネット上でも情報を入手できる場合、併せて企業側へ周知することを要望する。
- ②居留許可証の新規および更新手続の際に必要な、臨時宿泊登記証については、広州市内でも各派出所により本人が出頭する必要があるなど手続面の運用が異なっている。手続を統一化することを要望する。

新型コロナウイルス感染症に対する政府対応策にかかわる課題・要望

- ①2月10日からの各企業の操業再開に当たり、

一部の市では操業再開に関する通知の発表の遅れや、事前検査が間に合わないといったことから、操業再開が遅れるといったケースが見られた。また、各行政単位によって基準や対応が異なるケースも見られた。適切な基準に則ったルールの運用を要望する。

②中国政府が入国規制を強化する中、一時帰国中の駐在員の居留許可証の期限が切れたり、取得したビザの取り消し措置に伴う再取得や、また申請に必要な電子工作許可通知の期限が切れてしまうといった相談が寄せられている。入国規制が解除された暁には、居留許可証や各種ビザの期限を延長するなどの支援を要望する。

③福建省において、健康コード（八閩健康碼）の表示が必須となったが、外国人の登録に対応しておらず、宿泊時や移動時においてトラブルとなるケースが発生している。健康コードの外国人への早期の対応を希望する。

第4章 東北地域（瀋陽市、大連市）

2019年の遼寧省の域内総生産（GRP）は前年比5.5%増の2兆4,909億5,000万元（約37兆3,642億円、1元＝約15円）だった。吉林省は3.0%増、黒龍江省は4.2%増と、東北3省いずれも中国全体（6.1%増）を下回る成長率となった。

2019年の遼寧省の経済動向

遼寧省の一定規模以上の企業の工業付加価値額は前年比6.7%増と、全国平均（5.7%増）を1.0ポイント上回った。ハイテク製造業（18.7%増）と民営企業による付加価値額（23.7%増）が2ケタ増と好調だった。

固定資産投資総額は前年比0.5%増と、全国平均（5.4%増）を4.9ポイント下回った。産業別では、第二次産業への投資額が3.8%減となった。不動産開発投資額は9.0%増だった。

社会消費品小売総額は前年比6.1%増の1兆5,008億6,000万元だった。都市住民1人あたり平均可処分所得額は6.5%増の3万9,777元と、伸び率が全国平均（5.0%増）を上回った。

貿易総額は、前年比4.0%減の7,255億1,000万元だった。うち、輸出額が2.6%減の3,129億8,000万元、輸入額が5.0%減の4,125億3,000万元となった。輸出相手国・地域別では、日本向けが2.8%減の628億6,000万元、EU（28カ国）向けが9.3%減の408億5,000万元、米国向けが20.3%減の307億元と落ち込んだ一方で、韓国向けは9.4%増の344億7,000万元だった。輸出品目別では機電製品が3.4%増の1,482億3,000万元、ハイテク製品が27.5%増の607億元、農産物が4.5%増の354億5,000万元、鋼材が20.2%減の307億1,000万元となった。

2020年第1四半期（1～3月）の遼寧省の経済動向

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年第1四半期（1～3月）の中国の実質GDPは前年同期比6.8%減となったが、遼寧省においてもGRPが7.7%減と成長率が落ち込んだ。産業別にみると、第一次産業が1.1%増、第二次産業が10.7%減、第三次産業が6.3%減となった。

一定規模以上の企業の工業付加価値額は前年同期比8.5%減となった。重点産業別では、設備製造業が27%減、冶金工業が6.3%減となった一方、石油化学工業は12.9%増となった。電気、熱、ガス、水の生産・供給業や食品製造業などの生活関連産業は、前年同期比でプラスとなった。

固定資産投資総額は前年同期比16.2%減となったが、2020年1～2月と比較すると、減少幅が4.0ポイント縮小した。産業別にみると、防疫関連産業への投資が伸びてい

る。医療計器設備・計測器製造業は39.7%増、漢方薬薬材加工業は3.5%増となった。

社会消費品小売総額は前年同期比24.8%減となった。飲食収入が47.6%減、商品小売額が22.7%減と大きく落ち込んだが、生活必需品と医薬品の小売額の伸びはいずれもプラスを維持した。消費者物価指数（CPI）は4.8%上昇した。うち食品・タバコ・酒類の価格が14.3%上昇した。

2020年1～3月の貿易総額は、前年同期比2.4%減の1,717億2,000万元だった。うち、輸出額が17.9%減、輸入額が9.8%増となった。輸出品目別では、鋼材（41.2%減）、機電製品（17.4%減）、ハイテク製品（17.2%減）など主要製品がいずれも減少した。輸入品目別では、原油が91.7%増の396億1,000万元となった。

瀋陽市、大連市の2019年の経済動向

瀋陽市

- 2019年の域内総生産は前年比4.2%増の6,470億3,000万元となった。産業別にみると、第一次産業が3.8%増、第二次産業が2.4%増、第三次産業が5.2%増だった。
- 固定資産投資額は前年比13.2%増、うち不動産開発投資額は17.9%増だった。
- 社会消費品小売総額は前年比10.6%増の4,479億6,000万元で、都市住民1人あたり平均可処分所得額は6.2%増の4万6,786元と、消費の伸びが旺盛であった。
- 貿易総額は前年比9.0%増の1,072億8,000万元で、うち輸出額が7.7%減の315億9,000万元、輸入額が17.9%増の756億9,000万元だった。対内直接投資額（実行ベース）は同15.3%増の16億5,000万ドルとなった。
- 2020年4月現在の瀋陽日本人会の法人会員数は113社。

大連市

- 2019年の域内総生産は前年比6.5%増の7,001億7,000万元となった。産業別にみると、第一次産業が3.0%増、第二次産業が11.9%増、第三次産業が2.9%増と、第二次産業の伸びが高かった。
- 社会消費品小売総額は前年比1.8%増となった。都市住民1人あたり平均可処分所得額は6.7%増の4万6,468元と、全国平均（5.0%増）を1.7ポイント上回った。
- 貿易総額は前年比7.5%減の4,352億8,000万元で、うち輸出額が1.2%増の1,914億8,000万元、輸入額が13.3%減の2,438億元だった。
- 外務省「海外在留邦人数統計」によると、2018年10月1日時点の日系企業数は1,522社、在留邦人数は

4,689人。2020年4月現在の大連日本商工会の会員数は745件。

表：遼寧省、瀋陽市、大連市の経済動向（2019年）

項目	遼寧省		瀋陽市		大連市	
	金額	伸び率(%)	金額	伸び率(%)	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	24,909.5	5.5	6,470.3	4.2	7,001.7	6.5
第1次産業(億元)	2,177.8	3.5	284.0	3.8	458.5	3.0
第2次産業(億元)	9,531.2	5.7	2,178.6	2.4	2,799.9	11.9
第3次産業(億元)	13,200.4	5.6	4,007.6	5.2	3,743.3	2.9
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	-	6.7	-	2.8	-	16.1
固定資産投資額(億元)	-	0.5	-	13.2	-	▲19.8
インフラ投資額(億元)	-	-	-	-	-	-
民間投資額(億元)	-	-	-	-	-	-
不動産開発投資額(億元)	-	9.0	1,174.8	17.9	-	-
社会消費品小売総額(億元)	15,008.6	6.1	4,479.6	10.6	-	1.8
貿易総額(億元)	7,255.1	▲4.0	1,072.8	9.0	4,352.8	▲7.5
輸入額(億元)	4,125.3	▲5.0	756.9	17.9	2,438.0	▲13.3
輸出額(億元)	3,129.8	▲2.6	315.9	▲7.7	1,914.8	1.2
対内直接投資実行額	33.2	▲32.1	16.5	15.3	8.7	▲67.5
契約ベース(億ドル)	-	-	-	-	-	-
実行ベース(億ドル)	33.2	▲32.1	16.5	15.3	8.7	▲67.5
消費者物価指数(CPI)	-	2.4	-	2.4	-	2.4
都市住民1人あたり可処分所得(元)	39,777	6.5	46,786	6.2	46,468	6.7

出所：遼寧省、瀋陽市、大連市の各統計局

＜遼寧省書記への白書手交＞

- ・2019年4月23日
- ・遼寧省側参加者：遼寧省書記、大連市長等
- ・日本側参加者：ジェトロ理事長
- ・交流内容：ジェトロより白書を手交

＜大連市書記への白書手交＞

- ・2019年11月13日
- ・大連市側参加者：大連市書記、副市長等
- ・日本側参加者：ジェトロ理事長
- ・交流内容：ジェトロより白書を手交

＜建議＞

瀋陽市 投資環境に関わる建議（問題点・改善要望）

①基礎インフラの脆弱性

現状：

2019年版白書にも掲載したテーマであるが、引き続き複数の進出企業から課題として声が上がっており、改善が進んでいない。瀋陽市に進出している日本企業の多くは製造業であり、生産拠点周辺のインフラ整備（電気・水道・ガス・蒸気、道路、公共交通等）は、安定した事業活動を行う上で非常に重要

である。一部改善が見られるケースはあるものの、依然として突発停電などが散見されるほか、雨天時の排水不良も増加傾向にあり、いずれも企業の生産活動に大きな影響を及ぼしている。また、公共交通網の整備遅延は企業の費用負担増にも繋がっている。基礎インフラ整備の遅れは企業誘致に対する障壁となるばかりでなく、進出企業の瀋陽からの移転・撤退につながるリスクとなる可能性もあると考える。

建議：

生産拠点周辺のインフラ未整備は、企業の事業活動に課題を与えるだけでなく、瀋陽市の経済発展への貢献を著しく低下させる要因ともなる。生産拠点、および周辺地域における総合的なインフラ環境の一刻も早い整備を要望する。

②産業廃棄物処理能力と処理事業者の不足

現状：

本件も2019年版白書に掲載したテーマである。瀋陽市環境保護局から、瀋陽リサイクル産業パーク（鉄西）にて2019年から年間3万トンの危険廃棄物処理が可能との案内を受けているが、2020年4月現在、依然として既存の産業廃棄物処理業者では廃棄量に対して処理能力が追いついていないため、廃棄物保管場所の確保とこれに伴う保管費用の増加、および市外の事業者に対応を依頼しなければならない状況に多くの企業が直面している。企業による廃棄物排出削減の努力もすでに限界に達している。

建議：

産業廃棄物（危険廃棄物）処理業者の不足は、瀋陽所在の多くの企業が長期間にわたり直面している問題であり、企業の事業活動に大きな影響が出ている。危険廃棄物の処理能力の拡大を加速いただくと共に、問題の実態を踏まえた具体的な解決策を重点的に講じ、抜本的な解決を早期にお願いしたい。

大連市 投資環境に関わる建議（問題点・改善要望）

①暖房費補助金制度の見直し

現状：

企業が従業員向けに負担する暖房費補助金は、大連市においては従業員の定年退職後も生涯にわたって負担を続けることを求められており、企業の採算を圧迫している。

大連市内：従業員の在職中も定年退職後も企業負担（在職中に定年後の分を積立基金方式で支給）

大連金普新区：従業員の在職中も定年退職後も企業負担（定年後、企業より直接本人に支給）

企業の定年退職者への暖房費補助は、老後の生活を支えるという社会政策に関わるものであり、本来、企業が直接負担すべきものではない。この先多くの定年退職者が出てくることが見込まれることから、定年退職者への暖房費補助を企業に負担させることは、企業の活力を奪い、企業の持続的な成長を困難にすることが懸念される。また、大連市への新規進出を図る企業にとっても、このコストは看過できないものである。

建議：

定年退職者に対する暖房費補助金の企業負担制度の見直しと大連市全域における企業負担の廃止を要望する。

②政策実施時における当局の計画性ある対応

現状：

新たな政策の導入時、事前に内容について十分な説明がないまま突然実施されることがある。また、電力の供給停止や制限、道路工事などが、事前の連絡がなく突然実施されることがある。その場合、特に製造企業において、生産に多大な影響が生じ、企業経営を揺るがす事態となりかねない。

建議：

突然の政策実施により企業経営が圧迫されることのないよう、政策実施時には、事前に十分な時間を取って説明を行い、企業が事前に準備できる期間を設けるなど、当局の計画性ある対応を要望する。加えて、新たな政策の導入等により、企業において新たな投資が必要な場合には、当該投資にかかる減税等、企業負担の軽減措置の実施を要望する。

③優秀な人材の誘致や確保に向けた施策

現状：

大連市では近年、優秀な人材の他地域への流出により、技術と日本語能力を兼ね備えた人材が減少傾向にあり、人材確保に課題を抱える日系企業が増えている。また、若者にとっては、住居費負担が高いことが、大学卒業後に大連で就職する際の足かせになっている。大連市では人材確保のため、すでに多くの優遇策を実施しているが、適用を受けるための具体的な条件や企業が相談可能な担当部署が明示されていないことがある。

建議：

中国全土から大連への優秀な人材の誘致や確保に向けた施策を要望する。また、優秀な新卒者の大連への定着を促すため、若年層の住居費負担を軽減するような施策（大連高新園區における助成金制度の再開など）を要望する。あわせて、人材の誘致や確保、定着に向けた施策を公布する際は、適用を受けるため

の具体的な条件や担当部署を明示するなど、企業の申請に配慮した措置を要望する。

④環境・消防基準の明確化

現状：

環境・消防に関して、規制の基準、法的根拠、取るべき対応策等が文書で明示されておらず、当局の担当者によって要求が異なることがある。また、環境・消防関連の改善に要する金額が非常に大きいにもかかわらず、短期間での改善を要求されることがある。とりわけ、既存の設備や建物に改造が必要な場合、当局指定の施工業者の利用を要請されることが多く、企業が適切な条件で対応することを困難にしている。

建議：

環境・消防に関して、規制の基準や法的根拠、取るべき対応策等について文書で具体的に明示し、担当者によって要求が異なることのないよう、基準の明確化を要望する。また、企業による改善に大きな投資を要する場合は、改善までの十分な時間的猶予を設けることを要望する。加えて、企業が適切な条件で既存の施設や建物の改造を行うことができるよう、当局指定の施工業者の数を増やす措置を要望する。

第5章 中部地域(湖北省、湖南省、江西省、安徽省)

1. 湖北省、湖南省、江西省

湖北省、湖南省、江西省における2019年のGRP成長率はそれぞれ7.5%、7.6%、8.0%で、いずれも全国平均(6.1%)を上回った。各省の投資や消費についても10%前後の伸びを示した。しかし、2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって企業活動や消費が大きく制限されたため、各省の経済にもマイナスの影響が表れた。また、日本人会組織は、湖北省武漢市の武漢日本商工クラブ(会員企業:160社、2019年12月時点)、湖南省の湖南日本人会(会員数約100名、2019年12月時点)の2つがある。これら地域では、各省・市政府や日本人会組織と協力しつつ、ジェトロとして積極的な投資環境改善に向けた取り組みを実施している。

湖北省の経済動向

中国経済の減速傾向が明らかになる中、2019年の湖北省の経済は前年から引き続き順調な拡大を続けていた。同年の域内総生産(以下、GRP)は約4兆5,828億元(前年比7.5%増)となり、同年の中国全体のGDP成長率6.1%を1.4ポイント上回る水準となった。また、全国各省(直轄市、自治区)別では第7位となった。GRPを産業別に見ると、第一次産業が約3,809億元(前年比3.2%増)、第二次産業が約1兆9,099億元(前年比8.0%増)、第三次産業が約2兆2,921億元(前年比7.8%増)となり、成長率では第二次産業が、付加価値総額では第三次産業が最大となった。第二次産業のうち、一定規模以上の企業の工業生産付加価値額は前年比7.8%増となり、特に、ハイテク技術製造業が14.4%増で大幅な増加となった。

固定資産投資額は前年比10.6%増となり、特に第三次産業への投資が前年比13.2%増で大幅な増加となった。また、対内直接投資額(実行ベース:2019年)は約129億ドル(前年比8.1%増)となった。

個人消費や所得の伸びも好調だった。消費の動向を示す社会消費品小売総額は約2兆224億元(前年比10.3%増)となったほか、インターネット上での実物商品の小売総額は前年比17.7%増の2,384億4,000万元となり、社会消費品小売総額の11.8%を占めた。また、都市住民1人あたりの可処分所得は3万7,601元(前年比9.1%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万6,391元(前年比9.4%増)となった。

2019年における湖北省の貿易額は3,943億6,000万元(前

年比13.1%増)となり、前年に引き続き3,000億元を上回り、過去最大となった。うち、輸出額は10.3%増の約2,485億元、輸入額は18.2%増の1,459億元となった。輸出品目では、電気機械製品が前年比7.5%増の1,312億1,000万元となり、同省輸出総額の52.8%を占めた。また、輸入品目でも電気機械製品が前年比25.5%増の947億8,000万元となり、同省輸入総額の65%を占めた。貿易相手国・地域別ではASEANが38.4%増の587億4,000万元、EUが10.3%増の561億5,000万元、米国が0.7%減の465億1,000万元、日本が23.6%増の339億3,000万元となり、これらの国・地域で同省貿易額の約50%を占めた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、湖北省経済に深刻な影響を及ぼした。防疫体制の一環として同省内のあらゆる経済活動や移動が制限されたことで、2020年1~3月のGRPは前年同期比39.2%減となった。そのほか、固定資産投資は82.8%減、社会消費品小売総額は44.9%減、貿易総額は20.9%減となり、多くの経済指標がマイナスとなった。

湖南省の経済動向

2019年は湖南省の経済も順調に拡大しており、特に貿易が大幅に増加した。2019年の域内総生産(GRP)は約3兆9,752億元(前年比7.6%増)となった。産業別にみると、第一次産業が約3,647億元(前年比3.2%増)、第二次産業が約1兆4,947億元(前年比7.8%増)、第三次産業が約2兆1,158億元(前年比8.1%増)となった。第二次産業では、一定規模以上の工業付加価値総額の成長率は8.3%となり、そのうち高度加工産業、ハイテク製造業、設備製造業が大きな割合を占めた。

2019年における固定資産投資額は前年比10.1%増となり、特にハイテク技術産業(37.8%増)や工業技術改造(35.7%増)への投資が大幅な増加となった。また、対内直接投資額(実行ベース:2019年)は約181億ドル(前年比11.8%増)となった。

湖南省の社会消費品小売総額は約1兆7,240億元(前年比10.2%増)となり、投資とともに個人消費も拡大を続けている。都市住民1人あたりの可処分所得は3万9,842元(前年比8.6%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万5,395元(前年比9.2%増)となった。

貿易総額は、前年比41.2%増の4,342億2,000万元となった。そのうち輸出総額は51.9%増の約3,076億元、輸入総額は20.4%増の約1,266億元となった。輸出品目別では、電気機械製品が52.9%増の1,335億4,000万元、ハイテク技術

製品が71.1%増の417億1,000万元となり、それぞれ輸出総額の43.4%、13.6%を占めた。また、輸入においても電気機械製品が20.7%増の545億6,000万元、ハイテク技術製品が29.2%増の311億7,000万元となり、それぞれ輸入総額の43.1%、24.6%を占めた。貿易相手国・地域別では、香港が43.6%増の634億1,000万元、ASEANが62.7%増の619億元、EUが55.7%増の614億2,000万元、米国が15.3%増の412億1,000万元となった。

なお、2020年1～3月は湖南省においても新型コロナウイルス感染症の影響が表れた。同省のGRPは前年同期比1.9%減、固定資産投資は4%減、社会消費品小売総額は11.5%減となったが、貿易総額は5.4%増となった。

江西省の経済動向

2019年の江西省の経済も順調に拡大していた。江西省の2019年の域内総生産(GRP)は、約2兆4,758億元(前年比8.0%増)となった。GRPは中部地域で最も小さいが、伸び率は8.0%増と中部地域において最大となり、高い経済成長率を維持していた。GRPを産業別にみると、第一次産業が約2,058億元(前年比3.0%増)、第二次産業が約1兆940億元(前年比8.0%増)、第三次産業が約1兆1,760億元(前年比9.0%増)となり、第三次産業が大きく成長した。

固定資産投資額も前年比9.2%増と拡大傾向にある。また、対内直接投資額は約136億ドル(前年比8.0%増)となった。

社会消費品小売総額は約8,422億元(前年比11.3%増)となり、都市住民1人あたりの可処分所得は3万6,546元(前年比8.1%増)、農村住民1人あたりの可処分所得は1万5,796元(前年比9.2%増)となった。

貿易総額は、前年比11.1%増の3,511億9,000万元となった。そのうち輸出総額は12.3%増の約2,497億元、輸入総額は8.2%増の約1,016億元となった。輸出品目別では、電気機械製品が36.4%増の1,264億4,000万元、ハイテク技術製品が98.7%増の709億3,000万元と大幅な増加となった。貿易相手国・地域別では、ASEANが19.4%増の589億元、EUが26.7%増の466億5,000万元、米国が3.6%減の372億9,000万元となった。

なお、2020年1～3月は江西省においても新型コロナウイルス感染症の影響が表れた。同省のGRPは前年同期比3.8%減、固定資産投資は4.3%減、社会消費品小売総額は11.9%減となったが、貿易総額は15.7%増となった。

新型コロナウイルス感染症による日系企業への影響

ジェトロ武漢事務所が湖北省進出日系企業に対して実施した調査(2020年5月11日～18日)では、事業の再開状況について、5月8日時点で「ほぼ100%」と答えた企業が73%、「70～80%程度」が12%となった。また、2020年末時点での稼働率については、「ほぼ100%」「70～80%程度」と回答した企業が93%に達した。現地従業員の職場復帰状況については「ほぼ100%」とする企業が83%である一

方、日本人駐在員については「復帰できていない」とする企業が55%を占め、日本人駐在員の復帰を課題とする企業が多く見受けられた。

今後の湖北省でのビジネス方針については、「規模を拡大する」とする企業が20%、「当面(1～2年程度)変更する計画なし」が72%となっている。また、現地政府の企業に対する支援策については、「高く評価する」「評価する」が62%となり、一定の評価は得られている一方で、現地政府への要望については、「外地からの帰還にかかる制限の緩和」(75%)、「外出・移動制限などの緩和」(51%)を挙げる企業が突出して多くなった。

表：湖北省、湖南省、江西省の各種経済指標 (2019年)

項 目	湖北省		湖南省		江西省	
	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	45,828	7.5	39,752	7.6	24,758	8.0
第1次産業(億元)	3,809	3.2	3,647	3.2	2,058	3.0
第2次産業(億元)	19,099	8.0	14,947	7.8	10,940	8.0
第3次産業(億元)	22,921	7.8	21,158	8.1	11,760	9.0
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	7.8	-	8.3	-	8.5
固定資産投資額 (億元)	-	10.6	-	10.1	-	9.2
インフラ投資額 (億元)	-	14.7	-	-0.1	-	8.9
民間投資額(億元)	-	11.6	-	18.3	-	9.6
不動産開発投資額 (億元)	-	8.9	4,446	12.7	-	3.0
社会消費品小売総額 (億元)	20,224	10.3	17,240	10.2	8,422	11.3
貿易総額(億元)	3,944	13.1	4,342	41.2	3,512	11.1
輸入額(億元)	1,459	18.2	1,266	20.4	1,016	8.2
輸出額(億元)	2,485	10.3	3,076	51.9	2,497	12.3
対内直接投資実行額						
契約ベース (億ドル)	162	9.6	-	-	108	22.0
実行ベース (億ドル)	129	8.1	181	11.8	136	8.0
消費者物価指数 (CPI)	-	3.1	-	2.9	-	2.9
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	37,601	9.1	39,842	8.6	36,546	8.1

出所：各省政府発表

地方政府との交流状況

湖北省との主な日系企業との交流

- ・2019年8月2日「日本関西地区」対話湖北」（湖北省武漢市）

湖北省側：湖北省委書記、省長、副省長 ほか

日本側：関西訪問団、湖北省進出日系企業 ほか

- ・日中双方で800人余りが参加。
- ・交流会の場では、湖北省政府関係者から、湖北省の優位性、潜在力に関する説明があった。
- ・懇親会の場で、副省長や湖北省政府関係者に、白書を手交した。

- ・2019年9月25日「中国湖北－日本経済貿易協力交流会」
(大阪市)

湖北省側：湖北省副省長、在大阪中国総領事館総領事ほか

日本側：近畿経済産業局、湖北省進出日系企業、ジェトロ大阪本部ほか

- ・日中双方で300人余りが参加。
- ・湖北省側から、湖北省の歴史的な大阪との関係の深さや、地理的優位性、潜在力の大きさについて説明。
- ・併催された投資説明会では、湖北省進出日系企業からも、湖北省の魅力や優位性に関する説明があった。

- ・2019年9月25日「中国湖北－日本経済貿易協力交流会」
(大阪市)

湖北省側：湖北省副省長、在大阪中国総領事館総領事ほか

日本側：近畿経済産業局、湖北省進出日系企業、ジェトロ大阪本部ほか

- ・2019年11月6日「武漢・日本企業ハイレベル懇談会」
(上海市)

武漢市側：武漢市長、副市長ほか

日本側：中国進出日系企業経営者20名、ジェトロ理事ほか

- ・武漢市長から、自動車および自動車部品、光電子産業の集積や、人材の豊富さなど、武漢市の経済優位性について説明があったほか、「武漢中日産業園区」の構想についても、紹介があった。
- ・日本企業からは、今後の投資計画などの紹介や、さらなるビジネス環境改善に期待する発言があった。

＜建議＞

- ①法規執行の安定性・透明性・利便性の維持・確保
- ②夏季集中豪雨に伴う浸水被害防止の徹底
- ③人件費上昇に対する支援
- ④工場運営、生活維持のためのエネルギーの安定供給確保
- ⑤外国人向け医療機関の確保
- ⑥湖北省在住日本人の中国他地域への円滑な移動確保
- ⑦中国中部地域と中国他地域との物流のさらなる円滑化
- ⑧日本国総領事館の設立にかかる支持
- ⑨外国人の中国駐在にかかる就労許可、査証・居留証取得にかかる柔軟な対応
- ⑩定期航空便の早期再開

2. 安徽省

安徽省の経済動向

2019年の安徽省の域内総生産（GRP）は前年比7.5%増の3兆7,114億元となり、成長率は中国全体（6.1%）を1.4ポイント上回った。産業別に見ると、第一次産業が3.2%増の2,916億元、第二次産業が8.0%増の1兆5,338億元、第三次産業が7.7%増の1兆8,860億元とそれぞれGRP全体の7.9%、41.3%、50.8%を占めた。第三次産業の構成比が第二次産業を超え、半分以上を占めた。固定資産投資は前年比9.2%増、社会消費品小売総額は10.6%増で、いずれも全国の伸び率（5.1%増、8.0%増）を上回った。貿易総額は687億3,000万ドルで、前年比9.4%増加した。輸入額は6.3%増の283億3,000万ドル、輸出額は11.6%増の404億ドルとなった。また、対内直接投資の実行額は5.5%増の179億4,000万ドルとなり、契約額は3.9倍の236億ドルとなった（表）。

表：安徽省の経済動向（2019年）

項 目	金額	伸び率(%)
GRP (域内総生産) (億元)	37,114	7.5
第一次産業 (億元)	2,916	3.2
第二次産業 (億元)	15,338	8.0
第三次産業 (億元)	18,860	7.7
1人当たりGRP (元)	58,496	8.2
規模以上工業総生産 (億元)	-	-
工業使用電力 (億Kwh)	1,460	6.4
固定資産投資 (億元)	-	9.2
不動産開発投資 (億元)	6,671	11.7
社会消費品小売総額 (億元)	13,378	10.6
消費者物価指数 (CPI)	-	2.7
貿易総額 (億ドル)	687	9.4
輸出額 (億ドル)	404	11.6
輸入額 (億ドル)	283	6.3
対内直接投資契約額 (億ドル)	236	290.0
対内直接投資実行額 (億ドル)	179	5.5
1人当たり都市部住民可処分所得 (元)	37,540	9.1

出所：安徽省統計局

2019年、安徽省に新規登録された対内直接投資件数は348件で、前年比8.2%減少したが、対内直接投資契約額と実行額はいずれも増加した。2019年末までに、安徽省に投資した世界500強企業は累計88社となり、2019年には4社が新たに投資した。

安徽省への対内直接投資実行額を産業別にみると、製造業とハイテクサービス業の投資額がそれぞれ4.7%増、3.8倍と大きな伸びを示した。

安徽省への対内直接投資を国・地域別にみると、香港、台湾、米国、英領ヴァージン諸島、日本、シンガポール、ドイツ、アイルランド、サモア、イタリアの順で、香港は全体の約7割を占めた。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、安徽省の2020年第1四半期のGRPは前年同期比6.5%減となった。鉱工業生産額、小売売上高もそれぞれ5.3%減、11.9%減となった。

<建議>

- ①日本語（もしくは英語）での現地投資環境情報並びに現地規制情報の発信強化を要望する。
- ②円滑な事業運営に向けた支援・協力を要望する。
- ③企業の海外送金に関する制限緩和を要望する。
- ④駐在員の生活環境の改善を要望する。
- ⑤日本人在住者と政府当局との交流のサポートを要望する。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の拡大にかかる中国政府の入国規制の中で、日本に一時帰国中の駐在員の期限が切れてしまった居留許可証や各種ビザの期限を延長するなどの支援を要望する。

第6章 西部地域（重慶市、四川省、陝西省）

1.重慶市

2019年の重慶市の域内総生産（GRP）実質成長率は前年の6.0%から0.3ポイント上昇し6.3%となった。貿易総額は前年比11.0%増で、輸入が13.8%増、輸出も9.4%増となり、いずれも前年比プラスに転じた。一方、対内直接投資実行額は0.4%増となった。

重慶市の経済動向

2019年のGRPを産業別にみると、第一次産業が同3.6%増の1,551億元、第二次産業が同6.4%増の9,497億元、第三次産業が同6.4%増の1兆2,558億元となった。

表：重慶市の経済動向（2019年）

項 目	金額	伸び率(%)
GRP（域内総生産）（億元）	23,606	6.3
第1次産業（億元）	1,551	3.6
第2次産業（億元）	9,497	6.4
第3次産業（億元）	12,558	6.4
工業生産付加価値額（一定規模以上、億元）	-	6.2
固定資産投資額（億元）	-	5.7
インフラ投資額（億元）	-	△ 0.7
民間投資額（億元）	-	3.3
不動産開発投資額（億元）	4,439	4.5
社会消費品小売総額（億元）	8,667	8.7
貿易総額（億元）	5,793	11.0
輸入額（億元）	2,080	13.8
輸出額（億元）	3,713	9.4
対内直接投資実行額（億ドル）	103	0.4
消費者物価指数（CPI）	-	2.7
都市住民1人あたり可処分所得（元）	37,939	8.7

出所：重慶市統計局

第2次産業のうち、一定規模以上の企業の工業生産増加額は、前年比6.2%増となった。主力製品の生産量をみると、自動車は19.9%減の138万台（うち新エネルギー車は3.0%減の3万7,300台）、ノートPCが12.1%増の6,422万台、集積回路が6.2倍の33億7,100万個、液晶ディスプレイが36.4%増の2億1,800万枚となっている。

消費動向を示す社会消費品小売総額は同8.7%増となった。都市部住民1人当たり可処分所得額も8.7%増の3万7,939元となった。

貿易総額は同11.0%増の5,792億7,807万元（うち日本との貿易総額は4.5%増の233億9,116万元）、輸入は同13.8%増の2,079億8,640万元（うち日本からの輸入額は25.6%減の96億3,234万元）となり、輸出は同9.4%増の3,712億

9,167万元（うち日本への輸出額は45.8%増の137億5,882万元）となった。

対内直接投資額は、実行額で前年比0.4%増の103億1,000万ドルとなった。

日系企業の進出状況

重慶市の進出日系企業数は約160社（2019年1月現在、在重慶日本国総領事館調べ）。日系商工会組織としては、重慶日本クラブがあり、2020年4月時点で99社・団体（個人会員も含む）が加入している。また、在留邦人数は約350人である（2019年10月現在、在重慶日本国総領事館調べ）。

重慶市の日系企業のビジネス展開分野としては、自動車関連、機械・機器、IT、計測機器、環境技術といった製造業のほか、金融、小売・流通業、物流等のサービス産業となっている。

日系企業の業績動向および課題

2019年8月から9月にかけてジェトロが中国に進出している日系企業に対して実施したアンケート調査（2020年2月公表）によると、重慶市に進出している日系企業で、2019年の営業利益について、「黒字を見込む」と回答した企業の割合は57.6%であった。中国全体の平均68.5%を下回り、主要11省市の中で最も低い結果となった。

今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した日系企業の割合は45.5%（前年71.4%）で、前年から25.9ポイント下落したが、それでも、中国全体の平均43.2%をやや上回る結果となった。「拡大理由」として、「現地市場での売上増加」（80.0%）が最も多く、「成長性、潜在力の高さ」（60.0%）、「取引先との関係」（46.7%）、「輸出拡大による売上増加」（33.3%）が続いた。

また、米中貿易摩擦等の通商環境の変化が与える今後の影響について、重慶の日系企業の43.3%がマイナスの影響があると回答した。中国全体の平均34.8%を上回る結果となった。自社で行う輸出入への直接的な影響もさることながら、間接的に国内売上や調達コストへもマイナスの影響が及ぶことへの懸念が強い。

重慶市の日系企業が抱えている経営課題は、回答が多い順に、競合相手の台頭・コスト面で競合（60.6%）、調達コストの上昇（58.8%）、従業員の賃金上昇（57.6%）、技術者の採用難（55.6%）、品質管理の難しさ（52.9%）、販売市場の低迷（51.5%）、取引先からの値下げ要求（51.5%）、通関に時間を要する（48.5%）、従業員の質（45.5%）、中間管理職

の採用難（42.4%）であった。

また、ある重慶の日系企業が抱えている個別の問題として、中国企業の取引先（大型インフラ工事に関連する中央国営企業や大手企業）がなかなか代金を払ってくれないという事例が報告されている。同社の例で言うと、受注をすればするほど売上額は伸びるが、それによって原材料の購入費用である買掛金の支払いが発生する一方、売掛金は回収できずに手許資金が圧迫されるという状況が恒常的になっているという。同社の事例では支払いに応じず契約を軽視した対応が見られる取引先は他省に多いようだが、せっかく重慶に投資をしても、こうした問題があれば、重慶での事業継続は困難になる。重慶市政府には、個々の日系企業が抱える課題を汲み取る機会を設けていただくとともに、重慶に投資した外資企業を守る観点で、このような事例が起こらないよう中央政府や各業界への働きかけをしていただくなどして、リーダーシップを発揮いただくことを期待したい。

重慶市政府の新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の発生後、多くの日系企業で人の移動制限や物流の停滞、サプライチェーンの分断による影響が見られた。人の往来や物流、域内調達にかかわる代替手段の少なさを内陸部のリスクとして再認識したという日系企業の声もある。

一部の日系企業からは、新型コロナウイルス感染症の蔓延抑制のため、市政府が強力な予防体制をとったこと、また、関係部門より再稼働に対する支援を受けたことを評価する声もあったが、同時に、各種規制や再稼働条件の追加等については事前に文書等で公開するなどしてほしかったという声や、操業再開申請をしても、明確な理由も提示されないまま再開承認が何日も下りずに計画性を持った再開ができなかったという声もあった。

日本から戻った駐在員等の隔離措置について、政府による正式な通知がない状態の中で、各区等が異なる制限措置を行う、あるいは、明確な説明のないまま当局の指示に従うことを強要されるなどの事例もあり、重慶の日本人社会に混乱も見られた。市内の移動に必要な健康碼（健康コード）が、外国人は暫く登録ができずに活動が制限された事例も報告されている。本件に限らないが、日常生活で必要なツールなどは外国人にも平等に利用できるようにしていただきたい。

<建議>

①日系企業との直接対話を通じた課題の把握

重慶市政府は2020年4月、新型コロナウイルス感染症の影響で重慶の日系企業が直面する課題をヒアリングするため、日系企業との座談会（重慶市副市長が出席）を実施した。参加した日本企業からは、直面するさまざまな課題を汲み取ってもらううえで良い機会であったとの評価する声が聞かれた。

重慶市政府には、重慶に進出した日系企業が今後も安定的な操業を維持していけるよう、今後も、積極的に日系企業との直接的な対話の機会を設けていただくことで、日系企業の課題や不安をタイムリーに認識いただくとともに、これらの課題解決に向けた道筋や重慶市の経済運営に対する展望、新たなビジネスチャンスの可能性を積極的に示していただくよう要望する。

②日本向けの情報発信強化

2019年5月、重慶市長が訪日し、日本の経済団体や企業等と交流した。こうした機会は日本企業にとって、重慶市の日本に対するスタンスや、重慶の今を理解するうえで貴重なものであった。重慶市の経済発展に対する展望への理解の促進、重慶でのビジネスへの関心喚起を図るため、重慶市政府幹部による訪日や、友好都市・経済団体等との交流の機会を積極的に設けていただくよう要望する。

また、重慶と日本との経済交流のすそ野を一層拡大するため、優れた技術やサービスを有する多くの日本の中小企業に対しても、新たなビジネス機会が与えられるよう、中小企業も対象に含めた情報発信や交流活動も行っていくよう要望する。

③外国人就労許可制度の柔軟な運用と手続の緩和

現行の外国人就労許可制度が定める年齢や学歴、就業経験等に関する制限の存在によって、人員交代や延長手続に際し、実際に手続をしてみないと、就労許可が取得できるかわからないという状態であり、計画的な人員配置がしにくいという声が現地の日系企業から指摘されている。

国務院は2019年10月30日付で、「外資をよりよく利用する取組みに関する意見」（国発[2019]23号）を公布した。このなかで、各地域のニーズに応じて年齢や学歴などの条件を適切に緩和すると規定している。重慶市政府には、重慶市の日系企業のニーズを踏まえて、年齢や学歴、就業経験等に関わらず、発行基準の柔軟な適用により円滑に就業許可が与えられるよう、制限の緩和や、発行基準の柔軟な適用を要望する。

さらに、現状、就業許可証の申請から居留許可証の取得まで約1カ月を要している。手続に要する期間の短縮を要望する声は多く、加えて、就業・居留許可証の有効期間の複数年化を要望する声も多い。これらについても改善を要望する。

④税関における企業対応の改善

日本からの設備の輸入時などに、税関での免

税申請をなかなか受付けてもらえない、受付後も修正のため何往復もすることにより時間を要する。これらの結果として保証金を長期間にわたり税関に預けることによる金利ロスが発生するという事例も報告されている。これ以外でも、税関の担当者によって手続などに一貫性がなく、属人的な対応を強要されることが多いとの指摘も挙がっている。税関における企業対応の改善を要望する。

⑤各種行政手続や相談窓口の見える化

新型コロナウイルス感染症の発生で操業再稼働手続を行うにあたり、多くの日系企業は、何の書類をどこに申請しに行けば良いのか手探りの状況であった。本件に限らず、一般的な手続も役所の部署が多くどこに何を聞けば良いか分からないことが多い。必要な手続や相談を行う際、外国人に対しわかりやすく担当の政府機関の窓口を示していただくとともに、こうした窓口で円滑にアクセスできるよう体制の構築を要望する。

⑥企業会計に対する信頼性と公平な市場競争環境の維持

企業会計に対する信頼性は公平な市場競争環境には不可欠なものである。ジェトロのアンケート調査によれば、重慶の日系企業の最大の課題は「競合相手の台頭・コスト面で競合」となっている。仮に、競合他社が不当廉売を行い、不正確な会計によって見掛けの財務体質が実力以上に評価されるような事態があれば、自由競争の妨げにもなる。中国企業であるか、日本企業であるかを問わずに、重慶市の企業が不公平な競争に晒されないことがないよう、企業会計の信頼性の維持に向けて、重慶市政府の引き続きの努力をお願いしたい。

⑦市内の交通事情の改善

朝、夕の交通渋滞、時間帯によってタクシーがつかまりにくいといった問題が深刻である。車が多いこと自体の問題もあるが、狭い道での違法駐車や、広い道でも事故があるとその場所に停車したまま動かないということも原因の1つとも思われる。企業活動で客先に行くにも時間が読めずに業務に支障が生じている。渋滞の緩和を図っていただくよう要望する。

⑧日々の生活における外国語での情報提供

特に初めて重慶に来た日本人駐在員から、地下鉄等の公共交通機関を利用するにあたり、例えばチケットの買い方がわかりにくい（英語対応可能なスタッフがいない）、通路の案内表示がわかりにくい（英語表記が少ない）といった声を多く聞く。外国人でも円滑に地下鉄が利用できるよう、英語等での外国語によるわかりやす

い案内サインの整備を要望する。

また、音楽イベントや博物館の活動内容、大型新店舗の案内など、日々の生活にかかわる情報についても、外国語での情報提供を強化するなど、重慶でより充実した生活が送れるよう、文化・生活面に関する外国人向けの情報提供を強化するよう要望する。

⑨工業団地の安定操業に関する事項

突然の環境規制公布により、専用機器の導入など即時の対応を求められるケースがある。環境規制への対応を計画的に行えるよう中・長期的な環境規制推進計画を事前に開示するよう要望する。

一部工業団地では、ガス、電力等のエネルギー供給が不安定で、連絡もなしに、あるいは、連絡があっても数時間前の連絡で急に止められるとの指摘がある。重慶市内でも工業園区や行政区によって安定性に濃淡がある。年間を通じて、安定的な供給を要望する。

なお、かねてより本書で要望してきた「日本との直行便開設」は、多くの関係者の尽力により、2019年11月に中国国際航空による成田直行便の就航が実現した。

2.四川省・成都市

2019年の四川省の域内総生産（GRP）実質成長率は7.5%となり、前年の8.0%から0.5ポイント下落したものの、中国全体の成長率を1.4ポイント上回り、中国内の省・直轄市・自治区の中では引き続き高い水準を維持している。貿易総額は前年比13.8%増、うち、輸入が9.9%増、輸出も16.8%増となった。対内直接投資実行額は13.1%増となった。

四川省・成都市の経済動向

2019年の四川省のGRPを産業別にみると、第1次産業は前年比2.8%増の4,807億元、第2次産業が7.5%増の1兆7,365億元、第3次産業が8.5%増の2兆4,443億元となった。

表：四川省および成都市の経済動向（2019年）

項 目	四川省		成都市	
	金額	伸び率 (%)	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	46,616	7.5	17,013	7.8
第1次産業 (億元)	4,807	2.8	612	2.5
第2次産業 (億元)	17,365	7.5	5,245	7.0
第3次産業 (億元)	24,443	8.5	11,156	8.6
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	8.0	-	7.8
固定資産投資額 (億元)	-	10.2	-	10.0
不動産開発投資額 (億元)	-	15.4	-	14.9
社会消費品小売総額 (億元)	20,144	10.4	7,478	9.9
貿易総額 (億元)	6,766	13.8	5,823	16.9
輸入額 (億元)	2,874	9.9	2,513	12.3
輸出額 (億元)	3,892	16.8	3,310	20.6
対内直接投資実行額 (億ドル)	125	13.1	544 (億元)	8.2
消費者物価指数 (CPI)	-	3.2	-	2.8
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	36,154	8.8	45,878	8.9

出所：四川省統計局、四川省商務庁、四川省人民政府、成都市統計局

一定規模以上の企業の工業付加価値額（四川省）は8.0%増となり、業種別では、コンピューター・通信・電子設備製造業が12.1%増、化学原料・化学製品製造業が10.3%増、医薬製造業が9.8%増、酒・飲料・茶等製造業が7.8%増となった一方、自動車製造業は5.5%減となった。

消費動向を示す社会消費品小売総額（四川省）は前年比10.4%増の2兆144億元と、依然として2ケタの伸びを保っている。

貿易総額（四川省）は前年比13.8%増の6,765億9,200万元（うち日本との貿易総額は11.5%減の385億2,000万元）、輸入は9.9%増の2,873億6,000万元（うち日本からの輸入額は28.5%減の201億8,000万元）、輸出は16.8%増の3,892億3,200万元（うち日本への輸出額は20.0%増の183億4,000万元）となった。

対内直接投資額（四川省）は、実行額で前年比13.1%増の124億8,000万ドルとなった。2019年末までに、四川省に進出している世界500強企業は352社、うち、外国の500強企業は247社となっている。

日系企業の進出状況

四川省の進出日系企業数は自動車等の輸送用機器、IT・電子関連、小売関連企業等を中心に約370社となっている（2019年1月現在、在重慶日本国総領事館調べ）。日系商工会組織としては、成都日本商工クラブがあり2020年4月時点で131社・団体が加入している。なお、在留邦人数は約460名である（2019年10月現在、在重慶日本国総領事館調べ）。

日系企業の業績動向および課題

2019年8月から9月にかけてジェットロが中国の日系企業に対して実施したアンケート（2020年2月公表）によると、2019年の営業利益について、「黒字を見込む」と回答した四川省の日系企業（主には成都に進出する日系企業、以下同じ。）の割合は58.8%、前年の調査65.5%から6.7ポイント下落（2年連続の下落）し、全国平均68.5%を下回った。主要11省市の中で、黒字と回答した日系企業の割合は重慶市に次いで低い結果となっている。

売上高に占める内販と輸出の比率を見ると、四川省の日系企業では内販が76.0%、輸出が24.0%となっており、中国全体平均の内販67.6%、輸出32.5%と比較すると、内販比率が高い。四川省の日系企業が事業の拡大を図るうえでは、内販マーケットを自社の成長にいかに取り込んでいけるかが重要であることがわかる。

四川省の日系企業が抱えている経営課題としては、回答が多い順に、従業員の賃金上昇（64.7%）、調達コストの上昇（52.9%）、環境規制の厳格化（52.9%）、従業員の質（52.9%）、新規顧客開拓が進まない（41.2%）、競合相手の台頭（38.2%）、技術者の採用難（35.3%）、消費低迷（35.3%）、人材（一般ワーカー）の採用難（35.3%）であった。

今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した割合は、四川省の日系企業で52.9%と、中国全体平均の43.2%を上回り、主要11省市のなかでは最も高い割合となった。

ただし、以上の結果は、これらは新型コロナウイルス感染症の発生前に行った調査結果である点に留意する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人の往来制限、サプライチェーンの分断、物流の停滞、需要の減退などが生じ、当地日系企業の事業運営にもマイナスの影響を及ぼしたほか、工場や店舗の投資計画に遅れが生じている事例も報告されている。企業の操業再開に当たっては、政府当局が日系企業に対し親身にサポートを行い、円滑に操業再開できたと評価する声もある一方、日本から戻った駐在員やその家族等の隔離措置について、政府による正式な通知がない状態の中で、各区等が異なる制限措置を行う、あるいは、明確な説明のないまま当局の指示に従うことを強要されるなどの事例もあり、当地の日本人社会に混乱も見られた。

本書執筆時点において、新型コロナウイルス感染症の影響がどれくらいの期間続くか不透明である。四川省・成都市政府には、日系企業の課題やニーズを適切に把握のうえ、進出日系企業の円滑な事業運営をサポートいただきたい。

＜建議＞

①日本企業の関心やニーズを踏まえた情報発信

現在、四川省や成都市、省内各市は日本に向けて積極的な広報、情報発信を行っている。近年、企業、自治体、経済団体等の交流も活発になってきており、当地と日本との交流のすそ野が拡大しつつある。一方で、日本企業に対する情報発信の多くは企業誘致を目的とした投資プロジェクトや開発区に関するものが多い。現在、多くの日本企業にとって、内陸部に対するビジネスの関心は内販であり、日系企業が必要としているのは、潜在顧客やパートナー候補に関する情報である。また、省内各市や市内各区がバラバラにセミナーを行うケースが見られるが、日本企業からは、かえって、四川省や成都市の全体像や特徴が掴みにくいとの声も聞かれる。

こうした日本企業の声も踏まえて、日本企業の関心やニーズを踏まえた効果的な情報発信を行っていただくよう要望する。

②外国人就労許可制度の柔軟な運用と手続の緩和

國務院は2019年10月30日付で、「外資をよりよく利用する取組みに関する意見」（国発[2019]23号）を公布した。このなかで、各地域のニーズに応じて年齢や学歴などの条件を適切に緩和すると規定している。

当地日系企業からも年齢や学歴等の制限緩和を求める声は多い。当地日系企業のニーズを踏まえて、年齢や学歴、就業経験等に関わらず、発行基準の柔軟な適用により円滑に就業許可が与えられるよう、制限の緩和や、発行基準の柔軟な適用を要望する。

さらに、現状、就業許可証の申請から居留許可証の取得まで約1カ月を要している。手続に要する期間の短縮とともに、就業・居留許可証の有効期間の複数年化を要望する。

③駐在員の銀行口座開設の手続の緩和

当地で新たに着任した駐在員が銀行口座を開設する際、銀行の窓口で居留許可証の提示を求められる。成都では居留許可証の取得には着任後1カ月以上かかっているため、口座開設も1カ月以上かかる。その間の経費精算や日常生活に不便を強いられる。着任後すみやかに銀行口座が開設できるよう制度の変更を要望する。

④外資小売店舗に対する内外無差別の公平なビジネス環境の整備

現在、タバコの販売（委託販売、店中店販売も含め）が外資企業に認められていない。

タバコ販売が可能な他の内資企業との間で、直接的な売上に限らず、集客力の面においても、不平等な競争を強いられる要因となっている。当地日系企業からも改善を求める声が上がっている。外資小売店舗に対するタバコ取扱制限の撤廃、緩和を要望する。

⑤環境規制にかかわる情報公開および査察等にかかわる行政行為の改善

当地日系企業から、当地で適用される環境規制の法令や条例、通知文書などがウェブサイト等で明確に確認できない、探しにくいといった声が寄せられている。また、環境当局の担当官が突然に査察に来るが、工場内の各部門が総出で対応せざるを得ず、工場の安定操業に支障を来すという声や、査察するという行政行為がこういった根拠・背景で行われているか、担当官から説明がないため、対応に苦慮するという声も聞かれる。

当地日系企業が環境規制への対応を適切かつ計画的に行えるよう、規制等に関する情報へのアクセシビリティの改善を図るとともに、査察・指導等を行う場合は、これら行政行為に関する根拠・背景を事前に明確に示していただくよう要望する。

⑥工業団地における危険廃棄物の処理

2018年から、本白書において、資格を持つ危険廃棄物の処理業者の数と処理能力が不足している問題を提起し、「対応可能な処理業者の拡充、処理能力の改善」を要望してきた。日系企業からは、一部の工業園區では改善の傾向にあるとの声が聞かれるが、他の園區では引き続き不足しているとの声もある。今後も、適切かつ十分な処理が行えるよう改善に努めていただくよう要望する。

⑦天府国際空港の開港に合わせた市内とのアクセス利便性の確保

2021年に天府国際空港が開港後、海外の航空会社はすべて新空港に移管される予定となっている。新空港が開港しても、市内とのアクセスがない、という状態にならないよう、新空港と成都市内とを結ぶ高速鉄道や公共交通機関は、空港の開港に合わせて運行を行うよう要望する。また、深夜・早朝便に対応した運行を予め計画に含めるよう要望する。深夜到着、または、国内線、国際線への乗り継ぎ等で空港内に宿泊するケースも多く発生すると見込まれる。5つ星ホテルが建設されるとの話もあるが、当該グレードのホテルについては、十分な部屋数を確保いただくほか、ホテル周辺についても、外国人にとって利便性の高い環境を整備いただくよう要望する。

⑧駐在員の帯同家族の大学等での中国語学習

駐在員の帯同家族が、ビザの種類が異なることを理由に、大学で中国語講座を受講することができない。帯同家族にとって、日常生活での中国語は必須である。四川省（成都市）がより対外的に開放された都市を目指すのであれば、本来、大学のような機関が率先して外国人に対し中国語を学ぶ機会の充実を図るべきである。駐在員の帯同家族も大学等で中国語を学ぶことができるよう改善を要望する。

3. 陝西省

2019年の陝西省の域内総生産（GRP）成長率は6.0%と前年の8.3%から2.3ポイント低下し、所期目標「7.5~8%」を下回った。陝西省統計局は、2019年の経済社会の発展は「稳步推进（着実に推進）」したものの、経済の下押し圧力が近年で最も大きい1年となり、業績を上げるのは容易ではなかったと総括した。2020年の経済成長率の所期目標は、1月に「6.5%前後」と発表したが、その後拡大した新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、2020年第1四半期（1~3月）の経済成長率は前年同期比5.6%減のマイナス成長だった。陝西省政府は、社会・経済の正常化に向けて、雇用安定や財政補助などの政策を打ち出している。

2019年の経済状況

2019年の陝西省の域内総生産（GRP）は前年比6.0%増の2兆5,793億1,700万元だった。GRPを産業別にみると、第一次産業は前年比4.4%増の1,990億9,300万元、第二次産業は5.7%増の1兆1,980億7,500万元、第三次産業は6.5%増の1兆1,821億4,900万元だった。消費者物価上昇率は2.9%（2018年は2.1%）、固定資産投資額（農家を除く）は前年比2.5%増（10.4%）、一定規模以上の工業生産は5.2%増（9.2%増）、社会消費品小売総額は7.4%増（10.2%増）と、増加率は軒並み前年を下回った。

都市部住民1人当たり可処分所得は8.3%増の3万6,098元となった。2019年末の常住人口は前年から11万8,100人増えて3,876万2,100人、うち都市部人口は2,303万6,300人で都市化率は59.4%となった。

貿易総額は、前年比0.1%増の3,515億7,500万元、うち輸出は9.8%減の1,873億2,700万元、輸入は14.5%増の1,642億4,800万元、貿易収支は230億7,900万元の黒字だった。

対内直接投資は、新たに認可された外商投資プロジェクトが323件、契約額が44.6%減の29億8,100万ドル、実行額が12.9%増の77億2,900万ドルだった。実行額の上位5カ国・地域は、香港、韓国、台湾、シンガポール、日本となり、日本からの投資額は3億7,600万ドル、新規設立企業数は5社だった。

陝西省の特徴

陝西省の省都・西安市は、シルクロードの起点として、古くから国際的な交易や文化の交流が行われてきた。近年は、中国が国家戦略として進める「一带一路」（シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロード）構想におけるシルクロード経済帯の起点として注目されている。また、「一带一路」構想を担い、中国の内陸経済を牽引することへの期待から、2017年4月には、中国（陝西）自由貿易試験区が設立された。

陝西省は中国の地理的中心に位置し、中国の東西南北を結ぶ交通のハブである。西部大開発プロジェクトの進展に伴い、陝西省では高速道路、高速鉄道の開通、西安咸陽国際空港の拡張など、急速にインフラ建設が進む。鉄道では、

中央アジア、欧州に至る国際貨物列車「長安号」が開通しており、2019年の運行本数は前年比1.7倍の2,133本、積載貨物総量は同1.5倍の180万2,000トンと大きく増加、中国内陸部と欧州を結ぶ貨物鉄道「中欧班列」の質の高い発展総合評価で引き続き全国1位だった。航空では、中国西安咸陽国際空港は全国十大空港の1つで、輸送量が数年連続で著しく伸びている。2019年の旅客利用数は延べ4,722万1,000人で全国第7位、貨物取扱量は38万2,000トンだった。

陝西省は、教育レベルが高く、高等教育の在校生は100万人を超え、人口10万人当たりの高等教育在校生数が全国3位となっている。2019年の技術契約取引額は1,467億8,300万元に達し、全国6位だった。豊富な科学教育資源を生かして航空宇宙産業、IT産業、先端農業等の分野で中国を代表する産業基盤が形成されている。陝西省における優秀な人材と産業基盤を生かした研究開発と技術革新は、中国全体の産業の高度化においても重要な役割を担っている。

国際都市を目指して

すでに進出している企業が陝西省で安定して操業でき、外国人が過ごしやすい環境を整備することが、先進的な取り組みをする外国企業や外国人旅行者の誘致につながり、陝西省が目標とする「内陸の改革開放の高地」の建設に有益と考える。陝西省に進出する日系企業が、いっそう発展を遂げ、陝西省の経済発展に寄与するために挙げた建議を整理すると、以下の3点に集約される。

第一に、安定して製造業が操業できる環境の確保である。環境規制への対応では、自社やサプライヤーが地域の大気汚染濃度が高まったときなどに急に操業停止の指示を受けて安定供給の責任を果たすことが困難になり、顧客の信用を失っている事例があった。また、豊富な人材資源が投資環境上の優位性とされてきた陝西省であるが、製造業のワーカーの供給が慢性的に不足しているという声もある。すでに進出している企業が陝西省で安定して操業し、発展できるよう、バランスを取った政策措置を要望する。

第二に、外国人も過ごしやすい環境の整備である。古都・西安を有する陝西省は海外からの観光客が多く、国際文化旅行都市として発展を目指している。こうした海外からの観光客や生活する外国人も過ごしやすい環境を整備することが、陝西省の持つ都市としての魅力の海外への発信となり、さらなる企業や旅行者の誘致につながるものと考えられる。交通渋滞や降雨時の排水の改善、国際クレジットカードが利用可能な店舗の拡充を希望する。

第三に、総合的な視野に立った、公平で迅速な行政サービスの提供である。陝西省が、世界銀行の事業環境ランキング（Doing Business）をベンチマークし、陝西省のビジネス環境と競争力が、中国国内の経済が発展している地域の水準に追いつき追い越すよう取り組んでいることを歓迎したい。投資環境の改善にあたっては、陝西省進出企業の実情に即したものとなるよう、政策・法令・計画の策定過程で日系企業を含む関連企業との情報交換、調整を十分に行うことを要望する。

引き続き対話継続を

2020年1月、陝西省商務庁との共催で日系企業との意見交換会が初めて開催されたことに感謝したい。企業の要望の中には、理解不足によるものもあり、意見交換会で当局から説明を受けて理解が深まったものもあった。企業の円滑な事業展開にさらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き陝西省の各関係当局と在陝西省日系企業との定期的な対話・交流の実施を希望する。

地方政府との交流の状況

陝西省と日系企業との意見交換会

- ・2020年1月16日
- ・陝西省側参加者：陝西省商務庁をはじめとする関係部局が参加。
- ・日本側参加者：西安日本人倶楽部、ジェトロ北京事務所が参加。
- ・交流内容：建議の各内容について、担当部局から実態および省政府としての考え方の説明があった。

<建議>

1. 製造業の安定操業環境の確保

① 環境政策

国務院が発表した「青空を守る戦い3年行動計画」で陝西省が大気汚染防止活動を行う重点地域になって以降、企業への環境汚染の改善指導が活発である。中央政府による査察の前に、省政府当局から生産設備を停止・封印させる指示があり、改善指示に従っても生産開始の許可をもらえない事例があった。また、サプライヤーが同様に環境監査で一時的な休業もしくは営業停止指示を受け、部品供給が遅延し、安定した操業ができず、顧客の信用を失っている事例が見受けられた。改善指導する際には、改善実施の猶予期間を設けること、生産設備を停止させる際には最小限にし、どこを直せばよいのか明確に指示するなど、安定操業を妨げない配慮を要望する。

揮発性有機化合物（VOC）排出量削減においては、秋冬季、大気汚染状況によって、工場稼働規制が要求され、計画的な生産活動ができない。VOC排出量が基準値未満であっても、VOC排出工程が存在しているだけで、規制対象となっている。VOCの排出量や設置している環境設備など客観的な基準を設けて、対策を採っている企業は安定供給の責任を全うできるよう、工場稼働規制の要求基準の見直しを要望する。

② エネルギー供給

大規模停電がほぼなくなり、計画停電が前広に通知されるようになったことに感謝する。しかし、依然、瞬時停電が頻繁に発生し、そ

の都度、仕掛品の廃却損失、生産設備の再調整、試験設備の再立ち上げなど、手戻りになる工数・コストが大きい。電力供給インフラの改善と瞬時停電の撲滅を要望する。

行政指導により、蒸気供給会社が、エネルギー源を石炭から天然ガスに切り替えるインフラ整備を行った。しかし、天然ガスが十分に供給されず、稼働できない恐れがあり、結果として供給を受ける企業も稼働停止をせざるを得ない状況が予想されている。企業の生産経営の安定が担保されるよう、天然ガスの安定供給の環境を整えて、蒸気の供給を滞らせないことを要望する。

暖房供給開始日は、毎年決まった時期とするのではなく、気温に基づいて決定することを要望する。

③ 人材供給

慢性的に製造ワーカーの供給が不足している。製造業への就業指導・就業支援等、効果ある政策措置を要望する。

2. 外国人も過ごしやすい利便性と環境改善

① 出入国関連

外国人の就労許可と居留許可取得に時間がかかる問題について、緊急発給や手続迅速化の取り組みに感謝する。外国人居留許可の新規取得、延長の手続の際、外国人のパスポート原本を長期間審査機関に預けることになるため、居留許可取得申請にかかる各種手続は依然として外国人の就労や生活に不便さをもたらしている。手続の所要時間のさらなる短縮と、「即時受領」の実現を要望する。

有効期間を1年とする就労許可証の交付が通常の扱いとなっており、外国人の手続負担が重い。2年または3年有効の就労許可を統一適用していただきたい。また、外国人が書類作成、手続準備に十分時間をかけることができるよう、例えば、就労許可証の有効期間が満了する90～100日前から更新手続を受領できるといった措置についても要望する。

② 訪中外国人への簡便なサービスインフラ整備、提供

中国の身分証明書では高速鉄道のチケットレスの乗車や自動券売機での発券が可能であるが、外国人は現在、駅の窓口で長時間並び乗車券の発券を受ける必要がある。中国の身分証明書を持たない外国人も、自動券売機で発券を受けられるよう要望する。

国際クレジットカードが利用できない店舗が多い。国際クレジットカードが利用可能な店舗の拡充、励行、また、整備店への補助なども考慮し、外国人旅行者の利便性を向上させることが、多くの外国人旅行者や企業誘致へのアピールに繋がるものとする。

③騒音

ビル等の建設工事が、早朝、夜中、週末にも実施されており、その騒音が大きい。夜間等の建設工事の制限が「騒音公害防止改善法」等の規定に基づき、徹底されることを要望する。

④道路・交通

歩行者が交通ルールを遵守しないことで、交通渋滞を悪化させている。横断歩道を渡る、歩行者信号を守る、信号のない横断歩道は車の流れに影響を与えないよう速やかに横断する、といった基本的なマナーを守る啓発活動を実施し、悪質なマナー違反は罰則を与える条例を整備することを要望する。

歩道に大量のシェアリング自転車が山積みされ、歩行者は車道を歩かざるを得ない環境が改善されていない。安心して歩くことができる街の環境整備を要望する。

降雨で路上に水があふれ、水たまりが残り、交通・歩行に支障が生じている。道路の排水の改善を要望する。

3.総合的視野に立った取り組み**①新型コロナウイルス感染症の防疫対応と経済復興**

新型コロナウイルス感染症の流行時、外国語で情報発信するなど、陝西省の取り組みに感謝する。他方、陝西省では、重点企業の再稼働が優先され、再稼働申請が受理されない等、実際の操業再開に時間を要した企業が少なくなかった。また、海外から陝西省に戻った人に対する隔離政策が所在区により異なり、到着時は自己負担ではないと言われた集中隔離時の宿泊費が後日、遡って請求されるなど、混乱がみられた。さらに、タクシー乗車時、パスポートしか身分証明書を持たない外国人は登録できない専用アプリへの登録が求められて乗車できず、結果的に行動が制限された。企業が安定供給の義務を果たし、外国人も安心して過ごせるよう、緊急時の政策決定・通知・執行のスピード向上と外国人も利用できるかを十分に検討した政策決定を要望する。

経済活動が再開され危険地域以外の国内移動の制限がなくなった2020年5月初旬、中国国内他都市から西安咸陽国際空港に戻った際、健康コードが「異常なし」にもかかわらず、外国人であるために飛行機内から検疫所に連れていかれた事例があった。中国人と外国人に対し、客観的かつ内外無差別で公平な運用の統一を要望する。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染流行は、实体经济に打撃を与え、産業構造、生活パターンの根本的な変革を迫り、陝西省

進出日系企業も大きな影響を受けている。投資促進、産業支援、税制面等において企業のニーズに合致したより多くの企業支援策を制定・公布し、進出企業のいち早い復興への支援を希望する。

②外商投資法

外資系企業にとって基本法となる外商投資法が2020年1月、施行された。同法は、中国とのビジネスを行う日系企業に大きな影響をもたらすものであり、外商投資の合法的な権益の保護、外商投資管理の規範化等、同法が条文の規定どおり執行されることにより中国市場がいつそう開かれたものとなることを期待する。

③米中貿易摩擦

米中貿易摩擦により、関税率の複数回にわたる引き上げが事前に十分な周知期間なく実施されている。陝西省進出日系企業の中には、米国に輸出している企業もあることから、陝西省進出企業への影響の実態把握と方策の検討を要望する。

④意見聴取

日系企業は法令遵守に誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、法令遵守を適切に行うことができるよう、法制度解釈の統一的運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。策定される政策・法令・計画が企業の実態に即したものとなるよう、政策・法令・計画の策定過程で日系企業を含む関連企業との情報交換、調整を十分に行うことを要望する。

索引

あ行

RQFII

270、272、274

安可（安全可控）

94、96、98

E コマース（EC、電子商取引）

40、60、62、64、70、108、136、158、160、178、182、184、220、222、224、232、238、242、244、246、324

意匠権

66、72

一帯一路

34、88、132、134、138、158、172、184、366

移転価格

46、50

イノベーション

42、60、62、80、82、84、138、146、148、152、154、188、244、262、268、274、296、300、302、304、332

IoT（物聯網、モノのインターネット）

94、104、176、190、202、224、288、296

AI（人工知能）

60、88、188、202、222、224、262、278、288

FTA（自由貿易協定）

28、32、98、106、134、136

HS コード（HS 番号）

28、30、32、190

越境 EC

60、108、160、242、246、324

欧州（ヨーロッパ、EU、欧）

30、32、50、86、88、92、106、132、134、156、182、184、190、194、226、228、232、278、310、316、334、340、346、348、366

か行

海外送金（対外送金、対外支払、外国送金、国外送金）

36、48、50、256、274、320、330、352

外国人就労許可証（外国人の就労許可）

248、300、368

外国人就労許可制度

356、362

外資規制（外資参入規制、外資参入制限）

36、200、210、212、226、270、274、322

外資（の）参入（外資の市場参入、外商投資参入）

36、38、116、200、212、214、238、260、270、272、274

外商投資法

34、36、38、72、80、82、84、92、94、96、100、190、256、326、370

過剰生産能力（生産能力過剰）

138、164、166、168、170、172

環境対策

74、88、110、136、138、166、168、174、182、202

環境問題（環境汚染）

74、76、136、138、166、168、202、204、206、208、240、368

関税

20、22、28、30、32、34、48、108、136、226、228、236、324、330、370

供給側改革（供給側構造改革、サプライサイド改革）

20、110、112、172

居留許可（証）

24、54、56、90、298、300、308、312、326、336、338、352、356、362、368

クラウド

82、84、200、202、204、206、210、322

京津冀（北京・天津・河北省）

74、88、268、304

研究開発（技術研究開発）

34、48、66、88、144、150、208、296、304、312、316、332、366

健康コード

38、338、356、370

原産地証明（書）

30、32、156

工業情報化部（工業・情報化部）

38、42、70、76、146、166、168、170、172、196、198、200、290

工商行政管理局（工商行政管理総局、工商局）

42、64、106

工場立退き（工場移転）

156、318、330

国際標準（国際規格、国際基準）

150、152、160、196、234、290

国有企業

36、92、96、206、214、276

個人情報

82、84、206、210

個人所得税

46、48、50、58、208

コスト

20、24、30、48、52、56、60、78、86、88、90、98、110、112、114、116、124、138、142、150、152、164、174、180、194、200、204、206、208、240、244、254、256、

258、268、286、290、298、300、332、334、336、344、354、358、360、368

国家市場監督管理総局

40、42、60、66、70、72、82、104、108、144、248

国家食品薬品監督管理総局（CFDA）

104、246

国家知識産権局

60、62、68、70、72、82

国家発展改革委員会（発展改革委員会）

20、36、38、42、78、82、116、162、164、166、170、172、238、272、274、288、290

国家標準（国家基準、国家規格、GB）

78、80、82、84、106、108、150、156、176、180、194、206、246、290

さ行

財政部

48、50、52、88、92、94、120、172、274、286

サイバーセキュリティ法

82、84、200、206、210

サプライチェーン

22、28、34、36、86、134、136、188、232、238、242、244、246、300、318、356、360

自動運転

88、188、190

社会保険（社会保険3項）

20、52、56、120、122、124、298、334

社会保障

52、54、56、58、286、290、300

自由貿易試験区（自貿区、自由貿易地域）

36、120、134、258、274、310、314、320、324、366

出資比率（投資割合、投資比率）

36、212、268、272、302

準備期間（猶予期間、移行期間、経過期間、過渡期）

30、36、46、50、52、78、84、142、144、150、152、156、160、162、178、186、194、230、258、308、318、322、368、370

商標権

62、162、248

商標法

60、62、68

情報セキュリティ

82、84、98、202

商務部

34、36、38、42、82、98、164、238、244、272、274、328

新エネルギー車（新エネルギー車、新エネルギー自動車、NEV）

88、188、192、194、310、334、336、354

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染症による肺炎、新型肺炎）

22、24、28、30、36、38、48、52、54、60、62、86、92、112、114、116、120、130、134、138、144、150、152、158、166、172、176、178、188、194、198、200、208、224、226、230、232、234、236、238、242、244、246、252、254、256、264、280、286、296、298、302、304、308、312、314、316、318、326、328、330、332、334、336、340、346、348、352、356、358、360、366、370

信創（信息化応用創新）

94、96、98

水質汚染（水質汚濁）

74、76、136

スマートフォン（スマホ）

104、176、188、200、224、282

税関（海関）

28、30、32、48、60、70、86、88、90、106、110、112、132、134、138、162、174、184、190、320、322、334、356、358

生態環境部

74、76、78、138、164、166、172

政府調達（政府調達法）

36、78、92、94、96、98、206、208、288、296

税務局（税務当局、税務機関）

46、48、128、248、306、322

専利（特許）

42、60、62、64、66、68、70、72、82、100、146、148、214

増値税

28、48、50、136、180、208、240、248、274、308、322

た行

WTO

30、92、94、96、158、160、238、266

対外開放（改革開放）

36、94、98、144、238、252、254、262、264、270、272、296、302、304、330、366

大気汚染

74、76、78、88、90、108、124、136、164、166、278、298、304、306、366、368

知的財産（権）（の）保護（知財保護）

60、62、64、70、134、136、148、162、204、208、246

中国銀行保険監督管理委員会

60、252、254、260、264、266、268、270、274、276

中国日本商会

24、36、100、144、148、298

中小企業（中規模・小規模企業）

42、194、206、328、332、356

著作権

212、214、216、218

データ安全（データセキュリティ）

82、84

手続の簡素化（手続（を）簡素化、手続の簡易化、手続（の）円滑化、手続の緩和）

30、32、36、38、90、124、154、190、194、208、216、218、236、240、248、276、282、290、298、300、308、322、324、336、356、362、370

電気自動車（EV）

188、190、192

電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS、電器電子製品有害物質使用制限管理弁法、電器電子製品有害物質制限使用管理弁法）

76、78、180、184

電子商務法

40、60、64、70、244

電力制限（供給カット）

116、330

統一運用（統一的（な）運用、運用統一性、運用の統一（化））

30、36、46、64、70、106、108、236、300、308、326、330、370

独占禁止法（独禁法、反独占）

40、42、66、70、82、128、166

土壌汚染

74、76、138、320

特許権（専利権）

42、62、64、66、68、70、72、82、214

な行

日中韓自由貿易協定（日中韓 FTA）

32、98、134、136

日・中社会保障協定（社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定）

56

日本産食品（日本の食品）

104、106、312

入札（入札募集法）

94、144、146、148、150、182、206、208、302、330

ネガティブリスト

36、38、164、212、214、226、272、274、324

は行

廃棄電器電子製品（産品）回収処理管理条例（中国版 WEEE）

76、78、178、182、184

ハイテク

22、58、138、206、296、298、300、340、346、348、352

発票

240、268、306

判断基準（認定基準、判断根拠、判定基準）

32、38、42、44、46、56、64、66、68、70、122、152、154、158、162、206、290、304、308、322、324

PE（恒久的施設）

46、48、50

PM2.5

74、164、166

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

32、98、134、136

東日本大震災

106、108、248、312

ビザ（査証）

24、52、54、56、100、232、280、282、298、326、330、338、350、352、364

5G

88、178、188、190、196、198、200、224、238

付加価値電信業務（付加価値電信サービス）

200、206、210、322、324

不正競争防止法（反不正当竞争法）

42、44、60、240、242

米国（米）

20、22、28、30、32、34、36、38、40、60、62、86、94、96、106、130、132、134、138、158、170、176、188、198、206、210、212、226、228、232、238、252、264、266、270、272、278、310、316、334、340、346、348、352、354、370

米中貿易摩擦（貿易摩擦、米中摩擦）

20、22、28、30、32、34、40、86、130、132、138、158、170、176、188、206、226、228、232、238、264、354、370

ペーパーレス化

28、30

北京（市）

24、38、66、86、90、94、100、104、106、164、188、190、234、246、248、268、280、282、284、288、290、292、296、298、300、302、304、306、310、368

防疫物資（防疫資材、マスク）

154、308、318

法制度の整備（法整備、関連法令…制定）

34、36、70、74、92、182、244、248

冒認出願（冒認登録）

62、68、136、216

法令遵守（法律法規を順守、法令を順守、法令を遵守）

32、74、76、168、190、304、308、314、370

保税

30、32、88、154、180、190、236、308、320、324

保税區（保税エリア、保税地域）

30、32、180、308、320、324

ま行

窓口一本化（ワンストップ、ワンストップサービス）

36、54、84、182、200、302、324

モバイル

104、184、200、202、212、220

模倣行為

64、70、208

模倣品（模倣商品、偽物）

60、62、64、70、136、162、182、
184、216、240、248

や行

輸出増値税

28、136

輸入規制（輸入制限）

106、108、110、112、154、156、
168、214、228、230、248、250、
312、324

ら行

ロイヤルティ（ライセンス料、ライセンス、使用料）

30、48、190、202、204、256

ロボット（機器人）

88、104、190、224